



中区地域福祉保健計画

# 中なか いいネ!

第3期 平成28～32年度



平成28年3月

中なかいいネ/推進会議

横浜市中区役所/横浜市中区社会福祉協議会

## ごあいさつ

誰もが身近地域で安心して暮らせるまちをつくるため、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」が初めて策定されてから10年の年月が経ちました。その間も社会を取り巻く情勢は深刻化を増すばかりですが、中なかいいネ！では、地域が主体となり、めざすべきまちの姿や地域の様々な課題に対して熱心な取組が行われ、各地区の特色を生かした活動が徐々に広がってきました。

第3期計画の策定にあたっては、それぞれの地域や区役所、区社会福祉協議会などで、これまでの取組を振り返った結果、今まで以上に地域の見守り力を高めると同時に、健康の面にもスポットを当てて取り組む必要性が浮き彫りになりました。

中区のそれぞれの地域が、この計画の推進を通じて、豊かなつながりをさらに育んでいけることを願います。



中なかいいネ！推進会議委員長 清水 浩一

少子高齢化が進む現在、私たちが暮らすまちの中では、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、子育てなどの課題が生じています。また生活困窮、子どもの貧困などの新たな課題への対応や障害者への差別解消を更に進めていくことも必要とされています。

しかしながら、これらの課題の解決に向けた取組は、行政や関係機関だけでは充分とは言えません。

そこで、区民の皆さんをはじめ、行政、区社協、地域ケアプラザ、福祉保健関係団体などの地域に関わる関係者の課題解決に向けた計画的な取組として、第3期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」を策定いたしました。

行政や関係機関・団体だけでなく、区民一人ひとりが協力し、住み慣れたまちで安心して暮らし続けていけるよう支えあっていきたいと思います。



社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会会長 金子 豊

第3期計画の策定にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。地域福祉計画は、地域福祉の推進を目的とした行政計画ですが、策定手法及び盛り込む内容が他の行政計画とは大きく異なります。計画策定は、行政だけではなく地域住民・福祉関係者・事業者の方々など多様な主体による意見交換を重ねるなかで、自らの地域の将来を、あるべき姿を描き、当面5か年で取り組む内容を盛り込みます。その内容も、行政や社協が実施することのほか住民や福祉事業者が行うことも盛り込まれます。

地域福祉推進の主役は住民の方々です。地域の生活課題や課題解決方法を住民主体で話し合い、具体的に行動に移していくことが重要です。行政は計画実現の責務を負います。地域への思いを議論し、取り組む内容を決定し、具体的に行動していく一連のプロセスは「参加と協働による地域自治」の取組です。

第3期目に入る計画ですが、もう一度地域福祉の原点に立ち返って考える必要があります。



中区長 三上 章彦

# 目 次

第1章	中なかいいネ！第3期計画の策定にあたって	1
1	中なかいいネ！とは	2
2	中区をめぐる社会状況	5
第2章	中なかいいネ！第3期計画の枠組み	53
1	基本理念	54
2	計画期間	57
3	計画の構成 ～「区全域計画」と「地区別計画」	58
4	策定に係る区民参画の仕組み	59
5	関連する他の計画等との関係	64
6	地域福祉活動計画との融合	66
第3章	計画の推進	67
1	計画推進のための重点取組 ～「2本の柱」と「3つの土台づくり」	68
2	計画の進め方	84
第4章	区全域計画	89
1	区全域計画	90
☆	計画推進の柱Ⅰ 中なかいいネ！で“えん”結び	91
☆	計画推進の柱Ⅱ 中なかいいネ！で元気いっぱい！	109
2	計画の振り返りと評価	125

第5章 地区別計画	127
1 地区別計画	128
第1 北部地区	132
第1 地区中部	138
関内地区	144
埋地地区	148
寿地区	154
石川打越地区	158
第2 地区	164
第3 地区	168
第4 地区南部	174
第4 地区北部	178
本牧・根岸地区	184
第6 地区	188
新本牧地区	196
2 地区別計画の振り返り	203

第6章 「中なかいいネ！」を通じた地域自治の推進	205
--------------------------	-----

資料編	211
1 用語解説	213
2 参考条文	216
3 計画推進に関する具体的な取組・事業一覧	218
4 検討経過	230
5 中なかいいネ！推進会議 委員名簿	231
6 グループインタビューの実施概要	232
7 区民意見募集の結果概要	234

# 第1章

中なかいいネ！第3期計画の策定にあたって

# 1 中なかいいネ！とは

「中なかいいネ！」とは、地域の人々がお互いに支えあい助けあいながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、中区に住む人・働く人、全ての人が協力しながら進めて行く計画（中区地域福祉保健計画）の愛称です。

## （1）横浜市の地域福祉保健計画

地域福祉保健計画は、社会福祉法第1条の「・・・福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資すること・・・」とされる目的を受けて、同法第4条に規定されている「地域福祉の推進」の概念を具体化する取組として、同法第107条において市町村が策定することとされている計画です。

横浜市においては、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に、保健の視点も組み込み、福祉と保健の取組を一体的に推進していくものと位置付けています。

### ○ 社会福祉法（抜粋）

#### （目的）

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

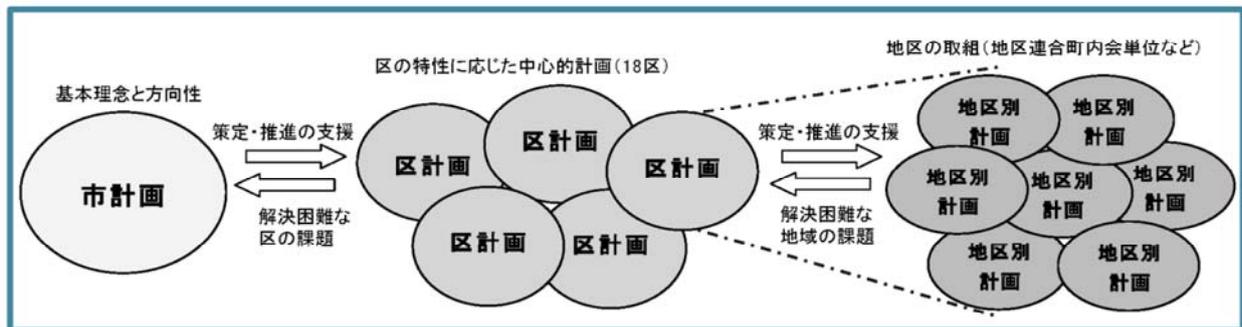
- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

横浜市の地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりをめざして、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進するもので、市計画、18区の区計画とで構成され、区計画はさらに区全体計画と地区別計画で構成されています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や地域ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区全体計画を策定し、区の特性に応じた取組を進めていきます。

さらに、地域の生活課題にきめ細かく対応するには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要です。身近な生活圏域での福祉保健課題を抽出し、課題解決の手法を検討することは、毎日の生活の中から出てきた課題であることから、参加が比較的容易であり、また解決に直接関与しやすいといえます。その取組は地域課題を発見し住民自ら取り組む自治の取組であり、また、より広い地域での課題発見にもつながります。そこで、横浜市では区計画の中で、連合町内会単位などを圏域とした地区別計画の策定・推進に取り組んでおり、中区においては、12の連合町内会エリアと寿地区の、合わせて13の地区別計画を策定します。

### <横浜市における地域福祉保健計画の構成（イメージ図及び表）>



	市計画	区計画	
		区全体計画	地区別計画
①位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画
②盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>地区別計画の活動を支える取組</li> <li>区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組</li> <li>地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいや健康づくりの取組</li> <li>支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul>

（出典）第3期横浜市地域福祉保健計画【概要版】

## (2) 地域福祉と地域保健を一体的に進める意義

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民と関係団体・社会福祉協議会・行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域特性に応じた支えあいの地域社会をつくることです。また、「地域保健」とは、健康、保健、衛生、生活環境等に関する地域住民の多様なニーズに的確に対応し、地域で生活する個人やその家族の健康的な生活力が向上できるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との連携に配慮しながら、地域住民の健康の保持及び増進を目的として推進していくものです。

「地域福祉」も「地域保健」もめざすところは、住民が「地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」であり、重視する視点やプロセスも非常に近いものです。そこで、横浜市では、誰にとっても関心を持ちやすい健康や生活環境など「地域保健」に関する取組を「地域福祉」の取組と一体的に推進することが、幅広い市民参加につながるなどから、第2期の市計画（平成21～25年度）から計画の名称を「地域福祉保健計画」として策定・推進しています。

地域では、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域保健人材が、公的機関と連携しながら健康づくりのための活動を実施しています。こうした人材の活動を支援し、「健康づくり」や「予防」の取組を進め、地域ぐるみの活動を展開することで、より多くの人の参加が得られ、地域の「活力」の向上につなげることもできます。

さらに、地域福祉保健計画を総合的に推進し、地域の「活力」を向上させるには、そこで暮らす人々の主体的な参加と協働の場づくり、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の提供と共有などが不可欠です。

### 【参考】 「地域福祉保健」の領域について

第2期では、児童、障害、高齢、生活保護等という従来の分野に健康づくりや予防といった観点を加えました。さらに、地域での生活を支援していくため、地域を災害や犯罪から守る安全・安心のまちづくり、清潔なまちづくり、多文化共生などの分野も加え、幅広い観点から「地域福祉保健」を捉えて計画を検討しました。

## (3) 中なかいいネ！とは

こうした考え方のもと、中区でも平成18年度に第1期計画を策定して以来、2期10年にわたり、「中区地域福祉保健計画」を策定・推進してきました。

- ◆ 少し長い目で自分たちの地域をあらためて見つめ直して、
- ◆ どんな良いところや生活課題があり、どんな取組をしていったら良いかを、
- ◆ これまでの取組も再確認・再評価しながら、
- ◆ 組織・団体の枠を超えて地域全体で考えて、
- ◆ 「こうなるといいな」という将来像を含めてみんなで共有して一緒に取り組む、

「中なかいいネ！」はそんな計画です。

この第3期計画（平成28～32年度）でも、中区の区民や自治会町内会、事業者、ボランティア、活動団体・グループ、関係機関・施設、そして区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザなど様々な主体による協働を深めながら、新たな5か年の取組を推進していきます。

## 2 中区をめぐる社会状況

### (1) 中なかいいネ！と歩んだ10年 ～第1期・第2期計画の振り返り～

#### 【 第1期（平成18～22年度） ～ まちの姿をみつめて 】

初めての策定となった第1期は、手探り状態での策定となりました。各連合町内会単位の検討の場では、当初、計画の趣旨の周知に奔走しましたが、まちの良いところや困っているところをざっくばらんに話し合い、この地域をどんなまちにしたいか次第に相互理解を深めていきました。

そして、「支えあい助けあう仕組みづくり」、「誰もが暮らしやすいまちの実現」を基本理念とし、4つの基本目標を定めました。

#### <基本目標>

- ① 知り合い、出会う大切さを育てよう
- ② 住みよい環境をみんなで作ろう
- ③ 新しい取り組みを生み出そう
- ④ 交流のさかんなまちづくりをめざそう

策定後は、「めざすまちにするためにはどう取り組んだら良いのか」を、模索しながら進み始めました。そして、各地域や区全体の会議、さらに年に一度の「中なかいいネ！発表会」等で各地域の特色ある取組を情報共有して、自分の地域の目標に沿った取組の参考にし、徐々にまちづくりに向けた取組・活動を広げていきました。

#### 【 第2期（平成23～27年度） ～ 見守り支えあいの空気が醸成 】

中なかいいネ！委員会（中区地域福祉保健計画策定・推進委員会）や各地区での議論。また、広く区民の方々から意見や提案が寄せられ、平成23年度からの5か年計画である第2期計画を策定しました。

策定の際には、次の基本的視点を持って検討しました。

#### <基本的視点>

- ① 「地域福祉保健」を狭くとらえず、地域を良くする知恵を出し合おう。
- ② 中区らしさや地域の良いところに着目し、伸ばしていこう。
- ③ これまでの活動をふまえ、必要な改善やステップアップを目指そう。

これにより、2つの重要テーマと7つの重点取組を定めました。

### <重要テーマ>

- ① 地域のつながりと住民同士の支え合いの充実強化
- ② 活動の継続・活性化と次代を見据えた人材育成

### <重点取組>

- ① 地域の“見守り力”を高めよう
- ② 子どもたちを育む世代間のつながりを豊かにしよう
- ③ 地域の様々なネットワークを強くしていこう
- ④ 個性を認め合う共生社会を目指そう
- ⑤ 地域の人材を発掘し、育てていこう
- ⑥ 中区の人材・資源を生かした取組を進めよう
- ⑦ 今ある活動を大切にしていこう

ここからは、第2期の振り返りを行い、第3期につながる課題（今後に向けて）を抽出します。

## ア 2つの「重要テーマ」に沿った振り返り

### <重要テーマ>

- ① 地域のつながりと住民同士の支え合いの充実強化

## できたこと

### ◇地域からの発案による「見守りキーホルダー」

民生委員からの発案で75歳以上の高齢者（約15,000人）を対象にした「見守りキーホルダー」の取組が27年4月にスタートしました。27年12月末現在で573人の方がキーホルダーを持ち、安心して外出できるようになったなどの感想も寄せられています。この取組をきっかけに、地域ぐるみで見守り支えあう意識が高まっています。

### ◇認知症サポーター企業認証

認知症サポーター企業の認証は、他区にはない中区独自の取組です。企業数が多いという中区の特性を生かし、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症を理解し見守りをしてくれる企業等を増やすことで地域の支えあいを充実強化することを目的に24年度から実施しています。この事業は、認知症に理解がある従業員を増やすために認知症サポーター養成講座を受講した金融機関や薬局、理美容院等を認知症サポーター企業として認証しており、27年9月末時点で201事業所となっています。これにより企業も地域の一員として、認知症と思われる方の接客を工夫したり、区や地域包括支援センターへの相談を勧める等の取組をしています。

## ◇認知症カフェの取組

認知症の方やその家族、周りで支える方々を中心に、だれでも立ち寄って情報交換をしたり、一息ついたり、自由に過ごせる空間として、認知症カフェの取組が、区内3か所（「認知症カフェ けみく」（元町2丁目）、「コミュニティカフェ おしゃべりば や・ま・と」（大和町）、「本牧通りふれあいカフェみやばら」（本牧原1丁目））で行われています。

## ◇障害福祉の活発な活動

「ポレポレまつり」や「本牧サポートプロジェクト」など、障害の有無に関わらず参加でき、障害者団体や自治会町内会、地域の企業がお互いに助けあい支えあいながら開催するイベント等が増えており、区も積極的に運営を支援しています。「ポレポレまつり」は区内の障害者地域作業所・福祉施設など福祉関係団体、中区社会福祉協議会など、障害者と地域住民とが共に楽しみ、作業所製品を販売し、障害者団体の活動を広めることを目的として、趣旨に賛同する30団体以上が協力し、19年間開催されています。また、新たな取組として27年7月に設立された「本牧サポートプロジェクト」は、区内の障害者地域作業所・福祉施設及びY. S. C. C.（J3加盟のプロサッカーチーム）などの自主製品の販売活動を軸に、地域の企業、団体、メディアが緩やかな連携を保ちつつ、お互いに支えあい、助けあいながら福祉・スポーツの枠を超えて元気で活力のある街づくりをめざして活動しています。

## ◇障害者の社会参加

区役所別館にあるナカナ・カフェ（軽食喫茶）や商業施設、地域の学校、企業の行事で、障害者作業所等の自主製品（ポレポレグッズ）の販売の機会が増えており、地域住民と障害者が関わる機会が増えています。自主製品の販売を通じ、障害に対する理解を深め、障害者の積極的な社会参加を促しています。

## ◇地域子育て支援

保育園が、地域の親子にとって気軽に遊びに行ける実家のような存在となるよう、「グランマ保育園」事業を23年7月から21園で開始し、27年10月末時点では30園で実施しています。絵本貸出（26年度貸出冊数：11,539冊）、育児相談（26年度相談件数：2,001件）、施設開放（26年度延べ参加人数：2,549人）、一時保育を行い、親子の交流の機会を提供しています。

## ◇地域支援体制の構築

地区担当課長をはじめ係長、保健師・社会福祉職からなる地区別の地域支援チームを13地区すべてで立ち上げ、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの3者が地域の情報共有と支援方針の共有を行ったうえで、各地区での活動支援を行う体制を整えました。例えば第4地区南部では、認知症サポーター養成講座の進め方について地域支援チームと地域が協働で話し合い、地域の方が講座に参加しやすくするための工夫として出前講座の形をとることや、活動のためのツールとして電子紙芝居を作成するお手伝いをするなど、地域での活動における課題解決に対するアドバイスや、進め方についての相談を行いました。

## ◇防災・減災

地域の震災対策に取り組むにあたっては、火災対策や津波対策など地域によって必要となる対策が異なるため、それぞれの地域の防災上の課題・特性を知ることが大切です。その機会と

して「防災まち歩き」や「防災マップづくり」が有効であり、25年度以降、第1北部地区連合町内会をはじめ区内のおよそ30自治会町内会で「防災まち歩き」や「防災マップづくり」が実施されており、これらを通し、災害時における地域の助けあいの大切さに関する認識が深まっています。

#### ◇地域防災拠点での防災訓練

区内の各地域防災拠点（小中学校など）では、定期的に防災訓練が行われました。特に北方小学校や間門小学校、山元小学校などでは在学する小学生が地域の皆さんと一緒に訓練に参加しました。また、港中学校では、拠点での訓練をきっかけとして中学生自らが地元の消防団などと独自の訓練を行うなどの取組も行われました。

#### ◇元気な地域づくり推進事業

地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が“横つながり”で連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」が設立されています。同協議会は、自治会町内会をはじめ、スポーツ推進委員、青少年指導員、民生・児童委員、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、商店会など、地域の様々な団体が情報を共有し、連携、協力して課題解決に向けて取り組む仕組みです。28年3月末現在、8つの地区（第4地区南部、本牧・根岸地区、第4地区北部、第2地区、新本牧地区、石川打越地区、第1北部地区、第3地区）で協議会が設立され、地域交流、商店街活性化、認知症予防、ウォーキング、花いっぱい運動、イベントカレンダー等の地域に応じた様々な取組を進めています。

#### ◇防犯活動

区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会と区役所、自治会町内会、関係団体、企業、事業者等が連携してまちの安全安心に向けて取組を進めています。自治会町内会が中心となった定期的な自主防犯パトロールなど、“自分たちのまちは自分たちが守る”取組が進んでいます。また、地域自主防犯活動委員会（各地区連合町内会の防犯担当者から構成）、区役所、区内4警察署、社会貢献活動に積極的に取り組む民間企業が連携して、はまっこふれあいスクール・放課後児童クラブ・保育園を対象にした「スター☆ジャン子ども防犯教室」（26年度6回）及び「マクドナルド子ども防犯教室」（26年度1回）、老人クラブを対象にした「アルソック高齢者防犯教室」（26年度1回）を開催し、犯罪防止に向けた啓発に取り組んでいます。

#### ◇振り込め詐欺防止

振り込め詐欺被害防止のため、区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会、区役所による合同対策会議を開催し、区内企業・事業者の協賛と横浜港郵便局の協力で「振り込め詐欺撲滅はがき」26,000枚を郵送（27年2月）するとともに、「振り込め詐欺注意喚起ちらし」4,500枚を自治会町内会で班回覧（27年2月）しました。区内4警察署、4防犯協会・防犯協力会、自治会町内会、企業・事業者が連携して、振り込め詐欺被害防止に取り組んでいます。

#### ◇こどもの交通安全

小学校ごとに組織するスクールゾーン対策協議会（中区の子どもたちに関係する学校は、中区9校、西区1校、南区2校、磯子区1校、横浜中華学院）では、通学路の危険箇所を把握し、

関係機関に子どもの安全・安心に向けた要望を行っています。区役所、土木事務所、警察署では、現地状況を把握・検討し、スクールゾーン路面標示や電柱巻の設置・補修等（区役所）、歩道の補修、ガードレールやカーブミラーの設置・補修、街路樹の剪定等（土木事務所）、横断歩道の補修等（警察署）を進めています。

#### ◇高齢者の交通安全

交通安全シルバーリーダー（高齢者の交通安全指導者）は、老人クラブ会員が養成研修を受講することにより増えており、警察署・交通安全協会が実施する交通安全キャンペーンへの参加をはじめ、身近な通学路で自主的に登下校時の児童を見守る活動を行うなど交通事故防止に向けた地域での活動が広がっています。

#### ◇商店街振興

中区では、27年度から新規事業「中区商店街魅力アップ事業」を開始し、商店街の魅力再発見、賑わい再生に向けたモデル事業として、本牧通り沿い商店街を対象に取組を進めています。商店街と区民・消費者（消費生活推進員等）をつなぎ意見交換を行う「商店街交流会」、大鳥小学校、北方小学校の3年生約180人を対象にした「商店街お仕事体験」（3商店会15店舗）を実施するなど、商店街が更に魅力を増し、賑わい、活性化するための協働の取組を進めています。また、中区民祭り「ハローよこはま」では、商店街出店コーナーを設置（5商店会が出店）し、中区ウォーク&健康フェスティバルでは、9商店街を巡る「商店街めぐりコース」を新設するなど、身近な商店街の魅力を再発見していただく、商店街PRに力を入れています。

#### ◇多文化共生

中区は、18区で最も外国人が多く、区民の約10%、市内で生活している外国人の約20%が在住しています。外国人人口は増加傾向にあり、母語（言語）も多岐にわたっています。国際交流ラウンジでは、日本語ボランティアによる日本語教室や、多文化共生事業ボランティアによる多文化理解・交流イベントの運営サポート・通訳支援も実施しています。また、区内の小中学校に転入してくる子を持つ保護者に、学校生活や日本の教育制度などについて、英語・中国語で個別に説明し、学校につなぐ「スクールガイダンス」を行っています。

#### ◇日本語支援・学習支援

中区には、外国籍・外国につながる児童生徒が4割を超す市立中学校もあり、その児童生徒の多くは授業に必要な学習言語を習得する機会が十分ではありません。そのため、国際交流ラウンジ等と連携し、母語で学習支援等を行うサポーターを学校へ派遣する「学校支援多言語サポーター事業」を26年度から開始し、当該年度は95件の利用がありました。また、放課後を利用して、ボランティアの学習サポーターが中学生に教科学習等の学習支援を行う「放課後学習支援」については、これまで週2回実施していたところ、27年度は週3回に増やしました。さらに会場についても、27年度から国際交流ラウンジに加え、一部中学校でも実施しています。

## 今後に向けて

#### ✓自治会町内会加入率の向上策

地域の絆を育み、地域で支えあい、住みよいまちづくりを進めるため、自治会町内会と区役

所が連携して加入チラシを作成、配布したり、未加入マンションの管理組合に対して自治会町内会設立を働きかける等の加入促進に取り組んでいますが、自治会町内会加入率は、64.8%（27年4月1日現在）と18区中最下位であり、引き続き、自治会町内会と連携した加入促進に取り組む必要があります。

#### ✓健康づくりの働きかけ

近年、適度な運動やバランスのとれた食事、禁煙などに加えて、地域との交流や様々な活動への参加など、積極的に「つながり」をつくるのが、心身の健康に効果があると言われ、横浜市においても「つながりde健康づくり」として啓発を始めたところです。まだ、この概念が十分に地域で理解されていませんが、今後は、「つながりde健康づくり」を周知することで、多くの区民が健康づくりも意識しつつ地域活動に参加し、地域活動自体もより活性化されることをめざします。

#### ✓育児不安の解消

中区は人口の流出入が多い区であり、地縁や血縁の薄い中で、不安感や孤立感のある育児になりやすい状況があります。また、ひとり親家庭や再婚率が高いなど、複雑な家庭環境にある子どもが多い状況です。そこで、20年度から始まった「こんにちは赤ちゃん訪問事業」により、地域の訪問員が、子育てに関するいろいろな情報を提供するとともに、地域でのつながりを持つきっかけを作る取組を行っています。一方、訪問率が26年度末で84.3%と市の平均89.3%を下回っています。広報等により周知を図るなど区民に対し事業への理解を深め、訪問率の向上に努める必要があります。

#### ✓親子の居場所

子育ての仲間づくりを支援するため、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、赤ちゃん学級等の親子の居場所を設置していますが、保護者同士を引き合わせ、つながりやすくなる機会を提供するなど、今まで以上に地域の支援者等による働きかけが必要です。

#### ✓子育て支援のさらなる充実

子ども・子育て新制度の施行により、子育て支援に関する事業・制度・施設等が充実し、多様になることから、これらの円滑な利用を支援するための「利用者支援事業」が新たに位置付けられました。横浜市では、28年1月から各区の地域子育て支援拠点に、専任スタッフ（愛称「横浜子育てパートナー」）が配置されました。これを踏まえて、今まで以上に、子育てに役立つ情報の入手や、仲間づくりができる場の利用がしやすくなるよう、チラシやホームページなどの不特定多数を対象とした情報提供だけでなく、一人ひとりのニーズに合わせて相談や助言ができるようにしていく必要があります。

#### ✓認知症サポーター及びボランティアの養成

認知症の方とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるように住民の認知症の理解を促進する認知症サポーター養成講座等による普及啓発が引き続き必要です。更に、近隣住民のボランティア等により身近な生活支援が行われるようボランティア養成講座等の開催を検討していく必要があります。

## ✓風水害対策

昨今は地震対策だけではなく、風水害対策も防災上重要な課題となっているため、危険な崖を抱える地域を中心に、風水害対策を想定した「防災まち歩き」等も実施し、風水害に備えた「自助・共助」を進めることが課題です。

## ✓交通安全対策

中区は9年連続高齢者交通事故多発地域に指定されており、警察署、交通安全協会、安全運転管理者会、区役所、関係団体が連携して啓発活動に取り組んでいますが、なかなか事故が減らない状況であり、更なる取組の強化が必要です。また、自転車交通事故も多く、交通事故を一件でも減らすため、現在、横浜市が進めている「横浜市自転車総合計画」(まもる・はしる・とめる・いかす)の策定に向けた推移を見ながら、引き続き、関係機関、団体が連携し、啓発活動を強化していく必要があります。

## ✓振り込め詐欺防止対策の継続

警察署、防犯協会・防犯協力会、区役所、関係団体が連携した取組により、振り込め詐欺発生認知件数及び被害額は減ってきてはいますが、まだまだ振り込め詐欺による多額の被害が発生しており、引き続き関係機関が連携した注意喚起の啓発活動を継続していくことが必要です。

## ✓商店街振興策の充実

中区は大規模な商店街から地域密着型の商店街まで、46の商店街(27年10月末現在)があります。商店街が更に魅力を増し、賑わいを創出することが地域の活力につながるため、地域と連携した商店街振興が課題であり、区役所としても協働の取組を進めていく必要があります。

## ✓外国語サポーターの確保

区内の外国人を対象とした日常生活や地域の活動を支援する、中国語をはじめとした外国語のサポーター・ボランティア人材が不足しています。また、サポーター等の制度もより区民にわかりやすく、参加しやすくなるように支援する必要があります。

## ✓外国籍・外国につながる子どもへの学習支援

「外国籍・外国につながる児童生徒」を対象に実施している放課後学習支援事業では、市民ボランティアの「学習サポーター」が原則1対1で学習の進捗に合わせた指導を行っています。増加する日本語指導が必要な生徒を支援するための、日本語や教科学習をサポートできる人材が不足しており、養成や確保が必要です。

## ✓多文化共生社会の実現

中区は、市内はもとより国内でも有数の外国人居住地域で、区の人口の約10%が外国人です。区役所では、窓口での多言語サービス等言葉のサポートを中心に対応して来ましたが、区役所全体として外国人の生活上の課題解決等に向け、27年度に「区内多文化共生推進プロジェクト」を立ち上げたところです。今後、現状分析・課題整理等を通して、地域とのつながりづくりや、出産・子育て、教育、生活支援、介護・医療、防災・減災等生活の様々な場面で困難を抱えている外国人への支援に取り組んでいく必要があります。

## <重要テーマ>

### ② 活動の継続・活性化と次代を見据えた人材育成

## できたこと

### ◇ラジオ体操の普及

個人や地域が継続的に健康づくりに取り組めるよう、区を挙げてラジオ体操を推進しています。保健活動推進員会でラジオ体操講習会を開催し、保健活動推進員自らが正しい動きを学ぶだけでなく、ウォーキング等の地区活動でも準備体操として取り入れています。

### ◇ウォーキングの浸透

保健活動推進員が地域で企画・運営する健康づくりの活動において、月1回以上ウォーキングに取り組む地区が5地区、年に数回取り組む地区が4地区となり、身近な地域で、効果的かつ安全なウォーキングを企画・運営する人材が育っています。

### ◇ラジオ体操への支援

各地区において夏休みを中心に実施される早朝ラジオ体操会場と保育園にラジオ体操指導員を派遣（横浜市体育協会へ委託）し、正しいラジオ体操の普及に努めています。8地区9か所の会場で約630人が参加し、竹之丸保育園では約70人の園児が参加しました。

### ◇寿地区での健康増進

寿地区は、地区内の簡易宿泊所に約6,300人が居住しており、高齢化率は50%を超えています。また、要介護状態の要因の一つとなる生活習慣病も多く、中区の他の地域より若い年齢で要介護認定を受けている状況です。このような健康リスクが高い約2,300人の疾病の悪化と介護予防が急務となっているため、ことぶき高齢者健康維持支援事業を実施しています。この事業は、看護師と社会福祉士が訪問による個別支援を行うことで、寿地区の高齢者が健康の自己管理が出来るようになることや、他者との交流や社会参加が可能となることを目指しています。この取組を地域の支援者や関係団体と一緒に行うことで介護予防についての関心が高まっています。

### ◇老人クラブ加入者の増

高齢者が地域における様々な活動に取り組むことで、自身の健康維持と互いに支えあう地域づくりを進めていくことを目的に、26年度から、老人クラブ未加入者を対象に、体験参加券付きのクラブ紹介チラシの作成や寄席の開催といった様々な加入促進の取組を実施しています。その成果として、中区老人クラブ連合会の会員数が8年ぶりに純増しました。

【中区老人クラブ連合会における会員数の推移】（各年4月1日現在）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会員数 (前年比)	4,605人 (▲107人)	4,515人 (▲90人)	4,391人 (▲124人)	4,113人 (▲278人)	4,118人 (+5人)

## ◇小中学生の防災意識向上

中学校での防災体験教室（2校）や防災出前講座（延べ7校）の実施を通して、災害時に中学生がジュニアボランティアとして活躍できるよう人材育成を行っています。また、小学校においても防災体験教室（3校）を実施し、学齢期からの防災意識の啓発に取り組んでいます。

### 今後に向けて

#### ✓地域の担い手としての若年層への働きかけ

人材育成の観点での取組は、中学生の担い手体験などで将来に向けて種を蒔くことができましたが、地域活動に直結する人材という意味では今一步成果を出すことができませんでした。既存の担い手に身近な人々を担い手としていく取組と併せて、裾野を広げるための広報活動が必要です。

#### ✓児童虐待防止のための見守り

児童虐待防止のためには、地域での見守りが大切です。継続的な見守りのためには、民生・児童委員等に加え、新たな担い手の発掘や育成が必要です。

#### ✓寿地区での健康増進に向けた地域づくり

「ことぶき高齢者健康維持支援事業」を実施することで寿地区の高齢者の疾病の悪化と介護予防に効果が出ていますが、健康の自己管理を継続するには、見守りや声掛けをする機能が少ないため、地域への働きかけを行い、見守り力を高める必要があります。そして、このような地域づくりは、寿地区の地域包括ケアシステム構築に向け、継続して実施する必要があります。

#### ✓防災訓練への小中学生の参加促進

児童・生徒が地域防災拠点の訓練に参加している拠点はあるものの、今後更に児童・生徒の拠点訓練への参加を増やすことが望ましいため、地域・学校・行政が連携し、訓練内容の充実や訓練実施時期等の児童・生徒が参加しやすい環境整備を行っていくことが課題です。

## イ 7つの「重点取組」に沿った振り返り

### <重点取組>

- ① 地域の“見守り力”を高めよう

### できたこと

#### ◇地域からの発案による「見守りキーホルダー」（p6再掲）

#### ◇児童虐待防止の取組強化

児童虐待防止のための地域の見守り力を高める取組として、民生・児童委員等、地域の支援

者向けの研修を13地区中5地区で開催しています。引き続き、全地区での実施に向け取り組んでいきます。また、24年度から保育園と、さらに27年度から学校関係者とともに学び合う研修・事例検討会を開催しています。

#### ◇災害時要援護者の情報提供

災害対策基本法の改正及び横浜市震災対策条例の改正に伴い、災害時要援護者支援事業として、26年度から自治会町内会の同意を得た上で地域の防災組織に要援護者名簿を提供する「情報共有方式」による取組を開始しました。同年から「情報共有方式」10か所、「同意方式」1か所、合わせて11か所の自治会町内会で地域ぐるみでの取組が始まっています。

#### ◇企業区民の参加促進

「認知症サポーター企業認証」を実施することで、企業等も地域の一員として見守りに協力しています。

### 今後に向けて

#### ✓ 認知症サポーター及びボランティアの養成（p10再掲）

#### ✓ 障害への理解促進

障害者が地域で安心して生活するためには、福祉の専門家だけではない、身近な地域での見守りが必要です。日頃の生活から災害等の緊急時まで、地域で見守られ安心して生活できるよう、障害特性や対応などを正しく理解するための、障害者自立支援協議会を中心に更なる啓発活動が必要です。

#### <重点取組>

#### ② 子どもたちを育む世代間のつながりを豊かにしよう

### できたこと

#### ◇絵本の読み聞かせの拡大

乳幼児期のこどもが豊かな体験を積み重ねていけるよう、竹之丸保育園では、26年度から、毎日絵本の読み聞かせをしています。また、区内の絵本貸出実施園に対する絵本購入費の補助（26年度～）や、保育園職員向けの研修を行うことで、民間園でも、絵本の読み聞かせの取組が広がっています。

#### ◇多様な能力を活かす取組

地域子育て支援拠点が募集した「子育て応援ボランティア」を、庭木の剪定や裁縫などの保育園での活動につなげることで、地域の人材が活動する機会が拡大しました。

## ◇青少年指導員とスポーツ推進委員の連携

中区では、青少年指導員協議会とスポーツ推進委員連絡協議会が連携して活動を進めており、「なかくっ子フェスティバル」「文明開化ウォークラリー」等の開催、「ハローよこはま」等への参加、各地区での運動会やレクリエーション大会等の活動を通して、青少年の健全育成に取り組んでいます。また、毎年、合同宿泊研修会を開催し、両協議会の連携を強化しています。

## ◇こどもたちの健やかな育ちのために

こどもたちが健やかに育つために、4か月、1歳6か月、3歳の時点で乳幼児健康診査を医師会、歯科医師会を中心とした医療機関の協力を得ながら実施しています。また、妊婦健診等を通じて、こどもが生まれる前からの支援を、さらに出生後も通常の診療時に、気になる親子がいた場合には区役所と連携を図っており、早期に家庭訪問等を実施することで、必要な支援を提供する等の対策につなげています。

【参考】 平成26年度の乳幼児健康診査

	対象者数	受診者数	受診率
4か月児健診	1,088	999	91.8%
1歳6か月児健診	1,138	1,002	88.0%
3歳児健診	1,045	922	88.2%

## ◇主任児童委員の活動

各地区の主任児童委員が中心となって、区内5か所で2～3か月に一度程度「親子のひろば」を開催しています。子育てに関する相談や情報共有、ちょっとした悩み事を話すなど、親同士、親世代と子育ての先輩とのつながりにより育児不安の解消と親子の居場所づくりが進んでいます。また、そのほかにも各地域ケアプラザを会場とした子育てサロンを実施しているほか、第4地区北部では地区独自の取組として会場を確保して子育てサロンを開催しています。さらに、定期的に区内の中学校の生徒指導専任教諭との連絡会で情報共有を進めています。

会場	主な担当地区	
親子のひろば	野毛地区センター	第1北部地区、埋地地区
	青少年育成センター	関内地区、第1地区中部
	聖母愛児園	第3地区
	中区福祉保健活動拠点なかふく	第2地区、石川打越地区
	本牧ポートハイツ	本牧・根岸地区
子育てサロン	新山下地域ケアプラザ	第4地区北部
	不老町地域ケアプラザ	埋地地区
	麦田地域ケアプラザ	第3地区
	本牧原地域ケアプラザ	第4地区南部、新本牧地区
	箕沢地域ケアプラザ	第6地区
	本牧和田地域ケアプラザ	本牧・根岸地区
	アソカ幼稚園	第4地区北部

## 今後に向けて

### ✓ 「働き・子育て世代」のニーズ把握

健康づくり事業への「働き・子育て世代」の参加者数が少ない状況で、これらの世代への健康づくりの啓発が十分になされていません。「働き・子育て世代」のニーズを的確に把握し、効果的に情報発信を行うため、子育て支援機関等と連携し計画的に取り組む必要があります。

### ✓ 子育て支援の裾野拡充

地域でこどもを預かりあう「横浜子育てサポートシステム」については、利用したい人が約420人に対し、提供できる人は約90人（28年1月現在）と、提供側の人材が不足しています。また、地域子育て支援拠点でのこどもの見守り、保育園での裁縫や庭木の剪定などを行う「子育て応援ボランティア」の登録数は、現時点で約30人と伸び悩んでいます。そこで、地域の多様な世代の方に対し、子育てに関わるきっかけづくりや、活動を継続するためのやりがいを持てるような取組の充実が必要です。

#### <重点取組>

#### ③ 地域の様々なネットワークを強くしていこう

## できたこと

### ◇ 食育ネットワーク

「中区の食育を考える会」（食生活等改善推進員、保健活動推進員、地域子育て支援拠点、保育園、小・中学校、ガス会社、スーパー、コンビニエンスストア、農協、環境創造局、中区役所で構成）では、団体間の相互理解が進み、食育イベント開催やレシピ配布の協力など、新たな連携による取組が生まれています。

### ◇ 地域福祉保健計画と元気な地域づくり推進協議会

中なかいいネ！の取組の中で、元気な地域づくり推進協議会の立ち上げや運営についてノウハウを伝達し、あわせて事業展開を支援しています。

### ◇ 寿地区の健康増進

ことぶき高齢者健康維持支援事業を実施することで、寿地区の高齢者の健康増進について、地域の支援者や関係団体と情報共有ができるようになっていきます。また、区役所内においても寿地区の対象者に関係する課の連携・職種の連携が進んでいます。

### ◇ 徘徊ネットワークの充実

認知症により徘徊する高齢者等が行方不明になった時に早期に発見・保護することで高齢者等の安全を守ること、また、認知症高齢者等に対する理解や意識の向上を目的として、区内の警察署や公共交通機関等と連携し「中区徘徊高齢者等ネットワーク事業」を実施し、対象者

やネットワークの構成メンバーを拡大し、行方不明になった高齢者等の発見協力に取り組みました。

#### ◇障害者自立支援協議会

「みはらしポンテ」（中区障害者支援拠点）が24年に開所し、障害者自立支援協議会を中心とした連携体制が充実しています。協議会における部会数は当初の2部会（成人部会・児童部会）から27年度には6部会（児童部会・障害ヘルパー部会・グループホーム部会・計画相談部会・精神部会・発達障害部会）に増え、一人ひとりの課題を地域の課題として捉え、障害者やその家族、様々な関係機関が協力して課題解決に取り組む環境が整ってきました。25年度以降、障害者や障害者支援に関わる関係機関だけでなく、地域住民も参加する防災研修、講演会を行っています。

#### ◇生活困窮者自立支援施策

27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、全国の自治体で生活に困窮している方々を支援する取組が始まりましたが、中区では法の施行に先立ち、25年10月からモデル事業を実施しました。区役所各課や区社会福祉協議会、地域ケアプラザのほか、様々な団体や機関が連携して個別の課題を抱えた方々への支援を進めています。モデル実施期間（25年10月～27年3月）には343人の方から相談を受け、利用申込みをした98人の方に就労支援や家計相談支援などを実施しました。法施行後は27年9月までの半年間に142人の方から相談を受け、利用申込みをした45人の方々に支援を行っています。また、より効果的な支援に結びつけるための連携促進に向けた支援調整会議を、区役所関係各課だけではなく区社会福祉協議会やハローワーク、法テラス等をメンバーとして定期的（2か月に1～2回）に開催し協議を行っています。さらに、民生委員や社会福祉施設運営法人の代表をメンバーに加えたネットワーク連絡会を開催し、地域のネットワークの構築についての検討や社会資源の開拓等に関する検討を行っています。

### 今後に向けて

#### ✓老人クラブ活動の充実

老人クラブにおける「友愛活動員」は、地域における見守りや支えあいを行うなどの活動を行っていますが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、その役割がますます重要視されます。地域資源の一翼を担う老人クラブの機能強化に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

#### ✓障害者自立支援協議会のさらなる機能強化

障害者自立支援協議会の部会数も増え、活動内容も充実し活発化しています。部会ごとに外部講師を招いた研修会を、部会自らが企画・開催するなど、更なる自主的な取組となるよう働きかける必要があります。

#### ✓生活困窮者支援の輪の拡大

生活困窮者自立支援の取組の中では、まだまだ関係機関や地域からの情報提供や地域での広がりや一層地域における支援のネットワークの構築を進め、困窮者の早期発見やインフォーマルサービスの充実を図っていく必要があります。

## ✓ 認知症対策の充実

認知症を疑っても、高齢者やその家族が受容できず、早期受診ができなかったり、必要な福祉サービスが利用できていないという課題があります。また、認知症の相談窓口についても十分知られているとはいえません。引き続き認知症の普及啓発や医療と生活支援の体制整備が必要です。

### <重点取組>

#### ④ 個性を認め合う共生社会を目指そう

### できたこと

#### ◇ 発達障害への取組

発達障害の正しい理解を促すため、ネットワークづくりのための連絡会の開催や、保護者向けの講演会を開催しています。27年度からは、障害者自立支援協議会に発達障害部会を立ち上げ、さらに幅広いネットワークができつつあります。

#### ◇ 多言語広報

多言語広報紙（英語・中国語）、多言語ホームページ（英語・中国語・ハングル）での情報提供をするとともに、広報よこはま中区版で多文化共生の取組を紹介してきました。（特集を年1回、「みんな中区人（中区で活躍する外国人を紹介）」これまで15回）

#### ◇ なか国際交流ラウンジの多様な取組

なか国際交流ラウンジでは交流の拠点として、講座・イベント、日本語教室、生活相談、情報提供等を行いました。また、お互いの文化的な違いを認識するための「国際理解セミナー」の開催をはじめ、第2期計画の初年度（23年度）から始まった「中区多文化フェスタ」（毎年12月開催）においては、各国の芸能や食などを通じての文化交流や相互理解を進めています。

#### ◇ 区役所窓口での多言語対応

区役所窓口に、英語・中国語の「国際サービス員」（専門嘱託員2人）を配置しています。さらに、外国語での通訳・案内のできる嘱託員等を配置したり、外国語通訳が可能な職員13人を「中区外国語サポーター」として登録し、窓口の応援をしています。（人数は27年度）

### 今後に向けて

## ✓ 障害者差別解消法の取組

「排除しない社会」に向けて、理解を広める取組が重要です。28年4月に施行される障害者差別解消法について、区においても障害者差別解消に向けた取組を積極的に進める必要があります。

## ✓ 虐待やDVへのきめ細かな対応

虐待やDV等の対応においては、こども、女性、外国人等、それぞれの特性を理解した、きめ細かな支援が必要です。そのため、専門機関や、当事者支援に精通したNPO等の協力も得ながら、例えば、学齢期のこどもたちへの生活支援について取り組むことが必要です。

## ✓ 広報紙の配布先の工夫

多言語広報紙の配布先を増やそうと、区内の外国人関係機関等を訪問したところ、多言語広報の存在があまり知られていないことがわかりました。より多くの外国人が地域で生活する上で必要な情報を入手できるよう、外国人の集まる飲食店・食材店、教会、医療機関等への配布先拡大や、外国人が利用するSNS（人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のホームページ）の活用など多言語広報の発信手法を検討していく必要があります。

## ✓ 多言語へのICTの活用

タガログ語、タイ語、ベトナム語などでの対応の需要も増えています。様々な言語の外国人に対応できるよう、インターネットを活用した通訳等ICT（インターネット等に関連する情報通信技術）の活用や、「やさしい日本語」での情報提供等に取り組む必要があります。

## ✓ なか国際交流ラウンジ業務の充実

なか国際交流ラウンジは、外国人からの各種相談窓口として設置していますが、法律問題や専門的な課題相談の事例が増えているため、研修等を通じた資質の向上が必要です。また、英語や中国語以外の言語での相談も増えており、外国語能力の高い職員の確保や多様な母語への支援、各国の文化紹介などの機会を増やしていく取組が重要です。

## ✓ ソーシャルインクルージョンの考え方の普及

貧困、教育、障害、国籍・民族等様々な領域で、個人が排除され、社会的交流や社会参加までも阻まれ、徐々に社会の周辺に追いやられていく「社会的排除」のリスクが現代社会にあります。中区においては、区民一人ひとりの尊厳が守られるよう、人権尊重の視点を持ちながら本計画を進めていきます。すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考えを広げていくとともに、一人ひとりに寄り沿ったきめ細かな支援をしていく必要があります。

### <重点取組>

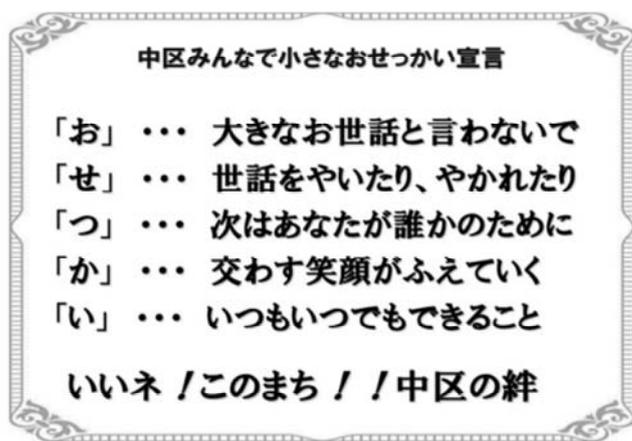
⑤ 地域の人材を発掘し、育てていこう

### できたこと

## ◇ 中学生の担い手の増加

中学生の担い手体験では、老人クラブ連合会の運動会や地域の運動会、ウォーク&健康フェスティバル、元気フェスタ等の区行事において、多くの中学生が担い手として活躍しました。

感謝の気持ちを中学生に伝えるためのバンダナ・サンクスカード等のツールを地域の皆さんに提供し、カード作製のノウハウを伝えるなど、地域の方との協働による取組とすることができています。



中区みんなで小さなおせっかいバンダナ



おせっかいバンダナを身につけて、地域で行われているサロン・お祭り・運動会などのイベントに、次世代を担う中学生が担い手として参加しています。

## 今後に向けて

### ✓ 負担感の軽減

民生・児童委員や保健活動推進員の委嘱替えにあたり、新たな人材の発掘に苦慮しています。活動への理解を深めるとともに、委嘱委員への負担感を軽減する工夫も必要です。

### <重点取組>

⑥ 中区の人材・資源を生かした取組を進めよう

## できたこと

### ◇ 保健活動推進員の活躍

保健活動推進員が地域ケアプラザやスポーツセンター等の協力を得ながら、地域で自主的に健康に関する測定会やウォーキングに取り組んでいます。

### ◇デイ銭湯参加者増の工夫

地域での交流や様々な活動に参加することで介護予防となるよう区内の銭湯において デイ銭湯事業を実施しており、25年度から区内にある「横浜にぎわいい座」から嚆家を派遣してもらい、「銭湯寄席」を実施して多くの高齢者の参加を得て、閉じこもり予防や介護予防の啓発を図りました。

### ◇寿地区での介護予防の拡大

「ことぶき高齢者健康維持支援事業」では、健康維持の活動場所の一つとして、寿地区内に既にある「寿でい」、「木楽な家（きらくないえ）」等との連携を深めるとともに、新たに「寿健康サロンぷらっと」を開設し、介護予防の取組を進めています。

### ◇認知症の普及啓発の工夫

26年度に認知症の普及啓発を目的に、区内在住の映画監督が作成したドキュメンタリー映画を上映するとともに、認知症支援に関係する区内のアロマセラピーや臨床美術に関する団体等の協力により認知症予防や介護者のリラクゼーションのプログラムを実施し、区民220人が参加しました。

## 今後に向けて

### ✓意欲のある潜在的な担い手の顕在化に向けた取組

特技を持つ地域の人々や、豊かな経験やノウハウを持った高齢世代、様々な言語や文化を伝えることができる外国人区民などの力を、地域の人材として活かしきれていません。例えば第1北部地区において、町内会の協力により地域の住民を対象としたアンケートを実施した結果、様々な特技や趣味を持った方から活動への参加意向がある旨の回答を得ました。そこで第2弾として、具体的なつながりをつくり参加を呼び掛けるチラシを作成するなど、第3期計画策定の地域の皆さんとの議論の中でいくつかの取組を始めることができましたので、他地区での取組も含めて更に展開していく必要があります。

#### <重点取組>

- ⑦ 今ある活動を大切にしていこう

## できたこと

### ◇運動を通じた健康づくりの継続

月1回以上ウォーキングに取り組む地区が5地区、年に数回取り組む地区が4地区となり、地域ごとのウォーキングの取組がほぼ定着してきています。また、元気フェスタやウォーク&健康フェスティバル等健康づくり関連のイベントで、保健活動推進員や食生活等改善推進員等の団体が自ら自主的に活動をPRし、健康づくりの啓発を行っています。

#### ◇地域支援チームの取組の充実

中なかいいネ！の取組をはじめ、職員が積極的に地域行事に参加し、あわせて、地域行事開催にあたって広報での支援や活動のツールの提供、ノウハウの伝達といった地域支援を行っています。

#### ◇老人クラブへの支援

中区老人クラブ連合会への支援として、グラウンドゴルフ大会、ふれあい運動会、老人福祉大会に助成しました。

#### ◇放課後の居場所づくりの推進

「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」へ転換（26年度1校、27年度2校）することにより、留守家庭児童を対象とした放課後の居場所づくりが進みました。

#### ◇学齢障害児への施策推進

学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなど、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行う場として、民間事業者により「放課後等デイサービス事業」が実施されています（中区内5か所）。

### 今後に向けて

#### ✓放課後の居場所づくりの推進

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、31年度末までに、全ての市立小学校で、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進める必要があります。

#### ✓老人クラブ加入促進策の充実

老人クラブの活動を通じて、地域の高齢者の健康づくり、介護予防を促進していくため、高齢者数が増加する中、より多くの方に老人クラブへ加入してもらえるような積極的な加入促進策とさらなる活動内容の充実を図っていく必要があります。

#### ✓新たな担い手発掘の取組

活動継続のための最も基本的な要素である、担い手の固定化、高齢化といった課題に対して、効果的な対応策をとることが十分にはできませんでした。今後、更なる支援を行うことが必要です。

こどもたちを地域全体で育てていくために

横浜市では、児童虐待の新規把握件数は年々増加傾向にあり、市内でも無理心中による虐待死や居所を転々としている中で発生した児童虐待による死亡事例が発生しています。現在各区のこども家庭支援課には「虐待対応調整チーム」があり、不適切養育・児童虐待を受けているこどもやその家庭に対する支援を行っています。同時に、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境づくりにも取り組んでいます。

◎子育てが楽しいと思える環境づくり

35歳以上の高年齢で妊娠・出産する方が増加し、近くに祖父母や手助けを頼める人がいない、夫も仕事で忙しい、マンションの中でこどもと向かい合っている・・・そんな「孤立無援」の子育てをしている人がいませんか？

お住まいの地域では第一子を対象とした「赤ちゃん学級」が開かれていて、相談したり、情報を得たり、仲間をつくったり、ホッとできる時間を提供したりしています。スタッフは地域の皆さんや区の保健師などです。どうぞお出かけください。

また、保育園で絵本を借りたり、園庭で遊んだり、育児相談を行っている保育園（中区では「グランマ保育園」と呼んでいます）があります。学齢期のこども達へも切れ目のない支援が求められています。

子育てには多くの大人の力が必要です。こどもたちを地域全体で育てていくために、あなたも力を貸してください。

◎気になることがあったら迷わずに

～よこはま子ども虐待ホットライン～

「虐待かな・・・？」と気になる子どもがいたら、ご自身が子育てに悩んだら、いつでもお電話ください。  
相談・連絡は匿名でもかまいません。  
24時間フリーダイヤルです。 0120-805-240



○「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

(26年11月施行)

この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関などの責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けたこどもの保護、そのほかこどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。



放課後の居場所づくり

学齢期はこどもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。すべてのこどもたちに、安全で豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、こどもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」への対応が求められています。そこで、横浜市では31年度末までに、すべての市立小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。

また、就学している障害児など、療育の必要性が認められる児童に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられる居場所づくりを行っています。

◆「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」

	放課後キッズクラブ	はまっ子ふれあいスクール	放課後児童クラブ※
概要	小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所です。	通い慣れている小学校施設を利用して、異年齢児間の交流を通じて児童の創造性、自主性、社会性を養う放課後の居場所です。	就労等の理由で、昼間保護者がいないこどもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすための居場所です。 <small>(※放課後児童健全育成事業の届出のあった事業所のうち、横浜市の補助金交付を受けているクラブをさします)</small>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     市立小学校には「はまっ子」か「キッズ」のどちらかがあります。違う学区の「はまっ子」「キッズ」には参加できません。                 </div>			
対象児童	当該実施校に通学している小学生、又は当該小学校区内に居住する私立学校等に通学する小学生		留守家庭児童等
開所日	平日 および 土曜日 ※日曜・祝日・年末年始は閉所しています		
開所時間	【平日】 授業終了後～午後7時 ※土曜・長期休業期間は午前8時30分～午後7時	【平日】 授業終了後～午後6時 ※土曜・長期休業期間は午前9時～午後6時	【平日】 1日につき5時間以上、午後6時まで ※土曜日、長期休業期間等は1日につき9時間以上、午後6時まで
参加料等	①傷害見舞金制度負担金： 年額500円 ①利用料 午後5時まで：無料 午後5時以降： 月額5,000円 1回800円 ※所得等に応じて減免 ②おやつ代：実費	傷害見舞金制度負担金： 500円/年  ※北方小はまっ子(充実型)の開設時間及び参加料は放課後キッズクラブに準じます。	各放課後児童クラブによって異なるため、各クラブへお問い合わせください。  ※市民税所得割非課税世帯または生活保護世帯は月額2,500円減免

平成27年12月現在の内容です。

◆放課後等デイサービス事業

就学している障害児など、療育の必要性が認められる児童に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行う場  
⇒ 個別支援計画に基づき区で利用日数や自己負担額の支給決定を行いますので、事前に高齢・障害支援課への相談が必要です。

外国籍・外国につながる児童生徒に向けた支援

中区には外国籍区民が多く住む町や地区があり、外国籍・外国につながる児童生徒の数が4割を超える学校もあります。そこで、すべての児童生徒が安心・充実した学校生活を送れるように、様々な取組を行っています。

親は



お弁当や制服・・・  
日本の学校はわからないことがいっぱい・・・

◆スクールガイダンス

区役所戸籍課に転入手続等に来庁された機会に、なか国際交流ラウンジで日本の学校制度や母国との違いについて母語（英語・中国語）で説明。日本の学校について事前に知識を得ることで、学校での説明がより理解しやすくなります。

学校は



事前に母語で説明してくれているので学校も安心。

◆学校支援多言語サポーター派遣

児童生徒に向けて学校生活の説明や授業内容の通訳などを行うほか、保護者と学校のコミュニケーション支援として、母語で支援を行うサポーターを学校等へ派遣し、日本語を母語としない子どもや保護者を支援しています。

サポーター



こどもが日本語を覚える一方、保護者はなかなか日本語の理解が難しいことも。母語での説明は重要です。

◆放課後学習支援事業

区内中学校に通う外国籍・外国につながる児童・生徒を対象として、放課後を利用した学習支援教室をなか国際交流ラウンジや一部中学校で実施しています。ボランティアの学習支援サポーターが子どもたちに日本語学習や教科学習の支援を行っています。

サポーター



私たち多くの区民サポーターが活躍しています！

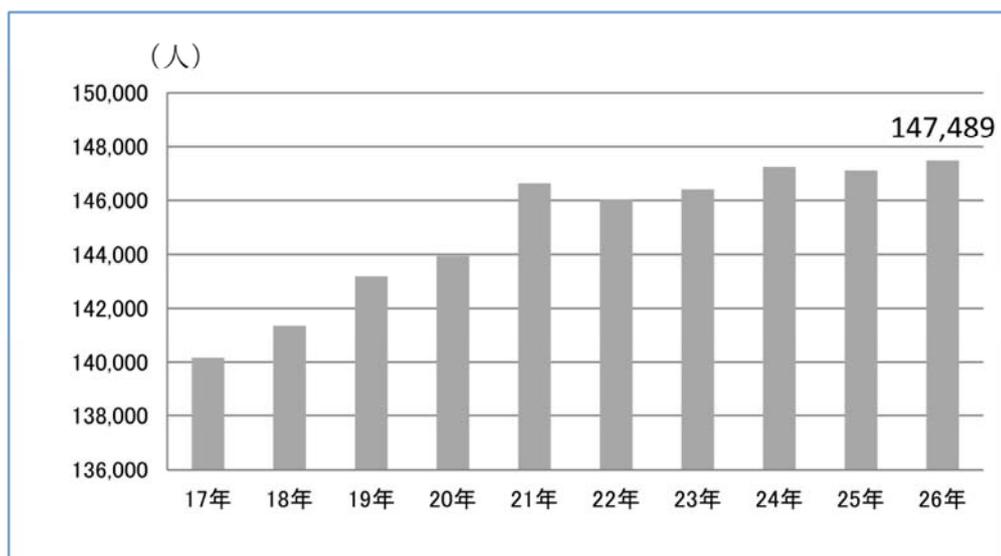
## (2) 現在の中区をめぐる社会状況

### ア 中区の概況

#### ①人口の推移

中区の人口は、147,489人（平成26年10月1日時点）。

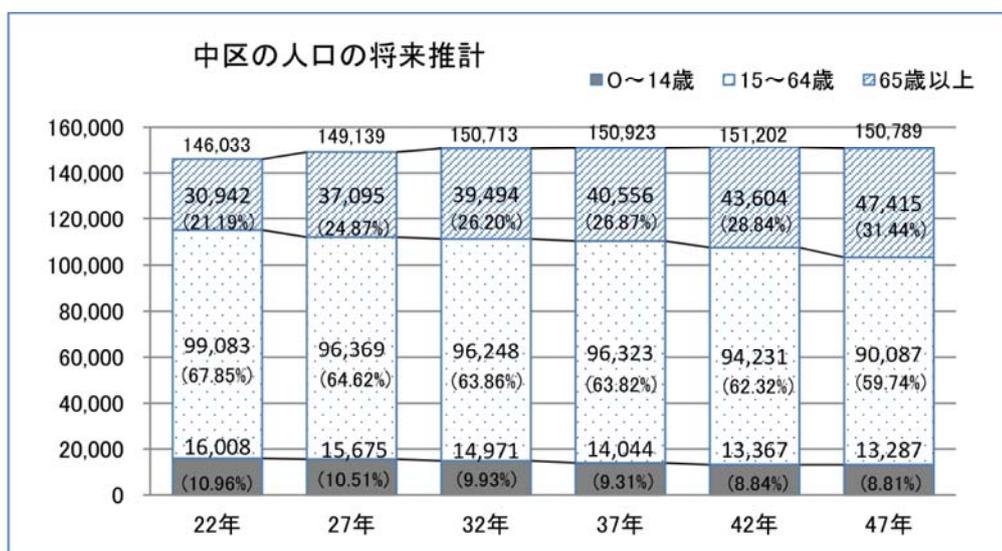
人口増減は、近年ほぼ横ばいとなっています。



(出典)第94回横浜市統計書

#### ②人口の将来推計

中区の人口総数は増加が見込まれる中、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に対し、高齢者人口（65歳以上）は継続的な増加を示しており、高齢化がより一層進むと推測されます。



(出典)政策局政策課(横浜市将来人口推計)

### 2025年（平成37年）問題と、横浜市における福祉保健の中長期的課題

出典：第3期横浜市地域福祉保健計画

#### 1 2025年（平成37年）問題とは

2025年には「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。これは、日本の社会保障が直面する最大の危機といっても過言ではありません。

#### 2 2025年（平成37年）の横浜市における福祉保健の中長期的課題

- 横浜市では、2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人まで増加すると予測されています。

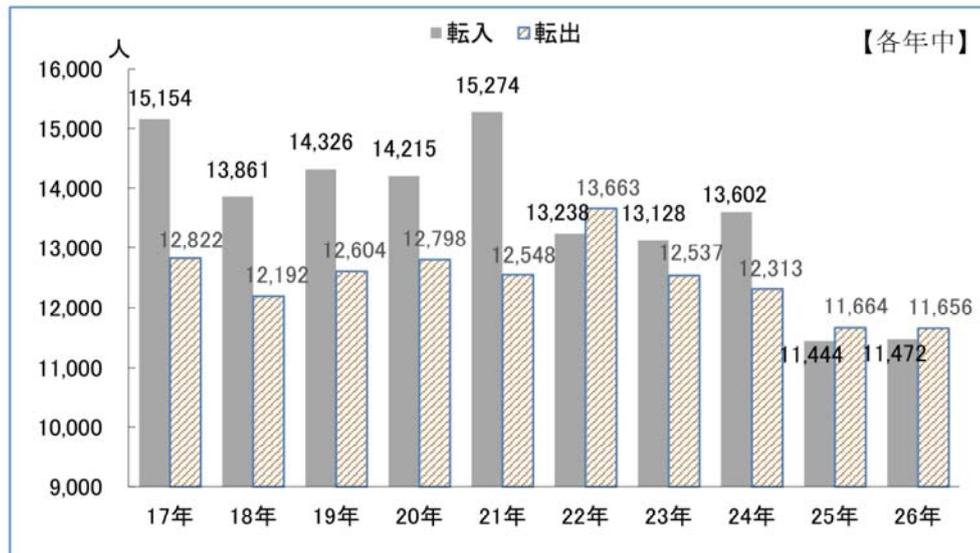
75歳以上の後期高齢者は2012年（平成24年）に比べ1.6倍も増加し、介護保険要介護認定者数は1.7倍、認知症高齢者は1.8倍と、支援を要する高齢者が急激に増加することが見込まれています。
- 高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど家族の形態が変化するとともに、近隣との関係性の希薄化により、困った時に身近に相談できる人がいないなど、社会的に孤立し、支援が必要な状況が誰にも把握されないまま問題を抱え続けるような人が増えてくることが考えられます。
- こういったことから、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、地域の支援体制づくりを進める地域包括ケアシステムの構築に今から取り組むことが必要になります。あわせて、市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、地域活動や社会参加を通じて健康を維持し健康寿命を延ばすことも求められます。
- これらの問題を正面から受け止め、乗り越えていくことが今後の横浜市の福祉保健施策の最重要課題ですが、地域での取組の推進、定着は時間を要するので、2025年までに福祉保健サービスの基盤づくりを計画的に進めていく必要があります。

### ③人口異動の推移

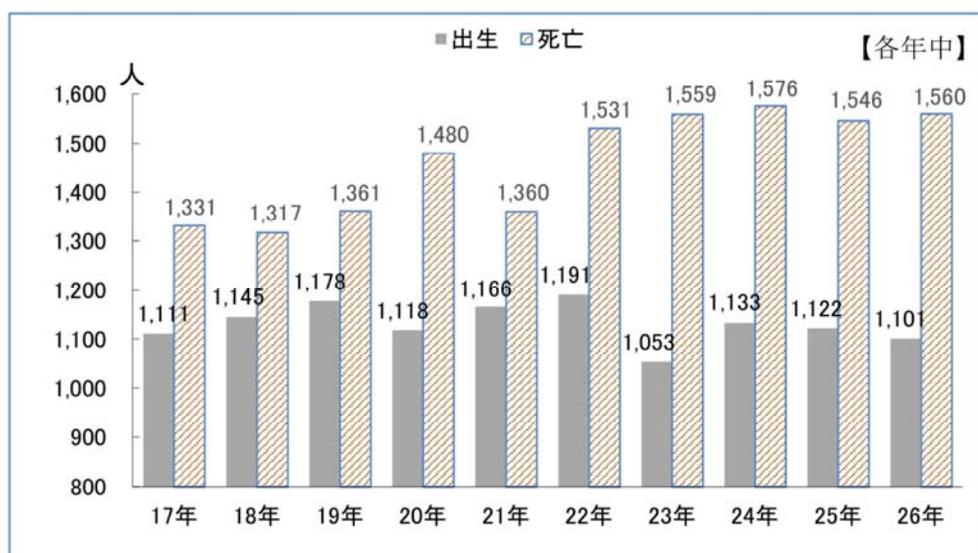
ここ10年、転入が転出を上回る年が多く見られましたが、直近2年では転出が転入を上回りました。また、毎年、死亡数が出生数を上回っています。

(各出典)中区統計便覧(2015年版)

#### (ア) 転入・転出



#### (イ) 出生・死亡



#### ④昼夜間人口

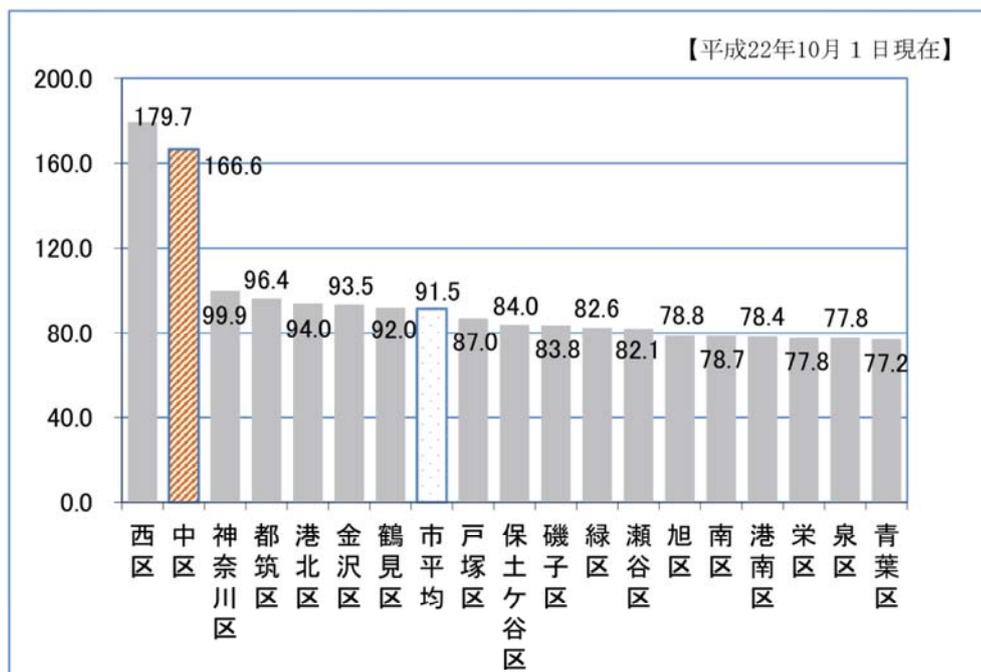
中区は、西区とともに昼夜間人口比率が100を大きく上回っています。

※昼夜間人口比率は、夜間人口を100とした場合の昼間人口を表しています。

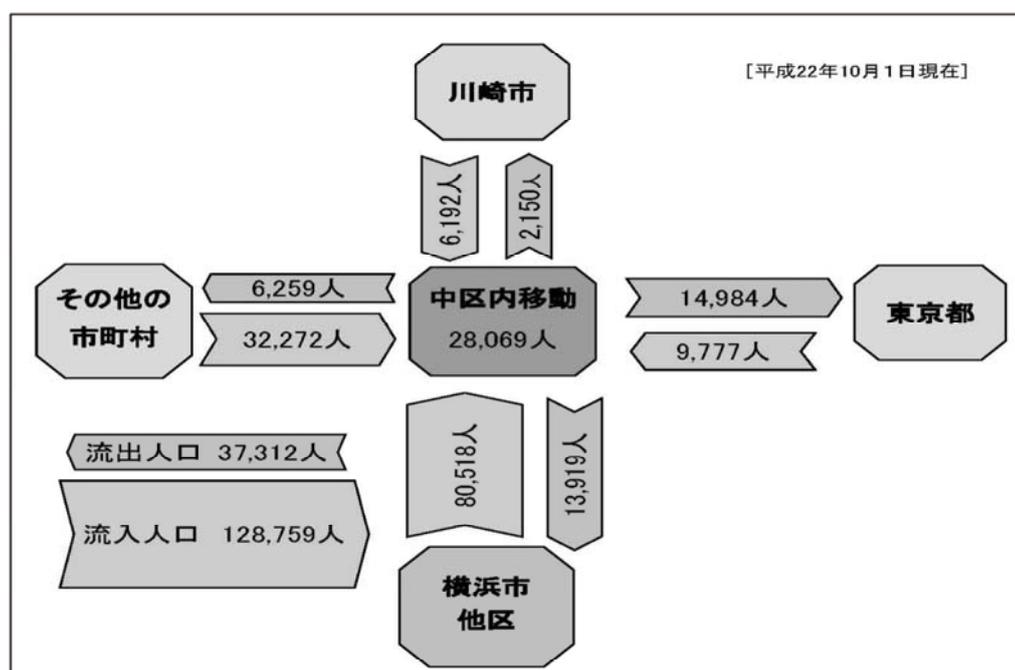
通勤・通学者が大きな割合を占めていることが中区の特色であり、地域のまちづくりは、企業等と一緒に進めていくことが重要です。

(各出典)中区統計便覧(2015年版)

#### (ア) 昼夜間人口比率



#### (イ) 通勤・通学者の動き



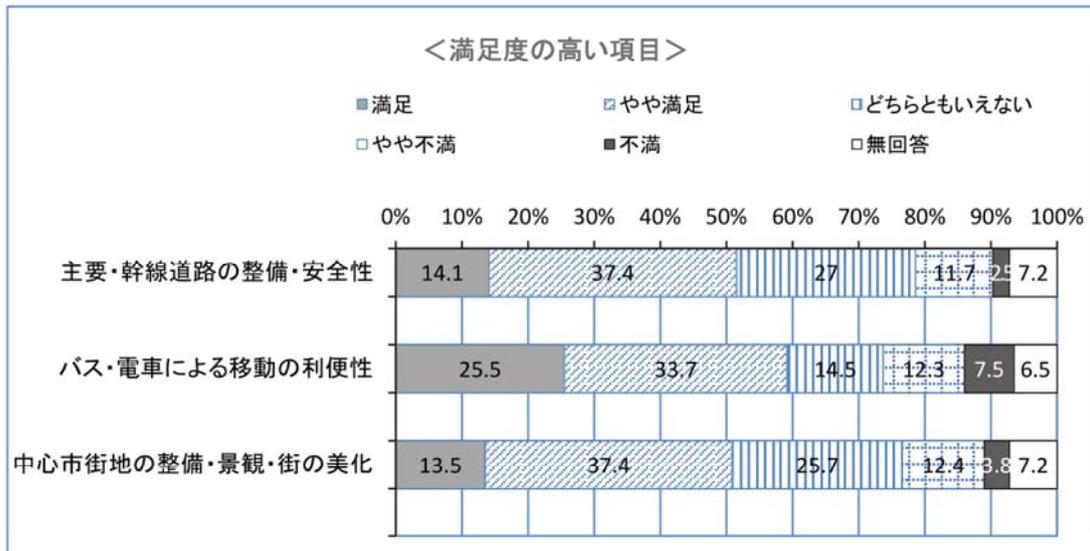
## ⑤中区の行政サービス

(各出典)平成27年度中区区民意識調査

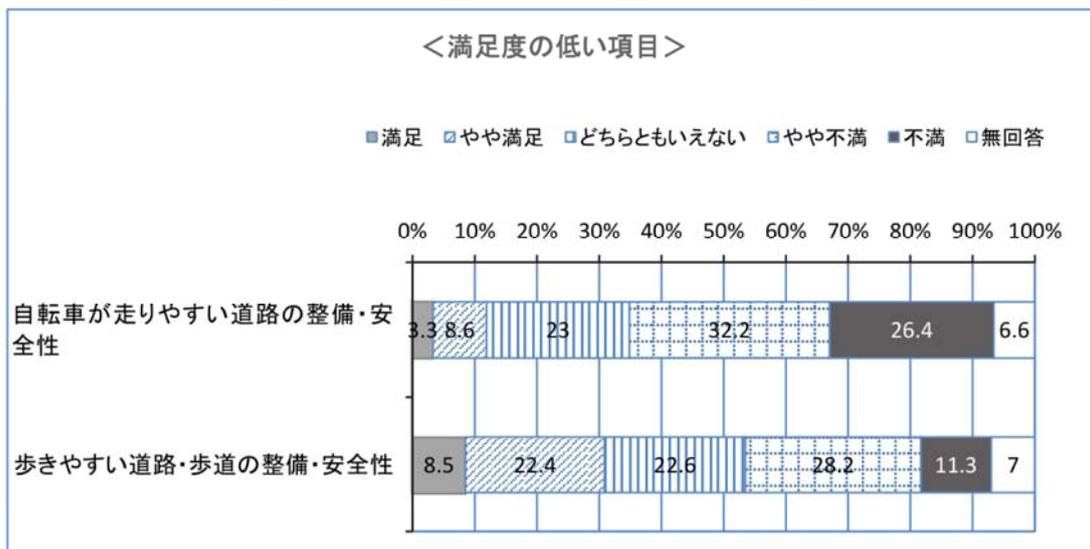
【平成27年10月末現在】

### (ア) 現在の満足度

「主要幹線道路の整備・安全性」や「バス・電車による移動の利便性」、「中心市街地の整備・景観・街の美化」については、満足・やや満足の回答が多く、都心部である中区のインフラ充実度や、港や歴史的建造物を有する中区の特徴が表れています。

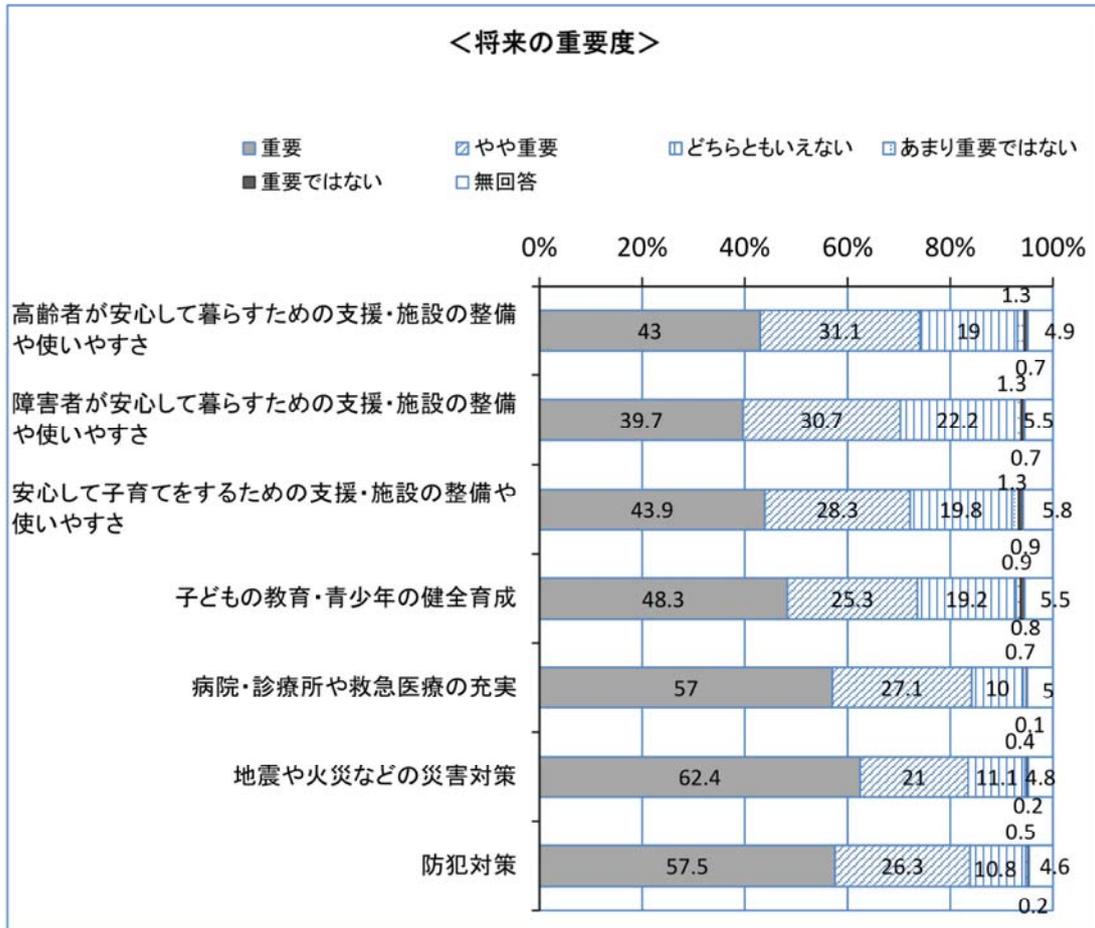


一方、「歩きやすい道路・歩道の整備・安全性」と「自転車が走りやすい道路の整備・安全性」については、やや不満・不満の回答が多くなっており、日常の生活道路等に関する事項が現状の課題として挙げられます。



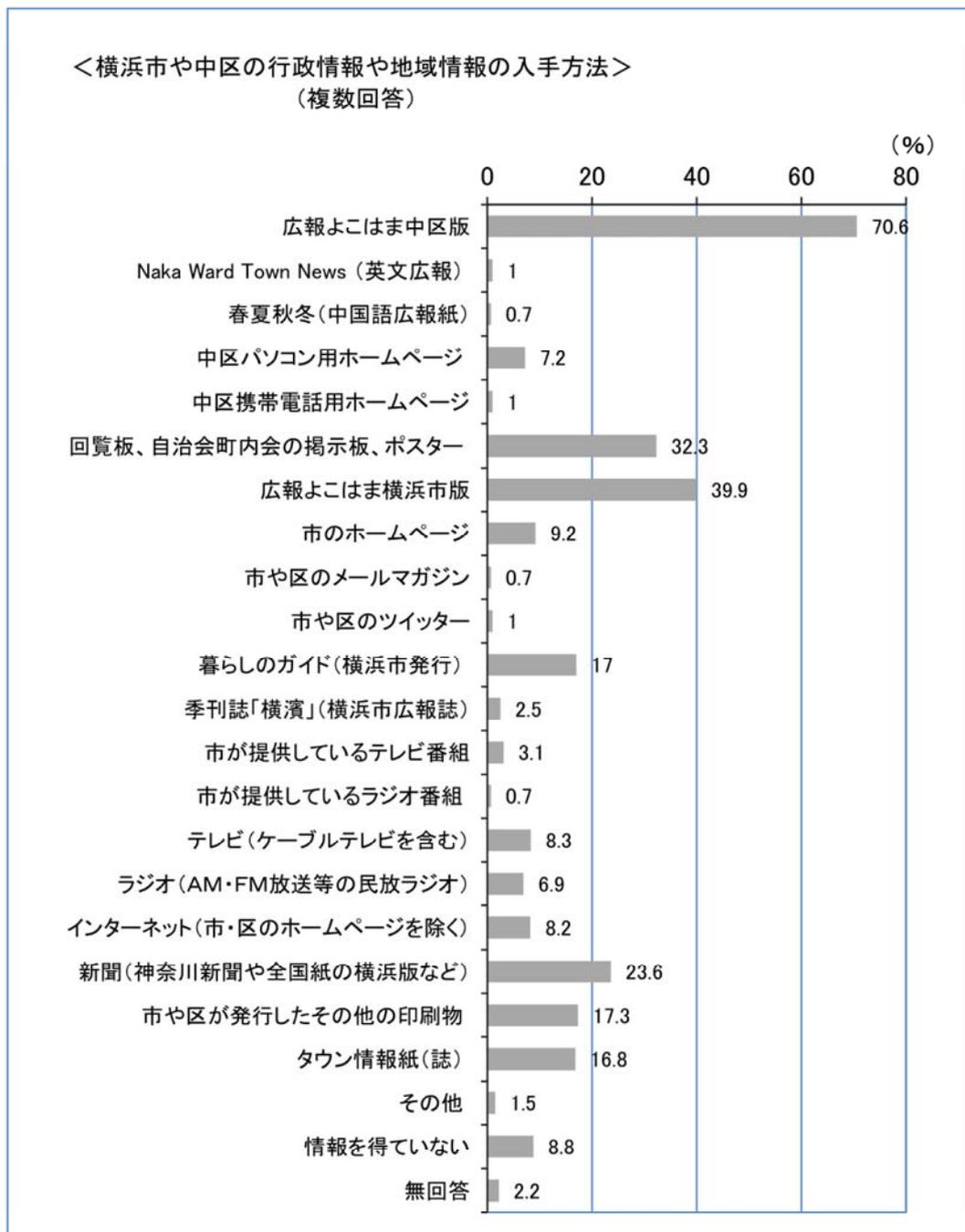
### (イ) 将来の重要度

中区における将来重要な事項として、防犯・災害対策や、救急医療の充実、こどもの教育・青少年の健全育成、子育て・障害者・高齢者のための施設整備が特に高い割合を示しています。



### (ウ) 行政情報・地域情報の入手方法

「広報よこはま」(中区版・横浜市版)や「回覧板、自治会町内会の掲示板、ポスター」、「新聞」などから情報を得るとの割合が特に高く示されています。

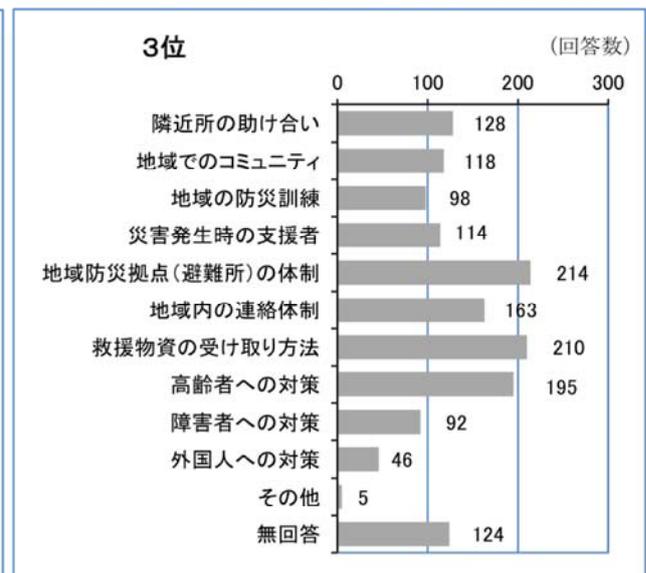
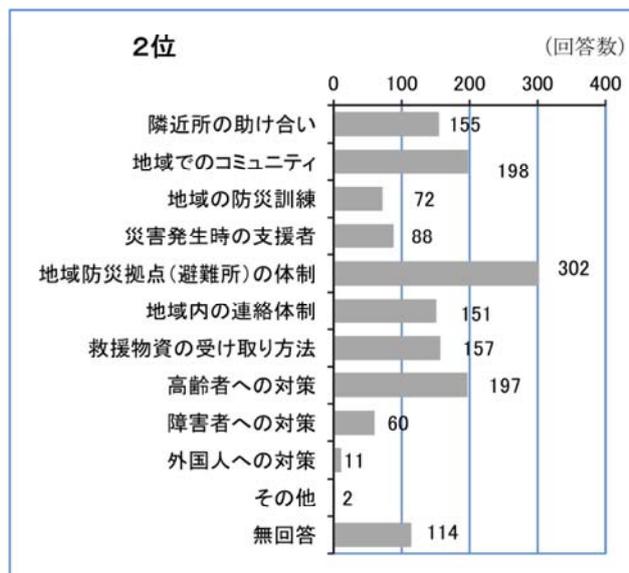
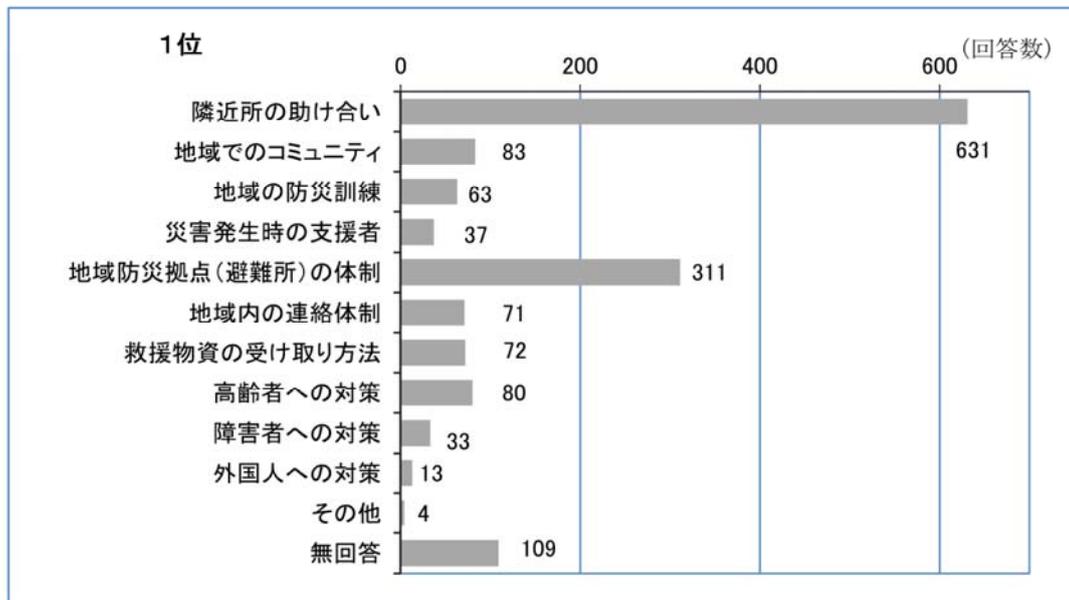


## ⑥災害発生時、地域の取組として重要度が高いと考えられるもの

「隣近所の助けあい」や「地域防災拠点の体制」は、重要度が高いと考えられています。また、「高齢者への対策」は2位・3位で比較的高い数値である一方、「障害者への対策」「外国人への対策」は低い数値を示しています。

(各出典)平成27年度中区区民意識調査

【平成27年10月末現在】



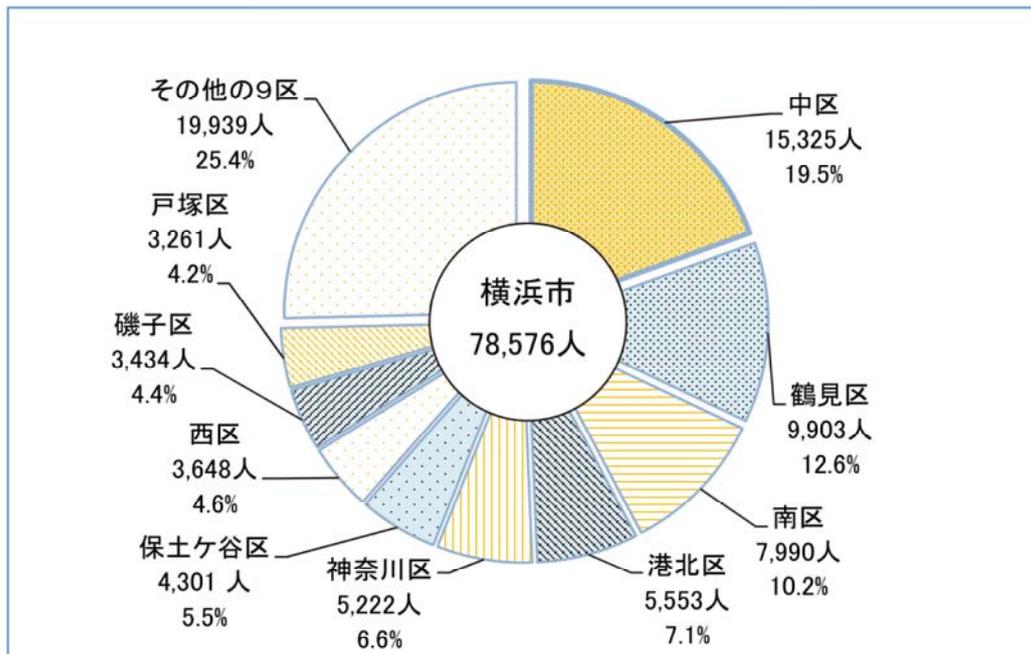
## イ 多文化共生

中区は、18区で最も外国人人口が多く、横浜市全体の約20%を占めています。中区の大きな特徴であり、多文化共生を意識したまちづくりが重要です。

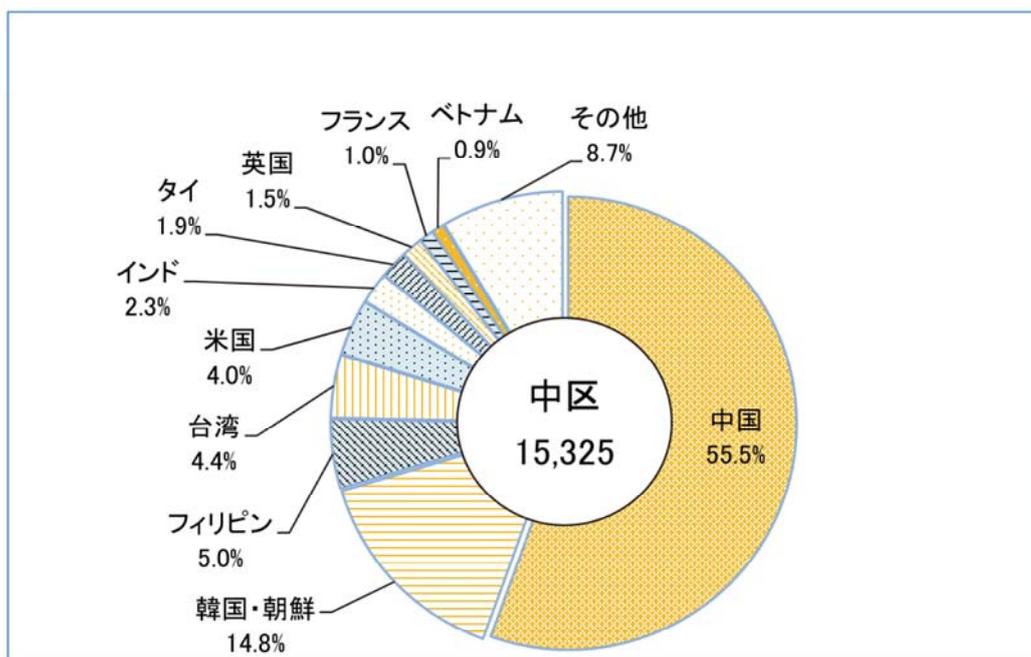
(各出典)中区統計便覧(2015年版)

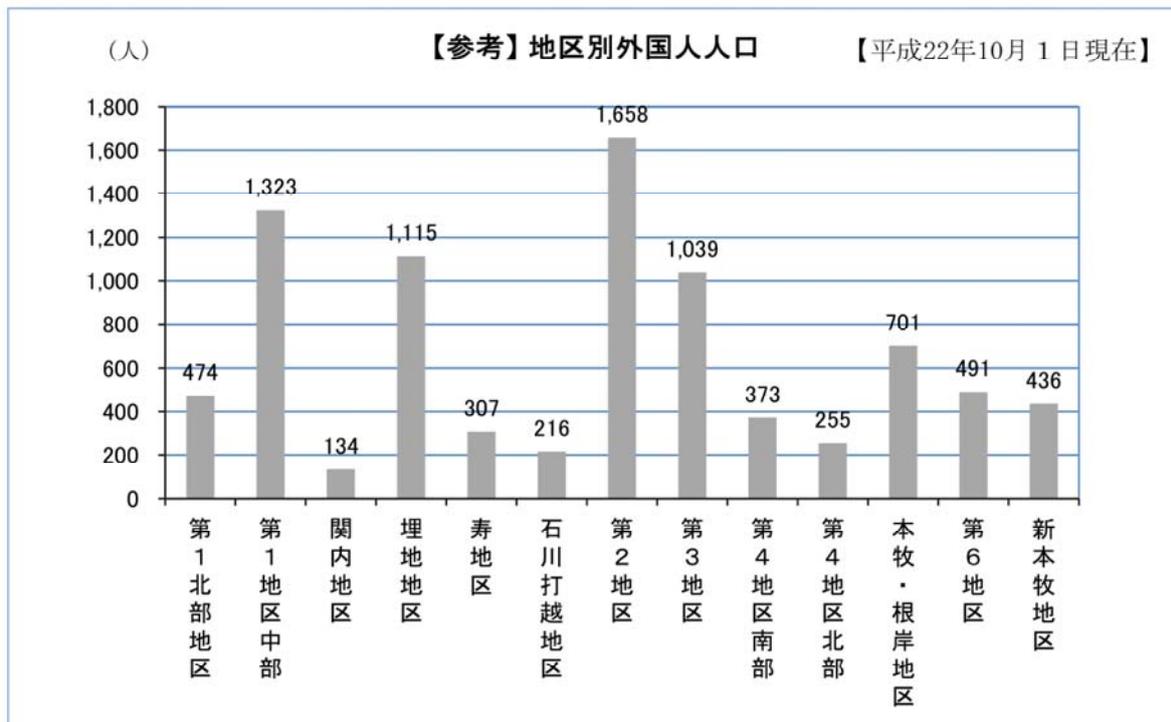
### ① 区別外国人人口

【平成27年3月31日現在】



### ② 国・地域別人数





(町別世帯数出典)国勢調査(平成22年度)

※ 上記各外国人人口数は、町丁目ごとに統計をとっていますが、「山手町」は第3地区、第4地区北部、第6地区に、「本牧原」は本牧・根岸地区と新本牧地区に、それぞれまたがっています。

そのため、第3地区、第4地区北部、本牧・根岸地区、第6地区、新本牧地区の5地区における各外国人人口については、第3地区、第4地区北部、第6地区における「山手町」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合と、本牧・根岸地区と新本牧地区における「本牧原」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合とを、それぞれ「山手町」と「本牧原」の各総外国人人口数に割り返して算出した参考数値となっています。

※ また、「本牧荒井」は第4地区南部と本牧根岸地区に、「滝之上」は第3地区と第6地区にそれぞれまたがっていますが、各地区自治会町内会への加入世帯割合が算出できず、上記と同様に割り返すことができません。

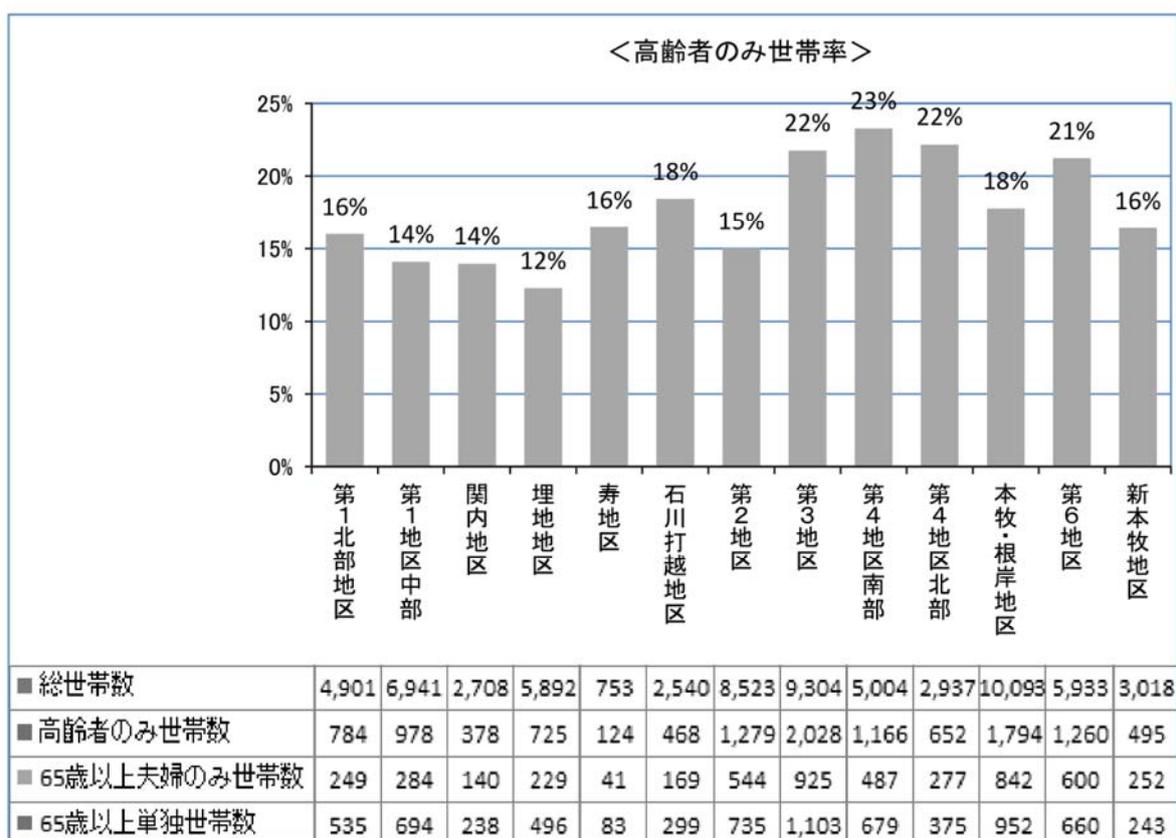
そのため、「本牧荒井」についてはその大部分が属する本牧根岸地区に、「滝之上」についてはその大部分が属する第6地区に、それぞれの全世帯数を含めて算出した参考数値となっています。

## ウ 高齢者関係の福祉保健

### ①地区別の高齢者世帯率

高齢者（65歳以上）のみの世帯（高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯）の割合が2割を超えている地区は、第3地区・第4地区南部・第4地区北部・第6地区となっており、25%に近付いている地区もあります。

高齢者世帯と地域とのつながりが、一層重要になってきています。



（町別世帯数出典）国勢調査（平成22年度）

※ 上記各世帯数は、町丁目ごとに統計をとっていますが、「山手町」は第3地区、第4地区北部、第6地区に、「本牧原」は本牧・根岸地区と新本牧地区に、それぞれまたがっています。

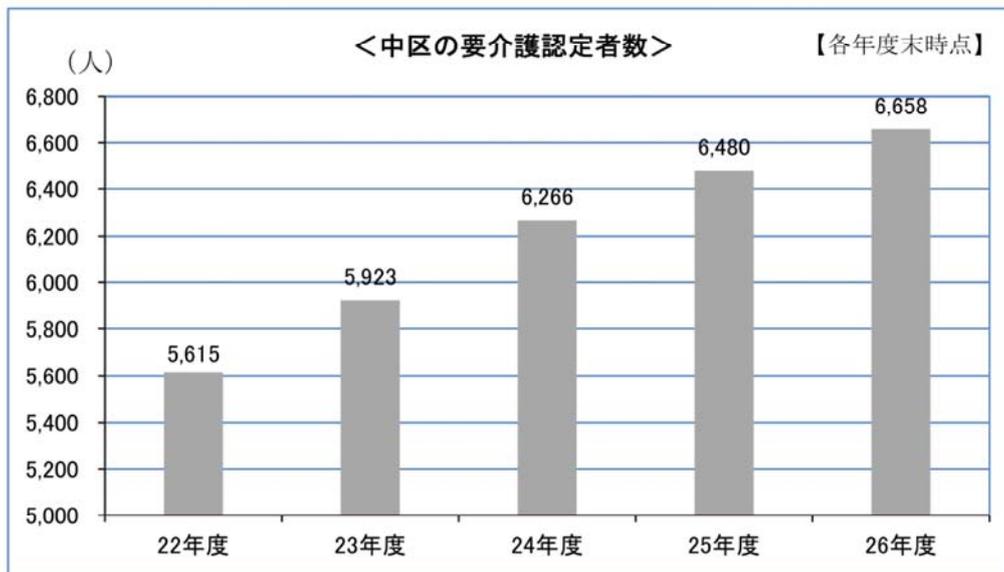
そのため、第3地区、第4地区北部、本牧・根岸地区、第6地区、新本牧地区の5地区における各世帯数については、第3地区、第4地区北部、第6地区における「山手町」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合と、本牧・根岸地区と新本牧地区における「本牧原」の世帯の各地区自治会町内会への加入世帯割合とを、それぞれ「山手町」と「本牧原」の各総世帯数に割り返して算出した参考数値となっています。

※ また、「本牧荒井」は第4地区南部と本牧根岸地区に、「滝之上」は第3地区と第6地区にそれぞれまたがっていますが、各地区自治会町内会への加入世帯割合が算出できず、上記と同様に割り返すことができません。

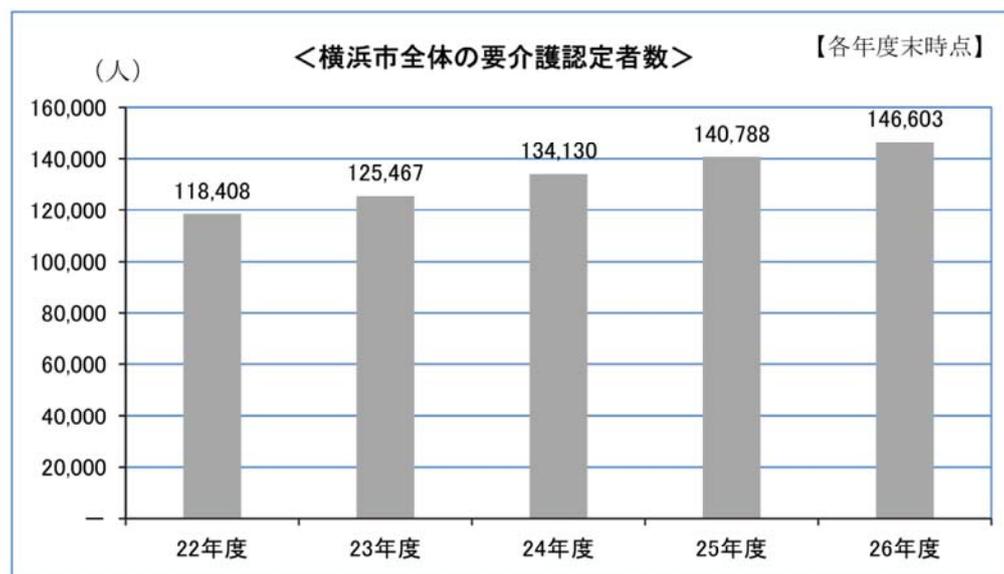
そのため、「本牧荒井」についてはその大部分が属する本牧根岸地区に、「滝之上」についてはその大部分が属する第6地区に、それぞれの全世帯数を含めて算出した参考数値となっています。

## ②中区の要介護認定者数の推移

近年、要介護認定者数は継続して増加しており、少子高齢化の進展とともに、今後もこの傾向は続くと思われます。介護保険施策のさらなる充実が必要になるとともに、地域全体での支えあいが必要になってきています。



(出典)健康福祉局・介護保険課



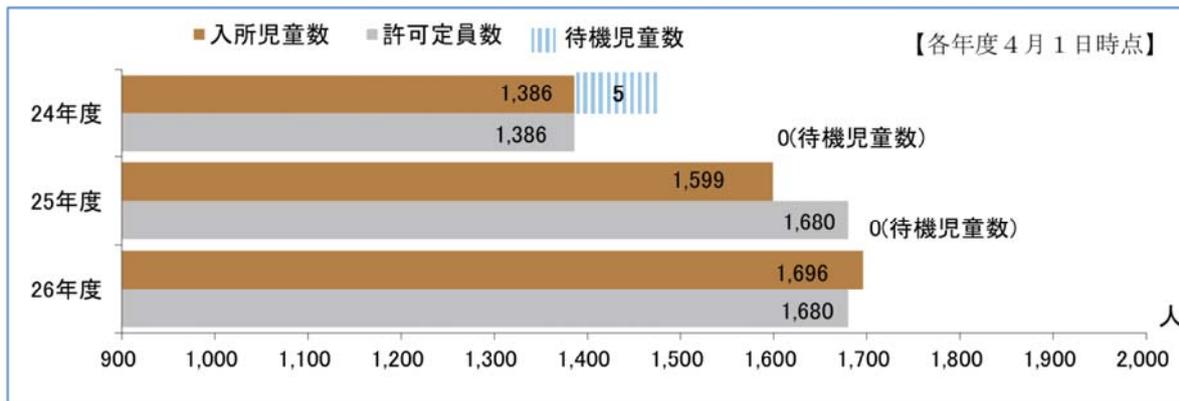
(出典)第94回横浜市統計書

## エ こども家庭関係の福祉保健

### ①認可保育所及び待機児童数

中区では、認可保育所や多様な保育施設の整備・拡充や、「保育コンシェルジュ」（27年度より、「保育・教育コンシェルジュ」に名称変更）によるきめ細かい相談支援サービスなどに取り組んだ結果、25・26年度の各4月1日時点では、「待機児童ゼロ」を達成しています。

※ ご希望どおりの保育所を利用できない保留児童:H26年4月1日:70人/H27年4月1日:76人

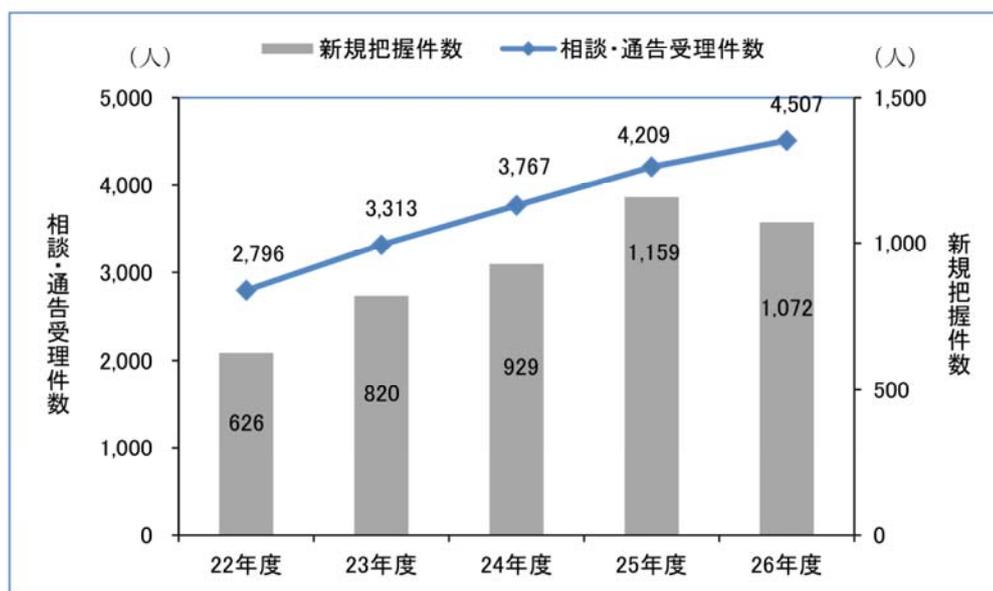


(出典)中区統計便覧(2015年版)

### ②要保護児童等（虐待などの困難を抱えるこども）の数の推移

要保護児童等数（実人数）は、横浜市全体では継続して増加しています。

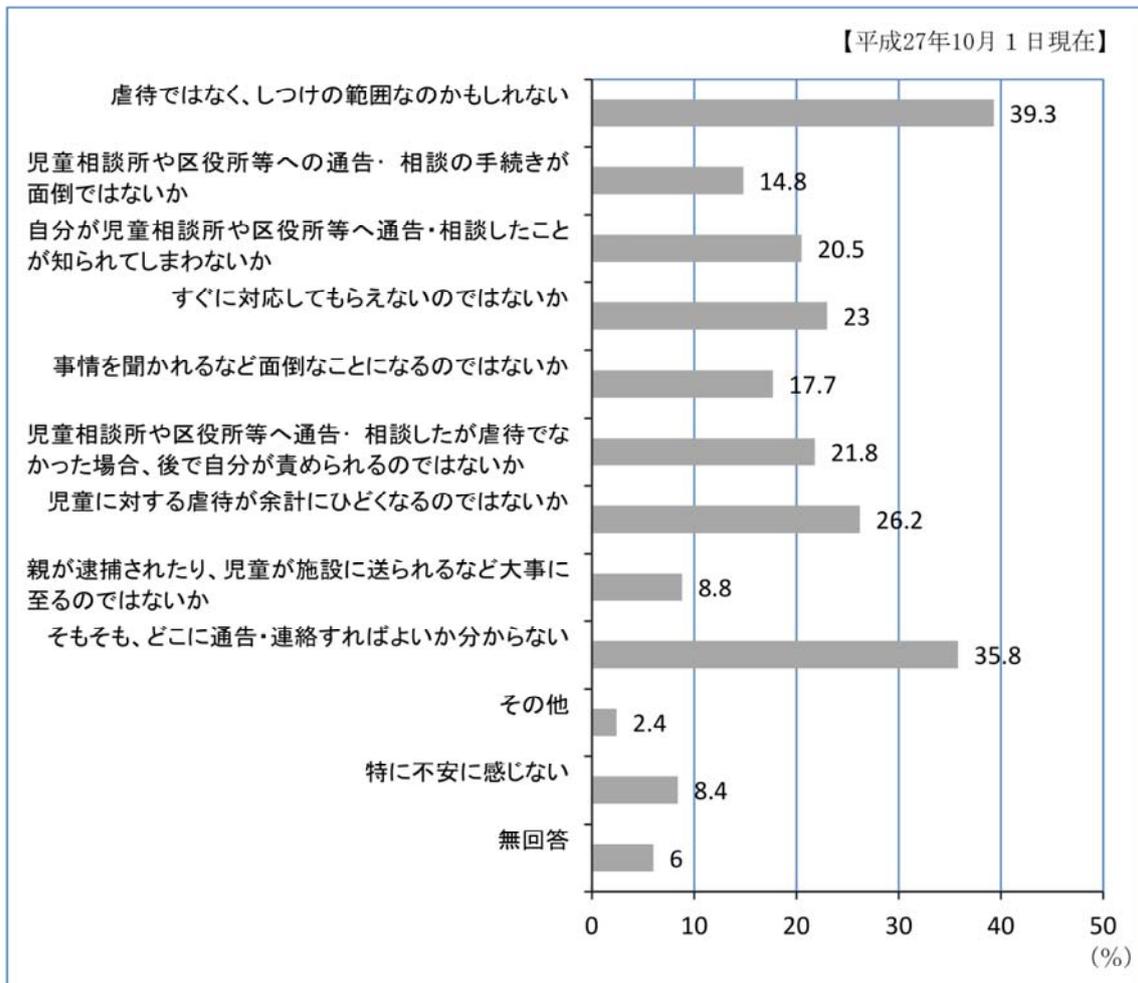
#### (ア) 児童虐待の「相談・通告受理件数」と「新規把握件数」の推移（横浜市全体）



(出典)横浜市中央児童相談所

(イ) 虐待を受けていると思われる児童を発見し、情報提供しようとした場合、ためらい・不安を感じること

要保護児童等数が増加傾向にある中で、虐待を受けていると思われる児童を発見した場合、その通告・連絡先を知らないという方も多くみられます。



(出典)平成 27 年度中区区民意識調査

## 才 生活保護

中区は、生活保護受給者数が18区の中でもとりわけ多く、特徴の1つとなっています。また、受給者は、単身世帯が多く、平均世帯人員が少ないことも中区の特徴です。

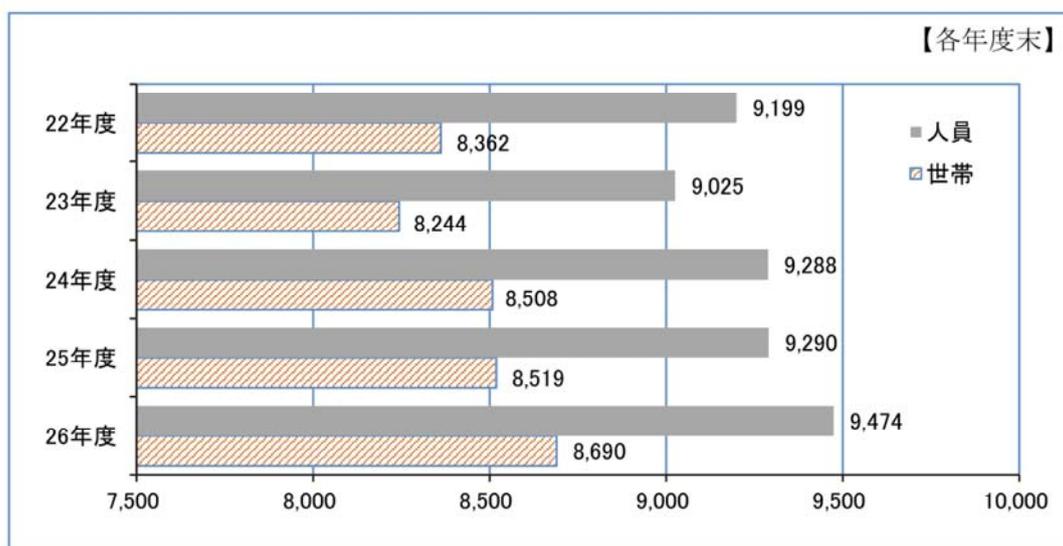
(各出典)中区統計便覧(2015年版)

### ① 区別保護世帯・人員比較

区名	被保護者数			保護率	
	世帯	人員	構成率(%)	世帯(%)	人員(%)
鶴見区	5,422	7,447	10.5	4.12	2.63
神奈川区	3,071	3,987	5.6	2.60	1.69
西区	1,698	2,077	2.9	3.31	2.13
<b>中区</b>	<b>8,690</b>	<b>9,474</b>	<b>13.3</b>	<b>11.13</b>	<b>6.40</b>
南区	5,826	7,537	10.6	6.16	3.88
港南区	2,137	3,055	4.3	2.35	1.41
保土ヶ谷区	2,861	4,074	5.7	3.10	1.99
旭区	3,472	4,952	7.0	3.37	2.00
磯子区	2,086	2,860	4.0	2.85	1.74
金沢区	1,551	2,262	3.2	1.77	1.12
港北区	2,698	3,534	5.0	1.66	1.03
緑区	2,045	3,154	4.4	2.76	1.76
青葉区	1,752	2,459	3.5	1.40	0.80
都筑区	1,156	1,658	2.3	1.44	0.79
戸塚区	2,598	3,761	5.3	2.30	1.37
栄区	1,127	1,580	2.2	2.21	1.30
泉区	2,261	3,262	4.6	3.70	2.12
瀬谷区	2,456	3,889	5.5	4.84	3.11
<b>計</b>	<b>52,907</b>	<b>71,022</b>	<b>100.0</b>	<b>3.23</b>	<b>1.91</b>

【平成27年4月現在】

### ② 生活保護世帯・人員の推移



### ③生活保護世帯の類型

【各年度末】

	高齢世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	停止中	合計	合計内訳	
							寿地区	その他地区
平成24年度	4,420	142	2,693	1,243	10	8,508	寿地区	5,862
							その他地区	2,646
平成25年度	4,521	159	2,512	1,289	2	8,483	寿地区	5,788
							その他地区	2,695
平成26年度	4,803	149	2,234	1,491	13	8,690	寿地区	5,837
							その他地区	2,853

(出典)中区統計便覧(2015年版)

### カ 障害者関係の福祉保健

近年、身体障害者・知的障害者・精神障害者ともに継続的に増加しており、地域全体での支えあいが必要になってきています。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
身体障害者	身体障害者手帳所有者	4,619	4,690	4,721	
	(内訳)	肢体不自由	2,395	2,422	2,389
		視覚障害	386	379	379
		聴覚障害	372	380	387
		内部障害	1,423	1,466	1,524
		音声障害	43	43	42
知的障害者	愛の手帳(療育手帳)所有者	821	865	913	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所有者	1,781	1,908	2,004	
	自立支援医療(精神通院医療)	3,123	3,231	3,301	
	精神障害者把握数	6,975	7,700	8,178	

(出典)中区統計便覧(2015年版)

※ 「精神障害者把握数」とは、精神障害者保健福祉手帳所有の有無に関わらず、中福祉保健センターが相談等により把握している人数のことを指します。

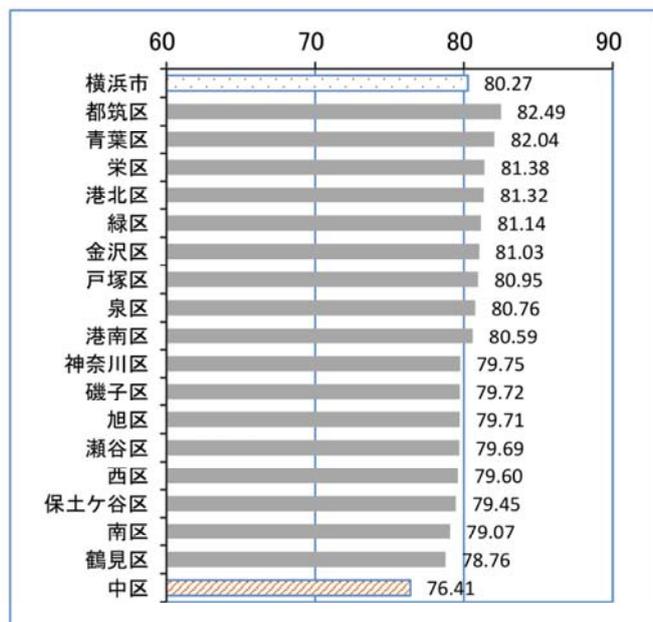
## キ 健康づくり

### ①平均寿命・健康寿命

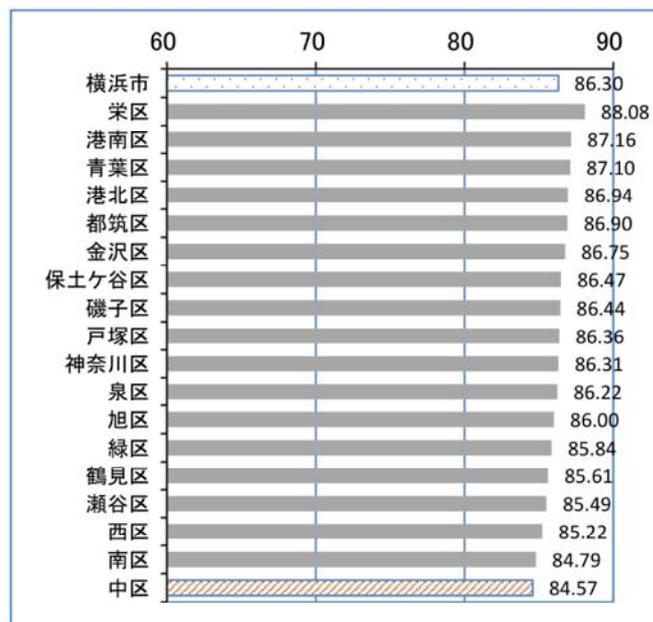
中区は、平均寿命が男女ともに18区の中で最も短く、また、健康寿命（平均自立期間）も男性は18区中最短、女性は2番目に短くなっています。

区をあげて、健康寿命を伸ばす取組を継続していく必要があります。

男性 平均寿命

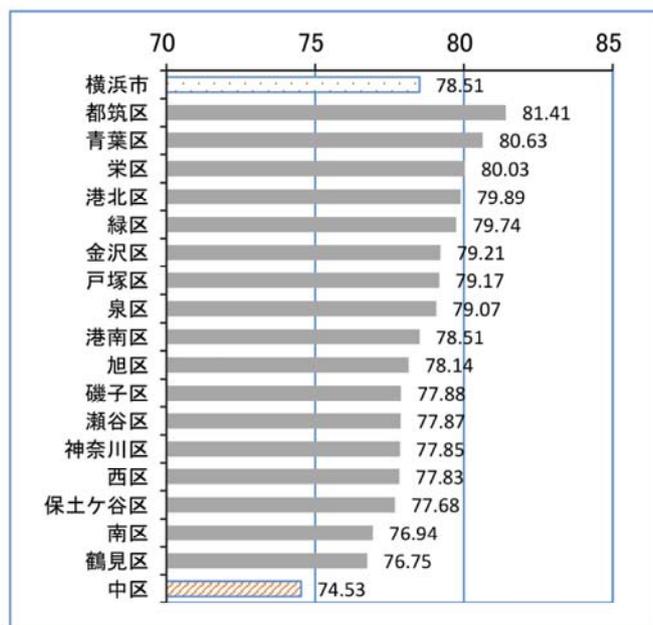


女性 平均寿命

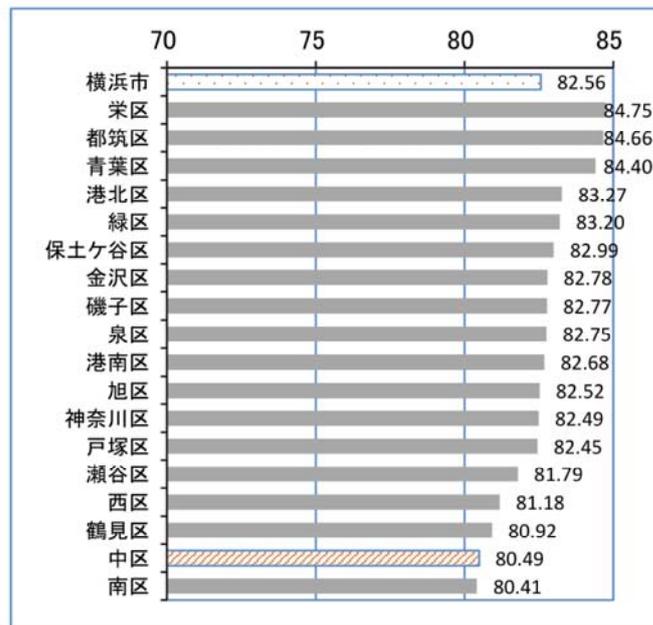


(出典)健康福祉局衛生研究所「平均寿命」【平成23年】

男性 平均自立期間（健康寿命）



女性 平均自立期間（健康寿命）



(出典)健康福祉局衛生研究所「平均自立期間」【平成23年】

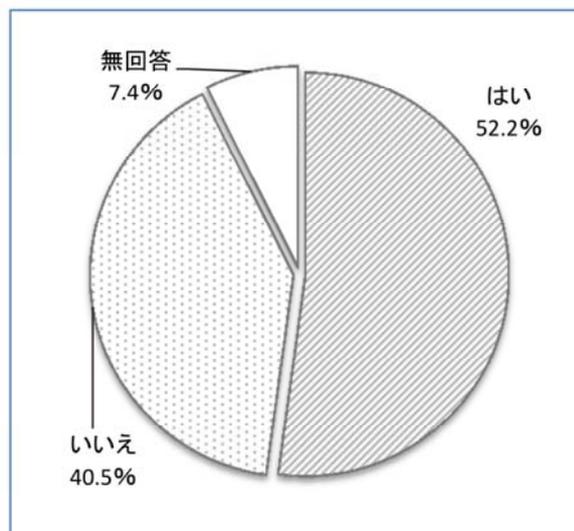
## ②健康づくりのための運動に関する区民の取組状況・意識

健康寿命を伸ばすためには、運動の習慣化による健康づくりの取組が大切です。

(各出典)平成27年度中区区民意識調査【各10月末時点】

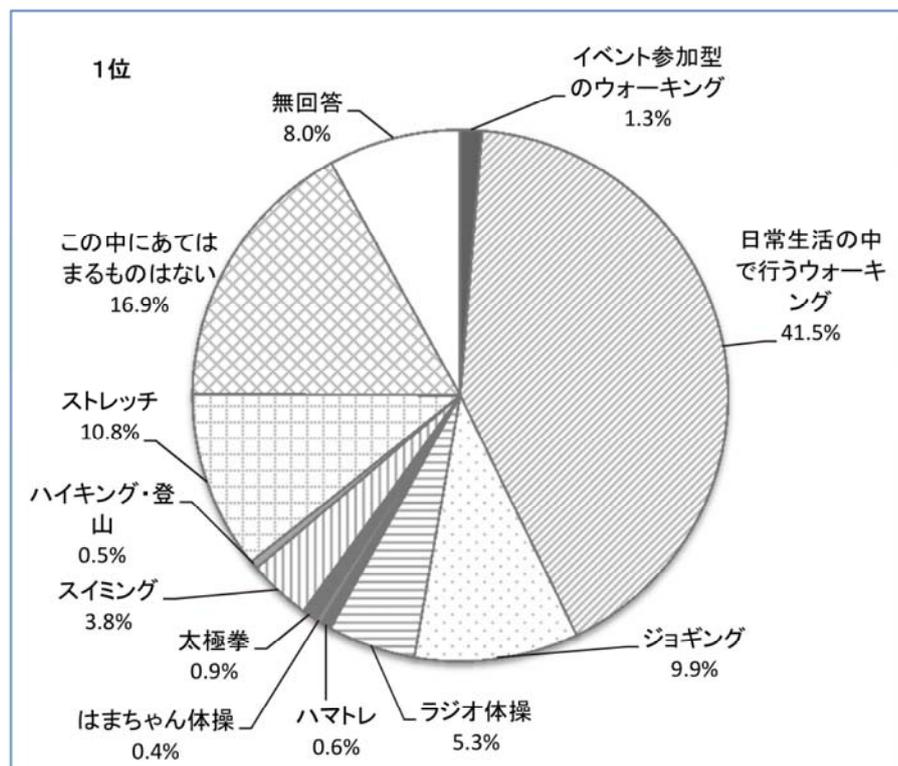
### (ア) 健康維持、生活習慣病の予防などのために続けている運動の有無

約半数の方が、健康維持等のために継続的な運動を行っています。



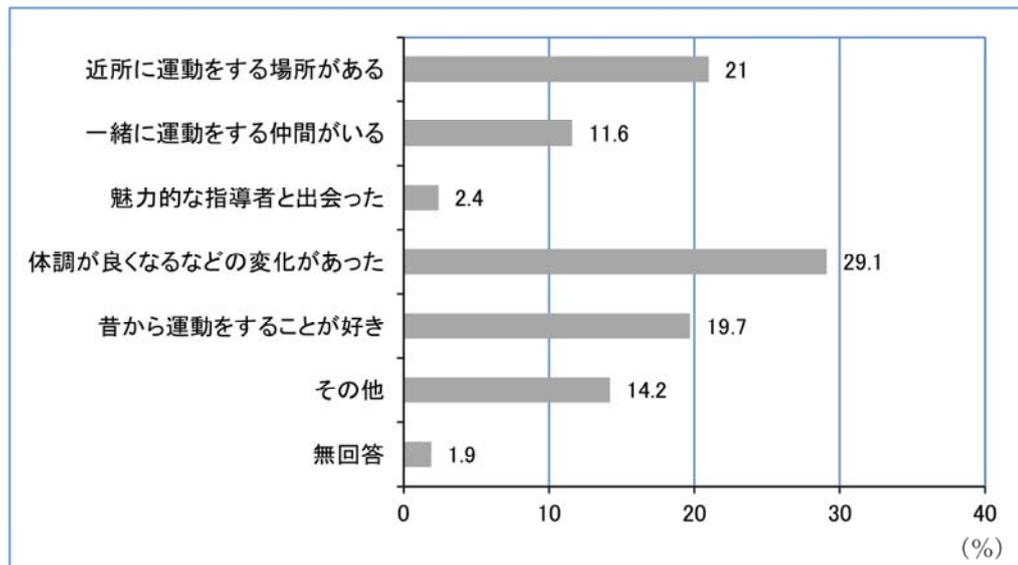
### (イ) 運動を継続している方が続けている取組

継続的に運動をしている方が続けている取組について、1～3位まで聞いたところ、1位の順位で最も多かった取組は「日常生活の中で行うウォーキング」でした。



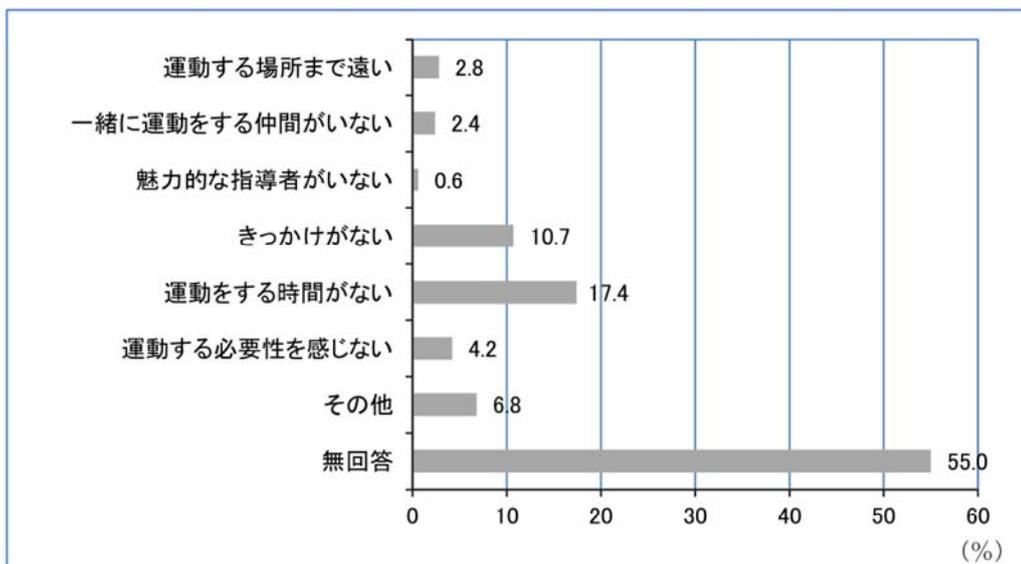
### (ウ) 取組を続けることができている最も大きな要因

体調が良くなるなどの変化を実感できたことのほか、身近に運動をする場所・仲間が存在することも大きな要因となっています。



### (I) 取組を継続できなかつた・始めなかつた最も大きな要因

一方、なぜ運動を継続できなかつたのか、なぜ始めなかつたのかそれらの最も大きな要因は、「運動をする時間がない」「きっかけがない」ということが挙げられています。

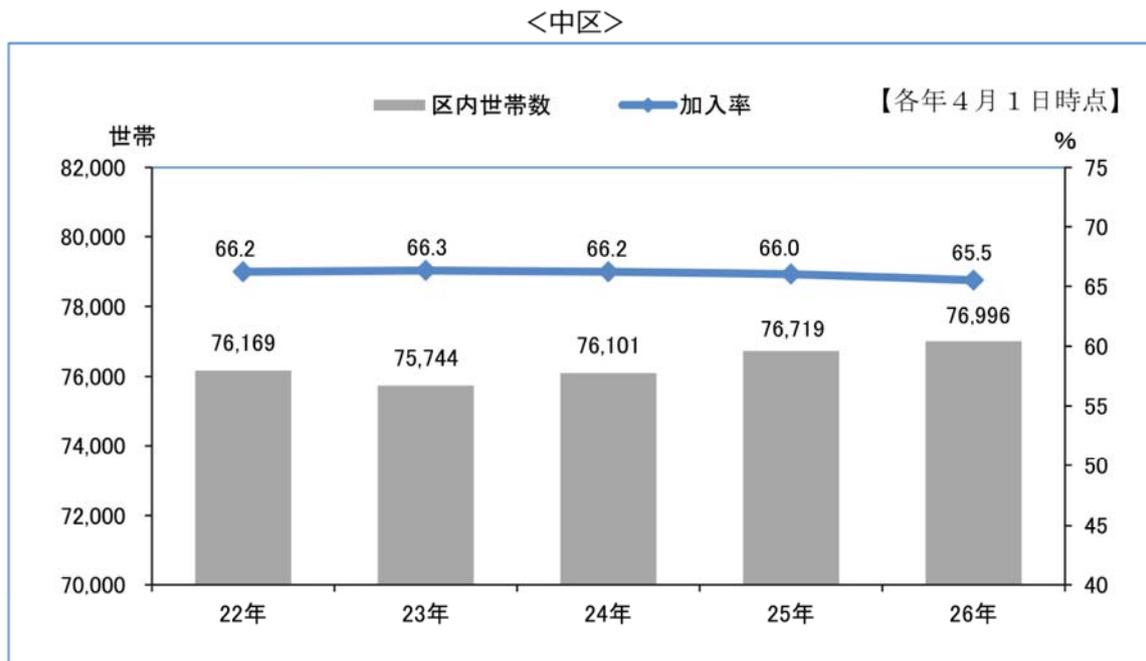


## ク 地域のつながり

### ①自治会町内会加入率の推移

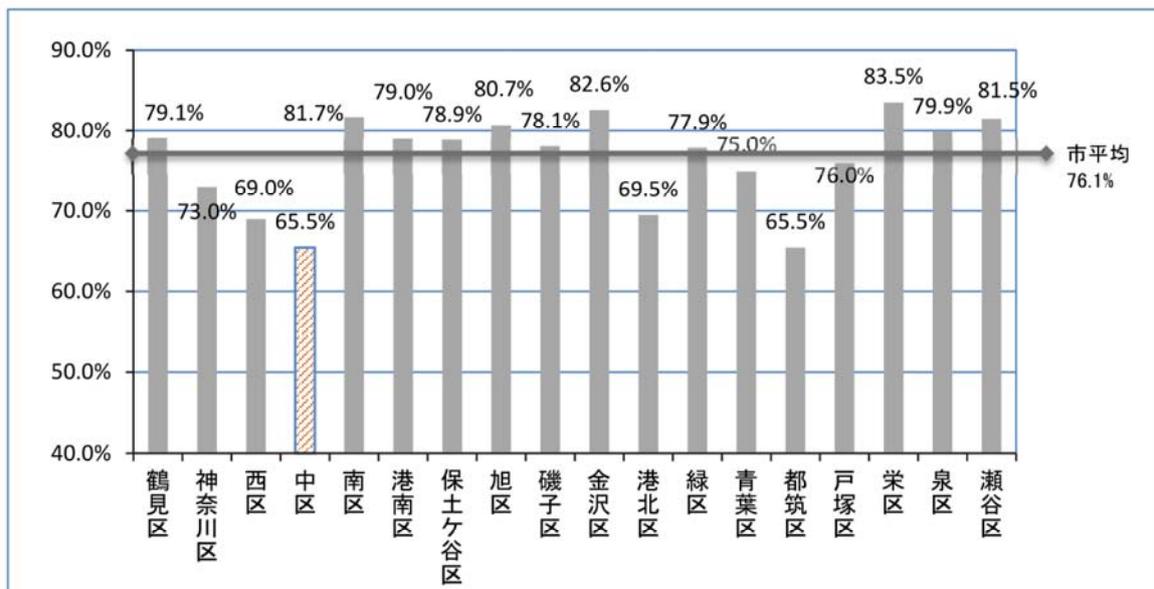
中区の自治会町内会加入率は、26年4月1日現在65.5%で18区中最低となっています。加えて、64.8%（27年4月1日現在）と、加入率も少しずつ低下してきています。

地域のつながりを高めるため、自治会町内会への加入促進は、重要課題の一つとなっています。



(出典)中区統計便覧(2015年版)【平成26年4月1日時点】

### ＜18区の自治会町内会加入率の状況＞



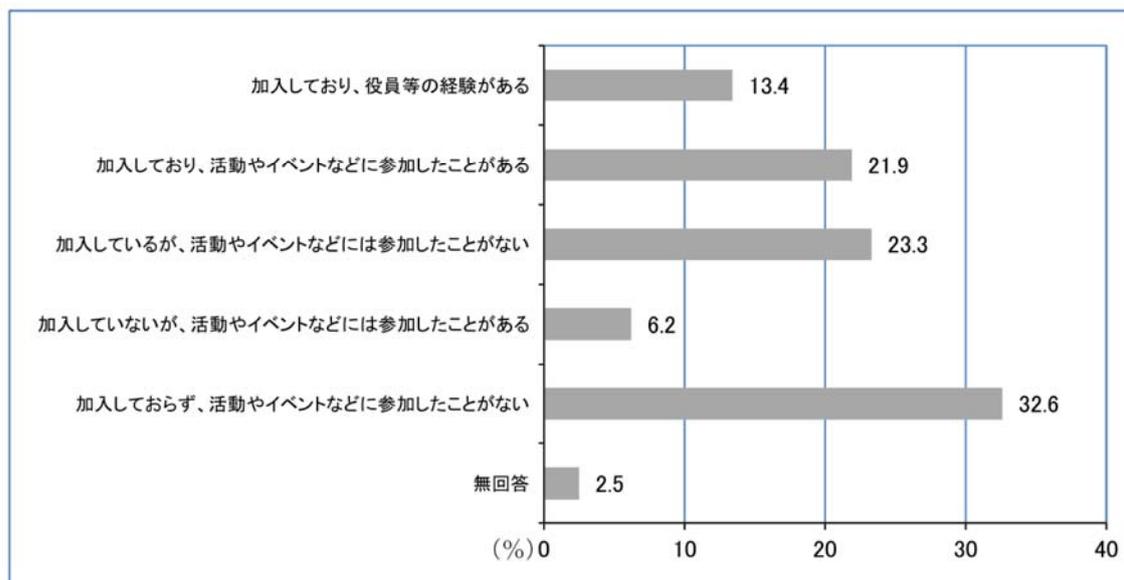
(出典)市民局・地域活動推進課【平成26年4月1日時点】

## ②自治会町内会活動の参加状況

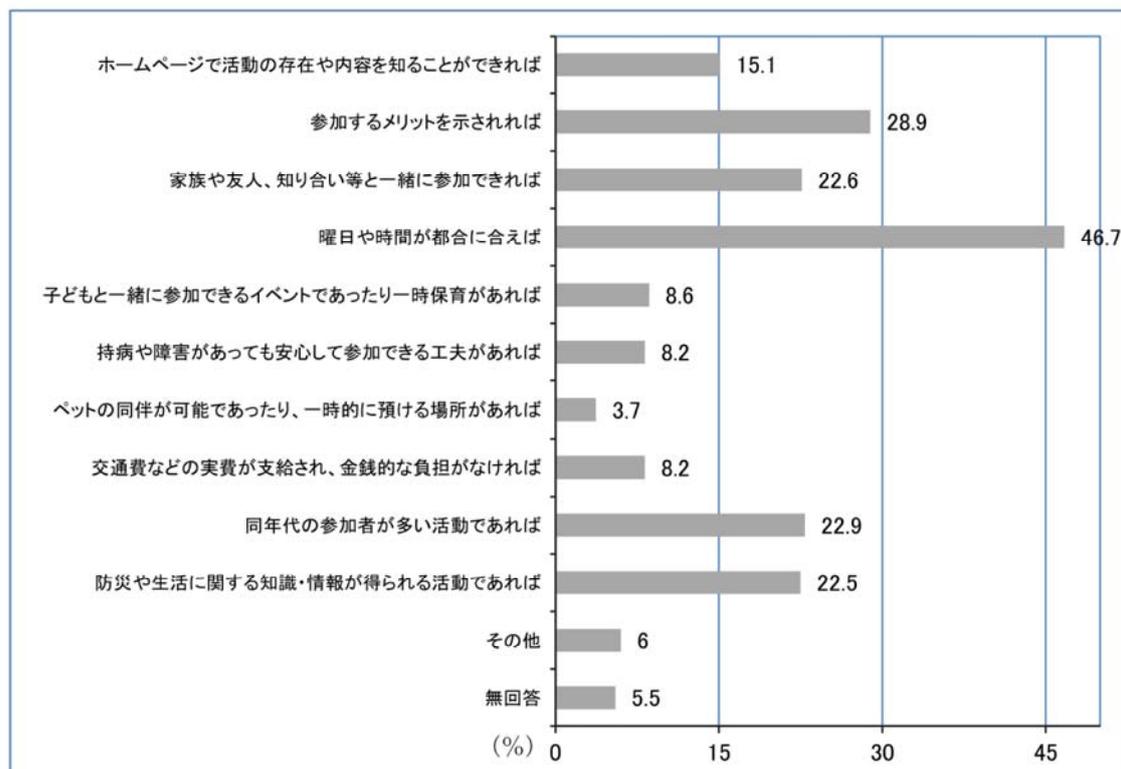
自治会町内会に未加入で、活動等に参加したことがない方の割合が最多となっています。また、加入していても、活動等に参加したことがない方の割合が次に多く、活動等に参加を促す取組が課題となっています。

反面、家族や友人、同年代等の参加者がいれば参加しやすいとの意見が多くみられます。

### (ア) 自治会町内会活動、地域イベントへの参加有無



### (イ) 自治会町内会の「活動に参加できるようになる」／「今まで以上に参加しやすくなる」と思う工夫（3つまで）

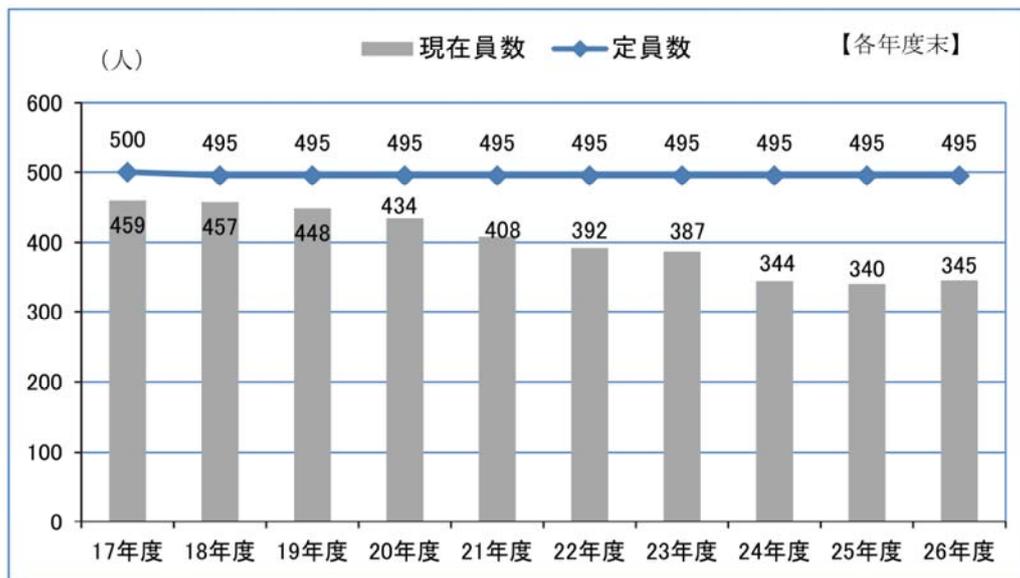


(各出典)平成27年度中区区民意識調査【10月末時点】

### ③中区の消防団員数、民生委員・児童委員数

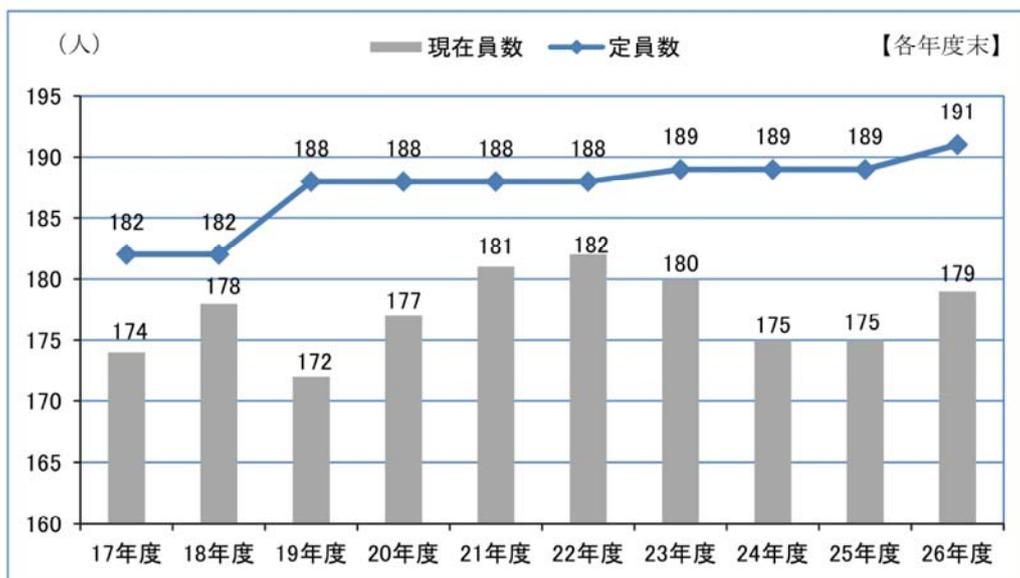
ここ10年、消防団員数、民生委員・児童委員数とも定員割れの状態が継続しており、地域活動における担い手不足が課題となっています。

#### (ア) 消防団員数



(出典)消防局消防団課

#### (イ) 民生委員・児童委員数

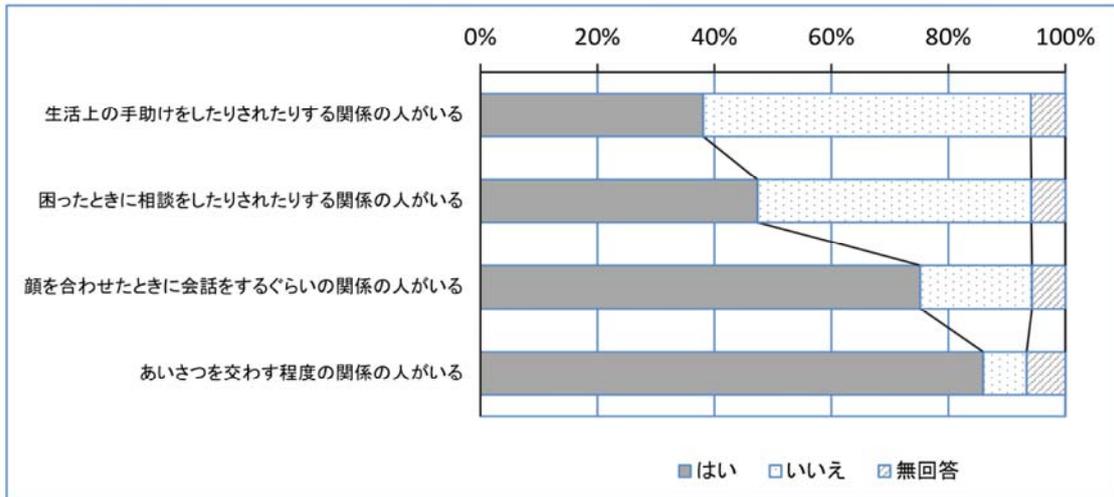


(出典)第94回横浜市統計書

#### ④中区での日常生活における隣近所との付き合い状況

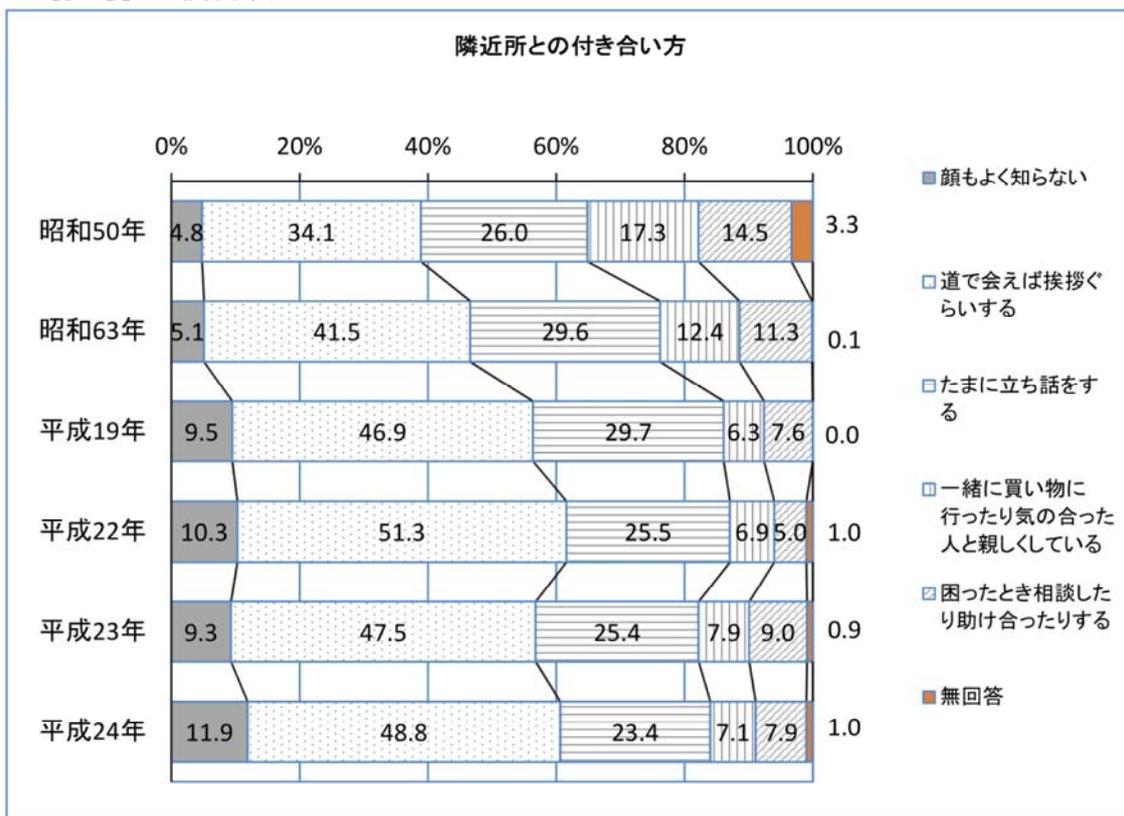
「あいさつを交わす程度」がもっとも多く、付き合いの密度が高くなるにつれて減少傾向にあります。付き合いの密度が最も高いと思われる「生活上の手助けをしたりされたりする関係の人がいる」割合は、4割弱となっています。

＜隣近所や身近な地域で、日常生活でどの程度の付き合いをしている人がいるか（中区）＞



(出典)平成24年度中区区民意識調査【6月末時点】

#### 【参考】＜横浜市＞

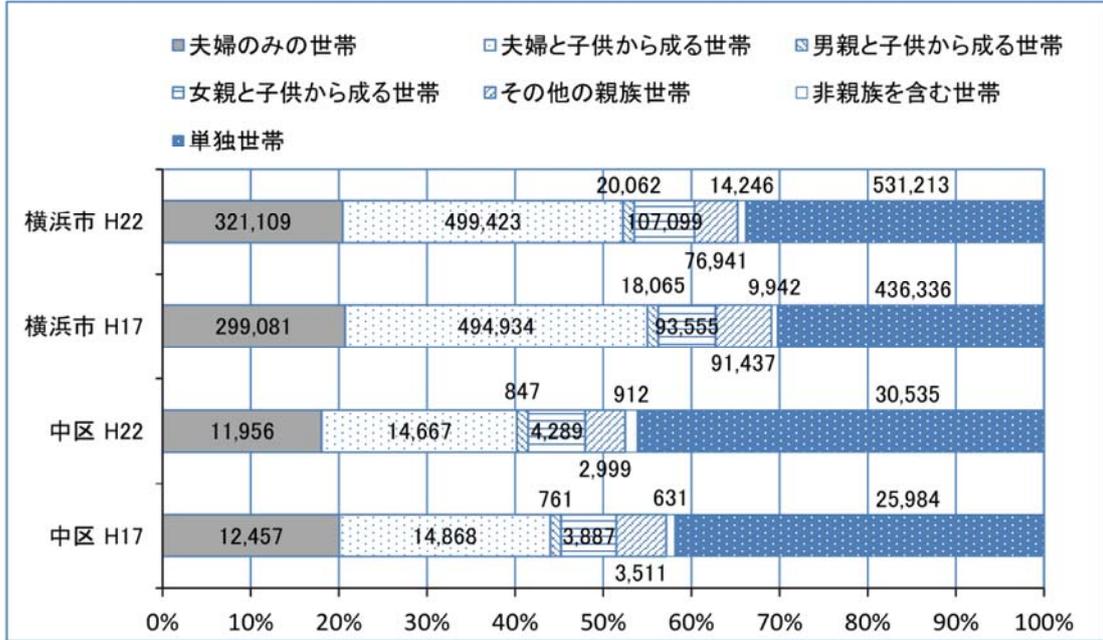


(出典)横浜市民意識調査(平成24年度)

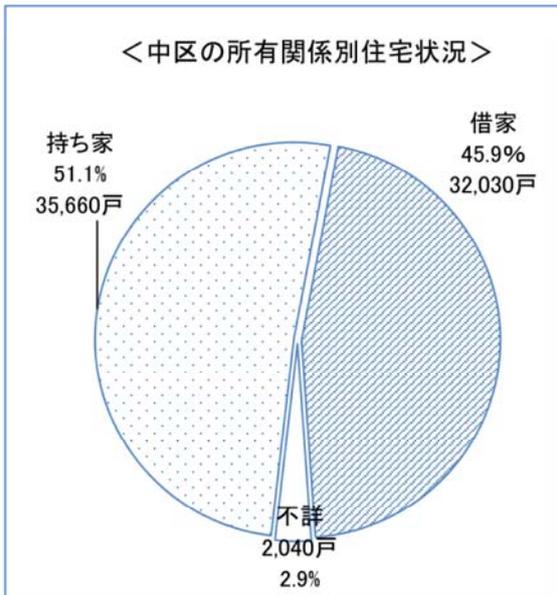
### ⑤家族類型ごとの世帯数

中区は、横浜市平均と比べ、単独世帯（単身世帯）が多いのが特徴です。

また、横浜市平均と比べ、高い借家率となっており、都心部である中区の特徴の一つとなっています。

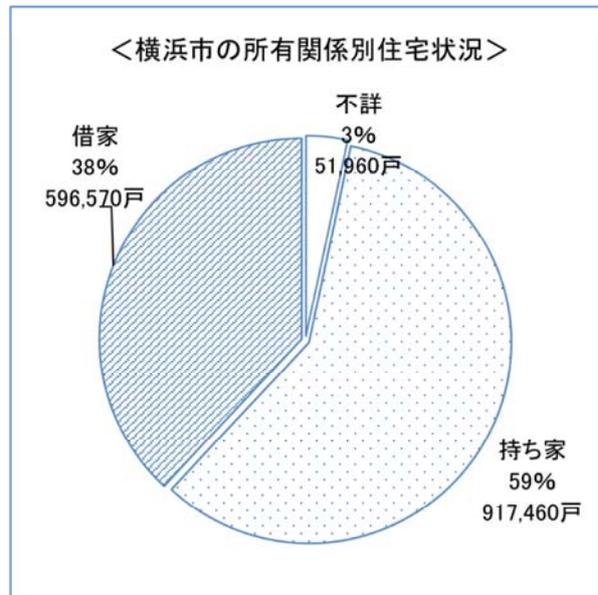


(出典)平成17・22年国勢調査【各年10月1日時点】



(出典)中区統計便覧(2015年版)

【平成26年10月1日時点】

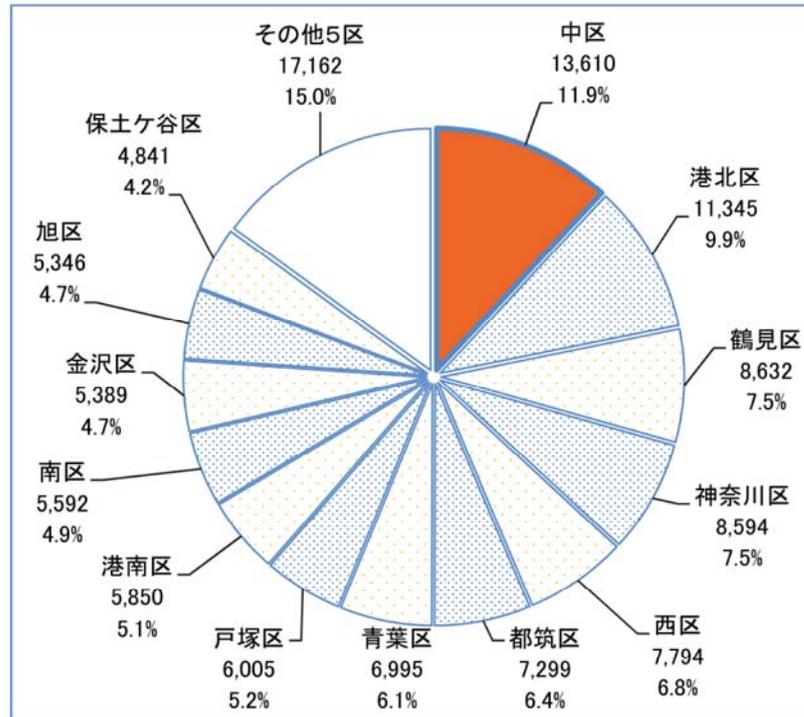


(出典)第94回横浜市統計書

【平成25年10月1日時点】

### ⑥中区内の事業所数

中区は、18区で最も事業所数が多く、特徴の1つとなっています。  
地域のまちづくりは、企業等と一緒に進めていくことが重要です。

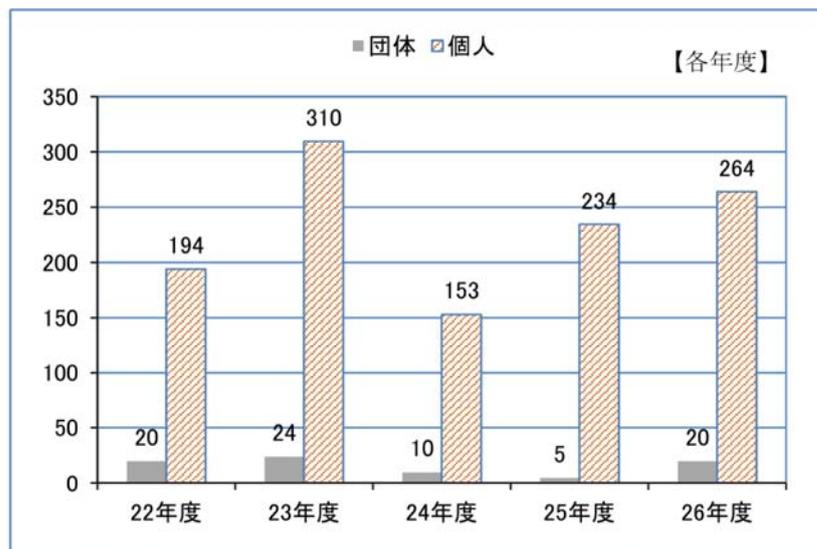


(出典)中区統計便覧(2015年版)

【平成24年2月1日時点】

### ⑦中区ボランティアセンターへのボランティア登録グループ数

東日本大震災(平成23年)があった年は飛躍的に増加し、その翌年の増加数は低下しましたが、ここ2年の登録数は増加傾向にあります。

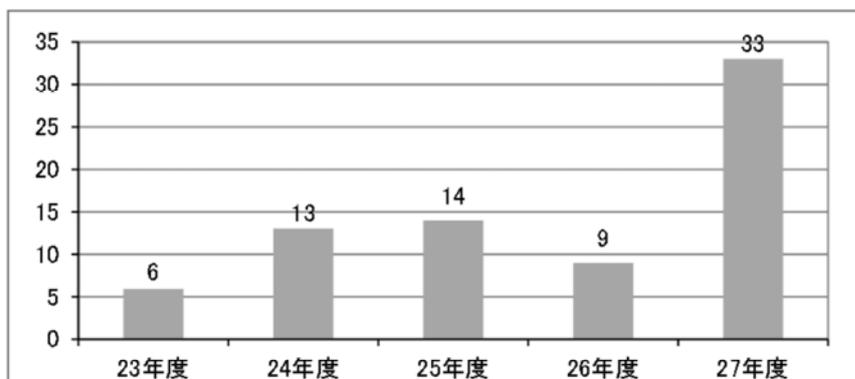


(出典)横浜市中区社会福祉協議会

## ⑧中区の区民要望件数

協働の視点から中区役所の各地区別担当が各地区に働きかけ、地域課題の共有化・吸い上げを行った結果、区民要望件数は、平成27年度から飛躍的に増加しました。

地域自治を推進するうえで、広聴機能の重要性が高まっています。



(出典)中区区政推進課

## ケ まとめ

これまでに見た現在の中区をめぐる社会状況をまとめると、現在の中区は、次のような状況にあるといえます。

- ・少子高齢化が、一層進展しています。
- ・市平均と比べ、転出入者が多い・借家率が高い・単身世帯が多い等の要因から、定住率が低く人口流動が大きい区となっており、地域コミュニティ形成や、地域活動の担い手確保などで難しい面があります。
- ・昼間人口が多いことから、企業や学校なども、防災、防犯等の地域活動の大切な担い手として自主的参加を促進する取組が重要です。
- ・バス、電車等による移動の利便性や、中心市街地の整備・景観など、都心部ならではの利便性・インフラ整備の充実さを誇る一方、日常の生活道路や自転車交通等に課題があります。
- ・防災、防犯、救急医療の充実、こどもの教育・青少年の健全育成や、子育て・障害者・高齢者のための支援・施設整備などが重要な課題です。
- ・行政や地域の情報の入手は、回覧板、広報よこはま等の紙媒体がよく活用されています。これらをより一層充実させる一方で、行政・地域情報の入手方法について、多様な媒体の開発が必要です。電子媒体の活用などにより、区民の皆様にとって更にわかりやすく、入手しやすくなるよう工夫していく必要があります。
- ・外国人人口が多く、国際色豊かなまちを形成しています。外国人向けの広報も含め、多文化共生の取組が重要です。
- ・要介護認定者、要保護児童等、生活保護受給者、障害者が増加傾向にあり、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、地域全体での支えあいにより重みを増してきています。
- ・平均寿命・健康寿命ともに低く、継続した健康づくりを進めて行く必要があります。
- ・自治会町内会への加入率・地域活動への参加経験が低く、加入率の向上と活動に参加しやすくするための工夫が求められています。

第2章では、これまでに見た過去の振り返り、現状分析などを踏まえた上で、今後5年間進めて行く第3期計画について、その基本理念などの枠組をまとめていきます。

### 中区の地勢・施設等をめぐる状況や人・交通の流れの変化

中区の面積は、21.20km<sup>2</sup>。そのうち、北部の平地は、港側からビジネス街、繁華街、そして住宅街が主体となっています。中南部は、内陸側が高台で昔からの住宅地があります。海岸側は、全て埋め立てられています。北側は、新港・山下公園などの観光地、南側は埠頭・製油所などの重化学工業地帯となっており、横浜港の中心となっています。

河川は、大岡川と分流である中村川が横断しています。交通は、JR根岸線、市営地下鉄線、京浜急行線、みなとみらい線の4本の鉄道とともに、幹線道路を中心としたバスが運行されています。水上バスも運行されています。

現在、横浜市中期4か年計画では、『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略を策定し、「都心臨海部の魅力向上」に取り組んでいます。また、26年に「横浜港港湾計画」を改訂し、27年には「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定しました。山下ふ頭については、「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、ハーバーリゾートの形成を目指しています。

このように、今後、都心臨海部の再編、山下ふ頭再整備、新市庁舎の建設や関内・関外地区の活性化、横浜マラソンやラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等大規模スポーツ大会のための環境整備などが予定されています。

こうしたまちづくり・賑わいづくりと連動して、暮らしや職場をめぐる環境が変化し、今後、人の流れや交通の流れに変化が起こることが予想されます。

## 第2章

中なかいいネ！第3期計画の枠組み

# 1 基本理念 ～ 中区がめざすもの

第1章では、中なかいいネ！第1期・第2期計画の振り返りを行い、各種データを用いて中区の現状を分析するとともに課題を抽出しました。これらをふまえ、ここでは、中区としてどのような社会をめざすのかについて大きく三つに分けた切り口で述べていきます。

一つ目の切り口はいわゆる「2025年問題」です。

「2025年問題」とは一般的に、団塊の世代の多くが後期高齢者となり、認知症高齢者の絶対数が増加し、医療費の増加や病床不足、さらに人口減少と引き続く少子化傾向もあいまって介護や支援を行う人材の不足が懸念される状況を指しています。中区においてもこの懸念は例外とは言えません。

医療と介護の連携の重要性が指摘されて久しくなりますが、中区においては26年度に中区医師会をはじめ関係機関の協力のもと「中区在宅医療相談室」が開所しました。今後病床不足が想定される中、どのように人生の晩年を過ごすかということも大切な課題となります。

また、これまで家庭や企業が担ってきた共助の機能が維持できなくなることも想定されます。中区においては、一世帯当たりの人員が2人を切り、2010年の段階で、すでに単身世帯が50%近くまで達している状況となっています。

自身の健康維持をはじめ、自分の人生は自分で決定する、ということは多くの人が望むところですが、そのためには課題を抱えた人が様々な支援を受けながら自身の力を高めていくことができるよう環境を整えていくことが大切です。

このような自助を前提として、「困ったときはお互いさま」の認識のもと共助＝支えあう関係は成り立ちます。今後の共助の機能は地域が担う部分が大きくなると考えられますが、民生・児童委員をはじめとした委嘱委員の人材不足も一層深刻になることが予想されます。一方、介護予防や一人ひとりの健康づくりを進めることにより、「生涯現役」の元気な高齢者が増え、高齢者が地域社会の主役となる「豊かな高齢社会」の到来が期待されます。

二つ目の切り口は人口の流動化です。

横浜市の総人口は2019年をピークに減少に転じると見込まれています。市内の南部地域においてはすでに人口減少が始まっていますが、中区は企業が集積し横浜市の中心という地の利の良さもあり、ここ数年は横ばいから微増の状況です。ただし区内への転入という人の動きをみると、年間でおよそ区の総人口の4.6%の人が動き、横浜市平均の3.5%を超えて、人口の流動が大きい区ということが出来ます。

また、中区の借家率は約46%で横浜市平均の38%を超えており、このことも人口の流動とあいまって定住率の低さを形成する要因のひとつといえるでしょう。定住率の低さは地域コミュニティ形成の難しさや、地域活動の担い手不足、地域文化の継承の困難さという課題を生みますが、一方で比較的若い世代や子育て世代の流入が期待できます。また、横浜の文化ともいえる「新しいものを受け入れる」という姿勢が、高い人口流動率を強みに転化する可能性も示唆しています。

三つ目の切り口は多様化する家族形態やライフスタイルです。

家族形態やライフスタイルの多様化は、古い慣習から解き放たれた個々人がその持っている能力を如何なく発揮し社会の活性化につながる可能性がある反面、既存の価値観を重んじる共同体の中で摩擦が生じたり、その結果として孤立化を招くということにもつながりかねません。また現在の様々な社会システムが一定の家族形態・家族規模を想定した制度設計になっているため、新しい生き方は一部のシステムの機能不全を起こすことも考えられます。

今後高齢者や単身者、外国人など様々な家族形態や多様なライフスタイルが増えていく中では、モデルとなってきた「標準形」からさらに個々人に着目した支援の視点が必要となり、これまでも増して地域や生活圏域に密着したきめ細かい取組となります。一方、支援の多様化が進むほど、支援に関わることができる人が増えていくという考え方ができます。「多様化」は、それぞれの強みを活かしいろいろな場面で様々な支援を行い得る可能性を示唆しています。

三つの切り口に共通しているものは「人材（担い手）の不足」と「つながりの希薄」です。

多様化した課題を認識するためには、課題に「気づく」地域の網の目＝つながりやネットワークが大切になります。また、きめ細かく対応していくためには、既存の支援者や機関にとどまらない多様な人材が必要となります。

これらを受け、中なかいいネ！第3期計画の基本理念は、中区がめざす社会の姿を次のような言葉で表現しました。

お互い支えあい、助けあいながら、誰もが安心して暮らせるまち、  
“中なかいいネ！”の声がとびかう  
元気と魅力にあふれるまち・中区をつくろう！

もとより、これは地域福祉保健計画そのものの理念でもありますが、誰もが迎える「若い」、あるいは病気など様々な困難の中で、排除されず、孤立しない、人の支えがあり、助けがあり、つながりがあることで安心してその人らしく暮らせるまちを表しています。

かつて、隣近所で味噌や醤油を貸し借りし、うちの子もよその子もなく一緒に食卓を囲んでいた時代がありました。決して裕福ではなかったけれども、そこには少なくとも「地域のつながり」という安心感と豊かさが存在しており、人は支え支られながら生きていく存在であることを人々が認識していました。街並みがきれいに整ったとしても、つながりを感じられず、気持ちのうえで「居場所のない人たち」が増えたとしたら、それは誰にとってもやさしいまちとは言えなくなってしまいます。「帰る場所」や「迎えてくれる人」「ほっとする空間」などのまちをかたちづくる要素がつながりや次代の担い手を生み出すものと考えられます。

また、基本理念の言葉は、まちを構成するすべての人は何らかのかたちで地域とつながっているという考え方を基本としています。家庭や学校、趣味のサークル、企業など個人が属する集団はさまざまであり重層化していますが、その根底には交流や参加といった個人と社会との「関係性」があります。「関係性」を成立させるためには、お互いに属する集団の一員として認め合うこと、つまり「相互承認」が必要です。

「孤立」や「無縁化」、「社会的排除」を招かない地域社会形成を目指します。

さらに中区には、企業や多くの来訪者、外国人など多様な人々の存在があります。企業や商店の集積は多くの人を呼び込み、自分たちのまちをきれいにしようという気持ちを生みます。また、より多くの人に来てもらうために自分たちのまちの魅力をもっと高めようという活動や商店街の繁栄につながります。歴史的な街並みや多くの外国人が作り出す雰囲気は観光資源としても価値を備えています。「元氣と魅力にあふれるまち」のゆえんです。

基本理念の説明の最後にあたり“中なかいいネ！”の声がとびかう、エピソードを紹介します。

小学校の近くで登校する子どもたちを見守る高齢の男性の話です。

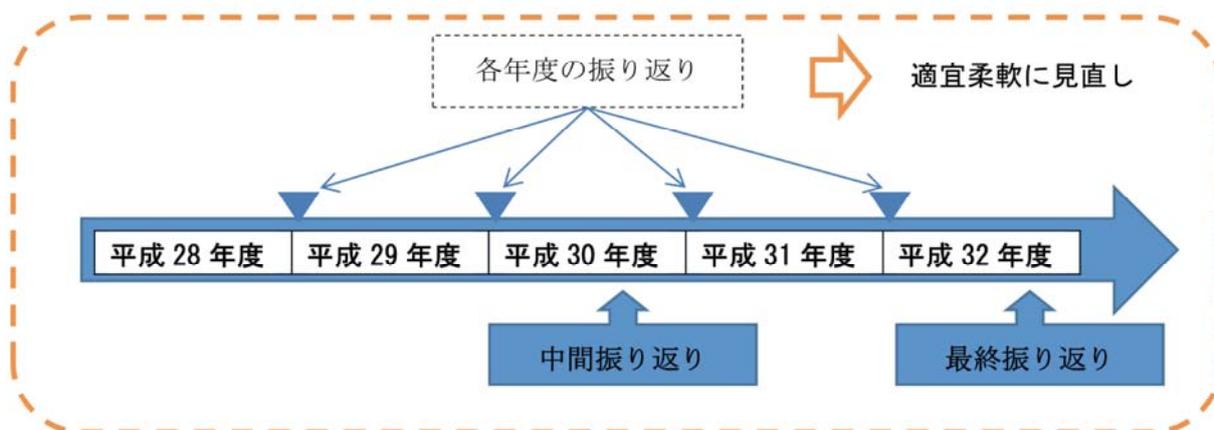
男性は毎朝、子どもたちが交通事故に遭わないように見守りながら「おはよう！」と声をかけていました。元氣よくあいさつを返してくれる子どももいましたが、そのまま素通りしてしまう子も多かったそうです。ある日男性は体調を崩し、入院することになりました。しばらくして退院し、自宅で療養していると、男性のもとに子どもたちから手紙が届いたのです。内容は男性の容態を気遣うもので、「早く元氣になってください」という子どもたちの言葉が書かれていました。

「自分は子どもたちを見守っていたつもりだったが、実は子どもたちから見守られていたのかもしれない」男性はそう思ったそうです。

## 2 計画期間

この計画の取組は、平成28～32年度までの5か年間とします。

ただし、中なかいいネ！の取組には、比較的短期間で目標を達成できるもの、5年間の期間を丸々要するもの、さらには計画期間内には完結できないものなど、様々なものがあります。そこで、計画期間内には、毎年度振り返りを行うとともに、計画の進捗状況や、中区を取り巻く社会状況の変化等をふまえ、適宜必要な見直しを柔軟に行いながら計画を進化させ、推進していきます。



### 3 計画の構成 ～ 「区全域計画」と「地区別計画」

#### (1) 計画の構成

中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）第3期計画は、区全域計画と13の地区別計画とから構成します。

- 区全域計画…区域全体の共通課題及び地域では解決することが困難な課題、地域単位では取り組みにくい課題に対する取組をまとめたもの
- 地区別計画…地域が主体となり、めざすべきまちの姿や地域の様々な課題に対する取組をまとめたもの

#### (2) 区全域計画の位置づけ

区全域計画の位置づけとしては、

- ①区域全体の共通課題及び地域では解決することが困難な課題・地域単位では取り組みにくい課題に対する取組指針
  - ②地区別計画に対する支援計画
  - ③区役所各課及び区社会福祉協議会、各地域ケアプラザの様々な事業を見渡し、区全体で取り組む計画
- のように整理することができます。

**区全域計画は、  
地区別計画を支えます！**

詳しくは、第3章もお読みください。



## 4 策定に係る区民参画の仕組み

### (1) 区全域計画の策定・推進 ～中なかいいネ！推進会議

この計画は、「中なかいいネ！推進会議」において協議し、策定に向けた検討を進めてきました。この会議は、協働の理念に基づいて、各地区や関係機関・団体の代表によって構成された計画の策定・推進母体であり、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの代表も会議の一員として参加しています。

また、26年度には、中区で活動している団体・人・施設等に「活動を通しての課題・今後取り組んでいきたいこと」などについて聞く、「グループインタビュー」を協働で実施しました。

- 実施期間 : 平成26年8月～平成27年1月
- 実施回数 : 12回
- 参加団体数 : 41団体  
(分野：子育て・青少年・高齢者・健康づくり・障害児者・外国人 等)
- 参加者数 : 延べ101人

### (2) 地区別計画の策定・推進 ～地区別計画推進会議

地区別計画の策定にあたっては、第2期計画を推進した「地区別計画推進会議」(地区によって、構成メンバーや会議の名称はそれぞれです。)を、各地区の住民が検討する場としました。自治会町内会役員や民生・児童委員、保健活動推進員、青少年指導員、スポーツ推進委員などの委嘱委員をはじめ、NPO団体の方、福祉施設の職員、福祉保健活動に取り組んでいる地域のボランティアなどが、各地区の現状(地区の良いところ、もっと良くしたいところ)などを話し合った上で、今後5年間の取組について議論しました。

さらに、より広い地区住民の参加を得るため、例えば第1北部地区では検討の参考に住民アンケートを実施しました。また、本牧・根岸地区では、地区内の自治会町内会・企業・福祉事業所・学校等の施設に対して、どのように地域活動にかかわっていけるのかを聞くアンケートを実施しました。石川打越地区ではテーマごとに分科会を開催して、より深い議論ができるように配慮しました。このように、地域の実情に合った進め方で様々な工夫を図りながら議論をしてきました。

また、中区では、住民参加と協働による地域づくりに向けて、地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が“横つながり”で連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」を設立し、活動する取組を進めています。自治会町内会をはじめ、スポーツ推進委員、青少年指導員、民生・児童委員、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、商店会など、地域の様々な団体が情報を共有し、連携、協力して課題解決に向けて取り組む仕組みです。28年3月末現在、第1北部地区、石川打越地区、第2地区、第4地区南部、第4地区北部、本牧・根岸地区、新本牧地区、第3地区の8つの地区で協議会が設立され、地域交流、商店街活性化、認知症予防、ウォーキング、花いっぱい運動、イベントカレンダー等の地域に応じた様々な取組を進めています。第4地区南部や新本牧地区のように、第3期計画の策定にあたって、「元気な地域づくり推進協議会」を活用して、地区別計画の検討を行った地区もあります。

住民主体による地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」の活動は、地域の人々がお互いに支えあい助けあいながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりをめざしており、「中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）」と目指すところは同じです。

これからも、計画の策定・推進を通して、住民参加と協働による地域づくりをより一層進めていきます。

### （３）策定・推進のための事務局機能

中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）は、区の「地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進するものであることから、区と区社会福祉協議会を中心に、地域ケアプラザも関わり、互いの強みを活かしながら事務局を共同で担うことで地域における活動の支援を行います。

具体的には、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザにより構成する地域支援チームを設置し、住民とともに協働で計画の策定・推進を行う体制や仕組みをつくりました。その中で、区は、区域の福祉保健全体を俯瞰しつつ環境整備を進める役割を持ち、区役所各課が役割を分担し、個別支援と地域支援の両面を視野に総合的に地域福祉保健計画を進める役割を担います。

区社会福祉協議会は、地域の様々な福祉保健関係者を会員とした組織であり、民間の福祉保健活動を組織化し、連絡調整を行う役割を持ちます。地域の生活課題の把握と解決の仕組みづくりを進めていく地域福祉の推進役として法的にも位置付けられています（社会福祉法第109条）。

こうした役割をふまえて、

- 区社会福祉協議会の組織力を活かす
- 地区社会福祉協議会との強いつながりを活かす
- 区社会福祉協議会の事業や仕組みを活用する
- 区社会福祉協議会の地域福祉推進の専門性を活かす

などの強みを発揮し、高い公共性を持ちつつも民間組織であることを活かし、新たなサービスの創設も含めて、迅速にかつ柔軟に地域の支援に取り組んでいきます。

#### ○ 社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（第3項以下 省略）

\* 第109条の「市町村社会福祉協議会」と「地区社会福祉協議会」は、横浜市では、それぞれ「横浜市社会福祉協議会」と「区社会福祉協議会」のことです。

## 区社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を図ることを目的に設置されている民間団体です。誰もが住み慣れた地域で暮らしたい、そんな思いを住民の皆さんとともに実現するために様々な活動をしています。

社協が設置されたのは、第2次世界大戦後の混乱期、昭和26年の「社会福祉事業法」施行がその始まりです。当初、全国、都道府県で始まった社協は、各市区町村を単位として設置され、その後、社会福祉法人格をもち、営利を目的としない民間組織として、地域の福祉を進めてきました。横浜市では、横浜市社協と市内10区の区社協でスタートしましたが、平成7年からは18区となりすべてが社会福祉法人を取得しています。

社協は、地域住民や社会福祉団体・者、保健・医療・教育関係者などから構成された会員組織で、この組織力を活かしながら、区役所、地域ケアプラザなどとともに地域福祉を推進しています。そして、民間組織としての「自主性」と、住民や社会福祉関係者等に広く支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持つ団体です。

中区社協では、区内13の地区社協活動の支援、ボランティア・市民活動団体への助成をはじめ、ボランティアセンターを設置し、支援を必要な人と支援したいという人との調整や、ボランティア活動や福祉教育活動を通じた、新たな担い手の育成を行ってきています。

最近では、課題を抱える住民一人ひとりへの支援がこれまで以上に求められてきていることから、高齢や障害により金銭出納などができない人への自立支援事業や低所得のための資金の貸付事業を通じた生活困窮者への支援などの新たな取組もしています。

更に今後は、既存の制度やサービスでは対応が難しい課題に対しても、区役所、地域ケアプラザと連携しながら新たなサービスや仕組みの開発も含め、解決に向けた取組が期待されています。

### 地区社会福祉協議会（13の地区）

- 最も身近な「地域福祉の推進役」（見守り・予防等）
- 構成メンバー 自治会町内会、民生・児童委員、福祉施設・団体、福祉保健・医療機関、ボランティアなど

### 地区社会福祉協議会の事業

- ①子育て・高齢者サロン  
子育て中の親子や高齢者が仲間づくりやレクリエーションを楽しむ場
- ②高齢者食事サービス・配食サービス  
高齢者等に定期的に食事を提供する事業
- ③ボランティア講座、福祉講座の開催
- ④広報紙やイベントカレンダーの発行

- ⑤ひとり暮らし高齢者バス旅行
- ⑥ハイキングや歩け歩け大会
- ⑦もちつき大会やバーベキュー大会
- ⑧運動会

## 区社会福祉協議会

- 市民に身近な「地域福祉の推進役」（中核的役割）
- 構成メンバー（会員） 自治会町内会、民生・児童委員、福祉施設・団体、福祉保健・医療機関、ボランティアなど

## 区社会福祉協議会の事業

- ①地域福祉保健計画の策定・推進
  - ・区役所、地域ケアプラザと連携した地区別計画推進会議等への支援
  - ・中区いいとこ撮り（中区のいいところ投稿サイト）
- ②住民の主体的活動への支援
  - ・地区社会福祉協議会の支援（13地区）
  - ・地域福祉保健活動への助成・支援
  - ・ふれあい助成金（26年度は116団体に総額860万円の助成）
  - ・高齢者食事サービス団体連絡会の支援
- ③福祉教育の推進
  - ・小中学校の児童生徒を対象として、車いすの体験や視覚障害の疑似体験など
  - ・車いす、点字器、白杖、アイマスクなどの貸出
- ④ボランティアセンターの運営
  - ・ボランティア相談・調整
  - ・ボランティア養成講座・研修の開催
  - ・ボランティア情報紙の発行
  - ・ボランティア保険等の加入
  - ・善意銀行の運営（寄付金品の受入れと配分）
- ⑤あんしんセンターの運営
  - ・金銭・財産管理等に不安のある高齢者、障害者、生活保護受給者への支援
- ⑥移動情報センター
  - ・障害者の移動に関する相談窓口
- ⑦送迎サービス事業
  - ・バスや電車などによる移動が難しい高齢者や障害者への車（車いすのまま乗車可能）による送迎サービス（2キロまでは300円）
- ⑧生活福祉資金の貸付
  - ・低所得者、障害者、高齢世帯へ低金利で貸付（引越し費用、高校・大学の授業料等の貸付）
- ⑨福祉団体の事務局
  - ・共同募金会、日赤、保護司会、更生保護女性会、遺族会、安全安心推進協会の事務局

また、地域ケアプラザは、身近な地域での福祉保健活動の拠点施設として様々な機能を併せ持つ、横浜市独自の施設です。介護保険法に基づく地域包括支援センターの機能やデイサービス、居宅介護支援といった介護保険サービスの機能のほか、相談・地域活動・交流機能などを有し、地域支援の中核的な役割を担います。こうした役割をふまえて、

○地域住民の声を地域福祉保健計画に反映させるための提案

○個別支援から見えてきた地域課題の提案

などの面で強みを発揮し、地区別計画の策定・推進において中心的な役割を果たすとともに、区全域計画に対しても大きな力を発揮します。

### <参考：中区内の6か所の地域ケアプラザ>

地域ケアプラザ	開所年月	地域包括機能及び地域活動交流機能の担当地区
新山下地域ケアプラザ	平成4年5月	第2地区、第4地区北部
不老町地域ケアプラザ	平成8年7月	第1北部地区、第1地区中部、関内地区、埋地地区、石川打越地区
麦田地域ケアプラザ	平成12年5月	第3地区
本牧原地域ケアプラザ	平成12年10月	第4地区南部、本牧・根岸地区の一部、新本牧地区の一部
簗沢地域ケアプラザ	平成14年12月	第6地区
本牧和田地域ケアプラザ	平成16年1月	本牧・根岸地区の一部、新本牧地区の一部

### <各機関の強みを活かした事務局機能の役割分担>

	区	区社会福祉協議会	地域ケアプラザ
計画全体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定・推進に係る予算の調整</li> <li>○統計データの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉推進の専門性を活かした研修企画へのノウハウの提供</li> <li>○インフォーマルサービスの把握、情報提供</li> <li>○会員組織を通じた計画への関わりの調整</li> <li>○計画策定・推進に係る予算の調整</li> </ul>	(所長会代表) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアプラザ内の部門間の調整</li> <li>○地域住民に近い視点での助言</li> </ul>
区全域計画策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の課題に関するデータ収集・分析、課題の整理</li> <li>○区づくり推進費等予算を活用した計画推進のツールづくり</li> <li>○地域施設の連携に向けた調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい助成金等、助成金制度を活用した活動支援</li> <li>○区社会福祉協議会が支援する地域の活動を通じた地域課題の把握</li> <li>○区社会福祉協議会事業(ボランティアセンター、あんしんセンター等)を通じた課題の把握</li> </ul>	(所長会代表) <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域課題のうち区域で取り組むべき課題の提案</li> <li>○区域の課題に対するケアプラザの連携による取組の検討、事業実施(共通事業の検討など)</li> </ul>
地区別計画策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区連会、区民児協、委嘱委員会等での調整、情報共有</li> <li>○区づくり推進費等予算を活用した計画推進のツールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会が力を発揮できるための支援</li> <li>○地区社協分科会での調整、情報共有、周知啓発</li> <li>○他地区事例の把握と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域情報の提案、課題の提案</li> <li>○コーディネート機能の活用</li> <li>○相談支援機能を活かした地域ニーズの把握</li> </ul>

(出典) 第3期区地域福祉保健計画策定・推進指針

## 5 関連する他の計画等との関係

### (1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）・中期4か年計画との関係

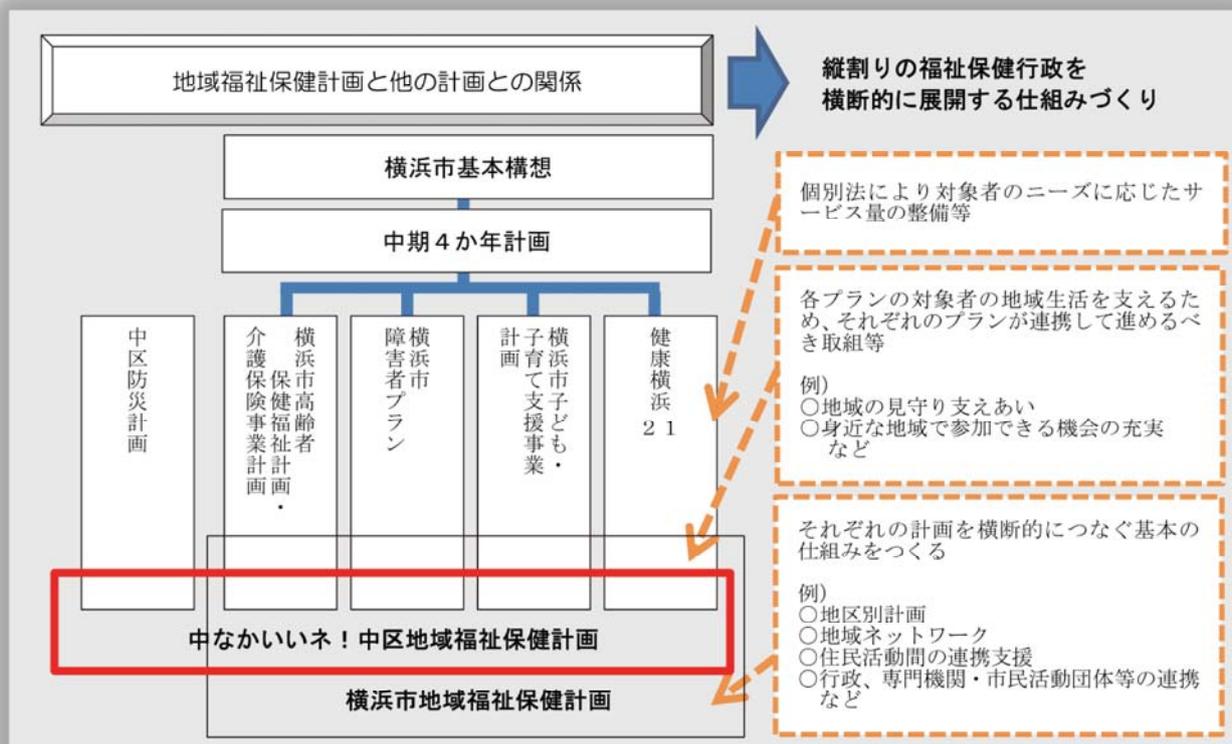
横浜市では、平成18年6月に横浜市の20年（概ね2025年頃）を展望した姿勢の根本となる指針として「横浜市基本構想」（長期ビジョン）をまとめ、基本構想の実現に向けた実施計画として「中期4か年計画」を策定しています。26年度に策定した「中期4か年計画」では、「誰もが安心と希望を実感でき、『人も企業も輝く横浜』」を基本理念とし、基本政策2「市民生活の安心・充実」の中で、「地域包括ケアシステムの実現」及び「参加と協働による地域自治の支援」を掲げ、具現化する取組の一つとして地域福祉保健計画を位置付けています。

### (2) 対象者別・分野別計画との関係

横浜市には、それぞれの法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）、健康横浜21（健康増進法）があります。また、中区独自の計画として、中区防災計画があります。

地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、こども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることをめざしています。

また、住民、事業者、行政が協働する基本的なことがらを横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画で住民と協働で取り組んでいきます。各分野別計画においても、対象者の地域生活を支えるための事業や地域活動の支援に取り組み、地域福祉計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。



<福祉保健の対象者別・分野別計画（抜粋）>

<p>第6期 横浜市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画</p> <p>（よこはま地域 包括ケア計画）</p> <p>平成27～29年度</p>	<p><b>基本目標</b> 生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開</p> <p><b>基本的な方向</b></p> <p>I 健康で生き生きと活躍するために 健康づくり・介護予防の取組推進、生きがいくくり・地域活動の支援</p> <p>II 地域で安心して暮らし続けるために ○在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実 ○認知症施策の推進 ○生活支援サービスの充実</p> <p>III 安定した生活の場を確保するために 施設・住まいの整備、相談窓口の整備</p> <p><b>施策推進の視点</b> 地域包括ケア実現のために ○地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり ○介護人材の確保及び資質の向上 ○介護者に対する支援の充実 ○市民にわかりやすい情報の公表と発信 ○介護サービスの適正な量の提供及び質の確保</p>
<p>第3期 横浜市障害者 プラン</p> <p>平成27～32年度</p>	<p><b>基本目標</b> 自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で「安心」して「学び」「育ち」暮らししていくことができるまち ヨコハマ を目指す</p> <p><b>5つのテーマ</b></p> <p>テーマ1 出会う・つながる・助け合う テーマ2 住む、そして暮らす テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす テーマ4 いきる力を学び・育む テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ</p>
<p>子ども・子育て 支援事業計画</p> <p>平成27～31年度</p>	<p><b>目指すべき姿</b> 未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」</p> <p><b>計画推進のための基本的な視点</b></p> <p>① 「子ども・青少年にとって」の視点での支援 ② 全ての子ども・青少年の支援 ③ それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援 ④ 子どもの内在する力を引き出す支援 ⑤ 家庭の子育て力を高めるための支援 ⑥ 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～</p>
<p>第2期 健康横浜21</p> <p>平成25～34年度</p>	<p><b>基本理念</b> すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。</p> <p><b>基本目標</b> 10年間にわたり健康寿命を延ばします。</p> <p><b>取組テーマ</b></p> <p>取組テーマ① 生活習慣の改善 健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。</p> <p>取組テーマ② 生活習慣病の重症化予防 がん検診、特定健診の普及を進めます。</p> <p><b>第2期計画を推進する視点</b></p> <p>(1) ライフステージに合わせた取組 (2) 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組 (3) 区の特性を踏まえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組</p>

## 6 地域福祉活動計画との融合

### (1) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会では、昭和58年の市区町村社協法制化を受けて、全国社会福祉協議会より社協基盤強化のための「市区町村社協強化計画」が策定され、翌年には社協活動の新たな活動スタイルの開発をめざした「地域福祉計画」策定指針が発表されました。この「地域福祉計画」は、社会福祉法の前身である社会福祉事業法第74条の規定に基づき、地域福祉を推進するために、地域福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉施設・機関等が社会福祉協議会と協働して取り組む民間分野の実践的活動・行動計画として、徐々に策定が始まりました。

その後、国の高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）の登場もあって、平成4年に全国社会福祉協議会がまとめた「地域福祉活動計画策定の手引き」では、行政が策定するものを「地域福祉計画」、社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画したものの名称を「地域福祉活動計画」と変更し策定が進みました。

横浜市でもこの動きを受けて、市内16区で地域福祉活動計画の策定に取り組み始めました。中区社会福祉協議会では、平成7年に第1期地域福祉活動計画～みんなでつくろう福祉ワールド～（基本計画10年）をまとめ、「だれもが住みよく、生き生き暮らせるまちをみんなで協力しあい、造りあげていく」という基本理念と3つの基本目標のもと、翌8年度から5年の実施計画期間を定めました。その後も第2期実施計画（13～17年度）を策定・推進し、18～22年度の第3期実施計画からは第1期中区地域福祉保健計画と一体的に策定・推進しています。

#### 地域福祉活動計画の策定

第1期 平成8～12年度、 第2期 平成13～17年度、 第3期 平成18～22年度

### (2) 両計画の融合

地域福祉活動計画も地域福祉保健計画（地域福祉計画）いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担し総合的に推進することで一層効果を発揮できるものです。また、地域住民にとっては地域福祉を進める計画が複数あることによる混乱も考えられることから、中区においては第1期より一体的に策定・推進することとしました。また、第2期計画からは、単に「一体的に策定」するのみでなく、両計画が「融合」し、区と社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かした役割分担のもとで地域支援を進めるための計画として、様々な地域での活動を支える取組を進めています。

## 第3章

### 計画の推進

## 1 計画推進のための重点取組

### (1) 計画推進の“2本の柱”

第2期計画の5年間は、地域での自助・共助の力を高め、行政と自治会町内会や地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などの関係機関等が力を合わせて「中区みんなで小さなおせっかい運動」を展開しました。また、身近なあいさつ運動などを通して各地域で見守り・支えあいを進める空気の醸成に努めました。

一方、少子高齢化の一層の進展や「リーマンショック」に代表されるような社会経済情勢の悪化などの状況の中で、多くの方々から、

見守りの対象となる高齢者が増え、担い手が足りなくなっている

担い手自身が高齢化し、新たな担い手も増えずに固定化している

といった指摘がありました。また、賃貸の集合住宅の増加などにより地域社会でのつながりが希薄化し、活動そのものの継続が難しくなっているとの声も数多く寄せられています。そのため、増え続ける高齢者の見守りのニーズにどう応えていくべきなのかが重要なテーマです。

もちろん地域における「見守り」は、高齢者のみを対象としたものではありません。地域全体で子育てを支援していくという取組や「登下校時のあいさつ運動」「子育てサロン」などの活動によるこどもの見守り、災害時要援護者支援の取組などによる、平常時からの障害のある方を見守り、さらには交通安全運動や防犯、防災・減災の取組による地域全体の見守り活動など、幅広い取組をすべて含んだものとして捉える必要があります。

### ア 計画推進の“2本の柱”その1 中なかいいネ！で“えん”結び！

中区では、「地域の見守り・支えあいの仕組みづくり」を取り上げ、その方向性を、人と人との「つながり」をキーワードとし、「計画推進の“2本の柱”」の一つ目を、「中なかいいネ！で“えん”結び！」というフレーズで設定しました。

#### <計画推進の“2本の柱”>

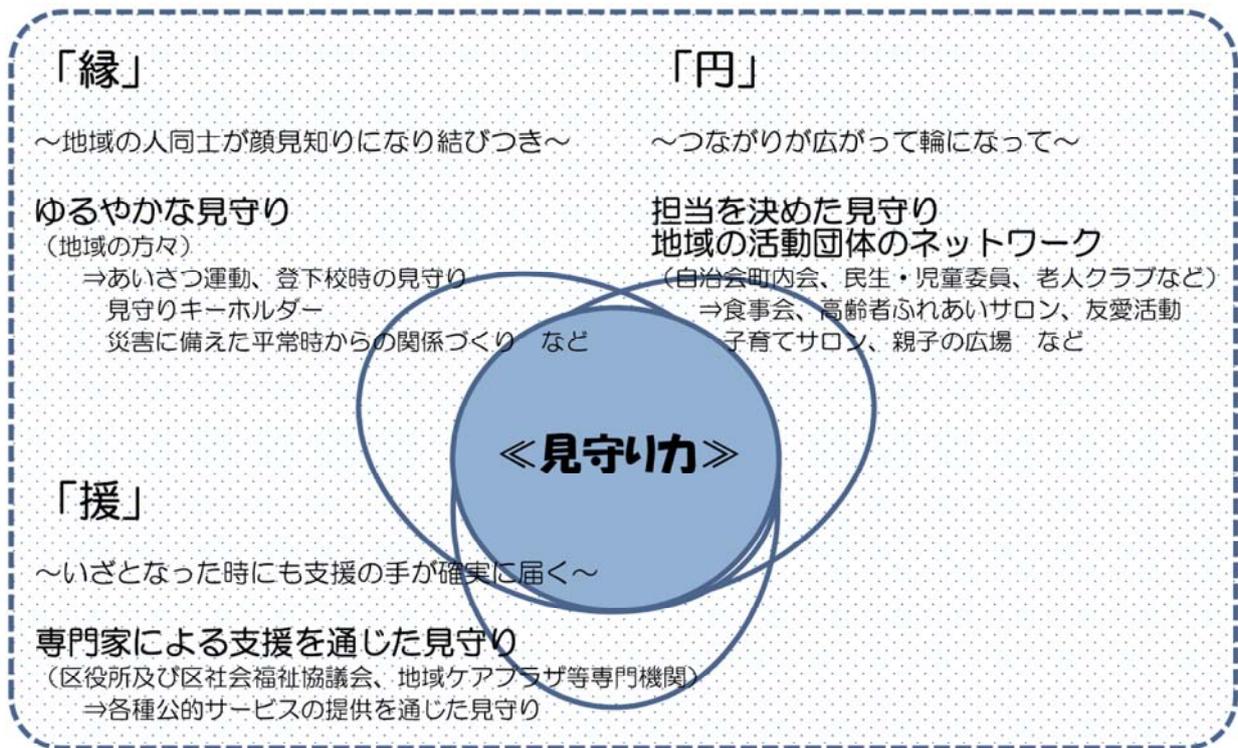
#### その1 中なかいいネ！で“えん”結び！

【中区は地域の「見守り力」を高めます】

中区では	縁（えん）	地域の人同士が顔見知りになり結びつき
	円（えん）	つながりが広がって輪になって
	援（えん）	いざとなった時に支援の手が確実に届く

ように取り組んで、地域の見守り力を高めます！

また、“えん”という言葉をも3つの異なる漢字によって表現することで、様々な担い手による様々な取組を表現することとしました。



### ○ 縁 ～ゆるやかな見守り

まず、「縁」という漢字を充てることにより、「人と人とのつながり、結びつき」をイメージし、地域のすべての人が担い手となって、「できるときに、できることを」する取組を表現しました。例えば、「あいさつ運動」や「登下校時の見守り」、「日頃からの近所づきあい」、「災害に備えた平常時からの関係づくり」などの取組であり、いわば「ゆるやかな見守り」という考え方です。

また、「縁」という漢字では、人間は社会交流や社会参加など関係性の中で生きている、ひとりきりで生きている人はいないということも表現しています。一人ひとりの住民が、また、中区に通勤・通学してくるすべての人が、そうした「人」と「人」との「縁」を意識し、ほんの小さなことでも、何らかの形で地域に関わることが期待されます。

### ○ 円 ～担当を決めた見守り、地域の活動団体のネットワーク

次に、「円」という漢字では、個々のつながりづくりをさらに進めて、つながりの輪を形作っていく、「ネットワーク化」の考え方を表現しました。例えば一人暮らし高齢者の見守り活動では、地区の自治会町内会や民生委員児童委員協議会、老人クラブなどの活動団体がそれぞれの取組として「定期訪問」や「食事会」、「サロン活動」、「友愛活動」などを行っていますが、さらに、それぞれの活動団体同士がつながり、協力しあうことによって、取組がより効果的なものになっていくことが期待されます。そのような「ネットワーク化」を進めていくためには、情報共有や活動の見える化などを進めることにより、相互の信頼関係を作っていく必要があります。

### ○ 援 ～専門家による支援を通じた見守り

3つめの「えん」は、「援」という漢字を充てました。これは、地域住民相互の助けあい、いわゆる「共助」の取組のみでは対応できない課題に対応して、区や区社会福祉協議会、地域ケアプラザや各種の社会福祉施設・事業所によって行われる専門機関による支援をイメージしたものです。地域での「つながり」を大切にしながらゆるやかな見守りから専門機関などによる支援を通じた見守りまで、住民・地域団体・民間事業者・行政等が連携し、立場や世代を超えて取り組む必要があります。

## イ 計画推進の“2本の柱” その2 中なかいいネ！で元気いっぱい！

26年度に策定した「中期4か年計画」では、未来のまちづくり戦略の一つとして、『あらゆる人が力を発揮できるまちづくり』戦略の中で、「370万人の健康づくり」を進めています。また、25年には、「第2期健康横浜21」を策定し、「10年間にわたり健康寿命を延ばします。」という基本目標を設定しました。

健康寿命という観点で中区の状況を見ると、23年では男性は18区中最下位、女性でも17位となっており、この分野での取組を強力に進めていく必要があります。

そこで、「中区民の健康づくり」をもう一つの「計画推進の“2本の柱”」として設定しました。さらに、「健康づくり」を「からだの健康」や「こころの健康」の側面だけでなく、「まちの健康」という面も併せて取り組んでいくことで、防災・防犯や環境美化に関する様々な活動を含め、安全・安心のまちづくりを進めていくこととしました。

### <計画推進の“2本の柱”>

#### その2 中なかいいネ！で元気いっぱい！

【中区はまちぐるみで「健康づくり」をめざします】

中区では

健康なからだ

健康なこころ

健康なまち

生活習慣病を予防し健康寿命を延ばします

誰もが心健やかに暮らせるまちをめざします

誰もが安心して暮らせるまちをめざします

を目標に取り組みます！

#### 健康なからだ

～生活習慣病を予防し健康寿命を延ばします～

- ⇒・ウォーキング、ラジオ体操、体力づくり、食育講座、元気フェスタ、介護予防講座、健康講座・教室
- ・住民主体の健康づくり活動の継続・参加 など

#### 健康なこころ

～誰もが心健やかに暮らせるまちをめざします～

- ⇒・つながりによる健康づくりの啓発
- ・地域ケアプラザ・のんびりんこ・みはらしポンテなど身近な窓口での相談、関係機関連携
- ・育児不安の解消などの取組
- ・企業によるメンタルヘルス対策やワークライフバランスの取組 など

#### 健康なまち

～誰もが安心して暮らせるまちをめざします～

- ⇒住民・学校・企業・施設等、地域ぐるみの美化活動や防災訓練、防犯パトロール など

《健康づくり》

## ○ 健康なからだ ～生活習慣病を予防し健康寿命を延ばします

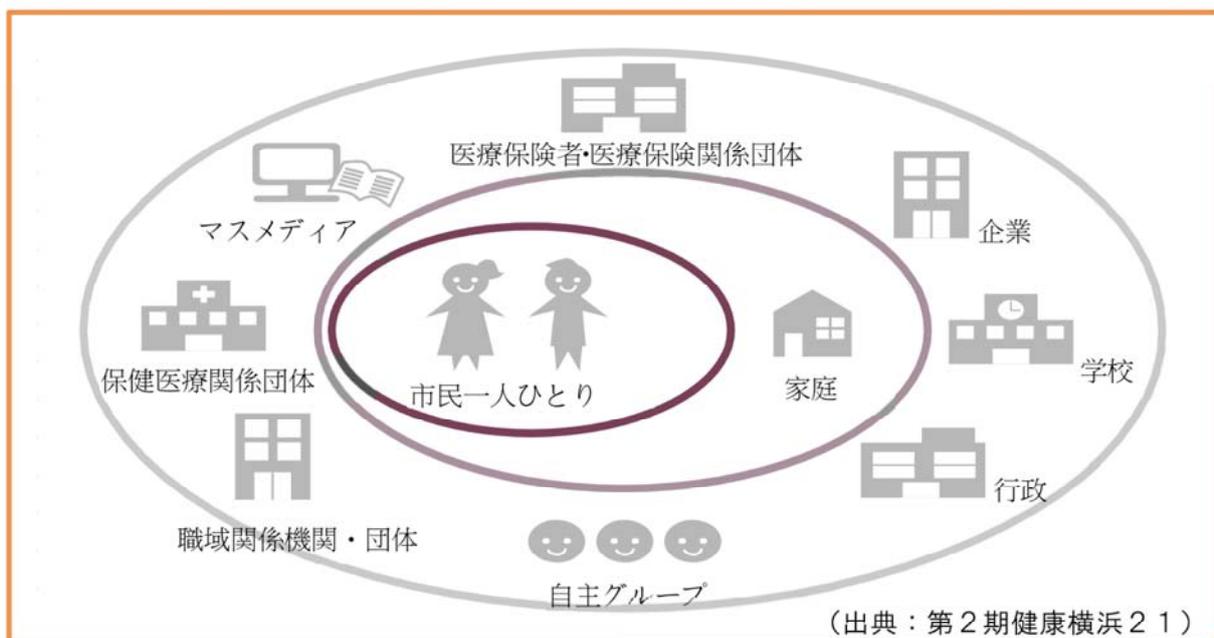
「健康なからだ」の項目では、生活習慣病予防を進めるため、健康増進の基本要素である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野について、区民一人ひとり、そして関係機関や団体がともに取り組んでいくことを目指しています。特に区民にとって取り組みやすい項目として、ラジオ体操やウォーキングなどの普及を進めていきます。

## ○ 健康なこころ ～誰もが心健やかに暮らせるまちをめざします

また、「健康なこころ」の項目では、様々な悩みを持つ方が、人と人とのつながりを契機に少しでも心やすらかに暮らし続けることができるよう精神保健相談や生活教室、介護者のつどいなどの取組を進めます。

取組にあたっては、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」ともあらわされる「ソーシャル・キャピタル」の考え方により、誰かとつながることで、一人ひとりが健康になれるように、様々な機会を通じて、「つながりによる健康づくり」の大切さについて啓発を進めていきます。

こうした健康づくりの取組を進めていくにあたっては、行政のみならず、学校や企業、保健医療関係団体などの力が不可欠です。そこで、中区では、次のとおり「第2期健康横浜21」の考え方に準拠して、関係機関とともに取組を進めます。



特に、中区医師会、中区歯科医師会、中区薬剤師会をはじめとした保健医療団体の協力は不可欠です。

「第2期健康横浜21」では、<sup>みのり</sup>育ち・学びの世代、働き・子育て世代、<sup>みのり</sup>稔りの世代という3つのライフステージに分類したうえで、それぞれの世代に応じた行動目標を設定することにより、健康づくりの取組をより実行しやすい形で提示しています。その中で、保健医療団体には、区民一人ひとりが必要な取組を行うことができるよう、「専門的な知識や技術を活かして」支援するという役割が求められます。医師、歯科医師、薬剤師などの医療関係者と福祉サービス関係職員などが連携して、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるための医療・介護を提供していくことが重要です。そのため区では、関係者がお互いに顔の見える関係づくりを進めます。

行動目標		 育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)	 働き・子育て世代 (成人期)	 隠りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分控えめ バランスよく食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しくからだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く・外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的にがん検診を受ける 1年に1回特定健診を受ける	

中区医師会、歯科医師会を中心とした医療機関には、区役所が行う乳幼児健康診査（4か月、1歳6か月、3歳）に協力を得ています。また、妊娠から出産、子育てと切れ目のない支援を提供するため、妊婦健診や通常の診療時に、気になる妊婦や親子がいる場合には、区役所に連絡し、区役所が早期に家庭訪問等を実施しています。

「生活習慣の改善」の取組では、区民だけでなく、区内の企業の従業員の健康づくりも視野に入れてきました。区民には、個別相談や講座を実施していますが、今後は企業との連携も重視していきます。企業自らが従業員のこころとからだの健康増進に取り組めるよう、今後も区役所の保健師、栄養士等が企業や業界団体に出向き、ニーズや健康課題を鑑みながら、講座開催や相談対応をしていきます。

「食生活」の分野では、食育の推進に、より一層取り組んでいきます。ライフステージごとの課題を意識した取組を、区民や地域・企業・食生活等改善推進員等の団体と協働して推進していきます。さらには、保健医療団体の協力を得て、医療機関での受診や薬局での投薬などの機会をとらえて、食生活の大切さを伝えることにより、「ADL（日常生活動作能力）」の維持のみでなく、「QOL（生活の質）」を高めるための啓発を行っていきます。

「歯・口腔」の健康については、中区歯科医師会の協力のもと、歯周疾患の講演会や障害者への歯科検診や訪問歯科診療などを実施しています。今後は、障害児・者の日常生活を支える支援者への啓発も進めていきます。歯や口腔のケアは、疾病予防と重症化の防止、健康状態の維持に有効です。区民一人ひとりに、すべてのライフステージで歯や口腔の健康を維持し、「自分の口から食べられる生活」を続けることの重要性を伝えていきます。

「喫煙・飲酒」の分野では、喫煙率の低下や受動喫煙を受けない環境づくりが重要です。また、多くの患者が未受診といわれるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の早期発見・早期治療につなげることが必要です。そのため、禁煙外来の周知や禁煙支援薬局での取組の促進など、保健医療団体の協力を得て、区民の健康づくりの取組を進めていきます。また、飲酒の「適正摂取」についての啓発を進めるとともに、地域においてNPO法人などが行っているアルコール依存症対策の活動を支援します。

「運動」を進める取組については、「ウォーキング」や「ラジオ体操」の有効性を伝えていくとともに、地域での活動に対する支援を行います。また、様々な既存のイベントの中でラジオ体操を取り込んでもらえるよう、働きかけていきます。

「休養・こころ」の分野では、「睡眠」の重要性を区民一人ひとりに伝えていくための啓発の取組を進めます。睡眠不足や睡眠障害は個人の生活に影響を与えるのみならず、生活習慣病のリスクを高める可能性があります。逆に、十分な睡眠は心身の疲労回復を図り、こころの健康を保つためにも重要です。

健康寿命の延伸をめざした「生活習慣病の重症化予防」の取組では、特定健診及びがん検診の受診を促進しています。区役所を会場とした肺、胃がん検診をはじめ、区内の医療機関の協力を得て、各がん検診（肺、胃、子宮、乳、大腸、前立腺）を実施しています。中区は大腸がん検診受診率が18区中最下位（26年度）という状況を踏まえ、受診率の向上のため、分かりやすいチラシを作成し、元気フェスタや食育イベント等の健康づくりのイベントで周知啓発をしています。さらに、乳がん検診受診促進の啓発のため、神奈川県予防医学協会が事務局を務める「ピンクリボンかながわ」に協力していきます。

区役所では、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、結核等の感染症による健康危機管理も担っています。患者発生時はもとより、感染予防・拡大防止のため、区内の福祉施設や食事提供を伴う地域活動団体へも、正しい手洗いや消毒方法を啓発していきます。併せて、インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種の有用性もお知らせして、接種を勧めていきます。

また、中区は結核の罹患率が高いという特徴があります（平成26年罹患率 中区43.4、横浜市15.6（人口10万対））。結核の流行していた時代（昭和20年代頃）にこども時代を過ごした人は、知らないうちに結核菌に感染していることがあります。高齢期を迎え免疫力が低下してくると、そのときの結核菌が体の中で増え、発病する（治療が必要になる）ことがあります。そこで、結核を早期発見するため、医療機関や関係機関と連携し、検診を啓発するとともに、確実な治療を支援しています。また、長期にわたる服薬治療が確実になされるよう、医療機関、薬局や関係機関の協力を得て、服薬支援を行っています。今後も、医療機関等との連携を強化することで、結核患者のよりよい支援を行います。

地域包括ケアシステムを推進するための重点取組の一つとして、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、中区医師会とともに在宅医療連携拠点(中

区在宅医療相談室)が中心となって支援します。たとえば、医療(医師、看護師、歯科医師、薬剤師等)と介護(ケアマネジャー、訪問介護・通所介護等の事業所や施設など)の関係者がそれぞれの専門性を発揮しながら連携して支援できるよう、多職種連携の会議や勉強会を開催してつながりを深めるなどの取組を進めます。また、退院時にスムーズに在宅生活へと移行できるよう、中区医師会や中区歯科医師会、中区薬剤師会などと病院との連携(病診連携)を進めています。

さらに、どんな時でも安心して暮らし続けるため、災害時の医療を確保するための体制づくりにも、保健医療団体の協力を得て取り組んでいきます。災害時には、中区医師会から選任されている「災害医療アドバイザー」が、区と医療機関のつなぎ役として区災害対策本部においてアドバイスを当たるほか、医師、看護師、薬剤師等により編成する「医療救護隊」や歯科医師、歯科衛生士等による「巡回歯科診療チーム」が、各地域防災拠点を巡回し、軽症の治療を中心として医療の提供に当たります。

### ○ 健康なまち ～誰もが安心して暮らせるまちをめざします

さらに、「からだ」、「こころ」のほか、「まちの健康」という考え方で、様々な取組を進めていくこととしました。防犯や防災・減災の取組や交通安全の取組などによるまちの安心安全を図る活動、まちの美化活動や環境にやさしいまちづくりの取組などにより、誰もが安心して暮らし続けることのできる環境整備を進めていきます。

これら“2本の柱”は、区全域計画における目標設定のみならず、地区別計画においても共通目標として設定するよう認識を共有し、中区全体で取組を進めていくこととしています。

## (2) 取組を支える “3つの土台づくり”

2本の柱(重点取組課題)に続けて、区全域計画の存在意義である地域での活動を進めやすくするための「環境整備」とはどのようなことかを検討する必要があります。

25年度に各地区で実施した地区別計画の「中間振り返り」の結果から、各地区において共通の課題として挙げられたのは、活動団体や担い手間のつながりによる取組の強化、情報共有や地域内での情報の伝達、人材の固定化・高齢化、といった課題でした(振り返りの分析結果は次ページの表のとおりです)。

<各地区の振り返り結果から ～今後に向けて>

	今後に向けて	取組の方向性
第1 北部	△お互いの活動を知る機会が少ない ・活動の参加者の減少 ○担い手の不足	・活動メンバーが定期的集まる場づくり ・情報共有・アイデアを出し合う
第1 中部	◇活動団体同士の連携、情報共有	・活動一覧表作成（見える化） ・担い手や団体の連携 ・既存の活動や拠点の活用方法の検討
関内	・マンション住民、自治会町内会未加入者の参加が少ない △多くの人に情報を伝えたり、活動に参加してもらいたい ○担い手の育成にもつなげたい	・今ある活動や担い手からつながる人を増やす ・企業や商店街と手をつなぐ ・推進会議に新メンバーを加える ・活動の周知強化
埋地	△地域の活動やイベント・防災情報等をみんなに伝える	・推進会議や懇談会への参加を町内に呼びかける ・活動の仲間を増やす方法を考える
寿	◇○ゆめ会議の場以外でも情報収集・検討を進めていくグループが必要	
石川打越	△新しい住民に活動を知ってもらいたい △地域の活動を知らない人が多い ○担い手がいつも同じ人	・コミュニケーション、声掛けの継続 ・イベントカレンダーの充実 ・イベントを通じた担い手育成
第2	・若い人や新住民の参加者を増やす ◇○地域で顔の見える関係づくり	・新住民や親子が参加しやすい機会づくり ・若い人に任せるなど活動方法の工夫 ・自治会町内会と連携した次世代の担い手育成
第3	・少子高齢化が進み地域の福祉保健活動が広がらない ○参加者、担い手ともに増えない △情報が生かせていない	・プログラムの工夫 ・効果的に伝える方法を考える ・こどもを巻き込む ・地域の団体同士の協力
第4 南部	○担い手が固定化している	・自治会町内会の力を活用 ・地域活動を通じた人材発掘 ・部会同士の連携
第4 北部	○若い人の参加を促し担い手を増やす	・中高年向けの魅力ある健康づくり活動 ・地域のふるさと意識を高め次世代育成
本牧・根岸	◇○日頃から地域の人とのつながりを増やす必要がある	・こどもたちや学校を活動に巻き込む ・情報発信の工夫
第6	△イベントカレンダーの更なる充実 ・ふれあいまつりへの参加	・みはらしポンテの活用
新本牧	・一部の人のごみ収集への理解が低い ○担い手が高齢化している	・担い手の確保、人材を活かした活動強化 ・小中学生の参加促進

◇・・・つながり、連携    △・・・情報    ○・・・担い手・人材

そこで、これらの課題に対応していくための環境整備を、「取組推進の土台づくり」と捉え直したうえで、「3つの「土台づくり」として整理しました。また、より具体的にイメージするキーワードとして、「交流」「情報」「人材」の3つの要素として表現することとしました。

なお、整理された課題以外にも、例えば活動への参加者の減少や福祉保健活動の広がりなどを課題に挙げた地区もありました。中区では、3つの土台を中心としつつも、それらの個別の課題に対してもきめ細かに対応していきます。

## ○ 交 流

現在の中区においては、核家族化の進展や賃貸の集合住宅の増加などにより、地域の中での人間関係の希薄化が大きな課題となっています。かつては家族を中心に、隣近所とのつながりなど、いわゆる「親密圏」における人間関係を前提として地域社会が成り立っており、そこにはおのずと「支えあい」「助けあい」などの行為が行われていました。こうした関係性が希薄になってしまった現代社会においては、家庭という最もくつろげるプライベートな親密性の高い空間から、その家庭の中の生活課題を小地域の共通課題として解決の方途を探る公共空間性を持たせた取組を展開することが地域福祉保健計画の取組ということができます。

そして、この考え方を平易な言葉に置き換え、人と人との「交流」を、取組を進めるべき土台づくりの一つとして位置付けることとしました。

また、人と人のみでなく、地域の中での様々な活動をもつなぐ取組として整理しました。

**☆ 交流**    地域の様々なネットワークを強くします  
----- 地域活動と広域活動をつなぐ仕組みをつくります

## ○ 情 報

行政や関係機関は様々な施策や事業により、個別の課題を抱えた方への支援や地域の活動に対する支援を行っていますが、それらの取組は、果たして区民にきちんと届いているでしょうか。また、地域の中での少数者の声も含めて、行政や関係機関は地域のニーズをきちんと把握できているでしょうか。「中間振り返り」及び「グループインタビュー」の結果から、行政や関係機関と地域との間では、必ずしも情報がうまく伝わっていないことが改めて指摘されています。

また、地域住民同士の間でも、情報の共有が必要だと感じている方が多いようです。

そこで、土台づくりのひとつを、「情報」という言葉で表現しました。

**☆ 情報**    地域が必要とする情報が共有できるようにします  
----- 担い手を支援する情報共有の仕組みをつくります

## ○ 人 財

地域活動を活発化するためには、担い手を増やしていく取組を行政や関係機関が支援することが急務です。

そのためには、現在の担い手を中心に、その周辺の方々が徐々に活動に参加できるような場を設定する必要があります。その際重要なのは、その人の資産や能力・経歴などに関わらず、その持つ現在の力を発揮し、地域の一員として役割があることをお互いに認めあうことです。いわば、地域の中でお互いに「承認」することを進めていくことが重要です。地域には、その人の持つ力に応じて、誰でもが活躍する場がたくさんあります。また、地域には様々な居場所があります。

言い換えれば、区民一人ひとりが地域社会の中で様々な関係を持ちながら生活しており、その関係性そのものに価値があります。人を大切に、人を基本として取り組んでいく「中なかいいネ！」の根幹をなすものです。

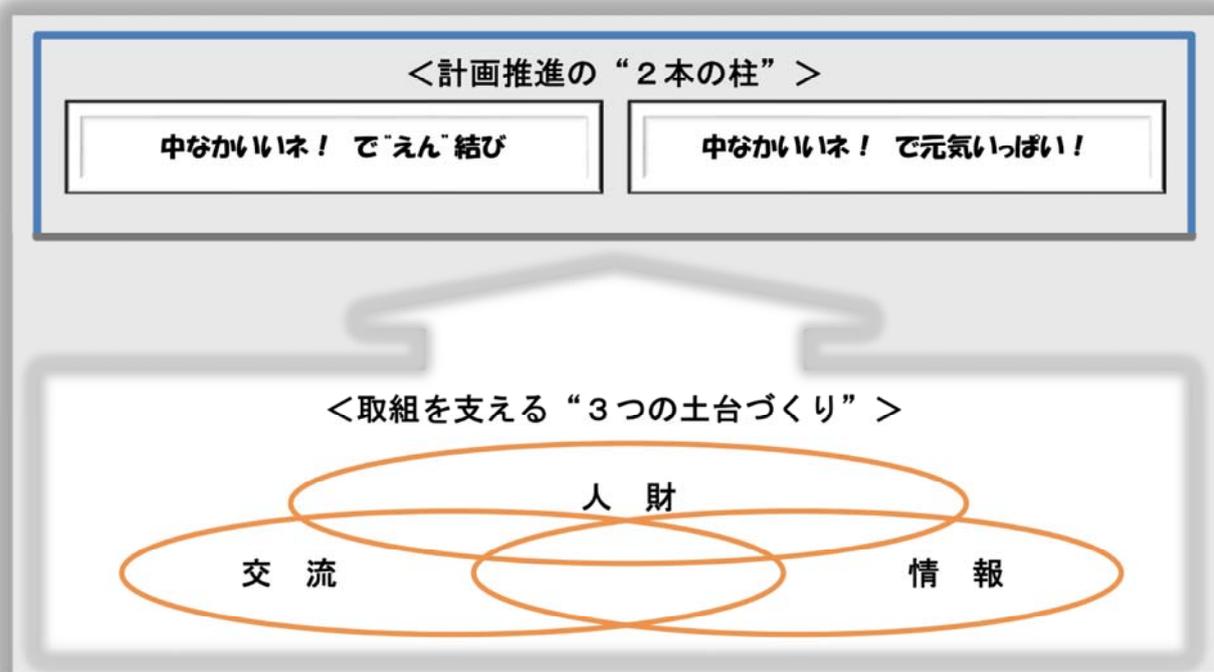
この「承認」のプロセスを後押しすること、これが行政や関係機関に求められる土台づくりの

最大のテーマといってもよいかもしれません。「人材」こそが地域の「宝」であるという気持ちを込めて「人財」という言葉で表現しました。

中区では、中区に住んでいる方、通勤通学等で中区に来る方、全ての方に地域に「参加」していただきたいと考えています。

**☆ 人財** 中区の人材・資源を活かした取組を進めます  
---- 次代を見据えた人材の発掘・育成を行います

これらの検討結果を図に表わすと、次のようになります。



## 中区医師会の取組

横浜市中区は、関内、伊勢佐木、本牧の三地区を有するため、夜間人口より昼間人口が遥かに多く、歴史的にも、外国籍の居住の割合が、住民の10%を越え、所謂、国際都市、横浜の中心地にあり、国別数では、50ヶ国を越える方々が、医療施設を利用されています。

勤務医と診療所の医師とが、互いに協力して、第一次、第二次医療、高度医療を分担することが、この地域の医療を円滑に行うために大切です。

勤務医の方々にも、医師会の役員として参加して頂き、また有床の病院持ち回りで、症例検討会や講演会等を頻回に開催し、病院と診療所の連携と融和を図り、また医師自らの研修に遭遇しています。

医師会員は、自らの所属する医療だけでなく、夜間急病センター、休日急患診療所の当直や、福祉保健センター（旧保健所）の主催する健康相談、予防接種、講演会への協力、或いは、学校医、幼稚園医、地域ケアプラザの協力医、介護認定審査会の委員として、地域医療の重責を任めています。

高齢人口が多いことに鑑み、医療センター訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、居宅支援センターを開設しており、区医師会としては、最大級のスタッフにて対応し、質の高い介護の実践を目指しています。

地域医療は、医師会員の努力だけでは、充分その主旨が達成できませんので、是非、地域の皆様の協力の下、一緒に歩を進めてまいりたいと願っております。

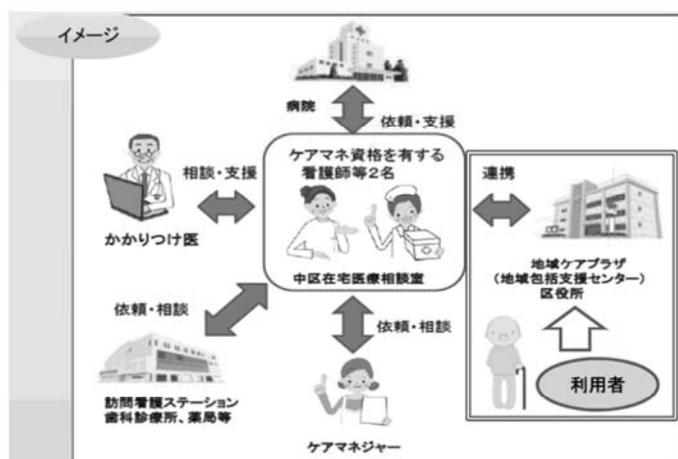
（中区医師会ホームページより抜粋）

### 中区医師会の具体的な取組の例

#### 在宅医療相談室 ～地域包括ケアの実現に向けて

多くの方が、病気を抱えても住み慣れた家等で療養し、自分らしい生活を続けたいと望んでいます。そのためには、医療・介護の連携が必要です。

市民の皆様が安心して、継続的な在宅医療・介護を受けることができるように、医師会と横浜市で在宅医療支援のため新たな取組を始めました。



### 医療機関での多言語対応の取組

中区には様々な国の人々が暮らしているため、医師も様々な言語に対応できるよう準備をしておくことが必要です。中区医師会には、19か国語に対応できる医師がいますので、電話やFAXで連絡を取り合うことで、症状や患者さんの訴えを伝え、適切な処置につなげることができます。時には電話越しに患者さんと会話をしてもらうなど、常に安心感をもって医療を受けていただくことをめざしています。

### 災害時の医療体制確保

災害時にも継続的に必要な医療を提供できるよう、中区医師会では、災害発生後、極力早期に診療所等を開設することとしています。これにより日頃からのかかりつけ医療機関で医療を提供することができます。また、災害発生直後には区の災害対策本部に「災害医療アドバイザー」を派遣し、区と医師会のパイプ役として医療体制を確保するための調整にあたります。

さらに、区からの要請に基づき、医師、看護師、薬剤師等で編成する医療救護隊に参加し、区内13か所の地域防災拠点を巡回して軽症を中心とした治療をおこなうほか、必要に応じて災害拠点病院などとの連携にあたります。

このように、様々な方法で関係機関と連携して、災害があっても医療が受けられるよう、取り組んでいます。

### 地域での医療関連講座などへの協力

地域の皆さんが安心して暮らし続けられるよう、知っておいていただきたい医療関連の知識をお伝えしたり、皆さんの健康増進のお手伝いをするような講座に参加させていただいたり、身近な地域で頼れる専門家としての役割を果たしていきたいと考えています。例えば地域ケアプラザの主催する講座での講師や、イベントにおける健康チェックなど、現在でも様々な取組を行っています。自治会町内会などで講座をやりたい、などのご要望があれば、ぜひご相談ください。

## 中区歯科医師会の取組

歯科医師の責務は、「健康寿命」を「平均寿命」に近づけるよう、多くの歯を残し、しっかりと口から食べることにより「健康寿命」を延ばすこと、歯を失った方に対しては、入れ歯等でしっかり噛めるようにすること、さらに要介護の方々には、歯科治療を通して自分の口から食べられる人生を送っていただくことで QOL（生活の質）や ADL（日常活動動作能力）を支えること、と考えています。つまり歯科医療は、“食べる”“話す”等、『日々の生きる力を支える生活の医療』です。

「健康寿命」を延ばすには、全身の疾病に対する抵抗力を向上させ、疾病リスクを減らしていく必要があります。運動・栄養・休養を中心とした健康増進の取り組みを進め、生活習慣病の重症化や要介護の原因となる疾患を予防することが重要です。具体的には喫煙、高血圧、運動不足、飲酒、肥満、食塩の高摂取などによる危険因子の改善を進めることです。現在では、歯と口腔の健康が全身の疾病予防と重症化防止、全身の健康状態の保持に有効であるといわれています。

歯科医師会は、これからも、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージで適切な歯科医療を提供し、最後まで自分の口からおいしいものを食べられるように、支援します。

（横浜市歯科医師会ホームページより抜粋）

### 中区歯科医師会の具体的な取組の例

#### 医・歯・薬の連携

##### ○在宅医療拠点づくり

2025年（平成37年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、社会の高齢化がより一層深刻になることが予想されます。そのためにも、様々な医療・介護関係者が連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。中でも特に医師・看護師や薬剤師などの医療関係者と歯科医師が緊密に連携し、支援が必要な人が安心して在宅生活を続けられるよう適切な医療サービスを提供することが重要です。歯科医師会では、訪問歯科診療や口腔ケア指導を通じて、高齢者のQOLを高める取組を続けていきます。

## ○がん・糖尿病などの治療にあたっての連携

各種のがんや糖尿病など日常生活の中での病状管理が重要な疾病に対して、医師のみでなく、歯科医師や薬剤師が連携して患者さんによりそい、治療効果を高めるための支援を行います。

## ライフステージに応じた歯科（口腔ケア）サービスの提供

### ○乳幼児期～学齢期

福祉保健センターで行われる乳幼児健診における歯科健診を通じて、乳幼児の歯の成長を見守るとともに、歯磨きの習慣づけを行うなど必要なアドバイスをを行います。また、かかりつけ歯科医師によるプロフェッショナルケアを適切に行うことも有効です。

さらに、学齢期は歯の入れ替わる大切な時期であり、学校歯科医師としての活動により、歯の健康や口腔ケアの重要性を伝えていきます。

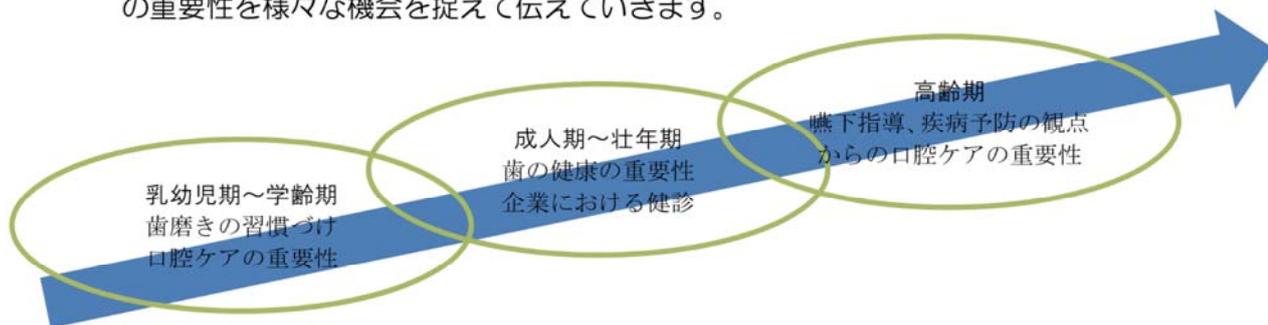
### ○成人期～壮年期

成人期は、仕事や家事など様々な社会生活の中で、歯磨きも含め口腔ケアを怠りがちになる時期でもあります。また、壮年期にかけては年齢を重ねるにつれて、歯周病などのリスクも高まり、健康な歯の維持が難しくなっていきます。この時期は働き盛りでもあり、歯科診療を受ける時間も取れずに、対応が遅くなりがちです。口腔ケアが疾病の予防や重症化の防止のためにも重要であることを伝えていきます。

### ○高齢期

身体機能全体が衰えてくる高齢期には、嚥下指導なども含めて丁寧な口腔ケアが必要です。かかりつけ歯科医師による定期的なチェックを受けるとともに、必要に応じて適切な診療を受けてください。

また、歯科医師会では、区役所や地域ケアプラザ、福祉事業所や施設と連携して、いつまでも自分の口から食事をとる大切さを伝えるとともに、疾病予防の観点からも口腔ケアの重要性を様々な機会を捉えて伝えていきます。



## 中区薬剤師会の取組

1858年日本近代化への扉を開いた横浜の開港以来、横浜市中区は、行政・文化の中心地として発展してきました。現在では人口約15万人の都市となっています。

我々の中区薬剤師会は80余年の歴史を有し、明治時代より続く老舗薬局と新しい薬局が混在しているのが特徴です。正会員数94名、会長、3名の副会長、14名の理事、役員で構成されています。

我々薬剤師は、その名の通り、薬の専門家として、薬局での調剤、一般用医薬品の販売を通して地域の住民の皆様に医薬品の適正使用や情報の提供、在宅医療、福祉、健康増進や公衆衛生の向上のために、様々な事業、活動を行っています。

また、学校薬剤師として、児童・生徒の学校での生活環境の維持、管理、薬物等の乱用防止教育等の活動も行っています。

このような活動を通して、地域のかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師として、皆様の医療・福祉に貢献できますように、日々、研修会等で自己研鑽に努めてまいります。これからも、中区薬剤師会へのご理解、ご支援よろしくお願いいたします。

(中区薬剤師会ホームページより抜粋)

### 中区薬剤師会の具体的な取組の例

#### 薬剤師会活動

##### ■地域の身近な存在

地域の皆様のかかりつけ薬局として、様々な相談をお受けし、アドバイスを行っています。

##### ■学校薬剤師としての役割

保育所や幼稚園、小中学校、高等学校などへ学校薬剤師として勤務し、児童や生徒の保健衛生の向上や、薬物乱用防止活動に努めています。

##### ■急病の時に

夜間急病センターや、休日診療所での調剤業務を担当しています。

##### ■災害に際しての対応

中区内の8か所の薬局で災害時救急医薬品の備蓄を行っているほか、医療資材の管理などを実施しています。

#### ■使用済針などの回収

インシュリンの自己注射や血糖測定、中心静脈栄養に使用した使用済みのシリンジや注射針、不要薬品などの回収を行っています。

#### ■関連団体との連携

最新の情報や知識の習得を目的に、研修会の主催や参加、さらにより良い地域医療、福祉に寄与するために、行政や県薬剤師会、市薬剤師会、医師会、歯科医師会との連携を図っています。

### 「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」

「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」という言葉を耳にされた事があると思います。

「かかりつけ薬局」とは、地域の皆様自らが選んで継続的に利用している薬局。「かかりつけ薬局」をもつことにより、薬局における医薬品の供給に責任ある対応と薬の服用歴に基づく医薬品の適正使用を図ることができます。

また、「かかりつけ薬剤師」とは患者が信頼をおく薬剤師の事です。日常の健康相談、医療相談などにも対応することができます。かかりつけ医・かかりつけ歯科医などと連携して疾病予防、疾病管理、在宅医療を進めることができます。

処方せんを持って行けば、どの薬局でも薬を出してくれますが、顔なじみの薬剤師がいる「かかりつけ薬局」をもたれることをおすすめします。

社会の高齢化が進み、お年寄りが複数の慢性疾患を抱えて複数の医療機関に通院している場合などに、同じ薬が重複して処方されてしまうケース（重複投薬）などが増えていますが、かかりつけ薬局は地域の薬の交通整理を行い、こうしたケースの解消に役立ちます。

また、中区のほとんどの薬局は薬在宅医療に関わるための届出をしており、薬の管理やADL（日常生活動作）に応じた剤型・用法の工夫、主治医への連絡・連携、在宅介護にも積極的に関わりはじめています。

一方、厚生労働省の策定した国民健康づくり運動「健康日本21」第2次では、「健康を支え、守るための社会環境の整備」のための拠点の一つに、「地域住民の健康支援・相談対応等を行い、その旨を積極的に地域住民に周知している薬局」があげられています。薬局が地域において果たすべき役割はこのように幅広いものがあります。最も身近な医療提供施設として、また健康支援ステーションとして、かかりつけ薬局をぜひご活用ください。

## 2 計画の進め方

### (1) 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会

#### ～ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの視点

地域福祉を推進する屋台骨として、2つの考え方が重要です。

一つ目はノーマライゼーションという考え方です。これは、1950年代にデンマークのバンク・ミケルセンによって提唱され、障害のある人も、他の市民と同様の市民生活を送れる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。地域福祉においても、まさにこの考え方が底流にあります。「4つのバリアフリー」のまちづくりが良い例です。

二つ目はソーシャルインクルージョンという考え方です。現代社会の福祉課題は、貧困・家庭内の虐待・孤独死・社会的ストレス・依存症など問題が複合化しています。これらの排除や摩擦・孤立から人々を守り、安心して地域社会で生きられるよう、社会の構成員として包み込む（インクルージョン）考え方です。地域社会の中に「つながり」を再構築していく地域福祉を進めるうえで重要な考え方です。

こうした、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの考え方を大切な視点とし、多様な生き方・考え方があることを受け入れ、お互いに認め合うことが肝要です。困難な場面にある人を安易に自己責任という名で排除することなく、最初は細い糸かもしれませんが、地域のつながりを少しずつ太くしていくことが、地域福祉の実践だと考えます。

#### ノーマライゼーション：

障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作り出すこと。

#### ソーシャルインクルージョン：

「社会的包摂」などと訳され、どのような課題のある人たちも排除せずに社会の一員として包み込み、共に助け合って生きて行こうという考え方。

(出典：第3期横浜市地域福祉保健計画)

#### 4つのバリアフリー：

「完全参加と平等」の実現に向けて政府が平成5年3月に策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」の中で、障害のある人を取り巻く4つの障壁を指摘し、これらを除去し、バリアフリー社会の実現を目標として掲げています。

この、障害者を取り巻く4つの障壁とは、

- 1 物理的な障壁・・・歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等
- 2 制度的な障壁・・・障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等
- 3 文化・情報面での障壁・・・音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如など
- 4 意識上の障壁（心の壁）・・・心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等

です。なお、近年では、設計段階からすべての人々が共通して利用できるようなものや環境を構想する「ユニバーサルデザイン」という考え方が提唱されています。

(出典：内閣府ホームページ)

## (2) 住民主体と協働による取組の推進の視点

地域の中の生活課題の解決には、住民の主体的参加が必要であり、言い換えれば、住民主体の地域福祉の展開が求められます。毎日の生活の中から生起する問題に対してどのような解決方法が最適なのか、どのような状況が解決した状態といえるのか、住民自身が一番熟知しています。地域福祉は、自主性・自律性・納得性・民主性等を備えた自治の取組であることを視野に計画を進めます。

地域における様々な生活課題を解決するには、その担い手として行政・住民・福祉事業者・NPO法人・企業等多様な主体による「協働」の取組が重要です。それぞれの強みを活かし、またお互いの弱点を補いあうという視点で取り組む仕組みを構築します。

さらに、地域福祉を推進していくためには、協働の輪に多様な主体の参加が必要です。商店街や学校、消防団など地域の社会資源の参加を促し、課題解決に見合った主体を探しますが、見つからなかった場合は新たな社会資源を創造していくことも目指します。

中区における地域福祉保健計画の取組は、この協働の原則にのっとり、区民と区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザなどの関係機関が、共に取組を進めます。

### <協働推進指針より（抜粋）>

#### (3) 協働とその原則

この指針での協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」です。

もちろん新たな取組だけでなく、多様な主体が連携・協力して進めてきた既存の仕組みや事業についても協働の理念にのっとり実績を見直し、連携・協力関係を継続・発展させていくことが大切です。

協働の取組は、次の横浜コードの原則にのっとり進めます。

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

この原則は、公共的サービスの担い手となる主体が、立場の違いを超えて対等なパートナーシップを築くための基本となる重要な原則です。

複雑化・多様化する課題に柔軟・迅速に対応するため、活発な市民活動と行政とが協働して公共的なサービスに取り組むことが求められています。自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができるのが特徴です。市民は、日々の暮らしの中や、地域との関係性の中で気づいた課題について、地域の中で解決していくこと、そして、行政は、広く公共性・客観性を持った視点や、これまで公共を担ってきた経験をいかし、市民とともに課題解決に取り組むことが求められています。

つまり、市民と行政とが、お互いによいところを持ち寄って、一緒に住みよいまちをつくっていき、というのが「協働」です。

市民の活動と行政との関係には、多様なレベルがあり、単純化した図で表現すると下のよう考えられます。このうち、【B】～【D】の市民と行政が協働で活動する領域こそが「中なかいいネ！」による活動範囲です。

【A】	【B】	【C】	【D】	【E】
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域

生涯学習、地域スポーツ、ゆるやかな見守りなど

ゴミの減量化、環境行動 など

担当を決めた見守り など

福祉保健専門機関による支援 など

生活保護など

### (3) 計画推進における区、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの役割

計画推進の事務局である区、区社会福祉協議会、地域ケアプラザは、個別支援と併せて地域支援を進めていくという重要な責任があります。福祉保健の法制度等に基づいた市民生活のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、利用者本位の総合的な福祉保健サービスを効果的に提供します。

また、次の3つの視点によって進める取組を相互に連動させ、循環させていきます。

#### ○個別課題を地域で解決する視点

顕在化したニーズを把握し、既存のサービス等の活用のほか、住民同士の関わりや当事者同士の関わり、あるいは様々な活動団体・事業者等によるインフォーマルな協力を得るなど、地域のネットワークの力を借りて、地域での自立した生活を支えます。

#### ○個別課題を地域課題化し解決の仕組みを開発する視点

個別課題が同じ地域に住む他の人にもつながる課題であり、地域の特性と絡んだ地域課題であることに着目し、課題解決に向けて動いていくことを支援するとともに、新たなサービス開発、施策化などにつなげていきます。

#### ○地域福祉保健の土壌づくりの視点

地域の組織化や当事者の組織化、地域のつながりや支えあいの必要性を広く啓発し福祉保健に関する住民の理解を促進することなどを通じて、地域福祉保健を推進する土壌を築き、「個別の問題」を地域の問題として捉えていく意識を醸成します。

(出典：第3期区地域福祉保健計画策定・推進指針)

＜各機関の強みを活かした役割分担による地域支援＞

	区	区社会福祉協議会	地域ケアプラザ
個別課題を地域で解決する視点	個人・家族を支えるサポートネットワークづくり		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者、子どもやひとり親家庭、生活保護世帯に関する福祉保健の相談支援</li> <li>○支援メニューづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアコーディネート（相談調整）事業、あんしんセンター事業、送迎サービス事業、生活福祉資金貸付事業 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターにおける相談支援</li> <li>○地域活動交流事業を通じた支援</li> <li>○居宅介護支援や通所介護などの介護保険事業</li> <li>○支援メニューづくり</li> </ul>
個別課題を地域課題化し解決の仕組みを開発する視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別の懇談会の開催</li> <li>・区民との協働による計画策定・推進に向けたテーマ別の話し合い</li> <li>・各々の持つ地区に関する情報を共有し地域のアセスメントを協働で進める</li> <li>・地区に合った事業の展開・支援</li> <li>・インフォーマルサービスの開発や先駆的活動の推進</li> <li>・日常業務を通じて把握した各種統計データの提供、地域活動の情報提供、広報</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記の共通の役割を推進するための調整の中心的役割</li> <li>○地区担当制による連合町内会長等の地域役員との調整</li> <li>○関係機関連携の体制整備</li> <li>○地区別計画策定・推進の仕組みづくり</li> <li>○区域の地域ケア会議、区自立支援協議会、区児童虐待防止連絡会、子育て支援ネットワークなどを通じた課題の把握・対応検討</li> <li>○区域での生活課題の情報収集、地域間や他区との比較分析</li> <li>○地域のニーズや課題等について解決策を検討し、市としての事業化を局に提案</li> <li>○区独自の補助金等の活用による住民の主体的活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会の活動支援（会長等との調整、研修の開催、地域団体との調整、活動の把握、情報提供）</li> <li>○インフォーマルサービスの把握、情報提供</li> <li>○助成金を通じた活動支援</li> <li>○地域福祉保健活動人材の発掘・育成・組織化・コーディネート</li> <li>○人材育成のノウハウ提供</li> <li>○団体情報の蓄積、活用、団体間のネットワーク化</li> <li>○区域での活動団体、地区をまたぐ活動団体の把握・支援・調整</li> <li>○NPO等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケアプラザエリア内の身近な地域での関係機関・団体の役割調整</li> <li>○地域資源の把握</li> <li>○地域の活動支援</li> <li>○活動場所の提供</li> <li>○区域の取組と地域の取組の連動に関する課題提起（地域包括支援センターと地域活動交流の部門間連携による地域課題の全体像の把握）</li> <li>○地域における様々なネットワークの把握を通じた有機的・重層的なネットワークの構築</li> <li>○代表が区計画推進の事務局として参画し、各地域ケアプラザで把握している地域課題等を伝達</li> </ul>
福祉保健の土壌づくりの視点	地域福祉保健に関する啓発の取組、事業実施		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員、保健活動推進員、食生活等改善推進員（ヘルスマイト）、青少年指導員、スポーツ推進委員、認知症キャラバンメイトなどと連携した福祉保健の普及・啓発</li> <li>○連合町内会長等の地域の役員の理解を深めるための働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会の組織運営・活動支援（会長等との調整、研修の開催、地域団体との調整、活動の把握、情報提供）</li> <li>○インフォーマルサービスの把握、情報提供</li> <li>○助成金を通じた地域における活動団体の把握や組織化</li> <li>○地域福祉保健活動人材の発掘・育成・組織化</li> <li>○地域を基盤とした福祉教育、福祉啓発事業を通じた学校・地域・団体の関係づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動交流の取組による地域づくりの取組</li> <li>○地域活動団体の把握とネットワーク化</li> <li>○地域福祉保健活動人材の発掘・育成</li> </ul>



## 第4章

### 区全域計画

## 1 区全域計画

第2期計画においては「地域住民に身近な取組が進むよう、地域単位の計画づくりや推進の仕組みをつくること」を計画策定の方向性の一つに掲げ、力を注いできましたが、第3期計画においては、このことを引き続き推進していくとともに、地区別計画における住民主体の活動だけでは解決できない課題に目を向け、区全域計画として「区域全体の福祉保健の共通の課題」及び「区域で取り組むべき課題に対する区としての取組」の視点を盛り込みました。

中なかいいネ！はもちろん「地域福祉保健計画」ですが、地域における様々な活動や取組は、狭い意味での「福祉」や「保健」の領域に限定して行われているわけではなく、また、担い手はいろいろな領域の活動を併せて行っています。そこで、第3期計画では、第2期計画時の考え方をさらに進め、高齢・介護、障害、こども・子育て、健康、生活困窮といった福祉保健領域の様々な課題解決のための取組と併せて、より積極的に、防災・減災、防犯、交通安全、多文化共生、生涯学習、まちの美化、環境、商店街振興など、地域をより良くしていくための活動に対する支援策を区全域計画に網羅的に位置付けました。

計画推進の“2本の柱”である「地域の見守り力を高める」取組と「中区民の健康づくり」を推進する取組のそれぞれを、「取組を支える“3つの土台”」の視点で整理し、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが実施する様々な事業を計画に位置付け、取り組んでいくことで、地域活動の推進を図ります。

なお、「交流」「情報」「人財」という3つの土台は、それぞれが独立したものではなく、互いに関係しあい、一部重複している部分もあります。したがって、次ページからの各項目に位置付けられた具体的な事業や取組は、いくつか複数の項目に記載があるものがありますので、その場合は「再掲」と表示してあります。

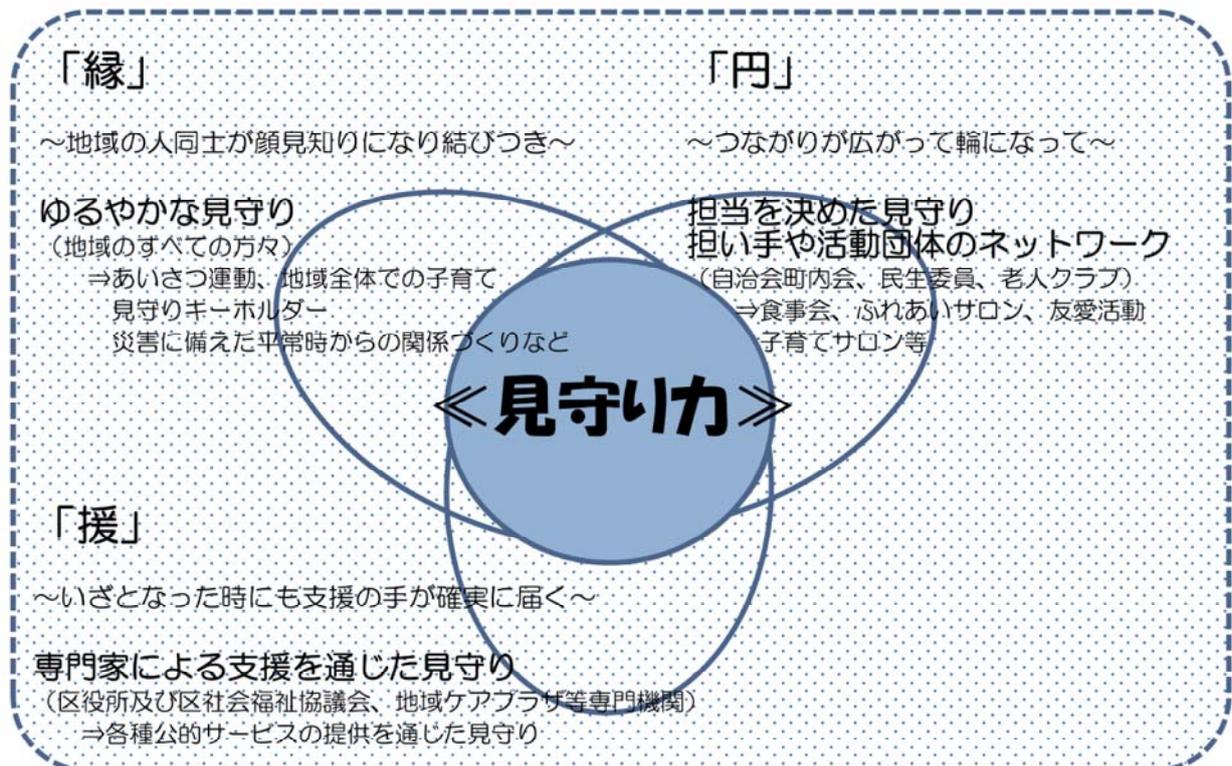
# 区計画の推進の柱 その1 中なかいいネ！ で“えん”結び

## 中区は地域の『見守り力』を高めます

- 縁(えん)** 地域の人同士が顔見知りになり結びつき  
**円(えん)** つながりが広がって輪になって  
**援(えん)** いざとなった時にも支援の手が確実に届くように取り組んで、  
 地域の見守り力を高めます！

### 背景

社会的孤立や虐待などの問題を防ぐには、地域での「つながり」を大切にして、あいさつなどのゆるやかな見守りから専門機関などの専門的な見守りまで、住民、地域団体、民間事業者、行政等が連携し、立場や世代を超えて取り組む必要があります。





# 交流

誰もがゆるやかに見守られて生活を送ることが当たり前の地域となるよう、人と人とがつながる場や機会を増やします

## 取組の方向性① 住民同士が交流できるきっかけや機会を増やします

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊧

①子育て・介護・障害当事者など同じ悩みを持つ人同士、またサロン・食事会などバラエティに富んだ出会い・交流の場を提供します。

介護者のつどい（月1回） ㊦㊧	介護者向けに介護情報の提供や介護ストレスを軽減するプログラムを実施し、介護者同士の交流を促進します。
親子の居場所づくり ㊦	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、中区グランマ保育園、子育て支援者、親子のひろば、赤ちゃん学級など、就学前の親子が、様々な人との交流や豊かな体験のできる場・機会の充実を図ります。

②気軽に参加できるイベントや趣味の会・文化交流の実施など、誰もが集えて交流できる工夫・環境整備を行います。

ケアプラザ祭り ㊧	ケアプラザ祭りなどのイベントを開催し、地域住民やボランティア団体などの活動発表の場や交流の機会をつくります。
多文化交流・多文化理解事業 ㊦	各国の文化や伝統などを紹介する「多文化フェスタ」、母国を紹介する講師を迎えて生活環境の違いや現地の今を学ぶ「国際理解セミナー」などを開催します。

③地域の防災・防犯の取組やまちの美化活動等を通して、住民同士が顔を合わせ、交流ができるよう支援します。

地域防災力向上事業 ㊦ <input type="checkbox"/>	自治会町内会での防災まち歩きや災害時シミュレーション訓練の実施、地域防災拠点での救助資機材取扱訓練や炊き出し訓練などを通して、地域における自助・共助を推進します。
ハマロードサポーター （27年3月時点：50団体） ㊦ <input type="checkbox"/>	身近な道路の里親となって清掃活動や地域を花いっぱいにするボランティア団体を募集・支援し、これを通して、我がまちにおけるコミュニティを醸成します。
公園愛護会活動 （27年3月時点：61団体） ㊦ <input type="checkbox"/>	地域の「庭」である身近な公園の清掃活動や除草・花木への水やり等を行うボランティア団体を支援し、これらの活動を通して、地域住民同士の交流を促進します。

## 取組の方向性② 地域でつくる交流の場が継続できるように支援します

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

①誰もが地域でいつまでも活動ができるように、研修・学習や活動の機会を提供します。

元気づくりステーション (27年12月現在5か所) ㊦㊨	高齢者が地域で人とつながりながら、介護予防・健康づくりを行うことを目的とした自主活動が継続できるように支援します。
子育てサークルリーダー研修 (27年度2回) ㊦	子育てサークルの運営に関わっているリーダーを対象に研修を開催し、遊びの紹介やグループ間の交流を支援します。

②まちの活性化、次代を担う青少年の健全育成に向けて、地域住民の交流促進や各団体の連携・協働を促します。

元気な地域づくり推進事業 ㊦	地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」の運営と活動を支援し、協働して地域づくりを進めます。
-------------------	---

それぞれの取組や事業は、共同事務局を担う区、区社会福祉協議会、各地域ケアプラザが中心となって、関係機関や団体の協力のもとで実施しているものです。  
 紹介されている取組や事業の下部に表記されているマークの意味は次のとおりです。

#### ※表記の説明

- ㊦・・・区役所の取組
- ㊧・・・区社会福祉協議会の取組
- ㊨・・・各地域ケアプラザの取組
- ㊩・・・コラムとしても掲載しています  
 (そちらもご覧ください)

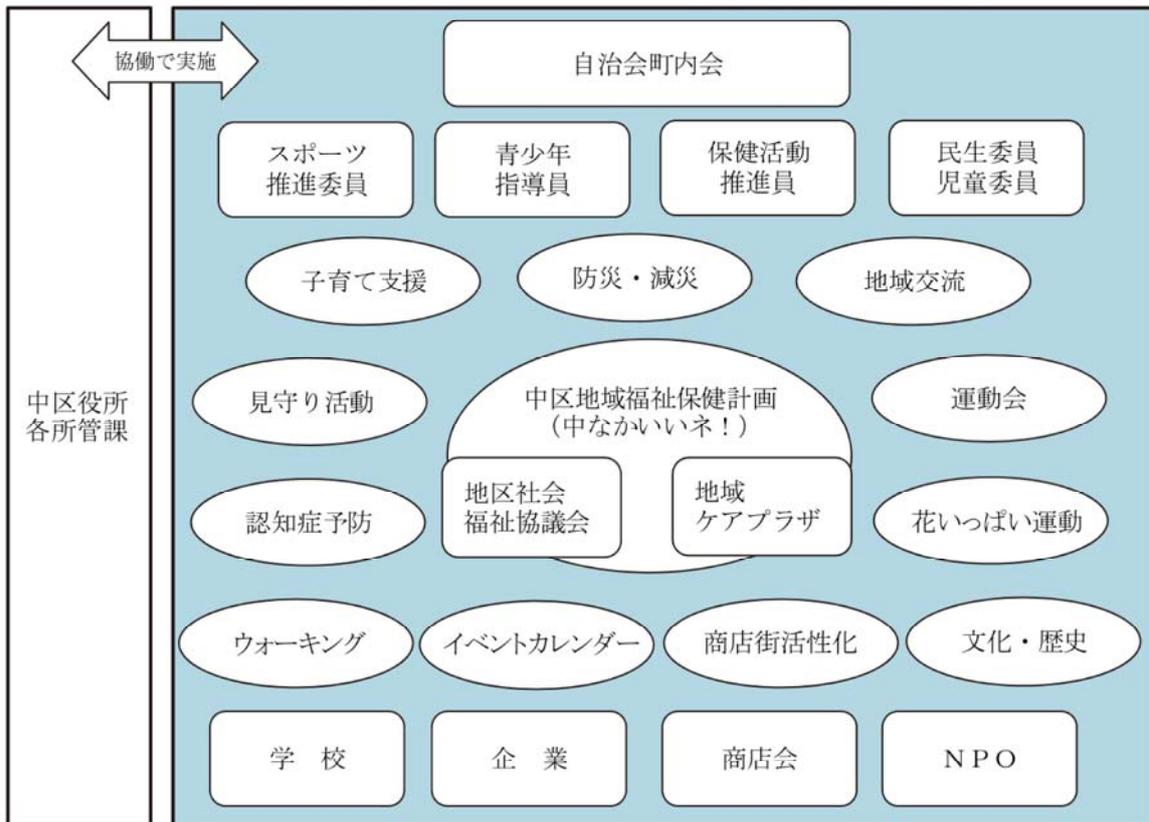


元気な地域づくり推進協議会  
～住民参加と協働による地域づくりに向けて～

中区では、住民参加と協働による地域づくりに向けて、地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が“横つながり”で連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」を設立し、活動する取組を進めています。

自治会町内会をはじめ、スポーツ推進委員、青少年指導員、民生委員児童委員、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、商店会など、地域の様々な団体が情報を共有し、連携、協力して課題解決に向けて取り組む仕組みです。

<イメージ図>元気な地域づくり推進協議会の範囲（地区連合町内会単位）



凡例： □ 構成団体 ○ 活動

## 1 区役所の支援

- (1) コーディネータの派遣
- (2) 事業補助金の交付

## 2 各地区の取組状況

28年3月末現在、8つの地区で協議会が設立され、地域交流、商店街活性化、認知症予防、ウォーキング、花いっぱい運動、イベントカレンダー等の地域に応じた様々な取組を進めています。

協議会名称	構成	主な活動内容
第4地区南部 元気づくり推進協議会 [23年6月設立]	35団体	◇地域リレー講座 ◇認知症予防講座、サポーター養成講座 ◇味噌造り、呈茶と昔あそびの会 ◇ハロウィンパレード、商店街うんちくツアー等
元気な本牧根岸 まちづくりの会 [25年5月設立]	54団体	◇スプリングコンサート ◇調理と食事を楽しむ会 ◇史跡探索マップづくり 等
第4地区北部 元気づくり推進協議会 [25年9月設立]	16団体	◇運動会 ◇ウォーキング、グランドゴルフ大会 ◇一人暮らし高齢者食事会 等
第2地区 元気づくり推進協議会 [25年12月設立]	17団体	◇新山下運河遊歩道花いっぱい運動 ◇餅つき大会 等
新本牧地区 元気づくり推進協議会 [27年2月設立]	30団体	◇ウォーキング大会 等
石川打越地区 元気づくり推進協議会 [27年6月設立]	18団体	◇広報事業 ◇地域防災力向上 ◇世代間交流 等
第1北部地区 元気づくり推進協議会 [27年8月設立]	28団体	◇イベントカレンダー 等
第3地区 元気づくり推進協議会 [28年1月設立]	24団体	◇歩こう会の参加活動 ◇麦田地域ケアプラザ、中区社会福祉協議会等と連携した地域活動 等

## 3 中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）との関係

第4地区南部や新本牧地区では、第3期計画の策定に当たって、「元気な地域づくり推進協議会」を活用して、地区別計画の検討を行いました。

市民主体による地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」の活動は、地域の人々がお互いに支えあい助けあいながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりをめざしており、中区に住む人・働く人、全ての人が協力しながら進めていく「中区地域福祉保健計画」とめざすところは同じです。

## 取組の方向性③ ご近所同士、ゆるやかに見守りあえるよう支援します

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

①地域のつながりを促進するために自治会町内会や老人クラブへの加入促進を図り、誰もが地域の担い手になれるような取組を進めます。

自治会町内会加入促進 ㊦㊧	自治会町内会と区役所が連携し、自治会町内会独自の加入促進チラシの作成・配布、未加入マンションへの説明を行います。また、地域で自治会町内会が加入促進に活用できるリーフレットを作成します。
老人クラブ加入促進 ㊦㊧	老人クラブ紹介チラシなどの配布、クラブ未加入者向けのイベント（寄席等）の実施など、積極的な加入促進に取り組むことで、老人クラブ加入者の増加を図り、高齢者の健康づくり、介護予防、地域における見守りと支えあいを進めます。

②地域の困りごとの解決や地域でゆるやかな見守りができるように「訪問」「見守りキーホルダー」「放課後の居場所ネットワーク」等、各種事業の充実を図ります。

ひとり暮らし高齢者等 定期訪問 ㊦㊧	民生委員、保健活動推進員、友愛活動員を中心に、65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等に対して定期的な訪問を実施します。
見守りキーホルダー ㊦㊧㊨	75歳以上の高齢者が外出先でも安心して過ごせるように見守りキーホルダーの取組を通して、地域全体で見守り活動を進めます。
こんにちは赤ちゃん訪問 ㊦	生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、地域でのつながりを持つきっかけとします。
放課後児童育成事業 (放課後キッズクラブ等) ㊦	31年度末までに、全ての市立小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めます。

③災害時要援護者支援事業・防災訓練等を通じて、地域の見守りを進めます。

災害時要援護者支援事業 ㊦	「情報共有方式」に同意した自治会町内会に、要援護者名簿を提供するなど、行政と地域との協働により、平常時からの見守り体制づくりを進めます。 また、特別避難場所の備蓄を進めます。
------------------	--

中なかいいネ！見守りキーホルダー

中区では、区内にお住まいの75歳以上の高齢者が自宅でも外出先でも安心して過ごせるように、見守りキーホルダーの取組を進めています。希望者が居住する町を担当する地域ケアプラザで、名前・住所・緊急連絡先・病歴などの情報を登録すると、登録番号が記載された外出用の「キーホルダー」と自宅用の「マグネット」を受け取れます。

緊急時に身元や連絡先が分からない場合は、救急隊や病院等からの要請により、地域ケアプラザから緊急連絡先など適切な情報提供を行います。

登録者からは、「キーホルダーには名前や個人情報などが載ってないので、安心して持ち歩けます。」という声や「キーホルダーをきっかけに、ケアプラザという相談先ができました。」といった声が寄せられています。

【写真上：キーホルダー】 外出の時は身につけて出かけましょう。



【写真下：マグネット】 冷蔵庫など、見やすい所に貼っておきましょう。



# 情報

情報のやりとりを工夫し、見守り・見守られることが大切であることを伝えます

## 取組の方向性① 必要な人に必要な情報が届くようにします

### 具体的な取組

- 区役所・・・㊦
  - 区社会福祉協議会・・・㊤
  - 地域ケアプラザ・・・㊧
- の主な取組

①チラシやホームページなどの広報媒体、掲示板、回覧などの活用、そして必要な場所での配布を行うなどして、誰もが情報を得られるようにします。

「ふくしなか」(年4回)や「レッツボラ」(年10回)の発行 ㊤	広報紙とボランティア情報紙の発行を通じて、地域住民への福祉啓発と身近でタイムリーな情報提供を行います。
広報よこはま「なか区版」の発行(毎月1回) ㊦	地域における福祉、子育て、防災、防犯、文化、教育、多文化共生等の活動や人材を紹介したり、市・区の新たな施策や制度について紹介・解説します。

②外国人、障害がある人など誰もが情報を得られるよう表記方法を工夫します。

なか国際交流ラウンジ事業 ㊦	外国から来た方々の日常生活の相談と必要な情報提供を行うため、英語・中国語スタッフを配置して窓口と電話で対応します。また、日本語教室や国際交流イベントなど、外国人に対する情報発信を多言語によるチラシやホームページで行います。
多言語での情報発信 ・広報紙発行(年4回) ・ホームページ(毎月更新) ㊦	中区在住外国人向けに、行政手続きや地域イベント等、日々の暮らしに役立つ情報をわかりやすく発信します。 広報紙：2か国語(英語・中国語) ホームページ：4か国語(英語・中国語・ハングル・やさしい日本語)
ウエルカムキットの配布 ㊦	中区に転入してきた外国人に、窓口案内リーフレット、区民生活マップ、ごみ分別リーフレット等からなる『ウエルカムキット』を配布します。(英語・中国語・ハングル)
障害者自立支援協議会 ㊦	関係機関や団体、障害者等及びその家族などから構成される協議会において、障害者等への支援の体制の整備を図るための取組のひとつとして、情報の共有と発信を行います。

③関係機関・団体のつながりを強化し、機関・団体から住民へ情報発信ができるようにします。

防犯情報配信事業 ㊦	区内4警察署から提供される犯罪情報をまとめ、区民にメールリストを通じて発信し、注意喚起を行います。
地域子育て支援拠点における利用者支援事業 ㊦	子育て中の親子が多様なこども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点に専任スタッフ(「横浜子育てパートナー」)を配置し、個別ニーズに合わせた情報提供等を行います。また、子育てに関する情報や課題の共有が図られるよう、地域の社会資源との連携を進めます。

## 取組の方向性② 地域の情報を受けとめる力を強めます

### 具体的な取組

区 役 所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

- ①地域の困ったことなどを気軽に相談できる体制を整備し、困ったことに気づき、受けとめられる技術の向上に努めます。
- ②相談を受けとめる関係機関等のネットワークを強化します。

例えば・・・

#### 庁内各課・関係機関との連携の取組

生活困窮者自立支援制度（※詳細についてはP102）の開始に伴い、中区では福祉保健センターや社会福祉協議会等、福祉分野だけでなく、税務課や保険年金課等もメンバーとなった支援調整会議を定期的を開催し、庁内連携を行うことで、対象者の早期把握につながる仕組みづくりを行っています。また、支援調整会議のメンバーに区政推進課や地域振興課、民生委員等も加わったネットワーク連絡会を年に2回開催し、より一体的な支援に向けたネットワークの構築や、社会資源の開発等の検討を行うなど、課の枠組みを超えた取組を行い、相談体制を強化しています。

#### 地域支援チームにおける取組

区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザがともに地域に寄り添い、地域を支援していくための体制強化として、区・社会福祉協議会・地域ケアプラザによる定例会議を実施し、情報交換・情報共有を行いながら、地域課題を幅広く受けとめ、気づき、連携のなかで住民主体の地域運営を支える仕組みを構築します。

- ③区民や福祉活動団体が的確に地域の情報を受けとめることができるように研修を行います。

認知症サポーター養成講座 ㊦㊧㊨	認知症を理解し、認知症の人と家族を温かく見守り支援する 応援者を増やす取組をします。
福祉啓発 ㊧	行政などの関係機関や企業等と協働して、高齢者や障害者に対する理解や支援の方法について学ぶことのできる機会を作り、福祉への理解を深めます。

- ④自治会町内会、地区社会福祉協議会、委嘱団体等と活動を共にすることで、つながりから生まれる情報を受けとめます。

## 障害者自立支援協議会

障害のある人が、その人らしく住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けるためには、地域性を踏まえた支援体制の強化やネットワークづくりが重要です。

一人ひとりが抱える様々な課題を地域の課題として捉え、課題解決に向けて共に協力しながら“つながる場”として、障害者自立支援協議会を開催しています。

協議会は、代表者会議、担当者会議、課題別分科会からなり、障害福祉の事業者だけではなく、高齢、児童、教育、医療、就労関係や当事者・家族など、様々な方が構成員になっています。

日頃からの関係づくりや障害児・者支援における地域課題の検討、支援者・当事者のスキルアップのための研修会の開催、障害理解に関する啓発活動など、幅広い取組を展開しています。



担当者会議

担当者会議は障害別、事業者別、ライフステージ別など個別支援に携わる現場に近い支援者や当事者・家族で構成されています。児童部会、グループホーム部会、障害ヘルパー部会、計画相談部会、精神部会、発達障害者部会等があり、年間30回を超える会議が開催されています。



当事者向け消費者トラブル研修会

地域には訪問販売やキャッチセールスなど、消費者トラブルに巻き込まれる障害者がいます。

障害者自身が悪徳商法や犯罪に巻き込まれない力を身に付けるため、「当事者向け消費者トラブル研修会」を開催しました。

# それをするには理由がある!

作: 茂木和美



## 障害による独特な行動をご理解ください。

知的障害、発達障害のある人は、その独特の行動で誤解を招くことがあります。  
不安が強くなってしまったり、その行動を起こさないと落ち着くことが出来ないのかもしれませんが、  
そういった行動は、決して悪意によるものではありません。  
本人が一番困っている場合もあります。  
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ・ご相談は下記までお願いします。

中区障害者自立支援協議会 事務局  
中区障害者地域活動ホーム  
「みはらしポインテ」  
〒231-0801  
横浜市中区新山下3-1-29  
TEL 045-628-1343  
FAX 045-628-1344



「障害をもっと理解して欲しい」、「障害児者を温かく見守ってもらえる地域を作っていきたい」と、障害児のお母さんたちからの提案を受け、「見守り分科会」を立ち上げ、取組を始めました。

『それをするには理由(わけ)がある』をスローガンにチラシやポスター作りに取り組み、ついに完成しました!引き続き、みんなで力を合わせ啓発活動に取り組みます。

## 生活困窮者自立支援事業

27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、法に基づいた支援事業が全区で始まり  
ました。

中区はモデル実施区として、他区に先行して25年10月から事業を行い、計343人から相  
談がありました。このうち98人から支援申込みがあり、就労支援・家計相談支援、あるいは  
個人の抱える様々な課題についての寄り添い型の支援を行い、一般就労や福祉的就労実現等  
の成果をあげてきました。また税務課・保険年金課等の区役所各課との連携により対象者の  
早期の把握や途切れない支援をめざした結果、庁内各課からの案内による相談が128人と約  
37.3%を占めています。庁内連携は法施行後も順調に引き継がれ、今年4月から9月までの  
相談人数142人のうち53人（37.3%）が区役所各課からの案内によるものです。

この法律では  
生活困窮者の尊厳を確保した自立支援  
支援を通じた地域づくり  
という二つが目標に掲げられています。

制度設立の背景には、リーマンショックに起因する雇用情勢の悪化で突然の雇い止めや派  
遣切りなどが起こり、生活保護受給者が急増したことがあります。生活保護に至る前の支援  
～第2のセーフティネットづくり～の必要性が改めて認識され、生活困窮者自立支援法が制  
定されました。

この制度では、対象者の具体的な収入・資産要件は設けず、制度の狭間をつくらないう  
ように幅広く対応することになっています。具体的な支援メニューは次のとおりです。

事業内容（支援メニュー）		
必須事業 （直営）	自立相談支援 （包括的な相談・就労支援）	困窮者の抱える多様な課題について寄り添い型の支援を行う。
	住居確保給付金	離職により住居喪失のおそれのある人に対して有期で家賃の支給を行う。 （収入・資産要件あり）
任意事業 （委託）	家計相談事業	収支を見直し、家計の再建に向けてファイナンシャルプランナー等の資格を有する専門家が支援を行う。
	一時生活支援事業	住居を喪失している人に対して、一定期間、衣食住を提供し、自立に向けた支援を行う。（収入・資産要件あり）
	学習支援事業	生活保護受給者を含む困窮家庭の子どもを対象とした学習支援。
	就労準備事業	就労期間のブランクのある人に対し、職場体験を通して、就労だけでなく、日常生活習慣を身につける等の訓練を行う。 （収入・資産要件あり）
	就労訓練事業の推進	いわゆる中間的就労も含め、多様な働き方による就労の場を提供できるよう企業に対して働き掛けていく。

またもうひとつの目標である地域づくりとは

○地域の中で「働く場」や「参加する場」をつくり出していく。

○対象者の存在に気づき、早期の相談を勧める。

○見守りのためのネットワークをつくる。（多くの人の眼で見守る）

といったことを表しています。

生活困窮者を地域で支えるネットワークづくりが今後の課題です。

## 取組の方向性③ 見守り・見守られることの大切さを伝えます

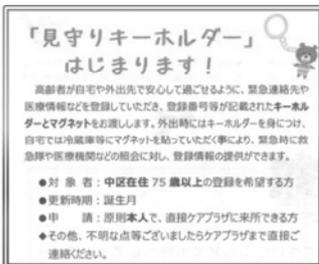
### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊧

①安心してこのまちに暮らすことができるように、様々な機会（学習会、研修会等）を通して、見守りあうことの必要性を伝えます。

障害に関する理解促進のための研修等 ㊦㊧	障害者本人及び家族、支援者、地域住民に、障害に関する知識と理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
地域ケア会議 ㊦㊧	区内6か所の地域ケアプラザで、地域住民を含めた会議を開催し、高齢者等に関する住民同士の見守りが重要であることの認識を高めます。
福祉教育 ㊧	日常生活のなかで見守りしあうことの大切さを伝えるため、小中学校の児童や生徒などを対象に、福祉体験や啓発に関するプログラムを実施します。

②広報紙や啓発チラシ、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、住民同士が見守りあうことの必要性を様々な機会を捉えて広報します。



●対象者：中区在住75歳以上の登録を希望する方  
 ●更新時期：誕生日  
 ●申請：原則本人で、直接ケアプラザに来所できる方  
 ●その他、不明な点等ございましたらケアプラザまで直接ご連絡ください。

<地域ケアプラザ広報紙による見守りキーホルダーのPR>

③障害や認知症等により見守りが必要な人たちへの理解を住民や区内の事業所、企業に伝えます。




<中区役所発行の認知症ガイドマップ>

見守りを通じて安心して生活できるよう、担い手を増やします

## 取組の方向性① 新たな地域の担い手を増やします

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

①認知症や障害について正しく理解し、支援が必要な人を見守る人を増やすために、身近な場所で講座や学習会などの啓発活動を進めます。

認知症サポーター養成講座 (再掲) ㊦㊧㊨	認知症を正しく理解し、地域で見守る人を増やすために、ボランティアの講師が講座を開催します。
障害に関する理解促進のための研修等 ㊦㊧	障害を正しく理解し、地域で見守る人を増やすため、障害理解のための研修や講演会を開催します。また、障害者の社会参加促進の啓発活動を行います。

②児童・生徒を対象とした福祉体験や、若者や親子が参加しやすい地域行事の実施などを通して、地域の中で見守りができる人材を育成します。

福祉教育(再掲) ㊧㊨	これからの担い手育成のため、小中学校の児童生徒を対象として福祉体験や啓発に関するプログラムを実施します。
地域防災力向上事業(再掲) ㊦	小中学校で防災体験教室を実施、中学校では減災出前講座を行い地域防災の担い手育成を進めます。
地域子育て支援拠点における人材育成 ㊦	保育園や地域子育て支援拠点等で活動する「子育て応援ボランティア」や、「横浜子育てサポートシステム」提供会員の募集等を通じて、地域の多様な世代の方が、子育て支援に関わることのできる機会を提供します。

③趣味を活かした活動の推進、シルバーエイジの活動参加、防犯・防災などの地域の安心・安全への協力者を増やすために、区民利用施設や関係機関で連携して人材育成に取り組みます。

ボランティア講座 ㊧	高齢者や障害のある方等を地域の中で支えることができるよう、ボランティア講座を開催し人材育成に取り組みます。
老人クラブとの連携 ㊧	シニア大学への協力や地域の老人クラブの活動への協力を通じて地域の中で活動できる人材の育成に取り組みます。
趣味を生かした活動者への促し ㊦㊧	地区センターや区民活動センター、地域ケアプラザなどの利用者に、福祉に関わる活動の周知をしていきます。(区社協) 街の先生の登録や紹介を通じて、培ってきた趣味や技能の活用を進めていきます。(地域振興課)

## 取組の方向性② 担い手がいきいきと活動できるよう支援します

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

- ①活動の「やりがい」が高まるよう、活動の紹介や共有、活動の機会の増加、適切なマッチングを図ります。

ボランティアセンター ㊧	様々な講座や、初めての方でも気軽に参加できる学びの場を提供し、新たな活動者の発掘に努めます。また、福祉関係施設や関係団体と連携しながらボランティアの派遣をコーディネートします。
なか区民活動センター ㊦	区民利用施設や関係団体と連携して、市民活動団体や街の先生を活用した生涯学習講座の実施や、センター祭りなど各種イベントでの発表・交流の場をコーディネートします。また、ボランティア人材の育成と活躍機会の創出、広報紙での活動紹介や広報協力による活動支援を行います。

- ②活動の内容がより充実するよう、担い手のスキルアップや情報共有、学びあいや交流を進めます。

ボランティア活動者交流会 (年1回) ㊧㊨	ボランティア同士の情報交換、課題の共有を図るとともに、交流を深める機会をつくれます。
--------------------------	--

- ③安心して活動に取り組めるよう、様々な団体が連携して活動できる組織や体制を整えます。

区民利用施設間の連携事業 ㊦	ネットワーク会議を開催して区民利用施設同士の連携強化を図り、複数施設による共催イベントや講座を実施します。また、各施設の活動団体や人材を相互に紹介しあい、活動の場を拡げます。
中区活動団体補助金 ㊦	中区で自主的に公益的な活動をする設立初期の市民活動団体の振興を目的として補助金を交付（3年間を限度）します。
なかくふれあい助成金 ㊧	中区で活動する地域福祉や障害福祉の推進事業を行う、市民活動団体・障害当事者団体等に助成金を交付します。

### 取組の方向性③ 地域で活動する人同士の連携を通じて担い手を育てます

#### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

①住民や関係機関がつながりを持ち、情報交換・課題の共有を行うことで、それぞれの強みを活かした連携ができるよう、連絡会や研修会を開催します。

認知症キャラバンメイト 連絡会 ㊦	認知症の理解を普及する認知症サポーター養成講座のボランティア講師の活動を推進するための情報交換をします。
みんなでSTOP ザ虐待事業 ㊦	虐待を受けているこども等の早期発見や適切な支援を図ることを目的とした「要保護児童対策地域協議会中区実務者会議」をはじめとして、学校、保育所、幼稚園、民生・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関との研修会や情報交換を行い、地域でこどもを見守るための連携を図ります。

②防災・防犯などの取組をきっかけに住民の自助・共助の力を高められるよう、自治会町内会、地区社会福祉協議会等の活動を支援します。

地域防災力向上事業（再掲） ㊦	地域によって必要とされる防災対策は異なるため、火災対策や津波防災など、防災上の地域特性に応じた対応ができるよう、防災まち歩きや減災説明会、災害時シミュレーション訓練を進めます。
区役所職員の地区担当制による地域支援 ㊦	地区連合町内会ごとに担当となった区役所職員が地域の会合・行事等に参加し、日常的に地域と区役所をつなぎます。
地区社会福祉協議会 ㊧	地区社協会長会議を定例開催し、各地区の情報共有や意見交換を行うとともに、研修会等を通して住民同士の連携や支えあいについて考える機会とします。

## コラム



「なか区民活動センター」と「なか国際交流ラウンジ」は中区役所となりの別館 1 階に設置しています。



なか区民活動センター  
マスコットキャラクター  
「もなか」

### なか区民活動センター

なか区民活動センターは、中区民の自主的な活動（市民活動・生涯学習・ボランティア活動・地域活動など）をサポートする施設です。窓口やチラシ配架での情報提供、市民活動や生涯学習に関する相談受付、区民利用施設や関係団体と連携した活動のコーディネート、活動に必要な場所の提供や機材貸出などを行っています。



なか区民活動センター

さらに市民活動を活発にし、元気な中区のまちづくりを進める事業として、街の先生の紹介や養成講座、ボランティア人材の育成と活躍機会の創出、活動発表・交流機会の提供、広報協力や広報紙（なかぼぼら）での活動紹介などを行っています。

【街の先生登録者数 85 人、市民活動団体登録数 185 団体】

（27 年 11 月現在）

### なか国際交流ラウンジ

なか国際交流ラウンジでは、中国語・英語のスタッフにより、外国人市民に対して身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供するとともに、相談に応じる等の支援を行っています。

また、共生社会の実現を目指し、異なる文化や生活習慣への理解を深める交流の場として、国際理解セミナーや多文化フェスタの開催、日常生活に必要な日本語を学ぶための日本語教室の開催、日本語指導者のためのスキルアップ講座、区内の公立中学校と連携して、日本語学習や母語通訳の支援なども行っています。



なか国際交流ラウンジ

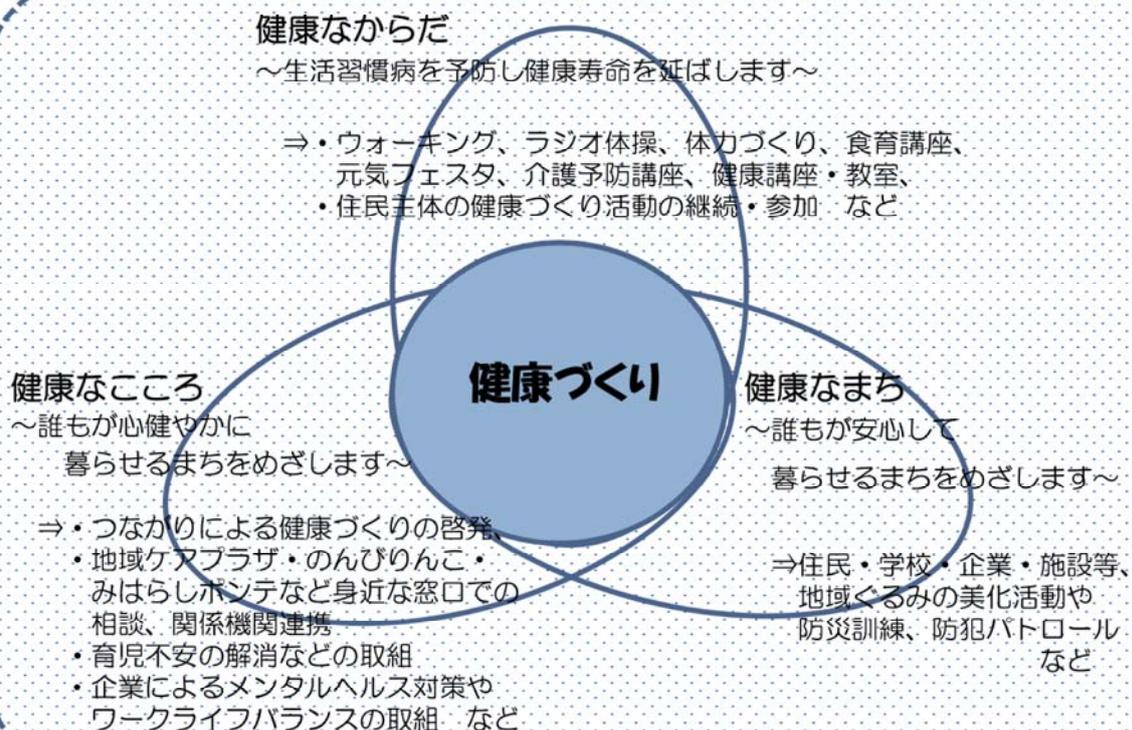
## 区計画の推進の柱 その2 中なかいいネ！で元気いっぱい！

### 中区はまちぐるみで「健康づくり」をめざします

- 健康なからだ** 生活習慣病を予防し健康寿命を延ばします
- 健康なこころ** 誰もが心健やかに暮らせるまちをめざします
- 健康なまち** 誰もが安心して暮らせるまちをめざします

#### 背景

心健やかに健康寿命を延ばすには、疾病・死亡の大きな原因である生活習慣病を予防することが大切です。そのためには、からだを動かすことはもちろん、ストレスの原因を取り除き、自分の人生の質を高めるための趣味や活動ができ、生きがいを持つことも重要です。また、まちがきれいで、公園やサロン、人が集まる場所や機会があることが、からだの健康・こころの健康につながります。



### 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者や要介護者の増加に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制です。

このシステムの特徴として次の3点があげられます。

1つ目は、地域包括ケアシステムの地理的範囲です。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）と想定されており、中区に6館ある地域福祉推進の中核を担う地域ケアプラザを中心として、地域の特性に応じた取組を推進します。

2つ目は、横浜市で幅広く行われているNPOやボランティア活動などの活発な市民活動と協働し、多様な担い手による多様なサービスの展開を目指している点です。

3つ目は、健康寿命日本一をめざし、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康づくり、介護予防の取組を推進し、元気な高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう支援することです。

そして、地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的な取組の一つとして、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、中区医師会とともに在宅医療連携拠点（中区では中区在宅医療相談室）が中心となって推進します。

また、認知症の初期段階で早期診断と早期対応をするために、複数の専門職がチームとなり認知症とその家族を訪問する等の認知症の支援を推進します。

さらに、地域のニーズに即した生活支援サービスの充実を目指し、既存の地域資源を拡充したり、元気な高齢者が担い手として社会参加する取組を増やすために、日常生活圏域ごとに地域の支援関係者や住民と共に話しあいます（地域ケア会議）。

また、各日常生活圏域で共通する課題は、区域で検討していきます。

## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要がある。





# 交 流

地域で行われる活動に参加し、続けていくことで、心身ともに健康が保たれ、まちの健康につながるよう働きかけます

## 取組の方向性① 参加する場やきっかけを増やします

### 具体的な取組

区 役 所・・・㊗  
 区社会福祉協議会・・・㊓ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊗

①広報や講座の開催等を通じて、介護予防や健康づくりについてPRし活動参加のきっかけとします。

介護予防講演会・教室 ㊗	介護予防について関心を持ってもらい、運動機能向上の体操や認知症予防の生活についての講座等を実施します。
ウォーク& 健康フェスティバル ㊗ (年1回)	保健活動推進員の企画・運営や食生活等改善推進員等の健康に関する団体の協力により、ウォーキングやラジオ体操、食事や運動などに関する啓発イベントを実施します。

②こどもから高齢者まで、幅広い世代の人が健康づくりの活動に参加できるよう、様々な機関や団体がきっかけづくりを行います。

区内小学校縄跳び推進事業 ㊗	小学生を対象に「縄跳び大会」や「縄跳び教室」を開催し、児童の体力づくり・運動能力の向上をめざします。
老人クラブへの活動支援 ㊗	中区老人クラブ連合会が開催するグランドゴルフ大会や運動会等の高齢者の健康保持につながる行事を支援します。
健康ナビゲーション事業 ㊗	自身の健康を見直し健康づくりに取り組むきっかけをつくるため、乳幼児健康診査会場(月2回)や地域で実施される高齢者サロンや各種イベント等で、骨密度測定や加速度脈波等の測定と生活のアドバイスをを行います。

③生活の支援が必要な人たちも、地域での健康づくり活動に参加しやすい場を今まで以上につくります。

中途障害者地域活動センター・リハビリ教室 ㊗	中途障害者が軽作業や生活訓練及び地域交流を通じて、地域の人々と共に自立した生活をめざします。
---------------------------	--

④商店街や企業などと連携して、健康的なまちづくりに取り組みます。

平成27年度の区民意識調査では、健康づくりに取り組んでいない理由の第1位は「時間がない」でした。  
 第3期の5年間では、商店街や事業所・企業、学校と連携し、スーパーマーケットや商店街、職場や学校、休日に趣味の活動や家族で出かける場など、「時間がない中でも通う場所や訪れる場所」で、簡単にできる健康づくりの取組や情報提供を行います。

## 取組の方向性② 活動が継続できるように支援します

### 具体的な取組

区 役 所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

- ①ウォーキングやラジオ体操等の運動を、無理なく楽しく継続できるよう、研修や講座の開催、講師の派遣などを通じて応援します。

ラジオ体操の普及 ㊦	ラジオ体操指導員を区内各地域等に派遣するとともに、スポーツ推進委員等を対象に研修会を実施します。
てくてくウォーキング事業 ㊦	地縁組織やテーマ型活動団体が、正しくからだを動かすための知識を得て、活動が活性化されるよう研修や講師派遣を行います。

- ②健康づくりに関する活動が安全・快適に続けられるような環境整備を行います。

健康みちづくり ㊦	ウォーキングに取り組みやすい、歩行を支援するハード整備（案内板や階段部の手すりの設置等）を行います。
--------------	--

- ③地域の中で健康づくりの活動を行っている団体等に対して、財政的な支援を行います。

中区活動団体補助金（再掲） ㊦	中区で自主的に公益的な活動をする設立初期の市民活動団体の振興を目的として補助金を交付（3年間を限度）します。
なかふれあい助成金（再掲） ㊧	中区で活動する地域福祉や障害福祉の推進事業を行う、市民活動団体・障害当事者団体等に助成金を交付します。

- ④地域ケアプラザや地区センター、コミュニティハウス、中区福祉保健活動拠点（なかふく）など、活動を継続するために必要な場所の提供を行います。

### 介護保険の予防給付の見直し

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者・要介護者の増加に対応し、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

横浜市においても25年1月には高齢化率が21%を超え、超高齢社会となりました。2025年（平成37年）には、65歳以上の高齢者が97万人、高齢化率は26.1%に達すると見込まれています。

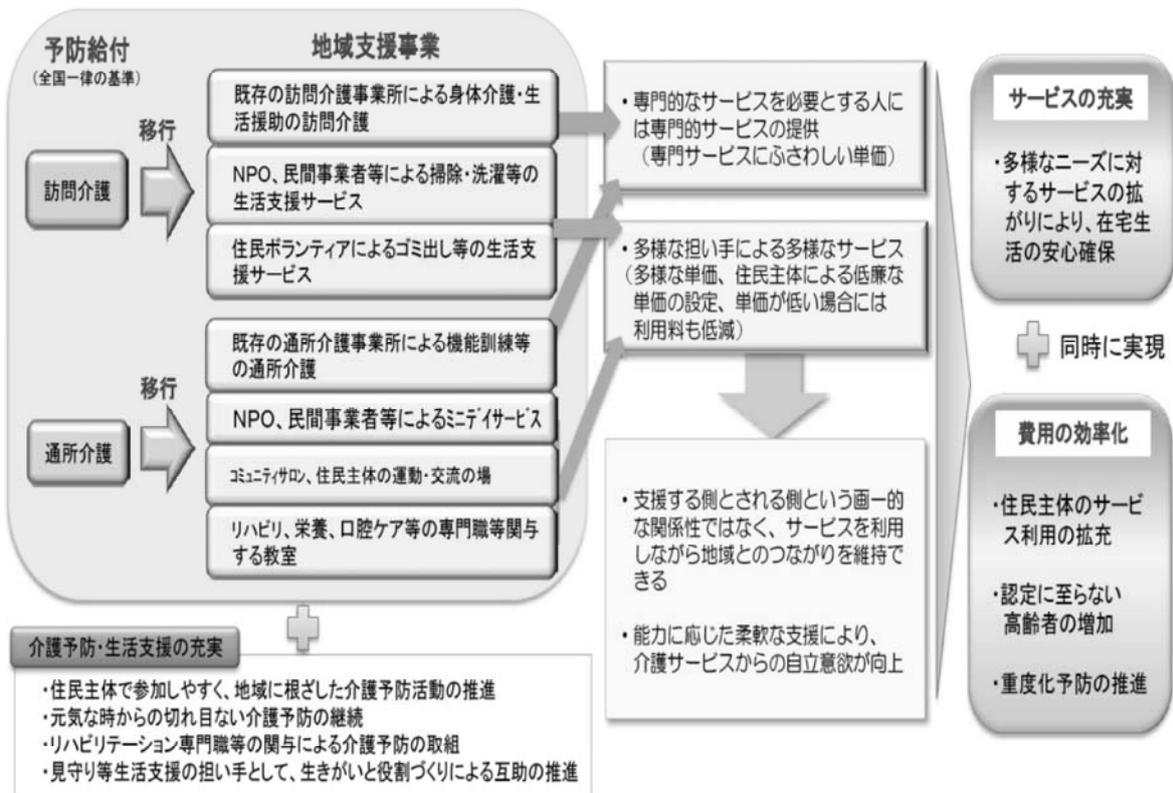
このため、本市としても「地域包括ケアシステム」の構築は急務であり、国内最大の基礎自治体として、超高齢社会に対応した地域社会を創り上げていく必要があります。

そこで

- 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う
  - 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う
- ことを基本的な考え方とし、総合事業を実施していきます。

介護保険制度改正により、予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

横浜市では、介護予防・日常生活支援総合事業の一部を28年1月から実施しています。また、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防については、29年4月の本格実施に向けて、横浜市におけるサービスの内容の検討を行っています。



## 地域防災拠点での訓練

中区では、地域、関係機関、中区役所が連携して、総合防災訓練や土砂災害避難勧告訓練、情報受伝達訓練、帰宅困難者対策訓練を実施しており、訓練を通して自助・共助の推進と公助のあり方の検討を行っています。

また、地域は、区役所主催の訓練に参加するだけでなく、地域防災拠点の運営委員会を構成し、地域防災拠点訓練を実施しています。

この地域防災拠点では、災害時に、避難所の開設、避難者となる住民の受入れ、避難生活を送るための場所の確保を行うだけでなく、被害状況の把握や、区役所との情報の受伝達、救援物資の集配なども運営委員会と避難者の方々が協力して行うことになります。

そのため、地域防災拠点の訓練では、地域の方々が協力して炊き出し訓練や機材を使用した訓練、体育館での居住スペースの区割り、区役所との情報受伝達、車いすを使用した要援護者体験など、災害時を想定した訓練を地域が主体となって実施しています。

地域防災拠点の訓練には、自治会町内会に加え、小・中学校の児童・生徒や社会福祉協議会、近隣の福祉施設の利用者や職員も参加しており、地域の様々な人々が協力して訓練を実施し、災害時に備えて日頃から協力関係を築いておくことが大切です。

### 地域防災拠点での訓練の様子



仮設トイレの設置訓練



車いす利用者の避難補助訓練

### 中区地域防災拠点等一覧

1	北方小学校	諏訪町29番地	8	本牧南小学校	本牧元町44番1号
2	元街小学校	山手町36番地	9	本牧小学校	本牧和田5番1号
3	本町小学校	花咲町3丁目 86番地	10	港中学校	山下町241番地
4	立野小学校	立野76番地	11	横浜吉田中学校	羽衣町3丁目 84番地
5	大鳥小学校	本牧町1丁目 251番地	12	仲尾台中学校	仲尾台23番地
6	山元小学校	山元町3丁目 152番地	13	みなと総合高等学校	山下町231番地
7	間門小学校	本牧間門29番1号	14	かながわ労働プラザ (※)	寿町1丁目4番地

※協定による避難場所

### 中区特別避難場所一覧

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 本牧ホーム	本牧原6番2号
特別養護老人ホーム 新山下ホーム	新山下三丁目15番5号
横浜市新山下地域ケアプラザ	新山下三丁目15番5号
横浜市不老町地域ケアプラザ	不老町3丁目15番地2
横浜市麦田地域ケアプラザ	麦田町1丁目26番地2
横浜市本牧原地域ケアプラザ	本牧原6番1号
横浜市箕沢地域ケアプラザ	箕沢13番地204
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	本牧和田35番13号
日本水上学園(児童養護施設)	山手町140番地
横浜訓盲院(盲児施設)	竹之丸181番地
オリプ工房(障害者生活介護事業所)	本牧原16番1号
中区本牧活動ホーム(障害者地域活動ホーム)	本牧十二天2番15号
中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」 (中区障害者地域活動ホーム、 中区生活支援センター)	新山下三丁目1番29号

\*特別避難場所とは、特別避難場所は、横浜市防災計画において「地域の小学校等に設置された地域防災拠点での避難生活が困難な在宅要援護者のための避難場所」として位置づけられています。要援護者のための二次的避難場所であり、現在中区においては14か所の福祉施設と協定を締結しています。

## 取組の方向性③ 安心して健康的に生活できるまちづくりを支援します

### 具体的な取組

区役所・・・☒  
 区社会福祉協議会・・・☒ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・☑

①まちの防災・防犯・交通安全の取組や、歩道・公園の美化活動等、安全で健やかに過ごせるまちづくりに取り組みます。

地域防災力向上事業（再掲） ☒	区役所と消防、警察、鉄道事業者等の関係機関が連携して中区総合防災訓練、土砂災害避難勧告訓練、帰宅困難者対策訓練などの実践的な訓練を平常時より実施することで、災害に強い安全なまちづくりに取り組みます。
災害時ペット対策推進事業 ☒	災害が発生し避難が必要な状況でも、人とペットが共に暮らせるよう、災害時ペット対策として、地域防災拠点の運営訓練等で、日ごろの準備や同行避難の方法等の啓発を行います。
災害時医療の取組 ☒	区役所と医師会・歯科医師会・薬剤師会が連携して、災害時に各地域防災拠点を巡回する「医療救護隊」を編成しています。中区総合防災訓練の中でも参集訓練等を実施しました。また、薬剤師会の協力により、区内8か所の薬局で災害時用の医薬品の備蓄を進めています。
放置自転車・交通安全対策事業 ☒	イセザキモールなど放置自転車の課題箇所の改善に向け、警察署や地域等と連携し、具体策を検討・実施します。また、警察署、交通安全協会、区による交通事故対策検討会を行い、実務的な対策を検討・実施します。
安全なまち・防犯対策推進事業 ☒	警察署、防犯協会・防犯協力会、地域、関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどの啓発活動に取り組みます。また、民間企業の社会貢献活動と連携し、こども防犯教室や高齢者防犯教室を行います。
ハマロードサポーター ☐ （再掲） ☒	身近な道路の清掃活動や地域を花いっぱいにする取組等が継続的に行われるよう、清掃用具・花苗等の提供、ごみの回収・処分、活動案内板の設置等を行います。
公園愛護会 ☐ （再掲） ☒	身近な公園の清掃・除草や、花木への水やり等の活動が継続的に行われるよう、清掃用具・花苗等の提供、講習会等ノウハウの提供等を行います。

②まちの美化活動に取り組む地域団体や、環境事業推進委員、美化推進委員等の活動を支援します。

③「中区クリーンアップ DAY」や「中華街をきれいな町にする会」の活動等を通して、住民・事業者・警察・行政等が一体となり、安心・安全・きれいなまちづくりに取り組みます。

④地域の魅力や資源を活かしてまちの元気につながる取組を応援します。

中区商店街魅力アップ事業 ☒	身近な地域で商店街と区民の交流会を開催し、併せて小学校との連携により、児童の地元商店街での仕事体験を実施し、商店街と区民の関係を近づけ、商店街活性化につなげます。
魅力マップ活用事業（中区の歴史を碑もとく絵地図） ☒	中区の「もののはじめ」や開港の歴史を伝える51か所の碑を巡るマップを作成し、小中学校の校外学習や市民グループのまち歩きに活用していただきます（27年度3万部発行）。

# 情報

誰もが自分らしく暮らしていけるよう、健康に関する理解を深める取組を行います

## 取組の方向性① 心とからだの健康に関する適切な情報を伝えます

**具体的な取組**

- 区役所・・・㊦
  - 区社会福祉協議会・・・㊧
  - 地域ケアプラザ・・・㊨
- の主な取組

①すべての区民が日常生活の中で役立てられるよう、認知症や介護予防、こころの健康や食の安全などの正しい知識の普及を図ります。

(事業例)

- ◎元気フェスタ  
 (参加団体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、食品衛生協会、生活衛生協議会、保健活動推進委員会、食生活等改善推進委員会、薬物乱用防止指導員協議会、予防医学協会、消防署、福祉保健センター)
- ◎ウォーク&健康フェスティバル
- ◎生活習慣改善講座
- ◎介護予防講演会
- ◎認知症普及啓発講演会
- ◎特定健診・特定保健指導
- ◎健康相談・食生活健康相談
- ◎精神保健福祉相談

など



ウォーク&健康フェスティバルの様子

②広報よこはま「なか区版」やホームページ、関係機関の広報誌などを利用して、健康に関する情報を定期的に発信します。

③正しい食生活について関心を高め、生活に取り入れることができるよう、学校や企業などと連携して健康に関する知識を伝えます。

食育推進事業・イベント ㊦	食育月間(6月)等の様々な機会を通して、コンビニや飲食店等でイベントや講座を行い、食に関する情報を伝えます。実施に当たり、中区の食育を考える会で設定するテーマに則ることで、わかりやすく統一感のある情報発信をします。
食中毒予防の取組 ㊦	地域住民のための出前講座や中区食品衛生協会との共催による食中毒予防キャンペーンを行うとともに、食品取扱施設立入時に丁寧でわかりやすい説明を行います。

## 取組の方向性② 関係機関が協働し、気軽に相談できるよう取組を進めます

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

- ①様々な人々の健康に関する困りごとについて、区民が身近な所で相談ができるように取り組みます。

地域ケアプラザ総合相談 ㊨	福祉保健サービスの公的な制度の利用案内、高齢者の介護や権利擁護の相談、医療機関・関係機関との連絡や調整をします。また子育て支援や障害児・者の余暇支援も行います。
みはらしポンテ・ぽ〜と ㊦	地域で生活する障害児・者及びその家族を支えるための、総合的な相談を行います。

- ②行政や専門機関・事業者・学校等が連携して、地域包括ケアシステムの構築に努め、介護・保健医療に関する相談を地域ぐるみで受けとめられるよう取り組みます。

地域ケア会議（再掲） ㊦㊧㊨	区内6か所の地域ケアプラザにおいて、地域の関係者等による個別事例の検討などを行い、高齢者等に関する地域課題の共有と課題解決のためのネットワークの構築に努めます。また、区において、三師会等の専門機関の協力を得て、高齢者等に関する区全域の課題解決に向けた検討を進めます。
中区在宅医療相談室 ㊦	中区医師会と共に、高齢者が継続的に在宅医療と介護が受けられるように電話相談を実施し、また、中区歯科医師会、中区薬剤師会等の医療関係者と介護関係者の連携を進めていきます。

### 取組の方向性③ つながりによる健康づくりの大切さを伝えます

#### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
地域ケアプラザ・・・㊨

- ①近所づきあい、自治会町内会への参加、趣味やサークル活動等、身近な場所での人とのつながりが、お互いの体やこころの健康につながることを、学習会や講演会等学びの機会を通じて伝えていきます。
- ②地域で開催されている子育てサロンや高齢者サロン、食事会、体操教室等を支援するなかで、集う楽しさやつながる喜びを広げていきます。

#### コラム

#### つながり de 健康づくり ～人と人とのつながりで健康の輪を広げよう～

健康づくりには、一人ひとりが生活習慣の改善に取り組むことが大切ですが、それに加えて、人と人とのつながりをつくること、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」とも表される「ソーシャル・キャピタル」が健康に良い影響を与えることが、様々な研究で報告されています。

適度な運動やバランスのとれた食事、禁煙などに加えて、“人と人とのつながり”がこころとからだの健康に効果があるのです。

#### つながりが増えると・・・

- ①健康や生活についての情報が入りやすくなります。
- ②健康づくりの取組や生活習慣の改善は、誰かと一緒に行ったり、声をかけあう人がいることで励みになり、長続きします。
- ③地域でのつながりが広がると助けあいやお互いさまの意識が高まり、安心して暮らせるまちとして地域も健康になります。

中区では、誰かとつながることで個人の健康もまちの健康も広げていくために、様々な機会を通じて、「つながりによる健康づくり」の大切さについて啓発を進めていきます。



自治会町内会ごとのグループに分かれてのウォーキング。  
健康にも顔の見える関係づくりにも効果的です！  
会話を楽しみながら、情報交換をしながらゴールをめざします。



# 人財

地域に住んでいる人も働いている人も健康づくりの担い手になれるよう支援します

## 取組の方向性① 身近な人と人とのつながりや活動を通じて、新たな担い手を発掘します

### 具体的な取組

- 区役所・・・㊦
  - 区社会福祉協議会・・・㊤
  - 地域ケアプラザ・・・㊧
- の主な取組

### ① 趣味や特技を活かして活動する新たな担い手を発掘します。

街の先生の人材活用 ㊦	仕事や趣味で培った経験・知識・技術を地域の様々な活動に役立てるため、「なかく街の先生」に登録し紹介します。
ボランティアセンター（再掲） ㊤	区内福祉施設や中区福祉保健活動拠点「なかふく」利用団体と協力して、個々の趣味や特技を活かした講座の開催や活動の機会を提供します。

### ② 「健康づくり」に関係する団体や区民が連携し、地域での活動の担い手を発掘していきます。

### ～なかく街の先生とは～

「なかく街の先生」とは、仕事や趣味で培った自分の経験・知識・技術を、地域の様々な活動に役立てるための、ボランティア人材登録制度です。

27年11月現在85人の先生が登録しています。

「なか区民活動センター」では、講師を探している団体などに、「街の先生」を紹介しています。

<登録できる人>

- 生涯学習・地域活動・市民活動に理解と熱意があり、意欲のある個人・団体
- 知識や特技、技術、経験等を指導等に活かす活動のできる個人・団体
- 営利・宗教・政治的活動をその目的としない個人・団体

<活用できる人>

- 生涯学習・地域活動・市民活動に関心・理解があり、その活動を行おうとするグループ、団体、施設
- 営利・宗教・政治的活動を、計画している活動の主たる目的としていないグループ、団体、施設



もなか

## 取組の方向性② 仲間と一緒に健康づくりを楽しみながら 続けていける担い手を育成します

### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

- ①地域ケアプラザや地区センターなどの区民利用施設における健康講座や教室などを通じた自主活動グループの立ち上げや、活動継続の支援を行います。

地域ケアプラザ自主事業 ㊨	健康づくりや介護予防、ボランティア講座等を実施し、参加者が仲間とともに楽しく自主的に活動できるよう支援します。
元気づくりステーション (27年12月現在5か所) (再掲) ㊦㊨	高齢者が地域で人とつながりながら、介護予防・健康づくりを行うことを目的とした自主活動の継続を支援します。

- ②保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等、地域で健康づくりを支える担い手が生き生きと活動できる環境づくりに取り組みます。

- ③広報よこはま「なか区版」など、区・区社協・地域ケアプラザの広報紙やホームページで、健康づくり活動の魅力や効果を発信し、仲間の輪の広がりや担い手の活力アップにつなげます。

中区みんな健康づくり ホームページ ㊦㊧	中区内で行われている、健康づくりに関わる取組をホームページで紹介します（27年1月開設）。
----------------------------	---

### ～中区みんな健康づくりホームページ～

中区内や各地区で行われている健康づくり活動を広く発信し、広めていくため、区社会福祉協議会のホームページ内に「中区みんな健康づくり」のページを設けました。

写真とともに活動内容を紹介しています。気になる活動があれば、ぜひ参加してみてください。

<http://www.nakasha.net/publics/index/61/>



### 取組の方向性③ 活動団体、関係機関、企業等と連携した健康づくりの取組を広げます

#### 具体的な取組

区役所・・・㊦  
 区社会福祉協議会・・・㊧ の主な取組  
 地域ケアプラザ・・・㊨

①地域の飲食店や企業、事業所・関係団体などと連携し、市民が利用しやすい健康づくりの環境整備を行います。

健康経営企業応援事業 ㊩	企業が積極的に従業員のこころとからだの健康づくりを推進できるよう支援します。
給食施設研修会・巡回訪問事業 ㊪	保育園、事業所、病院、老人福祉施設等の給食従事者が、効果的な食育啓発ができるよう支援します。
健康応援団事業 ㊫	外食や弁当・惣菜を食べる際に健康にも配慮した選択ができるよう、参加店と協働で食と健康に関する情報を提供します。

②学校や企業とともに、地域ぐるみでまちの美化活動を進めます。

ハマロードサポーター (再掲) ㊬	地域団体による道路の美化活動等への支援を通じて、地域と企業などの橋渡し役を担います。
公園愛護会活動 (再掲) ㊭	公園の清掃、花木への水やり等が地域ぐるみで行われるよう、地域の保育園や学校などと橋渡し役を担います。

## 2 計画の振り返りと評価

評価とは、「計画を立てて、実行し、それを振り返り、もっと良いやり方をする」という、いわゆるPDCAサイクルにおける「振り返り」の作業です。

市民との協働の取組を進める中では、数的な結果（成果）を出すことだけでなく、取組を進めたプロセスや、より多くの人々に活動が理解されたこと、多様な主体により協働の取組を進められたことにも大きな意味があります。

次の3つの視点に基づいて振り返りを行っていきます。

<b>その1 支援策の充実を評価する視点（タスクゴール）</b>
<input type="checkbox"/> 計画に位置付けた支援策はどの程度行われたか <input type="checkbox"/> 対象者の生活の質の向上につながる取組や仕組みができたか <input type="checkbox"/> 課題解決に向けた取組はどの程度達成されたか
<b>その2 住民参画のプロセスを評価する視点（プロセスゴール）</b>
<input type="checkbox"/> 計画策定・推進において住民・地域が主体的に取り組めたか <input type="checkbox"/> 住民・地域が主体的に取り組むための働きかけができたか
<b>その3 関係機関・民間企業等との連携についての視点 （パートナーシップゴール）</b>
<input type="checkbox"/> 関係機関・民間企業・市民活動団体等と公的機関が協働して取り組めたか

具体的には、区域共通の課題や、住民主体の取組だけでは解決できない課題などについて、住民と協働し、どの程度取組が進んだのか、支援策が充実したのか等について評価します。

また、地区別計画による住民主体の活動や、それを支える取組を通じて、区域全体で住民との協働による地域づくりの取組がどのように進んだかを評価します。

## 自治会町内会

中区には、現在約 130 の自治会町内会があり、12 の区域ごとに地区連合町内会を組織しています。

自治会町内会は、一定の地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域の様々な課題を協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりをめざして、自主的に活動する住民の自治組織です。

「きれいなまちに住みたい」「健やかに子どもを育てたい」「犯罪のない安全なまち、災害に備えた安心なまちに住みたい」など、私たちのまちを魅力ある暮らしやすいまちにするために、地域が行政と連携をとりながら課題解決に取り組んでいます。自治会町内会は、日常生活における身近な課題や要望の解決に向けて総合的に対応するという大きな役割を担った基礎的な住民組織です。

### 【自治会町内会の主な活動】

- 1 災害時に助け合えるまちづくり  
防災訓練、非常食の備蓄管理など
- 2 きれいで快適なまちづくり  
ごみの分別の推進、ごみ集積場所の清掃
- 3 犯罪のない安全・安心なまちづくり  
防犯灯の維持管理、防犯パトロールなど
- 4 こどもからお年寄りまで元気なまちづくり  
子育て支援やお年寄りを見守り支えあう活動
- 5 ふれあいや文化のあるまちづくり  
住民相互の交流の機会の提供（お祭り、運動会、もちつき大会など）
- 6 その他  
回覧板や掲示板でまちに密着した情報の提供など



地域の安全安心を守る  
「防犯パトロール」



こどもたちの成長を見守る  
「親子のひろば」

## 第5章

### 地区別計画

# 1 地区別計画

地区別計画は、中区内の12の連合町内会エリアに寿地区を加えた13の地区で策定されています。それぞれの地区で、地域の実情に合った議論を進めてきました。



地区の名称	地区に含まれる町
第1北部地区	赤門町、内田町、黄金町、桜木町、野毛町、初音町、花咲町、英町、日ノ出町、宮川町
第1地区中部	曙町、伊勢佐木町、末広町、末吉町、羽衣町、福富町、蓬莱町、弥生町、吉田町、若葉町、長者町の一部
関内地区	相生町、太田町、尾上町、海岸通、北仲通、新港一丁目、新港二丁目、住吉町、常盤町、日本大通、弁天通、本町、真砂町、港町、南仲通、元浜町、横浜公園
埋地地区	翁町、千歳町、万代町、富士見町、不老町、山田町、山吹町、吉浜町、扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部
寿地区	扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部
石川打越地区	石川町、打越
第2地区	新山下一丁目、新山下二丁目、新山下三丁目、元町、山下町
第3地区	上野町、柏葉、鷺山、竹之丸、立野、仲尾台、西之谷町、本牧緑ヶ丘、豆口台、妙香寺台、麦田町、大和町、滝之上・山手町の一部
第4地区南部	本郷町、本牧町、本牧満坂、本牧荒井の一部
第4地区北部	北方町、小港町、諏訪町、千代崎町、本牧十二天、山手町の一部
本牧・根岸地区	根岸町、根岸加曽台、池袋、矢口台、本牧間門、本牧荒井の一部、本牧三之谷、本牧大里町、本牧元町、本牧原の一部、錦町、かもめ町、千鳥町、豊浦町、本牧ふ頭、南本牧
第6地区	大芝台、大平町、塚越、寺久保、西竹之丸、根岸旭台、根岸台、箕沢、山元町、滝之上・山手町の一部
新本牧地区	本牧宮原、本牧和田、和田山、本牧原の一部

地区別計画は、  
☆地区の現状（この地区はこんなまち）  
☆目標と具体的な取組  
の2本立ての構成となっています。

日頃から地域において様々な活動を行っている自治会町内会や地区社会福祉協議会のメンバーを中心に、各地区の担い手の皆さんが集まって、第3期計画検討のための話し合いを重ね、策定に至りました。

話し合いの中では、これまでの2期10年間にわたる取組の成果と、良いところをより良くしていこうという発想を中心に、取組に当たっての課題認識についても話し合い、課題解決のための工夫やアイデアを出し合いました。特にこれからも活動を継続していくために、担い手の確保、様々な活動団体同士のつながり・ネットワーク化を進める方策について地域の実情に応じた方法について議論しました。

ここで、各地区の概況と話し合いの様子を簡単にご紹介します。

## 第1 北部地区

第1 北部地区は、中区の北西に位置する細長い地域で、閑静な住宅地と繁華街が、そして昔ながらの下町情緒と新しい町並みが融合した地域です。この地域では、地区社会福祉協議会メンバーである自治会町内会長、民生・児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員などに加えて地域内でまちづくりの活動を行っている団体のメンバーの参加も得て、今できることをいかに継続していくかを中心に話し合いました。

## 第1 地区中部

第1 地区中部は、伊勢佐木町や福富町といった市内有数の繁華街を含む地域です。この地域では、地区の自治会町内会長と民生・児童委員、保健活動推進員など日頃から見守り活動を活発に行っている担い手により、繁華街であることや外国とつながりのある区民との関係づくりの難しさなど、日頃の活動の中から出た課題認識を中心に話し合いました。

## 関内地区

関内地区は、馬車道を中心とした商店街と企業が集積する地域です。戸建ての住宅はほとんどなく、地区内のマンションに住む住民と商店街・企業がいかに連携してまちづくりに取り組むかが大きな課題となっています。その中で地区の民生・児童委員や保健活動推進員が中心となり、自治会町内会役員が加わって住民間の関係づくりについて話し合いました。



## 埋地地区

埋地地区は、古くは吉田新田と呼ばれた埋立地に立地し、商業の集積地域となっています。住民のほとんどはマンション在住であり、地区内の学校が閉校したことなどから、日頃からの関係づくりに苦勞しています。そこで、自治会町内会役員を中心に、各自治会町内会から地域活動の担い手が集まって、地域内での関係づくりを進めるための取組を中心に話し合いました。

## 寿地区

寿地区は、戦前は落ち着いた下町情緒あふれるまちでしたが、接収を経て、戦後は日雇労働者のまちとして我が国の高度成長を支えてきた活気にあふれるまちとなりました。現在では多くの住民が何らかの課題を抱えながら簡易宿泊所で暮らす福祉ニーズの高いまちとなっており、地域内で活動を行っている民生・児童委員や、NPO法人・社会福祉法人といった支援機関のメンバーを中心とした「ことぶきゆめ会議」の場で、これからの活動内容について話し合いました。

## 石川打越地区

石川打越地区は、中村川沿いに東西に幅広く広がる地域で、落ち着いた住宅街と石川町周辺の商店街が併存する街並みです。背後には山手の丘が控え、急な坂も多いため、高齢化の進む中、外出機会の確保が大きな課題となっています。地区別計画の策定にあたっては、地区別計画推進会議メンバーが4つの分科会に分かれて、これからの取組内容について話し合いました。

## 第2地区

第2地区は、元町や中華街といった市内有数の繁華街や山下公園を中心とした観光地と、新山下周辺の落ち着いた住宅地とが併存しています。地域での活動も地区社会福祉協議会を中心に、元気な地域づくり推進協議会の枠組みも活用して様々な取組を行っています。地区別計画の検討も、地区社会福祉協議会のメンバーが、今ある取組を続けることを大切にしつつ、新たな取組についても話し合いました。

## 第3地区

第3地区は、東は山手の異国情緒あふれる地域から、本牧通りを挟んで西は根岸森林公園に隣接する住宅街まで非常に広い地域であり、地区としてまとまった活動を行うのが困難な地域性が課題となっています。一方、それぞれの自治会町内会を単位とした活動は活発に行われており、それらの活動について共有し、助け合いながら取組を進めるため、「地域支えあい連絡会」の場でこれからの取組について話し合いました。



## 第4地区南部

第4地区南部は、本牧通り沿いの3つの商店街を中心に、その両脇に広がる静かな住宅街です。本牧山頂公園など自然も豊かにあり、自治会町内会を中心とした様々な取組が活発に行われています。第3期計画の検討に当たっては、元気な地域づくり推進協議会の枠組みを活用し、福祉保健部会のメンバーを中心にこれまでの取組を継続しつつ、新たな課題に対応するための活動について話し合いました。

## 第4地区北部

第4地区北部は、本牧通りと産業道路に挟まれた閑静な住宅街と小港の大規模な集合住宅から成る東西に長く伸びた地域です。活動の拠点の確保に苦労していましたが、担い手の努力と工夫により乗り越えてきました。第3期計画の策定にあたっては、これまでの工夫を活かしながら、「こどもたちのふるさとになるまち」をキーワードとして、地域全体でこどもたちを守っていくための取組を中心に話し合いました。

## 本牧・根岸地区

本牧・根岸地区は、中区の最南端に位置し、落ち着いた住宅街に隣接するように埋め立て地の埠頭や工場などがあります。これまでも地区社会福祉協議会の活動を中心に様々な取組を行ってきましたが、新たに設立された「元気な本牧根岸まちづくりの会」の活動など、住民のみでなく、企業や学校・福祉施設なども協力してまちづくりに取り組んでいます。計画の検討に当たっても、構成メンバーへのアンケートによりニーズ把握をしたうえで地区社会福祉協議会の場で話し合いました。

## 第6地区

第6地区は、根岸森林公園の周辺に位置する小高い丘の上にある地域です。この地形により、特に高齢者や障害者などにとって生活上の厳しい側面がありますが、住民同士の助け合いにより支えています。計画の策定にあたっては、地区の住民や商店街などによる「まちなかプロジェクト」の場で、これまでの活動を振り返りつつ新たな取組目標を設定するなど、積極的に話し合いました。

## 新本牧地区

新本牧地区は、米軍接収地の返還後に開発された大型の商業施設と周辺の大規模な集合住宅で構成される地域です。中なかいいネ！の取組をベースとして元気な地域づくり推進協議会の設立に至り、計画の検討も、自治会町内会と民生・児童委員を中心に、学校や福祉施設、企業、NPOなどが集まって、これからのまちづくりについて「こどもを中心に盛り上げる」ことをテーマに様々な取組について話し合いました。





# 第1 北部地区

赤門町、内田町、黄金町、桜木町、野毛町、初音町、  
花咲町、英町、日ノ出町、宮川町

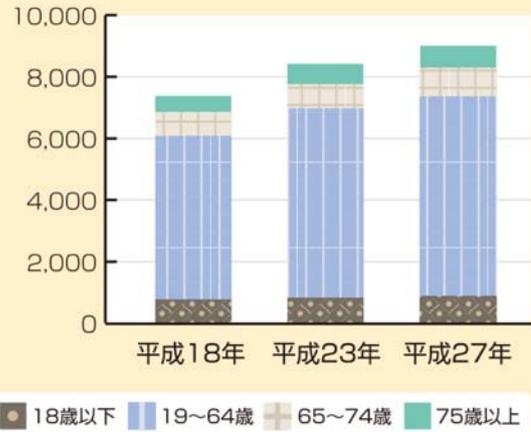


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

野毛山丘陵の裾野と大岡川に沿った地域で、川の上流は赤門で有名な東福寺から、下流は桜木町駅までの細長い地区。古からの商店街があり、人情味ある下町と新しい街並みが融合しています。野毛大道芸などのイベントや大岡川を活用した取組、アートを取り入れたまちづくり等で活気にあふれています。

### <地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	797	859	885
19~64歳	5,294	6,111	6,489
65~74歳	758	797	917
75歳以上	556	656	703
合計	7,405	8,423	8,994



各年齢構成で人口が増加しており、新たな住民も増えています。27年の高齢化率は18%と中区平均22.5%と比べて低く、19~64歳人口が7割を超える働き世代が多い地区です。

### ♪ まちの賑わい



野毛 子の大神例祭

### ♪ アートで安心なまちづくり



京急日ノ出町駅~黄金町駅の高架下

この地区の  
良いところ

- ◆ ラジオ体操や親子ハイキング、大運動会、高齢者と小学生のふれあい給食会など、住民間、世代間の交流が活発に行われている。
- ◆ 人情、下町の良さがあり、住民が地域に愛着を持っている。
- ◆ 昔の趣きと新しさが融合している。
- ◆ 大岡川桜まつりや野毛大道芸、日ノ出町駅前再開発事業など、まち興しやまちの活性化に向けた事業が盛んに行われており、にぎやかで活気がある。
- ◆ 防犯・防災、児童の安全、青少年の非行防止に向けた、住民によるパトロール活動が活発に行われている。
- ◆ 環境事業推進委員のパトロールにより、まちの美化が推進されている。
- ◆ 交通の便がよく、買い物する場所や飲食店も多く、図書館や動物園、みなとみらい地区など近くに楽しめる場所もあり、便利である。



ふれあい給食会

本町小学校のこどもたちとの交流と  
美味しい食事でも元気に！



親子ハイキング

頑張って歩いた後は、みかん狩りとおもちつき大会。  
あったかい豚汁もありました。



大運動会

年に1回の大勝負！  
大人もこどもも盛り上がります。



ラジオ体操

夏休みは、本町小学校でこどもから大人まで  
みんなで元気にラジオ体操！

## 今後に向けて

- ◆ 新しい住民や店舗との交流やコミュニケーションが取れるとよい。
- ◆ 地域で育った若い世代が外に出て行き、担い手の育成が難しい。
- ◆ 町内の活動を継続していく上で、次世代への担い手の交代が必要。
- ◆ 小さな子どもとその親が、同世代の親子と交流する適当な場所が少ない。
- ◆ 地区内で小学校の学区が分かれており、学区間の児童の交流が少ない。
- ◆ 初黄・日ノ出町地区は、大規模な摘発により環境が浄化されたが、監視の必要な状態がまだ続いている。
- ◆ ごみのポイ捨て、ごみ出しのルール、自転車の乗り方等、マナーを守れていない人がいる。

## 目標と具体的な取組

### 第1北部地区の“えん”結び

- ◆ まずは自分からあいさつや声かけをして、顔の見えるご近所付き合いを進めよう。
- ◆ イベントカレンダーの配布などを通して、地域のイベントや活動への参加を積極的に呼びかけ地域のつながりを強めよう。
- ◆ 地域の活動に関わるメンバーが定期的集まり、情報交換や課題共有を行いながら、よりよい活動を行うためのアイデアを出し合おう。
- ◆ 子どもたちが参加する地域のイベントや活動では、学区の違う児童同士が交流できる工夫をしよう。
- ◆ 運動会やふれあい給食会、親子ハイキングなど、小学校の児童との交流を深め、卒業した後も、地域で子どもたちの成長を見守ろう。
- ◆ 子どもたちに地域のお祭りやイベントへの参加を呼びかけ、様々な体験を通して、「まち」を愛する心を育もう。
- ◆ 小さな子どもたちと親が集える場所づくりを進めていこう。



## 第1北部地区の元気！

- ◆「賑わいのあるまち」づくりを、できることから取り組もう。
- ◆ 様々な世代が得意なことを活かしながら、気軽に活動の担い手になれる仕組みを考えていこう。
- ◆ 運動会、ラジオ体操、親子ハイキングや各町内会での健康づくりの取組を継続し、まちぐるみで健康づくりに取り組もう。
- ◆ こどもから高齢者まで、みんながスポーツや健康づくりを行える環境づくりに取り組もう。
- ◆ 地域の中で「心のふれあい」や「一緒に楽しむこと」を大切に、心も元気なまちにしよう。
- ◆ 児童の安全、青少年の非行防止のために、防犯パトロール活動を継続しよう。
- ◆ 防犯パトロール時のごみ拾い、公園愛護会やハマロードサポーターの清掃活動など、安心できいなまちづくりを進めよう。
- ◆ 多くの人が行き交う賑わいがあるまち特有のごみ・タバコのポイ捨て、ごみ出しのルール、騒音などの問題を、暮らす人・働く人・訪れる人がお互いに考えられるように模索していこう。



防犯パトロール  
まちの安全を守ります！

敬老演芸会  
にぎわい座で行います。



黄金町2丁目 ごみ集積所付近  
花やアートで不法投棄をなくそう！



大岡川の活用  
大岡川の棧橋では、水辺の活用・交流が行われています。



# 第1地区中部

曙町、伊勢佐木町、末広町、末吉町、羽衣町、福富町、蓬萊町、弥生町、吉田町、若葉町、長者町の一部

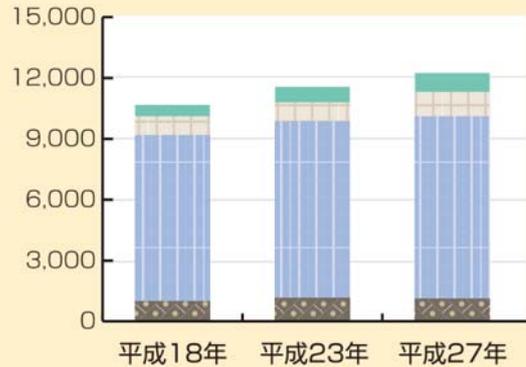


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

横浜開港から賑わいの中心となってきたまち。お三の宮日枝神社の例大祭や商店街のイベント等で活気にあふれ、地域住民の交流も活発に行われています。また外国人が多く暮らしている国際色豊かな地域でもあります。

### <地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	985	1,152	1,123
19~64歳	8,176	8,688	8,975
65~74歳	921	961	1,225
75歳以上	619	774	918
合計	10,701	11,575	12,241



総人口が増加しています。27年の高齢化率は17.5%と中区平均22.5%と比べて低く、19~64歳人口の割合が7割を超える働く世代が多い特徴があります。

また、中華街のある第2地区に次いで外国人人口が多い地区です。

## 歴史ある商店街のあるまち

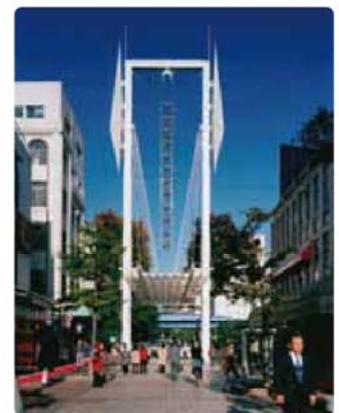
横浜開港とともに発展してきた粋な文化と賑わいのあるまち。第1地区中部には賑わいの中心である商店街があります。



日枝神社例大祭 町内神輿連合渡御



キャンドルイルミネーション



イセザキモール

## この地区の 良いところ

- ◆ 開港前からの歴史がある。開港後も、常に横浜の中心地となっている。
- ◆ 人情がある横浜の下町。気取らず、庶民的な風情がある。
- ◆ JR、地下鉄、京急と、鉄道路線に囲まれたアクセスのよいまち。
- ◆ 大岡川の桜「お花見の集い」や視覚障害者と青少年の交流ボーリング大会、バス旅行、親子ハイキングなど、地域交流が活発に行われている。
- ◆ 大岡川桜まつり、大通り公園納涼ガーデンまつり、お三の宮日枝神社例大祭などのお祭りや、毎週ある商店街イベントなど賑わいにあふれている。
- ◆ 商店街を中心とした若い人たちの活動がさかん。
- ◆ 外国人や新しい住民も多く、いろいろな人が集まってくるまち。



### 視覚障害者と青少年の交流ボーリング大会

視覚障害者と青少年の交流ボーリング大会では、横浜吉田中学校の生徒や地域住民が視覚障害者の投球を手伝いながら、和気あいあいとボーリングを楽しみます。「ストライク！」共に手を叩いて喜ぶ姿がみられます。



### おしゃべり会

民生委員が開催する「おしゃべり会」では、参加者が、おいしい料理を味わいながら、おしゃべりを楽しんでいます。食事だけでなく、歌を歌ったり、司会者の漫才のような掛け合いに大笑い！あっという間に楽しい時間は過ぎていきます。



## 笑う門には福来る！ ～みんなが笑顔でつながるまち～

### 今後に向けて

- ◆ 地域、自治会町内会の相互の交流・連携が少ない。
- ◆ 商店、特に老舗の物販店が減少している。老舗商店の後継者がなかなかいない。
- ◆ 一部の人に役職等の負担が偏りがちになっている。
- ◆ 外国人や、新しい住民の中には、ごみ出しのルールを守らなかったり、騒がしいなど、生活マナーに問題がある人がいる。
- ◆ 違法駐輪や放置など、自転車に乗る人のマナーの悪さが目立つ。
- ◆ 違法な風俗営業が増えていたり、迷惑行為があるなど、治安面に課題がある。
- ◆ 多くの高齢者が生活しているが、ひきこもりがちで健康面が心配。
- ◆ 担い手が不足している。若い世代の担い手を増やしていきたい。

## 目標と具体的な取組

### 第1地区中部の“えん”結び

- ◆ おしゃべり会、お花見の集い、バス旅行、親子ハイキング等のイベントや老人クラブの活動等を継続し、地域の交流を深めよう。
- ◆ 視覚障害者と青少年の交流ボーリング大会、中学生の職業体験など、こどもたちと地域の交流を続けよう。
- ◆ まちの“ちょっとした”見守り活動や交流の場となっているところを発見し、みんなで共有していこう。
- ◆ 外国人にも情報が伝わりやすくなる工夫や、日韓もちつき大会の開催などの外国人との交流を積極的に進めていこう。
- ◆ 地域内の活動団体の交流やネットワークづくりを進めよう。
- ◆ 交流の輪を広げ、新たな担い手を発掘する方法を考えていこう。
- ◆ 住民、商店街、施設など、このまちに集う人みんなで、防災・減災について考えていこう。



## 第1地区中部の元気！

- ◆ 大岡川桜まつりや運河パレード、大通り公園納涼ガーデンまつり、ハマロードサポーターの活動など、地区連合町内会のエリアを越えて連携した活動を続け、さらなる賑わいや元気につなげよう！
- ◆ 若い人たちの力を活かしながら、まちの賑わいづくりを進めよう。
- ◆ ラジオ体操やウォーキングなど、まちぐるみで心と体の健康づくりを進めよう。
- ◆ 各自治会町内会・ハマロードサポーター・商店街や企業の清掃活動や、ごみ出しのルールを周知するなど、まちの美化活動を進めよう。



大岡川桜まつり

大岡川桜まつりでは、大岡川沿いや福富町西公園にたくさんのブースや屋台が並び、賑わいや連携・交流が育まれています。



お花見の集い

毎年恒例のお花見の集いでは、おいしいお汁粉がふるまわれ、おしゃべりしながら交流を深めます。



ラジオ体操



ウォーキング



ラジオ体操やウォーキングで  
まちのみんなの健康アップ！



# 関内地区

相生町、太田町、尾上町、海岸通、北仲通、新港一丁目、新港二丁目、住吉町、常盤町、日本大通、弁天通、本町、真砂町、港町、南仲通、元浜町、横浜公園



地区の現状 ..... この地区はこんなまち

## 地区の概況

横浜開港以来からの歴史のある街並みのある地域です。官公庁街や飲食店街、オフィスが多く、近年マンションが建築され、住民も増えてきています。山坂は少なく、昔ながらの建物も多く、観光スポットもたくさんある地区です。

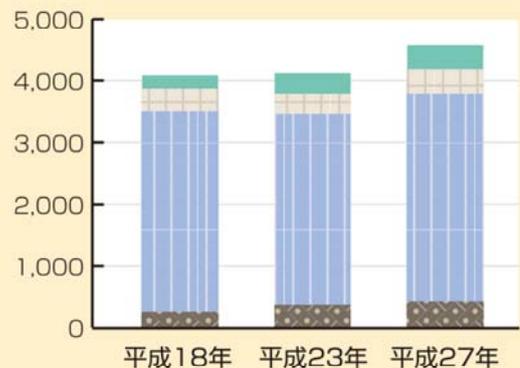
## 特徴

中区において中心部となる官公庁街及び商業地域であり、横浜市役所、中区役所、神奈川県庁、神奈川県警、馬車道商店街、横浜スタジアムなどが位置する地域です。地域内には「JR根岸線関内駅」「横浜市営地下鉄関内駅」「みなとみらい線馬車道駅・日本大通駅」が利用可能な駅としてあり、利便性の高さから地区の人口は増加傾向にある一方、中区内における事業所 13,610 のうち、3,786 (27.8%)が関内地区に集中しているなど、「商業」「観光」「居住」「交通拠点」「行政」と大きく5つの機能を有する横浜における都心部のひとつでもあります。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	248	360	409
19~64歳	3,239	3,087	3,365
65~74歳	376	337	410
75歳以上	223	338	391
合計	4,086	4,122	4,575

関内地区の人口は、みなとみらい線の開通やマンションの増加などに伴い、増加傾向にあります。



18歳以下 19~64歳 65~74歳 75歳以上

## この地区の 良いところ

- ◆ 全国的にも有名な観光スポットや、小さな歴史的スポットなどがたくさんあり、ただ歩いているだけでも楽しいまち。
- ◆ 歴史や文化的な情報の発信地となっている。
- ◆ 餅つき大会など、高齢者と小中学生が参加するイベントが長年続いている。
- ◆ 住民と地域の大学や行政が、協働して地域活動を行っている。
- ◆ 情報がたくさん集まる場所であり、多くの市民活動団体の活躍の場となっている。
- ◆ 交通の便がよく、商店街や企業などの資源も多いことから、地区外との交流も行われている。
- ◆ 世代を問わず楽しめる飲食店がある。



参加者の声

### 餅つき大会

39回も続いている関内地区の餅つき大会は、大人だけでなく、最近では横浜吉田中学校の生徒さんが企画から運営に至るまで中心となって行い、本町小学校の児童さんと一緒に盛り上げてくれます。住んでいる人も働いている人も、大人も子どもも一緒になってお餅をつき、つくたての美味しいお餅をみんなで楽しく食べる、関内地区の素敵な冬の風物詩となっています。

毎年この餅つき大会を楽しみにしています。

この餅つき大会はとても多くの人に参加していて雰囲気もよく、手伝っていてもやりがいがあって楽しいです



参加者の声

### 中区ともえ会

石川打越、埋地、関内の3つの地区からなる健康づくり支援グループです。保健活動推進員を中心に、「学ぶ楽しみ」「やる楽しみ」「知り合う楽しみ」の3つの楽しみをモットーに原則毎月第4火曜日に開催しています。体を動かしたいけど一人ではなかなか…という方など、気軽に参加してみてください。

認知症予防の運動など、とても楽しく参加できました。

テーマが毎月変わるので、頭も体もフル回転です。

## 今後に向けて

- ◆ 限られた情報の中でも、高齢者や子ども、青少年や障害者、外国人などへの見守りや支援活動を行っていききたい。
- ◆ 自治会町内会に加入していない世帯には、情報が届けられないことがある。
- ◆ 自治会町内会への加入が少なくなり、会の運営が難しくなっているため、住民だけでなく、企業なども巻き込んで進めていきたい。
- ◆ 必要な人に必要な情報が届くようにしたい。
- ◆ 住んでいる人たちが気軽に集まれる場所が少ない。

## 目標と具体的な取組

### 住民も働いている人たちも一丸となって取り組んでいこう

- ◆ 企業や商店、NPO団体や学校、医療機関や官公庁等とも連携を取りながら、多くの人に情報を伝えていこう。
- ◆ 事務所や店舗を含め、新たな活動の場を開拓し、関内地区の中の大事な社会資源として根付かせていこう。
- ◆ 防災・防犯の取組を、住民も働いている人も一緒になって行っていこう。



参加者の声

#### 関内地区の“えん”につながる取組紹介

民生委員の方が中心となり、住民同士が集まり、お話ができる機会を増やすため、「馬車道倶楽部」や「おしゃべりサロン」を実施しています。馬車道倶楽部では、毎回テーマを決めて、関内地区にゆかりのあるお話を講師の方にしていただき、講義終了後は美味しいお食事と共に参加者同士の親睦を深めています。おしゃべりサロンでは、和気あいあいとした雰囲気の中で、回を重ねるごとに交流の輪が広がっています。

ためになるお話と美味しいお食事と、有意義な時間を過ごしています。

気軽に参加できるサロンは、引越してきた者にとって、情報交換の場としてもありがたいです。



## 関内地区の“えん”結び

- ◆ ふれあいサロンやおしゃべりサロン等の取組を継続し、住民同士が気軽に集まり話せる場や機会を増やし、つながりを深めよう。
- ◆ 地域住民や法人会、警察等と合同で実施している防犯パトロールを続け、見守り活動の取組を広げていこう。
- ◆ イベントカレンダーを活用し、例えば店舗や商店街等にも置いてもらうなど、情報が広く届くような取組を考えて行こう。
- ◆ 見守りが必要な人の把握を行うなど、見守り活動の取組を広げ、気が付いた人が声かけできるようなつながりを作っていこう。
- ◆ まちのウォーキングスポットにベンチを置くなど、交流のきっかけとなるようなしかけを考えていこう。
- ◆ 地域の交流の輪が広がるよう、様々な活動ができるような拠点を考えていこう。

## 関内地区の元気！

- ◆ 関内地区のまちの魅力を活かして、親子や高齢者などでも気軽に始められるウォーキングコースを考案していこう。
- ◆ ウォーキングが楽しく継続できるよう、膝や腰に負担がかからない歩き方を提案し、広めていこう。
- ◆ 地域の中にある医療機関やお店などの協力をもらいながら、健康に関する情報が広く伝わるようにしていこう。



### 関内地区の“元気”につながる取組紹介

高齢の方々が仲間づくりを目的に「健康サロン・メカカの学校」を隔月に開催しています。車いすを使ってまち歩きなどの取り組みから始まった活動は、平成27年度は簡単な体操の後に、声楽の先生にピアノを弾いていただき、懐かしい歌をみんなで歌っています。もっと多くの方に参加していただき、みんながもっともっと元気になれたらと思っています。

参加者の声

体操をしたり歌を歌ったり、簡単なことでもみんなでやると楽しいです。

- ★ 地域の人たちの力で「イベントカレンダー」を作成し、今回ご紹介した取組を含め、関内地区で行われている取組や行事等の予定をご紹介します。ぜひこのイベントカレンダーを手にとり、気になる内容があれば参加してみてください♪



# 埋地地区

翁町、千歳町、万代町、富士見町、不老町、山田町、山吹町、吉浜町、扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部

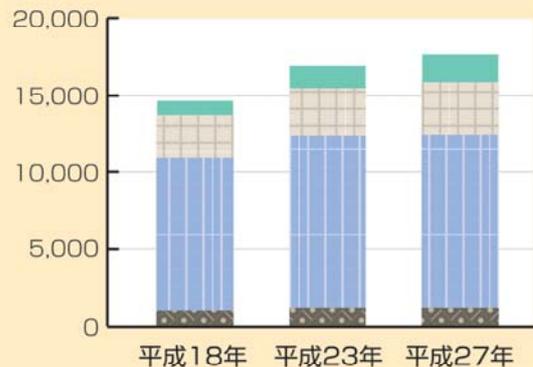


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

今から約350年前、吉田勘兵衛氏による干拓事業により埋め立てられた地であることが、地区の名前の由来になっています。お三の宮日枝神社の例大祭や金刀比羅大鷲神社の「酉の市」など、隣接している南区との交流もさかん。地区内は集合住宅が多く、顔のみえる関係づくりのための取組を進めています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	956	1,125	1,167
19～64歳	9,996	11,221	11,237
65～74歳	2,735	3,142	3,441
75歳以上	984	1,448	1,821
合計	14,671	16,936	17,666



総人口が増加しています。27年の高齢化率は29.8%と中区平均22.5%と比べて高く、高齢化が進んでいます。また外国人人口が中区内で3番目に多い地区です。こどもたちの通う南吉田小学校の運動会では数か国語の放送が流れます。

■ 18歳以下 ■ 19～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上

## 埋地地区の歴史

約350年前まで、大岡川と中村川に囲まれた現在の埋地地区が含まれる辺りは、遠浅の入海でした。吉田新田の開発者である吉田勘兵衛氏がこの入海を開拓し、陸地化されました。

大岡川と中村川が分岐する場所には歴史ある吉田新田の総鎮守「お三の宮日枝神社」があり、毎年9月にお三の宮日枝神社例大祭が行われます。埋地地区では第1地区中部、南区の地区と共に、その歴史や文化を大切にしています。



## この地区の 良いところ

- ◆ 吉田勘兵衛氏による干拓事業により開発された歴史のあるまち。
- ◆ 区画整理された平坦地。鉄道、地下鉄、バス等の交通の便がよく、地区内に地域ケアプラザがあり、公共施設、病院、企業も多い。買い物をする店舗も近くにあり、生活しやすい。
- ◆ 様々な国からの多数の外国人が暮らしている。
- ◆ 個人や企業による清掃活動が活発に行われている。
- ◆ “歩け歩け大会”や“落語サロン”等長く続いている地域行事がある。
- ◆ くつろぎの場であり、地域行事も行える大小の「公園」が多数ある。
- ◆ 防犯パトロールや、地域作業所の通所者も参加する防災訓練を行っている。
- ◆ 隣接している第1地区中部や南区の地区と共に行う「お三の宮例大祭」や、金刀比羅大鷲神社の「酉の市」などの行事も盛ん。



### 埋地落語サロン

笑う門には福来る!地域の皆さんの交流と“笑うことによって”さらに元気になっていただくため、偶数月の第1土曜日に落語サロンを開催しています。50回を超えて継続されているサロンです。



### 歩け歩け大会

毎年11月3日の文化の日にウォーキングイベント「歩け歩け大会」を行っています。15年以上も続いているイベントで、町内会役員や青少年指導員、スポーツ推進委員などが中心となり、100名を超える参加者がウォーキングをしながら交流を深めます。



## みんなが集う“夢”や“希望”が持てるまちをつくろう！

### 今後に向けて

- ◆ 自治会町内会加入者や加入意識のある人が少なくなり、地域のつながりが希薄になってきている。
- ◆ 自治会町内会に加入していない世帯や、商店、施設に必要な情報を届けられないことがある。
- ◆ ごみ出しや自転車マナーなど公共的なマナーを守れない人がいる。
- ◆ 道路や公園で、一部の人によるごみや空き缶、タバコの吸い殻などポイ捨てがある。
- ◆ 住民同士だけではなく、企業や働いている人ともつながりをつくりたい。
- ◆ こどもたちがふるさととして愛着をもてる地区にしたい。
- ◆ 地域内に学校がなく、地区内でこどもたちの様子が見えにくい。
- ◆ 外国人の住民が増えているが、地域の中での交流が少ない。

## 目標と具体的な取組

### 埋地地区の“えん”結び

- ◆ 富士見中跡地を活用して、もちつき大会やグランドゴルフ等の交流ができる取組を行おう。
- ◆ 富士見中跡地にできるコミュニティハウスを、住民みんなが活用できるように働きかけていこう。
- ◆ こどもと親が参加できる取組を行い、世代間交流をしながら担い手を育成しよう。
- ◆ 落語サロン、老人クラブや各町内会の活動を継続しながら、地域全体で高齢者の見守りを行おう。
- ◆ こどもから高齢者、外国人や障害のある人もみんなと一緒に楽しめるイベントを考えていこう。
- ◆ 定期的開催している活動の情報を、地域のイベントや広報紙等で周知し、新たな参加者を増やしていこう。
- ◆ 住民一人ひとりの防災・減災の意識を高めるため、防災訓練や地域行事に参加し顔見知りになることが、いざという時の助けあいにつながることを様々な機会を通して周知しよう。
- ◆ こどもたちが通う学校と地域の繋がりを深める方法を考えていこう。

## 埋地地区の元気！

- ◆ 歩け歩け大会、ラジオ体操、スポーツ交流会、保健活動推進員の活動等、健康づくりのきっかけとなる活動を続け、埋地の元気を広げよう。
- ◆ ラジオ体操参加者のごみ拾いや公園愛護会や企業の清掃活動など、個人や活動団体、働く人、みんなでまちをきれいにしよう。

## 埋地地区みんなの力！

- ◆ こどもも大人も、外国人も、企業や施設等で働く人も、地域みんなが顔見知りになり、イベントや行事への参加、防災・減災の取組を一緒に考えていこう。

### このまちに地域の拠点ができるといいな！

埋地地区の中には、小・中学校がありません。小学校の学区は隣接する南区の南吉田小学校。中学校は平成25年4月より、地区内にあった富士見中学校が横浜吉田中学校に統合されました。そのため、こどもたちの様子がまち全体に伝わりづらい環境にあります。

またマンション等の集合住宅が多いため、顔の見える関係づくりが地域にとって、とても重要です。

そこで埋地地区では、平成27年から、富士見中学校の跡地で、防災炊き出し訓練を兼ねた「埋地もちつき大会」を開催しました。今後も、この場所で、こどもから高齢者まで顔を合わせる機会を重ねていけるように取組を続けていきます。

「マンションのベランダから  
見えたので来てみました。」  
という参加者の方もいました。





# 寿地区

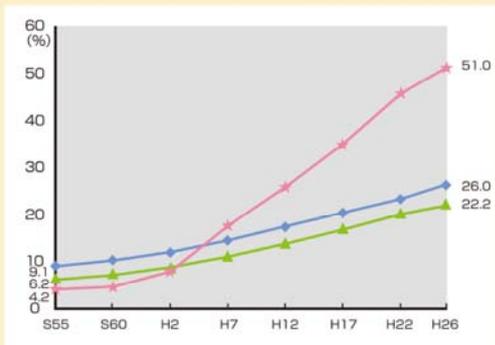
扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部



## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

かつては日雇い労働者のまちであった寿地区は、平成25年度に高齢化率が50%を超え、横浜市平均、全国平均よりも高い数値となっており、現在では、福祉のまちへと変容しつつあります。少子化は進んでいるものの、地区内には保育園・学童保育・青少年広場があることから、昼間の児童人口は高く、鯉のぼり大会や運動会などを通して交流がはかられています。また、四季折々を感じる行事も多くあり、まちの活性化にもつながっています。

### <65歳以上人口比率(高齢化率)の推移> (単位:人)(各年とも3月末現在)



◆ 寿地区 ◆ 横浜市 ◆ 全国

※全国  
H22以前：国勢調査結果(各年10月1日現在)  
H26年：総務省発表人口推計値(H26年10月1日現在概算)

※横浜市  
H22以前：国勢調査結果(各年10月1日現在)  
H26年：年齢別男女別人口(H26年9月30日現在)

※寿地区  
S55年のみ国勢調査結果(簡易宿泊所のみ値)  
S60以降は寿地区高齢者調査、寿地区人口調査結果(各年11月1日現在)

★ 第2期計画の中で誕生した寿町のアイドル！  
“コトブキンちゃん”



コトブキンちゃん



## この地区の 良いところ

- ◆ 高齢者や障害者が安心して使うことのできる社会資源が多い。また、関係機関の支援者が、支援が必要な住民一人ひとりに柔軟な対応をしてくれている。
- ◆ たくさんの地域行事が行われている。地域の人たちが「なにをしてるんだろう?」と関心を持ち、各行事への参加や他住民との交流につながるためのきっかけ作りになっている。
- ◆ 自由な発想と活動ができるまち。自分の思いや考えをのびのびと表現し、行動することができる雰囲気がある。
- ◆ 助けあいの「心」がある。住民一人ひとりをまち全体で支えあっている様子がある。
- ◆ 自分の生活や健康状態にきちんと向き合い、変えていこうと考えている人に対し、支援者が積極的にサポートを行っている。
- ◆ 医療機関等が生活に根差した支援を行ってくれる。服薬支援でも毎日その人が来たくなるような雰囲気関わってくれている。
- ◆ まちがコンパクトにまとまっており、コミュニティがしっかりしている。

### 寿地区の行事 春・夏編

住民の方々に、季節の流れを感じてもらうため、防災に意識をもってもらうため、地域の方々が顔をあわせ助けあう関係づくりを進めるため…寿地区では、1年間を通して様々な行事を行っています。

4月には「鯉のぼり大会」。住民の方々や近隣の保育園児が協力して、寿町総合労働福祉会館前の広場に鯉を飾ります。温かい春風に泳ぐ鯉が気持ちよさそうです。



7月には「七夕まつり」。こどもたちが短冊を書き、大人たちが寿公園に竹を飾りつけます。竹の高さは10mほど！まっすぐ天を突く竹竿は圧巻です。

8月にはことぶき打ち水大作戦、ことぶき夏祭りが開催されます。夏は寿でも華やかに賑わう季節です。



## 寿に住んでいる、寿で育ったと、堂々と言えるまち

### 今後に向けて

- ◆ 社会資源や支援の方法等を外部の人からもっと見えやすくする必要がある。
- ◆ 地域の人たちが「不安があるとき」「何かしたいけれど、何をしたらいいかわからないとき」に相談できる窓口や情報提供を充実させる。
- ◆ 地域行事等を通じて、他地域との交流を更に増やしていく。

## 目標と具体的な取組

### 寿地区の“えん”結び ～小さなえんから大きなえんへ～

- ◆ みんなの運動会や福祉まつりなどをきっかけとして、横のつながりや異世代交流の幅が広げられるよう、中身を工夫しながら続けていこう。
- ◆ 社会資源ツアーなどを通して、寿に携わる人たちがお互いのことを知り、また、外部の人に寿について知ってもらう手段のひとつとしても活用していこう。
- ◆ こどもも含め、寿の中で顔を合わせる人どうしが日常的なつながりが持てるように、運動や外遊びを通して交流を進めよう。

### 寿地区の元気！ ～自分らしく元気でいられるまちへ～

- ◆ 「マップを片手に気軽にどこでも血压測定」を合言葉に、健康に対する意識が芽生えるきっかけづくりをし、何かあった時の相談先も知ってもらおう。
- ◆ 寿に住む人たちが抱える病気や障がい等について理解が進むよう、相談会や研修会などの取組をしていこう。
- ◆ 寿地区で行われている「健康」に関する取組を広くみんなに知ってもらえるように、情報提供の方法を工夫していこう。



# 防災に対する意識を高める！

◆ 地域防災拠点運営委員会と連携しながら、防災活動に関する取組をしよう。

## 寿地区での取組 ことぶき花いっぱい運動

平成18年に、路上への不法投棄防止を目的に「ことぶき花いっぱい運動サポーターの会」が発足し、地域住民を中心に約100人の会員が定期的に寿町の清掃活動をはじめ、花を植えたプランターを設置することで地域の美化に貢献しています。また、道路美化・安全確保だけでなく、地域のコミュニティ醸成にもつながる取組となっています。



## 寿地区の行事 秋・冬編

寿の秋は、スポーツの秋、食欲の秋、そして防災の秋です。10月には中消防署や伊勢佐木警察署、地域団体など多くの協力のもと、「防災パレード」を開催します。同じ月には防災拠点運営委員会による地域全体での「防災訓練」も。地域が一丸となって防災啓発に努めます。

「みんなの運動会」では大人と子どもが一緒に競技に参加します。道路の端から端までに渡る長大な綱引きは、昭和40年代にも行われていたという伝統行事。寿の歴史が受け継がれています。



11月の「ことぶき福祉まつり」でみんなで作る大太巻きは、長さ20mを超えます！

12月の「クリスマス点灯式」では、根岸米軍支所、横浜のサッカークラブチームY.S.C.C.や、コトブキンちゃんがサンタとして会場を盛り上げます。

2月には「大豆まき大会」、「寿大賀詞交歓会」…大小さまざまな「えん」が、寿の住民の方々、関わるの方々により、日々生み出されています。





# 石川打越地区

石川町、打越

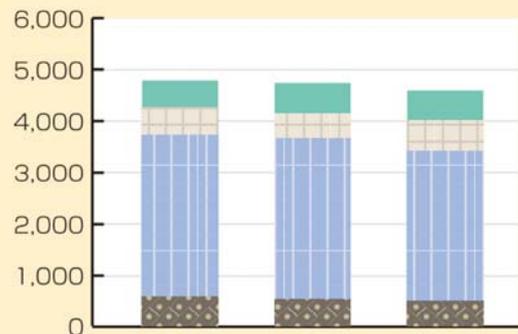


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

住宅地、商業地として発展してきた地区。通りを歩けば親しみやすい下町風情が感じられます。地域の結びつきが強く、地域活動が活発に行われています。地藏坂、牛坂、遊行坂など、急な勾配が多く坂のまちの一面もあります。

### <地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	570	522	503
19~64歳	3,156	3,134	2,910
65~74歳	543	472	595
75歳以上	510	604	581
合計	4,779	4,732	4,589



総人口は減少傾向にあります。ここ10年で65歳未満の人口が減り、65歳以上の人口が増加しています。高齢化率は22.0%から25.6%になり、中区平均を上回っています。

● 18歳以下 ■ 19~64歳 □ 65~74歳 ■ 75歳以上

### 下町風情のあるまち



夏祭り



もちつき大会

この地区の  
良いところ

- ◆ 地区の行事や情報が載ったイベントカレンダーを作成し、住民の交流の機会を増やしている。
- ◆ バス旅行(年2回)、観劇会を実施。ふれあいサロンや食事会も定期的に行われ、手作り弁当の配食等を通して、地域の高齢者の元気づくりと見守りができている。
- ◆ 古くからの住民も多く町内同士の関係性がよい。
- ◆ 住民の防災意識が高く、防災訓練に力を入れている。

石川打越地区イベントカレンダー

2015 おん度情季 石川打越地区連合町内会・地区社会福祉協議会 かれんだー

10月	11月	12月	おまけ
<p>4日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>10日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>17日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>24日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>31日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p>	<p>8日(日) 10:00-11:00 観劇会 観劇団おん度情</p> <p>15日(日) 10:00-11:00 観劇会 観劇団おん度情</p> <p>22日(日) 10:00-11:00 観劇会 観劇団おん度情</p> <p>29日(日) 10:00-11:00 観劇会 観劇団おん度情</p>	<p>11日(日) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>18日(日) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>25日(日) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p> <p>31日(金) 10:00-11:00 ふれあいサロン 観劇会(観劇団おん度情)</p>	<p>おん度情のイベントや行事の開催予定 行事の参加費や予約方法 おん度情の活動内容 おん度情の連絡先 おん度情の活動場所</p>

イベントカレンダーには、  
初めての人も内容が伝わり、  
気軽に参加してもらえるように、  
活動内容や参加した方の  
コメントを載せています!



食事会

栄養満点！手作りのおいしい食事をみんなでいただきます。



ふれあいサロン

歌や体操、健康のお話など、多彩な内容で開催されている“ふれあいサロン”。みんなと顔を合わせおしゃべりできることが楽しみです♪



## 住んでいる人みんなが、「幸せだなあ」と感じられるまち

### 今後に向けて

- ◆ 住民間で世代を超えたつながりを持ち、安心して暮らせる元気なまちにしたい。
- ◆ 小中学校が他区にあり、学校を中心とした子どもたちの姿が見えづらいため、学校や子どもたちと関わる機会を増やしたい。
- ◆ こどもの数が少なく子ども会がない町内会があるため、地域全体でこどもを育てる体制をつくりたい。
- ◆ 新しい世代・多国籍の住民や商店街で働く人も増え、共存・協力していくことが必要。
- ◆ 山坂が多く、高齢者が集まりや外に出ることが大変。住民が気軽に集まれる場所が増えると良い。
- ◆ 緊急時や災害時の安否確認、支援体制について住民同士で検討していく必要がある。
- ◆ ごみ出しのルールが守られていないことがある。ルールやマナーを守れるまちにしたい。

## 目標と具体的な取組

### 石川打越地区の“えん”結び

- ◆ イベントカレンダーを充実し、情報を伝えることで、より多くの方がまちのイベントや活動に参加できるようにしよう。
- ◆ 民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動員をはじめとし、まち全体で連携しながら、高齢者の見守り活動を継続していこう。
- ◆ 防災・減災の意識を高め、身近なことから取り組んでいこう。
  - 過去の震災からこのまちでどんな対策が必要か学ぼう。
  - 防災フェスタや防災訓練を工夫しながら継続していこう。
  - 防災チェックリストや防災マップをつくろう。
- ◆ まち全体でこどもを育てよう！
  - 各町内会で連携し、こどもに関する窓口をつくろう。
  - こどもたちの意見も取り入れながら、こどもと大人と一緒にまちを知り、交流できる機会をつくろう。
  - こどもと直接関わる年代の人が発言できる場や、機会を増やそう。
  - 地域と学校が顔見知りになろう。
- ◆ バス旅行、もちつき大会や夏祭りなど世代間交流が生まれるイベントや活動を続けていこう。
- ◆ 誰もがふらっと立ち寄れる交流の場づくりに取り組もう。

## 石川打越地区の元気！

- ◆ さわやかスポーツ大会やふれあいサロン、ともえ会や老人クラブの活動、坂を活かしたスローピング等の各町内会の活動など、身近な場所で健康づくりを継続していこう。
- ◆ まちの美化が進められ、すこやかなまちになるように、みんなで意識をもって取組を進めよう。
  - 地域で花いっぱい運動を展開していこう。
  - 行政と連携し、ごみ問題の解決方法を一緒に考えて行こう。
- ◆ 地域全体でまちを活性化させていこう。
  - 納涼フェスタ、もちつき大会や夏祭りなど、地域全体で地域の活動を盛り上げていこう。
  - 地元で暮らす住民の地域活動やまちへの思いを大切に、情報交換・共有をしながら、商店街の活性化や中村川を活用した取組を進めていこう。



石川打越地区では、第3期計画の策定にあたり、具体的な計画を立てるため、また、より多くの人に計画に関わってもらうため、石川打越地区計画推進会議の中に、「まちの防災分科会」、「まちの子育て分科会」、「まちの活性化分科会」、「まちの生活課題分科会」の4つの分科会を立ち上げて、計画を策定しました。今後も計画を具体化していくために、分科会を部会に改め、5か年の年次計画を策定していきます。





# 第2地区

新山下一丁目、新山下二丁目、新山下三丁目、  
元町、山下町



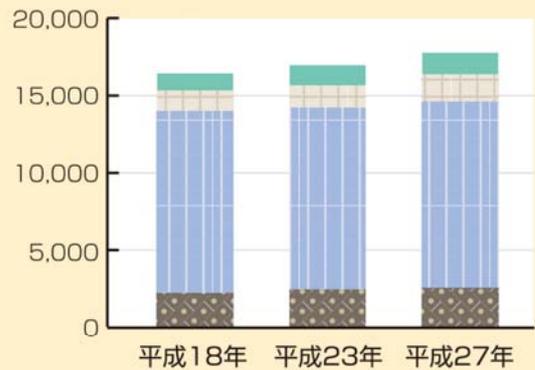
## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

第2地区は、元町商店街や中華街、山下公園などの観光地があり、開港の歴史や国際色豊かな文化が息づき、外国人も多く暮らしています。

地域では異世代間の交流も盛んで、夏祭りなどでは子ども達も活躍しています。  
ふれあいサロンにおける高齢者の見守りや、健康づくりの活動も活発に行われています。

### <地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	2,185	2,413	2,502
19～64歳	11,813	11,837	12,118
65～74歳	1,355	1,434	1,756
75歳以上	1,114	1,365	1,460
合計	16,467	17,049	17,836



総人口は増加傾向にあり、18歳以下の人口が多い地区です。27年の高齢化率は18%と、中区平均22.5%より低くなっています。また、中区で一番外国人の人口が多い地区です。

■ 18歳以下 ■ 19～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上



元町商店街



中華街



山下公園



霞橋



新山下運河



みはらしポンテ

## この地区の 良いところ

- ◆ 歴史的に有名な観光地が数多くあり、季節にあわせて様々なイベントも行われ、訪れる人が多い。
- ◆ 官公庁、学校、病院等の公共機関が近接しており、交通機関にも恵まれ、便利で住みやすい環境。
- ◆ 地域の子々な団体が協力し、高齢者の見守り、居場所・たまり場づくりとして、毎週ふれあいサロンを開催し、カラオケ・手話ソング・軽体操や園児との交流を通して、参加者も担い手も楽しんでいる。
- ◆ こどもの見守りや防犯パトロールは地域性に合わせて工夫している。
- ◆ 地域の親子、自治会町内会、老人クラブ、ハマロード・サポーター、公園愛護会等と一緒に通学路や公園等の清掃活動を行っている。
- ◆ 住民や地域団体が、観光地の美化活動やごみ対策に取り組み、中華街では事業者や行政等とも連携して、「中華街をきれいな町にする会」の活動を行っている。
- ◆ 新山下運河沿いの遊歩道で、「花いっぱい運動」に取り組んでいる。
- ◆ 中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」は、地域の交流の場となっている。
- ◆ こども達が夏祭りなどの地域行事に参加し、担い手としても活躍している。新山下地域ケアプラザ、中スポーツセンター、みはらしポンテ、保育園等も参加して、地域との交流を深めている。
- ◆ 自治会町内会で、夏祭りに向けて園児から中学生までのこども達に太鼓の指導をしている。
- ◆ 商店が多いまちでは、事業者が地域の様々な活動に活発に参加している。



### ふれあいサロンで手話ソング

地区社会福祉協議会主催の毎週金曜のサロンでは、みんなで楽しみながら手話ソングを練習しています。手話ボランティアさんが、高齢の方にもわかりやすく丁寧に教えてくれます。中区のおせっかいソング「声かけよう」、「四季の歌」等レパートリーは年々増えています。“中なかいいネ！”発表会で手話ソングを披露したこともあります♪



### 通学路でこども達の見守り

北方小学校の通学路チドリ坂周辺では、自治会町内会の有志が集まり、毎日の登下校の見守りパトロールや、月1回の清掃活動を行っています。こども達が笑顔で安心して通学できるよう、皆さんも一緒に参加してみませんか？

## 今後に向けて

- ◆ これからも地域で顔の見える関係づくりを大切にしていきたい。
- ◆ 高齢者の見守り、若い世代の親や子ども達の見守りも大切にしたい。
- ◆ 若い世代や新しい住民にも地域行事に気軽に参加してもらいたい。
- ◆ 地域行事などの様々な機会を通して、地域の活動への参加を働きかけ、担い手の育成に取り組みたい。
- ◆ 観光地のきれいなまちづくりに取り組んでいきたい。
- ◆ 様々な国の人達とふれあう機会がもっとあるとよい。
- ◆ 第2地区全体で各町内のつながりを深めていきたい。

## 目標と具体的な取組

### 第2地区の“えん”結び

- ◆ ご近所でのあいさつや声かけ、地域の行事や活動等で、子どもから大人まで顔なじみを増やしていこう。
- ◆ ふれあいサロンや高齢者食事会等の集いの場を大切に、参加者も担い手も楽しみながら、ゆるやかに見守り合える活動を続けていこう。
- ◆ 夏祭りに向けて、子どもに太鼓の指導、親子とお神輿の手入れなど、若い世代が活動に関われる機会や活躍できる場をつくり、次世代に活動をつないでいこう。
- ◆ 地域防災拠点の訓練や消防団活動等を通して、地域の防災力を高めよう。
- ◆ 防災訓練や共同募金等の活動で、中学生の活躍の場を増やしていこう。
- ◆ 地域の人と人とのつながりを大切に、自治会町内会等の地域団体が連携し、色々な場面での声かけを通して、次世代の担い手育成に取り組んでいこう。
- ◆ 大佛次郎記念館との連携を図り、子どもの居場所づくりを進めていこう。



### 次世代につなぐ活動

自治会町内会の夏祭りでは、小中学生や高校生が和太鼓の叩き手として活躍します。春から月2回、集会所で地域の高齢者から指導を受け練習しています。炭坑節やソーラン節、アラメヤ音頭など、様々な曲に合わせて迫力のある和太鼓の音が響きわたります。

毎年10月に中華街で行われる赤い羽根街頭募金では、港中学校の生徒さんが元気に呼びかけをしてくれます。また、地域の防災訓練では、「災害時に自分たちにできることは」と考え、消防団と一緒に消火訓練を行っています。

## 第2地区の元気！

- ◆ 山下公園の芝生ボランティア、ラジオ体操、ウォーキング、中華街の太極拳など、みんなで健康づくりの活動を続け、参加者を増やしていこう。
- ◆ 学校にこども達の地域活動への参加を働きかけ、親子が参加しやすい通学路や公園清掃等の参加者を増やしていこう。
- ◆ 各町内での防犯パトロールや清掃活動等々を続けて、安全・安心・きれいなまちをつくっていこう。
- ◆ ハマロード・サポーターの活動を中心に、事業者と一緒に歩道をきれいにしていこう。
- ◆ 2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、住民・地域団体・事業者・行政等が協力して、観光地の美化活動やごみ対策の取組を続けていこう。
- ◆ 外国籍の方々とも、住みやすいまちづくりを一緒に進められるよう、情報をわかりやすく広く届けよう。

## 第2地区はきれいなまち

- ◆ 第2地区元気づくり推進協議会として取り組んでいる「花いっぱい運動」を広めて、新山下運河沿いの遊歩道をみんなの憩いの場にしよう。住民や地域団体と近隣の「みはらしポンテ」や保育園等との交流を通して、障害がある人もない人も、園児も一緒に花苗の植えつけや水やりを続けていこう。
- ◆ 住民・地域団体・行政等が協力して、新山下運河の賑わいづくりを考えていこう。

### 中華街をきれいな町にする会

住民・事業者・行政が一体となり、“中華街をきれいな町にしよう！”をスローガンに、各通りの清掃活動や違法駐輪防止の呼びかけなどを定期的に行い、観光客や地域に住む人・働く人が気持ちよく過ごせる町の実現をめざしています。



### 花いっぱい運動

「新山下運河沿いの遊歩道を、もっと魅力的にしたい」「みはらしポンテの皆さんと一緒に何かできれば…」地域のそんな思いから生まれた「花いっぱい運動」。住民と福祉施設が協力して、遊歩道沿いにきれいなお花を咲かせ、通る人達を楽しませています。





## 第3地区

上野町、柏葉、鷺山、竹之丸、立野、仲尾台、西之谷町、  
本牧緑ヶ丘、豆口台、妙香寺台、麦田町、大和町、  
滝之上・山手町の一部

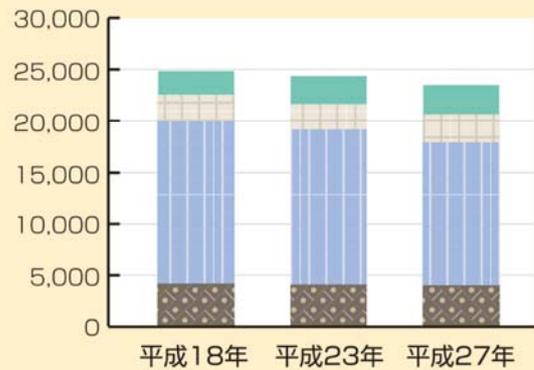


### 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

第3地区は“古き良き横浜”の姿が今でも残る地域で、本牧通り沿いに商店が軒を連ね、その背後の丘陵地帯に住宅地が広がっています。長く住み続けている住民が多いため、少子高齢化が年々進み独居世帯も多くなっています。そのような中でも地域の繋がりを大切にして、ふれあいサロンや子育てサロン等福祉活動が多数活発に行われています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	4,126	4,060	3,904
19～64歳	15,787	15,043	13,993
65～74歳	2,596	2,487	2,737
75歳以上	2,355	2,790	2,868
合計	24,864	24,380	23,502



第3地区は区内で一番人口の多い地区ですが、総人口は減少傾向にあります。

65歳未満の人口が減る一方で、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率はここ10年で19.9%から23.8%と、区内でも比較的高くなっています。

### 地区の歴史

横浜の開港後、山手地区は外国人居留地として開発され、諸外国の領事館が立ち並び、スポーツや吹奏楽など西洋文化の日本発祥の地として栄え、現在でも外国文化が香る地域となっています。また現在の大和町商店街の場所には慶応元年に外国人射撃場が開設され、その名残で今でも長い直線が続く商店街になっています。

明治末期に山手隧道が開通し市電が通ると商店街が形成され、市街地が通り沿いから丘の上まで徐々に広がっていきました。戦後開発された丘陵地の住宅地の住民は定住志向が強く、長く住み続ける人が多くなっています。

この地区の  
良いところ

- ◆ 横浜の中心に近く、公共施設・機関へのアクセスに便利。
- ◆ 大きな公園や文化施設、知られざる名所・旧跡が数多くある。
- ◆ 観光地が近いが、昔ながらのまちで、向こう三軒両隣のはまっこ気質が残っている。
- ◆ 多くの外国人が住んでおり、海外の文化に触れる機会に恵まれている。



山手隧道



市電が通っていた頃の山手隧道

- ◆ サロンや食事会など身近な場所での交流の場が活発に行われている。



ふれあいサロン



子育てサロン



お食事会

- ◆ 緑日・お祭り・ラジオ体操など、各町内会での活動が活発である。



柏葉公園ラジオ体操



地域ふれあいまつり

- ◆ 地域の中に、様々な経験・特技を持った方がいる。



地域のごことは、みんなで知恵を出し合って

- ◆ 自治会町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員、スポーツ推進委員、青少年指導員、ボランティアなど、様々な活動が活発に行われている。



## “えん”のバトンをつなげ、もっと住みよいまちにしよう

### 今後に向けて

- ◆ 自治会町内会の役員や民生委員児童委員等の担い手、地域で活動するボランティアを引き受ける人が少なくなっている。
- ◆ 自治会町内会への加入が減り、単位町内会だけでは運営が難しい行事等も出てきている。
- ◆ 地域情報や福祉保健に関する情報をもっと伝わると良い。
- ◆ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えて、災害時や緊急時に近隣のサポートを必要とする世帯が多くなっている。
- ◆ ごみ出しや空き家、野良猫対策など、まちの安全美化対策が必要。
- ◆ 買い物や通院等の外出に、坂道の多さが負担となっている。

## 目標と具体的な取組

### 第3地区の“えん”結び

- ◆ すべての住民が交流できるまちをめざしてつながりを広げていこう！
  - 今まで地域の活動に参加したことのない方にも目を向けてもらえるよう第3地区の運動会など、地域の行事を無理せず楽しく継続し、全ての住民が交流できるまちをめざそう。
- ◆ 多様な媒体を活用して、地域の大切な資源を伝えていこう！
  - 今ある情報ツールや新しい情報ツールをより活用し、多くの人に情報が伝わるように工夫しよう。
- ◆ さまざまな活動団体が地域の情報を共有して、共助の力を強めよう！

### 第3地区の元気！

- ◆ スポーツやボランティアを通じて、気軽に健康づくりに取り組み、地域の輪に加わろう！
- ◆ 安心して暮らせるまちをめざし、防災・防犯・美化に取り組もう！

### 第3地区の仲間づくり

- ◆ 情報を広く流して、日頃参加する機会の少ない方や外国籍の方にも参加できる雰囲気作りをしよう！
- ◆ こどもや若い世代が地域に関わるきっかけをつくろう！
- ◆ 今、活動している担い手と新たな担い手とが協力し、仲間の輪を広げよう！
  - 顔を合わせる機会を数多くつくり、色々な人、団体のつながりを広げよう。

## 第3地区の地区別計画は 「地域支えあい連絡会」が主体となり検討しました！

第3地区では、町内会や民生委員・児童委員、ボランティア等地域で活動している方々、学校、社会福祉協議会、行政、ケアプラザなどがメンバーとなって「地域支えあい連絡会」を行っています。それぞれの活動が相互に連携できるように顔の見える関係をつくり、地域の現状や課題となっていることを情報交換しながら、「支えあう仕組みづくり」をともに考えて話し合っています。

自分たちの地域が「こうなったらいい」、「こんなことができるといい」…という理想の姿を語り合いながら、誰もが安心して、いきいきと生活できる地域づくりを進める、それが「地域支えあい連絡会」です。

第3地区の地区別計画は、地域支えあい連絡会が主体となり検討しました。

### 【策定までの流れ】

#### ①平成27年3月7日

地域支えあい連絡会主催「第14回地域ふれあいまつり」にてアンケート実施



#### ②平成27年6月18日

平成27年度第1回地域支えあい連絡会にてアンケート結果の共有、課題等の抽出

#### ③平成27年7月2日

意見交換会（支えあい連絡会のほかに各町内の会長にもご参加いただきました。）



#### ④平成27年9月4日

平成27年度第2回地域支えあい連絡会にて意見交換会の振り返り



#### ⑤平成27年11月4日

平成27年度第3回地域支えあい連絡会にて最終とりまとめ

### 地域トピック



### 「第3地区元気づくり推進協議会」が発足

各地域団体が連携して、安心・安全・健康で  
きれいな街づくりを目指します

第3地区では、平成28年1月17日に「第3地区元気づくり推進協議会」が発足しました。

今後、各団体・地域活動グループ等がより連携を深め、地域交流や福祉保健などの活動をすすめていきます。



### 【協議会の目的】

少子高齢化の進展とともに顕在化している「地域の課題」について、第3地区内における各団体・地域活動グループ・地域施設等が、連携して課題解決に取り組み、「安心して安全で健康できれいな街づくり」を進める事を目的としています。



# 第4地区南部

本郷町、本牧町、本牧満坂、本牧荒井の一部

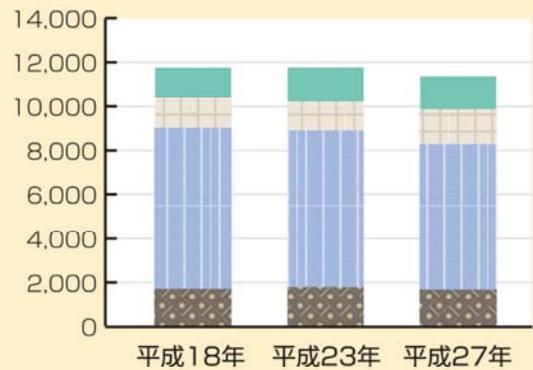


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

第4地区南部は、江戸時代には人々が集住していた歴史のあるまちであり、開港前からの歴史と戦後のアメリカ文化の影響を受けた独特の本牧文化が形成されています。旧路面電車の通っていた本牧通りには現在では市営バスが頻繁に通る、住民の主要な交通機関となっています。また、急な坂や階段の多い住宅地と平地の商店街エリアからなるのがこの地区の特徴ではありますが、住民が住んでいる場所の大半は丘陵地となっており、高齢者や障害者などへは大きな負担になっています。住民同士のきずなは深く、地域でのお祭りや福祉活動が盛んに行われています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	1,715	1,773	1,664
19～64歳	7,290	7,134	6,623
65～74歳	1,410	1,313	1,567
75歳以上	1,345	1,547	1,514
合計	11,760	11,767	11,368



18年と27年の人口を比べると、65歳以上の年齢層は増加していますが、それ以外の年齢層は減少しています。27年の高齢化率は27%と、横浜市平均22.9%、中区平均22.5%より高い数値となっています。

## 第4地区南部のちょっと歴史紹介

### ガス山公園

大正12年頃より横浜市瓦斯局(後には、東京ガス)のガスタンクがあったことから、近所の人から「ガス山」と呼ばれています。平成24年に、「防災備蓄庫」等を備えた防災機能を持った公園として、新たに開園しました。



現在のガス山公園

## この地区の 良いところ

- ◆ 長く住み続けている住民が多く、結びつきが強い。
- ◆ 住宅街と商店街とが協力し合い、見守り、配達等を行っている。
- ◆ 住宅地は、本牧山頂公園にも近く、自然に恵まれている。
- ◆ 古くから地域交流や支えあう活動が継続して行われている。
- ◆ 自治会、町内会単位でも防災訓練をして日頃から災害に備えている。
- ◆ 地域の良いところの情報を発信して、活動を広めている。
- ◆ 住人同士がお互いを気にかけており、思いやりの精神が根付いている。



### 元気づくり推進協議会

第4地区南部の元気づくり推進協議会は、中区内の中で一番最初(平成23年度)にでき、地域課題の解決に向けた取組を続けています。36の多様な団体が横の連携を図り、地域交流部会・福祉保健部会・商店街活性化部会と3部会で活動しています。実施している取組は、ハロウィンパレードや昔あそびの会、商店街うんちくツアーや認知症サポーター養成講座の開催など多岐にわたっています。



### ふれあいサロン

8月を除く第2・4金曜日、上台集会所にて主に高齢者の方を対象に誰もが気軽に立ち寄れるサロンを開催しています。お茶とお菓子を囲んで落語を聞いたり、ミニゲームをしたり、認知症予防のための体操をしたりしています。常連の方が欠席されるとお仲間同士で心配し、安否を気遣いながら声を掛け合い絆を深めています。



## 今後に向けて

- ◆ 自治会、町内会館がない町内に集いの場となる拠点を開拓したい。
- ◆ 顔見知りが増えていくようなまちづくりがしたい。
- ◆ 高台に住む高齢者の方で、買い物を一人で行けなくて困っている方がいる。
- ◆ 障害のある方、施設とも顔の見える関係を築けると良い。
- ◆ 今まで地域活動に参加できていなかった方たちにも、興味を持ってもらいたい。
- ◆ バス通りにゴミを放置する方がいる。(例えば花のプランター等を設置して街の中に緑を増やしたい。)

## 目標と具体的な取組

### 第4地区南部の“えん”結び

- ◆ ふれあいサロンなどをきっかけに、地域の中で顔見知りが増えるようにしていこう。
- ◆ 誰もが気軽に集まって交流が深まるような拠点をつくろう。
- ◆ 民生委員や児童委員の方を中心に、認知症の方や孤立しがちな親子をまちぐるみで支えていけるような取組を続けて行こう。
- ◆ 障害のある方や子ども、またあらゆる年代の人々が地域の中で活躍できるように、今やっている取組をもっと多くの人に知ってもらおう。
- ◆ 昔遊びやハロウィン、商店街うんちくツアーなどの元気づくり推進協議会の活動を通して、地域に住んでいる住人を結びつけるような取組を続けていこう。



#### 認知症サポーター養成講座の取組紹介

「認知症の方をまちぐるみで見守っていけるようになったらいいな」そのような思いのもと、地域の方が中心となって認知症サポーター養成講座の取組を進めています。「認知症の紙芝居を見て何か感じてもらえることがあれば」と最近では大人だけでなく子どもにも見てもらえる機会も増えました。この思いが多くの人につながっていくよう、これからもこの取組を進めていきます。

## 第4地区南部の元気！

- ◆ 健康づくり体操教室や坂の上の体操教室、大鳥元気クラブや山頂公園でのラジオ体操など、今行っている身近な場所での健康の取組をこれからも大切にしていこう。
- ◆ 男性向けの料理教室の開催など、団塊の世代の人たちも興味を示すような取組を行い、地域に関わるきっかけをつくっていこう。
- ◆ ふれあいウォークや運動会などをきっかけに、地域の活動に参加してもらうことで、こころの面でも元気でいられるようにしよう。
- ◆ 地域で行われている防災訓練などを通して、障害のある人との交流も増やしていこう。
- ◆ 食育などをテーマに地域のこどもたちとの交流を進め、まちの活性化につなげていこう。
- ◆ 食生活等改善推進員や保健活動推進員など、色々な団体が協力をしながら、地域の健康づくりを支えていこう。
- ◆ まちの中に緑を増やし、目で見ても癒され、心の元気にもつながるまちをめざそう。

### 第4南部地区の元気につながる活動紹介♪



健康づくり体操教室

健康への第1歩は  
歩くことから  
始めてみては。



ふれあいウォーク



大きく体を伸ばしたり  
広げたり。  
気持ちいいですね。



みんなでわいわい♪  
地域の団結力も  
強まります。

運動会





# 第4地区北部

北方町、小港町、諏訪町、千代崎町、  
本牧十二天、山手町の一部

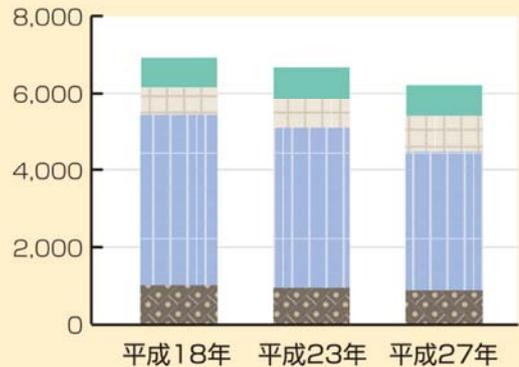


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

第4地区北部は、坂の多い丘陵地から海辺の埋立地へと東西に広がり、昔ながらの下町の風情が残る住宅街と集合住宅が立ち並ぶ地域があります。子育てサロンや高齢者食事会等、世代の垣根を越えた見守り活動が盛んに行われ、介護予防の観点からの健康づくりの活動にも積極的に取り組まれています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	1,000	942	874
19～64歳	4,412	4,138	3,600
65～74歳	731	763	918
75歳以上	759	815	812
合計	6,902	6,658	6,204



総人口は減少傾向にあります。27年の18歳以下の人口比率は中区平均よりもやや高い14%、高齢化率は28%となっています。

■ 18歳以下 ■ 19～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上



小港南公園



本牧十二天公園



キリン園公園



北方小学校



## この地区の 良いところ

- ◆ 長く住み続けている人も多い。
- ◆ 子育てサロン「ひだまり」は、親子が安心して過ごせる交流の場になっている。他の地区の方も参加できる。
- ◆ 高齢者食事会「あじさい会」では、様々なプログラムがあり、高齢者が楽しめる場になっている。
- ◆ ふれあいサロン「ひとときの会」は、折り紙や書道などの趣味を深められる場になっている。
- ◆ 地域の運動会や町内会対抗グラウンドゴルフ、ラジオ体操などを活発に行っている。
- ◆ こども達が地域の縁日や運動会などに参加し、担い手として活躍している。
- ◆ 民生委員と自治会町内会が勉強会等で理解を深め、高齢者の見守り活動等を協力して行っている。



### 子育てサロン「ひだまり」

月1回、主任児童委員の皆さんが中心となってサロンを開催しています。多いときは50組を超える親子が集まり、ママ達の情報交換や一息つく場となっています。アソカ幼稚園のお部屋を提供していただき、一時休止となっていた活動を再開できました。以前の活動場所に新しい町内会館が完成したら、そちらでも活動したいと準備を進めています。



「ひとときの会」のサロンでは、折り紙・書道・自彊術じきやうじゆつが行われています。「千寿会」では、絵手紙・手芸・写真などの作品展も開催しています。



### みんなでラジオ体操

こども達が夏休みの時期には、各町内でラジオ体操が行われています。幅広い世代が参加し、リラックス姿の親子や高齢者、スーツ姿の人もあります。みんなの朝がさわやかな気分で始まります。

恒例の秋の運動会も、ラジオ体操からスタートします！



## こどもたちの「ふるさと」になるまち 第4地区北部!

今後に向けて

- ◆ 地域全体でこども達を守っていききたい。
- ◆ こどもの成長に合わせて親子で楽しめる活動や、こどもと高齢者が交流できる活動があるとよい。
- ◆ 中高年者や高齢者の地域とのつながりをつくり、健康づくりの活動等に参加してもらいたい。
- ◆ 高齢者に優しい地域にしていきたい。
- ◆ 今ある活動を継続して、若い世代など新しい参加者を増やしたい。
- ◆ 地域の様々な団体のつながりや連携を深めて活動していきたい。
- ◆ 地域の状況に合わせて、活動の拠点や内容などを工夫していきたい。
- ◆ 地域活動の担い手の高齢化が進んでいるため、担い手を増やしていきたい。

### 目標と具体的な取組

#### 第4地区北部の“えん”結び

- ◆ 隣近所のつながりを大切に、顔見知りになろう。道で会ったら、あいさつをしよう。
- ◆ 多くの人に地域活動に参加してもらうために、様々な活動であいさつやこまめな声かけをしていこう。
- ◆ 地域で活動する人や団体同士のつながりを深めるために、お互いの活動内容や得意なことを知り、情報交換を行い、一緒にできる活動をみつけていこう。
- ◆ 子育てサロン「ひだまり」や高齢者食事会「あじさい会」などの活動を通して、参加者も担い手も楽しみながら仲間をつくり、ゆるやかに見守り・支え合える関係をつくっていこう。
- ◆ 各町内会での認知症サポーターの養成や、学校でのキッズサポーターの養成を通して、認知症の方をまちのみんなで見守っていこう。



#### 高齢者食事会「あじさい会」

隔月に1回、自治会・町内会長や民生委員の皆さんが中心となって、ひとり暮らし高齢者を対象に楽しいお食事会を開催しています。新山下地域ケアプラザの職員による血圧測定や体操もあり、みんなでお弁当を食べた後には、ビンゴゲームが行われます。プレゼントが当たると、楽しい会話はさらにはずみずみ♪



## 第4地区北部の元気！

- ◆ 地域の運動会や町内会対抗グラウンドゴルフなどの活動に、若い世代も楽しめる内容を盛り込み、参加者や担い手を増やしていこう。
- ◆ ラジオ体操やウォーキングなどの健康づくりを広めていくために、地域の団体が協力してプランづくりや取組を進めていこう。
- ◆ 中高年者や高齢者が地域の活動に参加するきっかけをもてるように、身近な家族・友人・知人に声をかけ、誘い合い、趣味や特技を活かして活躍できる場があることを伝えていこう。
- ◆ ごみ出しや犬のお散歩等、マナーを守って輝くまちにしよう。

## 第4地区北部の宝もの

- ◆ こどもはみんなの宝もの。まちのみんなで健やかな成長を見守ろう。
- ◆ 将来を担うこども達のことを思いながら、学校と一緒に防災訓練等を通して次世代を育て、地域の様々な活動を未来につないでいこう。
- ◆ 幅広い世代が参加する季節行事などの機会を活かして、みんなの「ふるさと」意識を高めよう。
- ◆ 町内会館を活用して、子育て支援につながる色々なことを考えていこう。
- ◆ 登下校の見守りやこども会の活動などを通して、親子と地域とのつながりを育んでいこう。

### ふるさとの季節行事

毎年、運動会や町内会対抗グラウンドゴルフ、夏祭り、バザー、餅つきなど、こどもも大人も一緒になって楽しめる様々な行事が行われています。町のみんな一人ひとりが、住んでいる町の思い出をつくっています。

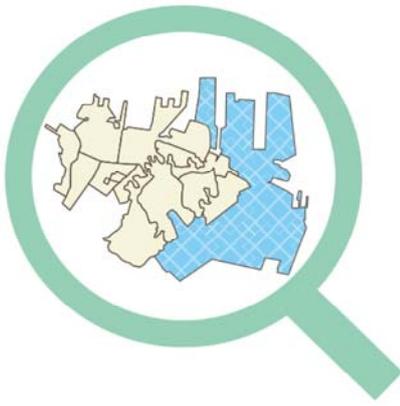


### 将来を担うこども達

地域の防災訓練に北方小学校のこども達も参加するようになりました。高学年は消火器訓練等を体験し、地域の一員としての自覚が芽生えるようです。

また、「ふれあい健康づくりフェア」では、スポーツ推進委員や青少年指導員の皆さんと一緒に中学生もいきいきと活躍し、家族連れなど多くの人達がウォーキングやスポーツ体験等を楽しんでいます。





# 本牧・根岸地区

根岸町、根岸加曽台、池袋、矢口台、本牧間門、  
本牧荒井の一部、本牧三之谷、本牧大里町、本牧元町、  
本牧原の一部、錦町、かもめ町、千鳥町、豊浦町、  
本牧ふ頭、南本牧



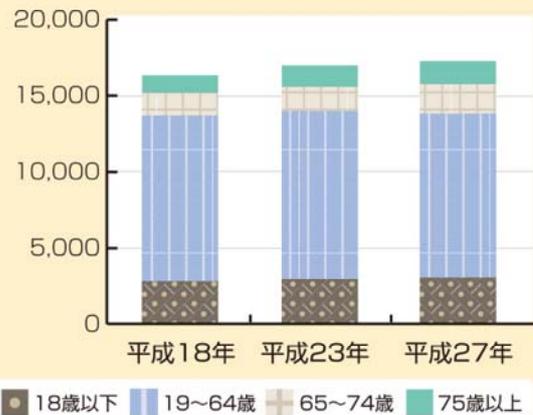
## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

本牧・根岸地区は、古い伝統があり、おしゃれな町並みに隣接し、閑静な住宅街と、埋立地の埠頭や工場、精油所などがあります。

中区の中でも高齢化の進行はゆるやかで、大規模マンション建設による若い世代の人口増加にともない、年少人口(0~14歳)の比率が高く、様々な世代の活動や交流が活発に行われている地区です。また、住民主体の地域活動だけではなく、学校、企業、医療・福祉関係の事業所等も地域とのつながりを大切に、地域活動に参加しています。

### <地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	2,810	2,965	3,056
19~64歳	10,913	11,033	10,771
65~74歳	1,432	1,537	1,909
75歳以上	1,202	1,470	1,551
合計	16,357	17,005	17,287



近年、総人口は横ばいで推移しています。18歳以下の人口比率が高く、27年の高齢化率は中区平均よりやや低い20%となっています。



本牧通り



三溪園



八聖殿郷土資料館



まかどシーマリンパーク



白滝不動尊



## この地区の 良いところ

- ◆ 歴史ある緑豊かなきれいなまち。
- ◆ 地区全体では、運動会、防災訓練、スプリングコンサートなどが行われている。
- ◆ 各自治会町内会がまとまっており、清掃活動や防犯パトロール等の様々な活動が活発に行われている。
- ◆ 高齢者の食事会や茶話会に園児や小中学生が参加するなど、世代間の交流を大切に地域の活動を続けている。
- ◆ 子育て中の親同士が企画する「親子のあつまり」が継続して行われている。
- ◆ 学校と地域がつながり、学校を中心とした登下校の見守りパトロールなど、地域活動での協力関係ができています。
- ◆ 地域の伝統的なお祭りや縁日、運動会、防災訓練などに、小中学生が積極的に参加し、担い手として活躍している。
- ◆ 地域貢献に積極的な企業や事業所が地域とつながりを持ち、周辺の清掃活動や地域行事への参加を行っている。
- ◆ 地域作業所やグループホーム等が多くあり、地域での交流を通じて、障害のある人も安心して暮らしやすい地区である。



### 交流の輪が広がっています！

地区社会福祉協議会主催の高齢者食事会では、近隣の保育園の園児たちが、歌を歌いに来てくれます。食事会に参加している高齢者の皆さんも一緒に歌って、笑顔があふれています。また、地域の行事でも世代を超えて、たくさんのふれあいがあり、地域でのつながりがどんどん広がっています。



### いろんな世代と一緒に！

地区や各自治会町内会の活動では、若い人達の力をできるだけ活かして、みんなで一緒に盛り上げています。地区の運動会では中学生がゴール係やスターターとして活躍し、小学生の登校の見守りでは高校生が一緒に行っています。他にも夏祭り、防災訓練、秋のバザー、間門小アクアミューズ・フレンドリークラブ\*など、様々な世代が一緒になって地域の活動をしています。

## 今後に向けて

- ◆ 地域で様々な活動が行われているので、多くの人に参加してもらいたい。
- ◆ 世代間、新旧住民間、住民と事業者間でさらに交流できる機会があるとよい。
- ◆ 地域の活動を工夫して、様々な方法での見守りを進めていきたい。
- ◆ 身近な地域で高齢者の集える場が増えるとよい。
- ◆ 高齢化とともに、認知症になる方も増えるため、地域の人に認知症について知ってもらいたい。
- ◆ ポイ捨てや放置自転車を減らしていきたい。まちがきれいになると、防犯やまちの活性化につながるため、より多くの人に「まちの美化活動」に参加してもらいたい。
- ◆ 活発な地域活動を続けていくために、新しい担い手を増やしたい。

## 目標と具体的な取組

### 本牧・根岸地区の“えん”結び

- ◆ まちのみんな(住んでいる人や働いている人)で「あいさつ」から始める“えん”づくりをすすめよう。
- ◆ 子ども会などの子育て支援団体と一緒に、登下校時の見守りやパトロール、公園清掃、お祭り等を行うことにより、地域の中で子どもを見守り、はぐくむ環境を広げていこう。
- ◆ 地区での運動会・防災訓練・スプリングコンサートや、各自治会町内会でのあいさつ運動・清掃活動・お祭り等を学校と一緒にいき、顔の見える関係性を大切に、協力連携をすすめていこう。
- ◆ 高齢者の食事会や茶話会、体操教室、グラウンドゴルフなど、身近な地域で高齢者が集える場を大切にしていこう。
- ◆ 地域の人が集まる(地域行事など)機会を活用して、こどもから大人まで幅広い年齢層の住民が、認知症の知識や理解を深め、地域全体で認知症の方を見守っていこう。
- ◆ 近隣の企業や事業所とあいさつや声かけ等でつながりを持ち、地域の活動やイベント等を通して交流できるような関係づくりをすすめよう。
- ◆ お祭りや運動会など様々な地域活動を通して、若い人達が協力してくれるように心がけながら、住民間・世代間・地域活動団体間の「みんなの交流」を積極的にすすめていこう。



## 本牧・根岸地区の元気！

- ◆ まちの自然や歴史を感じながら、ラジオ体操やウォーキングなどの健康づくりを楽しもう。
- ◆ 今ある健康づくりの活動を大切に、住民や地域活動団体、学校、企業、事業所などが協力し、活動を続けられるような環境をつくっていこう。
- ◆ これまで健康づくりの活動に参加していない(老若男女問わず)地域の人にも声かけを行い、参加者を増やしていこう。
- ◆ 地区の運動会で、世代を超えてスポーツを通じた交流を深めていこう。
- ◆ 「まちのきれい」を守るために、一人ひとりがごみの分別意識を高めたり、歩道や公園の清掃活動に参加するなど、地域全体で「心のマナー」の向上に取り組もう。
- ◆ 企業と一緒に本牧ふ頭周辺の清掃活動等続け、「活動の輪」を広げていこう。

## 本牧・根岸地区の愛♡

- ◆ 地域のお祭り(ポレポレまつりなど)や防災訓練などを通して、障害がある人もない人も、暮らしやすいまちを一緒につくっていこう。
- ◆ 地域の掲示板や回覧板、企業・事業所・地域ケアプラザなどが発行する広報紙を活用し、身近な地域活動の情報などを発信し、住民に周知していこう。
- ◆ 身近な地域活動の情報を、地域で効果的に周知する方法を考えていこう。

### 住みよいまち・住みたくなるまち をめざして

自治会町内会等の地域団体、施設、学校、企業など約50団体が連携し、「元気な本牧根岸まちづくりの会」を設立し活動しています！

第3期計画の策定にあたっては、地区社会福祉協議会と一緒にアンケートを行い、皆さんの声をききました。

「緑が多くまちがきれい」「伝統文化歴史がある」「地域のつながりが深い」「自治会町内会が積極的に活動している」などのまちの魅力を大切に、これからも誰もが元気に安心して暮らせるよう、様々な活動に取り組んでいきます。

スプリング  
コンサート



調理と食事を  
楽しむ会



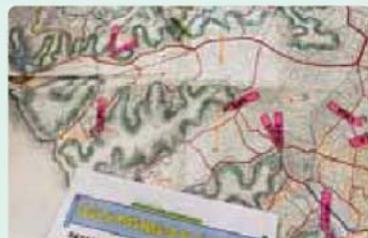
地域の  
つながり



さんままつり



バザー



文化歴史マップづくり



# 第6地区

大芝台、大平町、塚越、寺久保、西竹之丸、根岸旭台、根岸台、藁沢、山元町、滝之上・山手町の一部

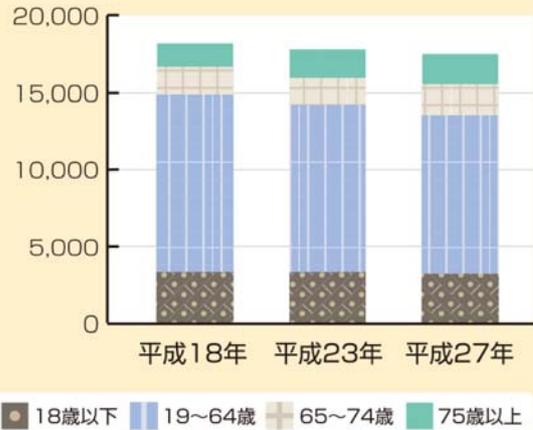


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

第6地区は、歴史ある丘陵地帯に形作られた地域であり、急な坂道や階段、狭い道が多く、この地形により特に高齢者、障害者等にとって生活上の厳しい側面がありますが、昔ながらの下町の良さを生かした地域住民の助け合いの精神が息づいており、地域の関係団体と協働して福祉を支える町づくりを目指しています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	3,323	3,318	3,235
19～64歳	11,532	10,898	10,268
65～74歳	1,780	1,711	2,036
75歳以上	1,524	1,853	1,941
合計	18,159	17,780	17,480



第6地区は、他地区同様高齢化が進行し、人口減少と高齢者人口の増加が同時に進んでいます。しかし一方で、27年の18歳以下の人口の割合は18.5%と高く、区内で最高となっています。

## 地区の歴史

第6地区は日本初の洋式競馬場である「根岸競馬場」を中心に発展して来ましたが、現在は「根岸森林公園」として整備され市民の憩いの場となっていますが、かつては周辺に競馬場関係の施設、戦後は米軍関係の印刷工場などもありました。

また、打越の切り通しを登り切ったところに市電の終点「山元町停車場」がありました。この停車場は電車の接近表示があるなど最新の設備を誇っていました。そこから競馬場へ向かう道路沿いに商店街が形成され大変な賑わいでした。今でも「山元町商店街」は長いアーケードが続き、多くの個人商店が並んでいます。

戦後は地域の南西部を中心に接收され、米軍施設、米軍住宅となり、国際的な香りがする地域になりました。また、根岸森林公園を取り囲むように住宅やマンションなどの開発が進み、現在のような住宅地になりました。

## この地区の 良いところ

- ◆ 長く住み続けている住民が多く、結びつきが強い。
- ◆ 競馬場跡など歴史的に価値あるものが残っている。
- ◆ 育児サークルなどの子育て世代の活動やグラントゴルフなど高齢者の活動が活発である。
- ◆ 健民祭大運動会は、中區で最も歴史のある大会であり、中学生が運営補助を行うなど、世代間で協力して大会を盛り上げている。
- ◆ ふれあいまつりには1000人以上の人が集まり、中学生がジュニアリーダーとしてイベントに参加するなど、世代交流の場となっている。
- ◆ ふれあいサロン等地区社会福祉協議会の活動が継続して行われており、ふれあい給食会(年6回)では小学生も参加している。
- ◆ 山元小学校で実施している防災訓練に全校生徒が地域の方と一緒に参加している。
- ◆ 「山元小学校をみまもる会」により、子どもたちが見守られている。
- ◆ 2年に一度盛大に行われる祭礼では 各町内会一致団結 繋がりを深めている。
- ◆ 地域内でお互いに見守り見守られる関係が自然に出来ている。
- ◆ イベントカレンダーの情報が地域に浸透し始めている。

## 今後に向けて

- ◆ 自治会町内会への加入率が減少しているため、新旧住民間の交流が深まるとよい。
- ◆ 地域の行事を工夫して継続しているが、若い世代の担い手を増やしていけるとよい。
- ◆ 障害のある人と共に行う活動がまだ少ないため、増やしていくための取組が必要。
- ◆ 行政区と学校区の区域にずれがあるが、児童を対象とした活動を活発にしたい。
- ◆ ごみや犬のフン等のマナーをよりよくしていきたい。
- ◆ 買い物するのに不便な地域が増えてきているので、小さな憩いの場を作ったり、地域の活性化や身近な地域で買い物ができる方法、支え合いが出来ると良い。
- ◆ 米軍根岸住宅に隣接した地区であり、返還されると大きな影響を受けるので、跡地利用については地域の意見を聞いてもらいたい。



## いろいろな世代がふれあうまち、第6地区！

### 目標と具体的な取組

#### 第6地区の“えん”結び

- ◆ 地域での活動を新旧住民老若男女がつながり合える行事にしていこう。
  - 健民祭大運動会、ふれあいまつり、箕沢地域ケアプラザまつり等
- ◆ 町内行事の情報を伝えるためイベントカレンダーを継続していこう。
  - 様々な団体から地区の情報を集めて「イベントカレンダー」にまとめよう。
  - 全世帯に配布し、各家庭で活用しよう。
  - 掲載されている行事に家族みんなで参加しよう。
- ◆ 障害のある方との各種交流イベントや防災訓練参加のための取組を進めていこう。
- ◆ 小中学生が地域の活動に参加できるような取組を進めていこう。
  - 中学生にジュニアリーダーとして、行事を支えてもらおう。
  - 中学生に災害時の担い手になってもらえるよう、防災訓練への参加を地域の中学校に働きかけていこう。
  - 防災訓練など小学生がたくさん参加する行事を継続していこう。
- ◆ みんなで地域のつながりを深めよう。
  - 気軽に声をかけ合う、ひと声あいさつ運動を進めよう。
  - 特に高齢者や子ども、障害のある人と積極的にあいさつをしよう。
  - みんなの声かけで、ごみ出しや自転車の乗り方、犬のフンの処理など、まちのマナーを良くしよう。
  - より多くの住民が地域内でお互いに見守り見守られる関係になるようにしよう。
  - 災害時の助け合いの必要性などを伝えることで、自治会・町内会の加入率を高めていこう。



## 第6地区の元気!

- ◆ イベントカレンダーにも掲載している根岸森林公園でのラジオ体操、ウォーキング等を広めていこう。
- ◆ 歴史ある「第6地区 健民祭大運動会」を魅力のあるものとしてアピールしていくことで、より多くの人に参加してもらえるような取組を進めていこう。
- ◆ 元気なうちから身近な場所での介護予防の取組を進めていこう。
  - ふれあいサロン等、地区社会福祉協議会の活動等
- ◆ コミュニティハウスのお祭りである「ふれあいまつり」を参加団体が連携して盛り上げていこう。
- ◆ 地域の資源を活かして、まちの活性化につながるような取組を進めていこう。
  - ベンチを置き、小さな憩いの場を作るなど、交流のきっかけとなる取組を進めよう。
  - 地域の活性化について、地域で活動する様々な団体が連携・協力して、みんなで考えていこう。
  - 米軍根岸住宅の返還後の地域のことについて、みんなで話し合っていこう。



地域のモニュメント・旧根岸競馬場一等馬見所



根岸森林公園でウォーキング!



第6地区では「まちなかプロジェクト」を中心に取組を進めています。  
 「まちなか」には、まちの真ん中、仲良し、仲間の意味が込められています。  
 まちの行事を掲載した「イベントカレンダー」の配布や「ふれあいまつり」への参加を通して「いろいろな世代がふれあえるよう」に取組を進めています。



「地域の行事や第6地区の地区別計画をふれあいまつりで紹介しました」



みんなのハートが  
ふれあうまち



【全世帯配布】横浜市第6地区の年間行事をまとめたカレンダーです。1年間大切に保管して、是非、行事に参加して下さい。●緑文字：全世代 ●黒文字：高齢 ●青文字：子供

2015年(H27) 6区 町内行事カレンダー(4~6月)		2015年(H27) 6区 町内行事カレンダー(7~9月)	
<b>4月</b>	<b>5月</b>	<b>6月</b>	<b>7月</b>
1 水	1 金	1 月	1 水
2 木	2 土	2 火	2 木
3 金	3 日	3 水	3 金
4 土	4 月	4 木	4 土
5 日	5 火	5 金	5 日
6 月	6 水	6 土	6 月
7 火	7 木	7 日	7 火
8 水	8 金	8 月	8 水
9 木	9 土	9 火	9 木
10 金	10 日	10 水	10 金
11 土	11 月	11 木	11 土
12 日	12 火	12 金	12 日
13 月	13 水	13 土	13 月
14 火	14 木	14 日	14 火
15 水	15 金	15 月	15 水
16 木	16 土	16 火	16 木
17 金	17 日	17 水	17 金
18 土	18 月	18 木	18 土
19 日	19 火	19 金	19 日
20 月	20 水	20 土	20 月
21 火	21 木	21 日	21 火
22 水	22 金	22 月	22 水
23 木	23 土	23 火	23 木
24 金	24 日	24 水	24 金
25 土	25 月	25 木	25 土
26 日	26 火	26 金	26 日
27 月	27 水	27 土	27 月
28 火	28 木	28 日	28 火
29 水	29 金	29 月	29 水
30 木	30 土	30 火	30 木
	31 日		31 金

※ 掲載内容に間違いや変更があります。変更内容は配布したときとなります。  
**お問合せは** 横浜地域ケアプラザ内 まなこプロジェクトチーム ☎663-6960(伊) FAX:228-1828  
 山見町二丁目商工会：詳細は <http://yama2.mall.com/> ←カレンダーがダウンロードできます。

【全世帯配布】横浜市第6地区の年間行事をまとめたカレンダーです。1年間大切に保管して、是非、行事に参加して下さい。●緑文字：全世代 ●黒文字：高齢 ●青文字：子供

2015年(H27) 6区 町内行事カレンダー(10~12月)		2016年(H28) 6区 町内行事カレンダー(1~3月)	
<b>10月</b>	<b>11月</b>	<b>12月</b>	<b>1月</b>
1 木	1 日	1 火	1 金
2 金	2 月	2 水	2 土
3 土	3 火	3 木	3 日
4 日	4 水	4 金	4 月
5 月	5 木	5 土	5 火
6 火	6 金	6 日	6 水
7 水	7 土	7 月	7 木
8 木	8 日	8 火	8 金
9 金	9 月	9 水	9 土
10 土	10 火	10 木	10 日
11 日	11 水	11 金	11 月
12 月	12 木	12 土	12 火
13 火	13 金	13 日	13 水
14 水	14 土	14 月	14 木
15 木	15 日	15 火	15 金
16 金	16 月	16 水	16 土
17 土	17 火	17 木	17 日
18 日	18 水	18 金	18 月
19 月	19 木	19 土	19 火
20 火	20 金	20 日	20 水
21 水	21 土	21 月	21 木
22 木	22 日	22 火	22 金
23 金	23 月	23 水	23 土
24 土	24 火	24 木	24 日
25 日	25 水	25 金	25 月
26 月	26 木	26 土	26 火
27 火	27 金	27 日	27 水
28 水	28 土	28 月	28 木
29 木	29 日	29 火	29 金
30 金	30 月	30 水	30 土
31 土	31 火	31 木	31 日

※ 掲載内容に間違いや変更があります。変更内容は配布したときとなります。  
**お問合せは** 横浜地域ケアプラザ内 まなこプロジェクトチーム ☎663-6960(伊) FAX:228-1828  
 山見町二丁目商工会：詳細は <http://yama2.mall.com/> ←カレンダーがダウンロードできます。

第6地区ではイベントカレンダーが全世帯に配布され活用されています。





# 新本牧地区

本牧宮原、本牧和田、和田山、本牧原の一部

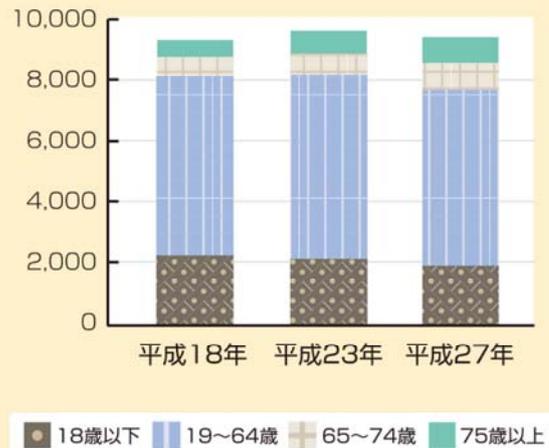


## 地区の現状 ..... この地区はこんなまち

新本牧地区は、米軍の接收地だった土地を新たに開発してできた地域です。そのため、昔から住んでいる住民は少なく、ほとんどが新しい住民です。また、区画整理により公園や緑に囲まれ、道幅も広く景観が良いのが特徴です。地域の担い手は、現役世代が多く活躍しています。

<地区内人口の推移> (単位：人) (各年とも3月末現在)

	平成18年	平成23年	平成27年
18歳以下	2,204	2,108	1,880
19~64歳	5,909	6,050	5,761
65~74歳	625	710	917
75歳以上	579	759	857
合計	9,317	9,627	9,415



新本牧地区は、27年の高齢化率が16.2%と、横浜市平均22.9%、中区平均22.5%よりも低い数値となっています。地区内における人口推移としては、18年と比較すると、65歳以降の年齢は増加しているのに対し、64歳以下は減少しており、今後高齢化率が高くなることが想定されます。

## 歴史

本牧は、漁村と農業の村で横浜開港後もしばらくは田園が広がり、住宅地として開発され始めたのは、明治39年に三溪園が開園し、明治末に横浜電気鉄道(後の横浜市電)が本牧原、根岸まで開通してからです。太平洋戦争の横浜大空襲により大きな被害を受け、戦後は、進駐軍による占領接收により、焼け跡のバラックに仮住まいしていた住民は強制退去をさせられ、接收地は次第に芝生に囲まれた立派な家族住宅が立ち並び、ショッピングセンター、劇場等ができて「アメリカ村」等と言われていました。

昭和57年に接收地の解除が決まり、以後約5年間にわたって、区画整理事業やインフラ工事等が行われ、地権者に返還されました。返還後は、地権者の合意によって「建築協定」や「まちづくり指針」が締結され、街区別の基準や指針を定めて新しい街づくりを進めました。接收された人たちの中には移転先に定住した人も多く、永い歳月の間、世代交代等もあって、現在、ごく一部の人を除きこの地区に住む人々は、ほとんどが新しい住民になっています。

## この地区の 良いところ

- ◆ 学校での朝のあいさつ運動や登下校の見守りなど、地区で子どもたちに声をかけ見守りをする機会が増えた。
- ◆ 音楽・ダンス等、特技を活かしてグループを作り、地域の住民同士で交流している。
- ◆ 小中学校で子どもたちが地区の良いところを見つけたり、地区の歴史を学ぶ機会がある。
- ◆ 子どもたちが地区のイベントの担い手をしたり、イベントポスターを作成している。
- ◆ 地元のスーパーが自治会として障害者啓発イベント等に協力している。
- ◆ 色々な専門知識を持った人が多い。

### 新本牧地区でのイベント紹介♪

新本牧地区では、毎年3月に「春のウォーキング大会」を開催しています。緑豊かな街の中を、ゴールめざして歩きます。コースは毎年少しずつ変わり、自分たちが住んでいる街の魅力を再発見できると、参加者の方々からは好評のお声があがっています。また、最近では「健康の日」のイベントも同日に開催しており、健康を心掛けてもらうため、骨密度測定や高齢者疑似体験などを行っています。

住民同士がつながるきっかけ、運動をするきっかけ、親子で参加するきっかけなど、様々なきっかけとなるこのようなイベントに、ぜひ参加してみてください♪



健康の日でのひとコマ♪  
このような機会に  
自分の体と向き合うのも  
いいかもしれませんね。

ウォーキング大会でのひとコマ♪  
冬の寒さがひと段落した時期に、  
少し早い春を感じて歩くのも  
気持ちよさそうです。



## 子どもを中心に、地域を盛り上げていきます！

### 今後に向けて

- ◆ 自治会町内会の加入に消極的な方が加入してくれると良い。
- ◆ 自転車のマナーを守らない人や違法駐車をする人を減らしていきたい。
- ◆ こども会の運営など、自治会町内会を越えて交流したい。
- ◆ 自治会単位や共通の趣味を持った団体が地区全体に活動を披露する機会を設けたい。
- ◆ こどもたちに「ここが故郷だ」と思ってもらえるようなまちにしていきたい。
- ◆ こどもたちが地区について学んだことを実際に体験する機会があると良い。
- ◆ 地元の学校と連携を深め、地域のイベントなどに小中学生が積極的に参加できるようにしたい。

## 目標と具体的な取組

### 新本牧はあいさつでまちづくり ～広げよう！つなげよう！「人の和」～

- ◆ 登下校時などを利用し、大人も子どももお互いにあいさつしあえる関係を築いていこう。
- ◆ いつでも、どこでも、誰とでも「あいさつ」しあい、あいさつが飛びかう地区にしよう。
- ◆ 元気づくり推進協議会の枠組みを活用し、下校時の声かけ活動などをきっかけに、様々な活動へと広げていこう。



### みどり会

奇数月第4土曜日に、一人暮らしの高齢者を対象とした食事会を実施しています。

一人暮らしでは普段作らない料理や、四季折々の趣向を凝らしたメニューは、美味しいうえに目で見ても楽しいと、参加した方々に喜ばれています。



## 新本牧地区の“えん”結び

- ◆ こどもたちを中心に地区のイベントを盛り上げ、これをきっかけに大人や障害のある人、外国人の人たちも自然に集まれるようにし、顔見知りになってお互いを見守ろう。
- ◆ 地域にある団体や企業等と協力関係を深め、地域での参加の輪を広げていう。
- ◆ 地元の学校と連携し、地域のイベントなどに小中学生が積極的に参加できるようにしよう。
- ◆ 自治会町内会への加入促進を進めよう。特に、新しく引っ越して来た人に、新本牧を紹介するチラシ等を作成・配布し、自治会加入をすすめよう。
- ◆ 自治会町内会を越えた交流を図り、地域全体でこどもたちが育つ姿を見守っていこう。
- ◆ オートロックのマンションに居住して地域の行事になかなか参加しない人への見守りや地域行事への参加をすすめよう。

## 新本牧地区の元気！

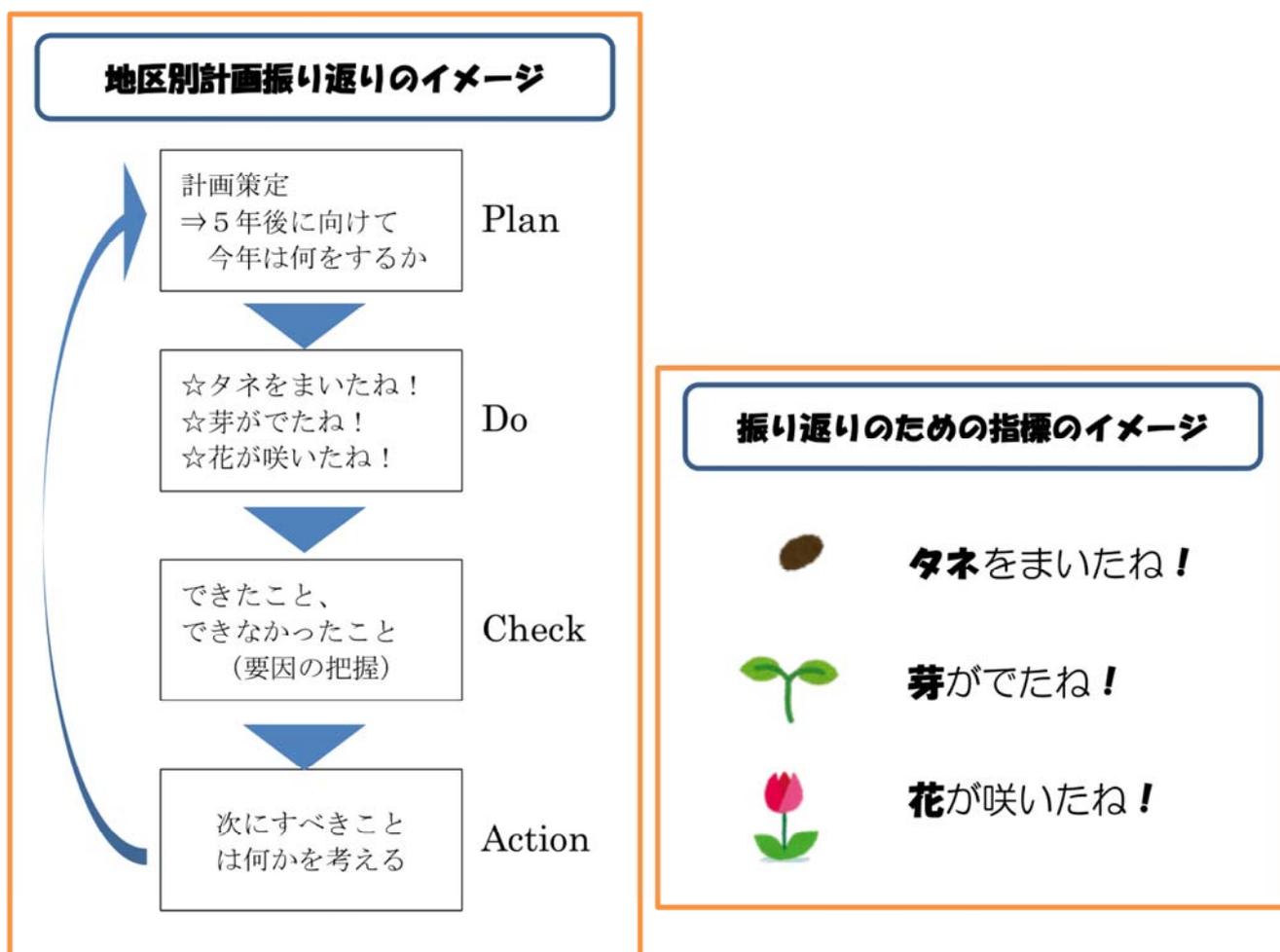
- ◆ まちの健康につながるよう、自転車マナーなどに対する意識を高め、安心して暮らし続ける地区をめざそう。
- ◆ こどもたちが元気に活動し、時には大人やお年寄りが一緒に参加して、こころの元気をもらえるまちにしよう。
- ◆ ウォークラリーや健康の日を活用して担い手の掘り起こしをはかりつつ、住民の様々な活動を披露できるイベントの機会を設けよう。



## 2 地区別計画の振り返り

第3期の中なかいいネ！は、地域の人同士の“えん”を深めて、地域の中の見守り力を高める取組と、人もまちも元気いっぱいになれるような健康づくりの取組を二つの大きな柱として計画されています。地域における中なかいいネ！の取組については、「取り組めたこと」「次に取り組んでいくこと」などを毎年振り返り、より効果的な取組にできるよう工夫を図りながら、少しずつ目標に近づけていきます。

振り返りにあたってはPDCAサイクルを意識して、取組の当初に想定した到達目標（Plan）からみて、どのような取組をしたか（Do）、どの程度達成できたのか（Check）をみんなで話し合っ、次につなげていきます（Action）。



## 第6章

「中なかいいネ！」を通じた地域自治の推進

## (1) 社会の変容

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、改めて「絆」や「つながり」の重要性が叫ばれていますが、現実には近隣関係が希薄化し、特に都市部ではその傾向が顕著となっています。さまざまな地域課題の解決や防災減災の取組等で「自助」・「共助」・「公助」といわれますが、少子高齢化の進展と相まって単身世帯が増加し「自助」・「共助」の部分が十分とはいえず、「行政」が担う「公助」の部分の比重が高まっています。一方で、人口減少社会を迎え、稼働年齢人口が減少し、かたやモノや情報であふれる成熟した市民社会では新たな需要を喚起する決定打も見つかりません。モノやサービスを作り売れば必ず買ってくれる人がいるという実体経済の成長がなければ金融政策だけでは限界があります。以前のような高度経済成長下の潤沢な税収による財源確保は難しく、増大・多様化していく市民ニーズに全て行政が応えていくことは困難な状況にあります。ではどうするか。政策に優先順位をつけ「行政の守備範囲と役割」を限定し、それ以外の課題解決は市場原理に委ねていくか。「行政」の構成メンバーを公務員だけではなくパブリックサービスを担う団体・組織・機関までを含めた「新しい公共」の仕組みを志向していくか。

現代社会の日常生活のなかには、貧困、格差、災害、孤立死、介護、医療、引きこもり、いじめ・不登校、ごみ問題、社会的排除など様々な課題が存在します。それらの課題をどう解決していくのか、主体形成と「解決の仕組み」の構築が急務となっています。

## (2) 日常生活を支える福祉の変化

ここでは、「企業」と「家庭」の役割について考えてみます。

戦後の福祉施策は、「企業福祉」と「家庭福祉」に支えられてきた部分が大きいと思います。戦後復興以降高度経済成長期を経て、終身雇用・年功序列に象徴されるように、企業は従業員の所得・住宅・余暇活動・冠婚葬祭等日常生活の多くの場面で疑似家族のように面倒をみてきました。その代わり、長時間労働や転勤という自由な労働移動を可能とし経済成長を支えてきましたが、現在企業にそのような余力はなくなっています。

一方、子育てや介護については、家族がプライベートエリアで面倒を見るのが日本の美俗であるような考え方もありましたが、核家族化の進展や家族形態の多様化により「家庭福祉」が困難になってきました。

しかし、「古きよき時代」に戻ろうと企業に新たなコストを求めたり、大家族主義に回帰することは不可能です。「子育て」や「介護」はその不足する一部を家庭の外からサービスを確保するようになり、いわゆる介護の社会化・子育ての社会化という現象が進展してきました。

## (3) 「福祉」の考え方の変化

少子高齢社会の進展、とりわけ平均寿命の伸びによる高齢者人口の増大は、加齢に伴う身体能力（ADL）の低下から、誰もが高齢者福祉施策・介護保険制度の利用者になり得ます。子育て支援についても、たとえば、保育所利用は、児童福祉法の制定当時は経済的困窮家庭を想定し日

中子どもを預かる場所として児童福祉施設である保育所を設置しました。しかし、現代は、自己実現を図りより豊かな生活のため保育所を利用する人も多く、保育所が福祉施設である認識はあまりないと思われます。換言すると、福祉サービスは特定のごく一部の市民の利用ではなく、誰もがその対象となるという意味で「福祉サービスの普遍化・一般化」と言われています。

また、福祉サービスは利用対象者に必要なサービスを提供するため、利用援助技法を活用し、アセスメント・利用調整会議・サービス利用調整・モニタリング・再アセスメントのサイクルを繰り返し、多様なサービスを組み立てて利用者の生活全般にわたる支援策を構築します。場合によっては、その家族にも様々な生活課題を抱えている場合があり、利用対象者を支えるためにはその家族の課題解決も図る必要があることも考えられます。「福祉サービスの総合化」と言われています。つまり、福祉という概念が拡大し、その対象範囲が広がっています。

#### (4) 社会福祉基礎構造改革

これまで見てきたように、少子高齢化、家族機能の低下、地域社会の疲弊、就業構造の変化など、社会経済状況が著しく変わってきたなかで福祉サービスの利用概念についても変化してきました。その状況を制度的に改革したのが社会福祉の基礎構造改革です。平成9年8月に、当時の厚生省に検討会を設置し、社会福祉の基礎構造について議論を開始し、10年12月に基礎構造改革をまとめました。

この改革は、個人が尊厳をもってその人らしい生活を送ることを理念に、従前の措置制度からサービスの利用選択、サービスの拡充、地域福祉の拡充という3つの方向性を示し、その内容を大きく4つの柱に特徴づけました。

- 利用者の立場にたった社会福祉制度の構築
- サービスの質の向上
- 社会福祉事業の拡充
- 地域福祉の推進

そして、社会福祉事業法（社会福祉法に改名）、老人福祉法、身体障害者福祉法など9つの法律改正に結実し、12年に施行されました。

併せて、この時期に重要な報告がなされました。12年12月に厚生労働省は「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会」の報告です。その内容は、近年弱くなっている人々の「つながり」を、社会福祉を通じて、とりわけソーシャルインクルージョン(社会的包摂)によって再構築しようというものです。新たな格差や不平等、社会的排除、さまざまな摩擦、社会的孤立などの問題に「つながり」を生み出す、あるいは「つながり」を強くする地域福祉の推進により解決していこうという報告内容でした。

## (5) 構造改革を踏まえたサービス提供

税収の大幅な増加が見込めない中で限られた財源を最大限有効に活用するような工夫が必要です。考えるべきことはサービス提供のなかでの行政の「守備範囲と役割」です。第一セクター（行政）、第二セクター（民間）、第三セクター（NPO法人、市民団体等のインフォーマルサービス団体）、それぞれで担当するサービス提供内容の調整が必要です。民間事業者等で提供できる分野については、行政は一步引くことも考えられます。行政の新たな役割は、サービスの質の確保、人材育成、情報提供、評価等のサービス本体ではなくその周辺環境整備が責務となります。

福祉の普遍化一般化・総合化と言われる中で、地域福祉の理念は「ソーシャルインクルージョン」を志向し、そして、その理念を実現するため、「新しい公共」を創造します。

これまで、「公共」とは「官」＝お上<sup>おかみ</sup>（行政）というイメージで語られることが多く、公共施策には、国家責任の原則、平等性の原則、無謬性神話<sup>むびゆう</sup>、公平性・公正性神話などが底流にあり、そこには市民はサービスの受け手であり、行政が提供側というパートナーリズム的構図がありました。

しかし、市民社会を形成・維持・発展させていく場合に生起する生活課題、福祉ニーズに対応するのは行政の先占領域ではなく、行政を含めさまざまな団体・個人がゆるやかにつながり、議論し、どのような課題解決があるのか、そのためには行政・事業者・市民はどのような役割を果たすのか、幅広くこれら3者を結び付けていくような「新しい公共空間」を創造していく必要があります。

そこには、高齢者や障害者、子育て家庭、外国人、ホームレス等だれも排除せず地域社会を構成する一員としてお互いに認め合うこと（＝ソーシャルインクルージョン）が必要なのです。

## (6) 地域福祉の推進

社会福祉基礎構造改革の大きな柱に「地域福祉の推進」が位置付けられ、社会福祉法第1条に明文化され、同法第4条で地域住民と社会福祉関係者は地域福祉の推進に努めることとされ、同法第107条で地域福祉計画が法定されました。

地域福祉計画は行政計画ですが、策定段階から行政だけではなく地域住民、福祉事業者、NPO等が策定に参画し、また議論の範囲も「高齢者」や「こども」といった対象者別の計画ではなく、そこも含め地域全体の福祉課題への取組を計画にまとめるものです。社会福祉法には、地域福祉とは「地域の社会福祉」と短く書かれていますが、社会福祉が個別福祉施策の集合体で地域福祉はその地域版と捉えることもでき、そこに深みを持たせる必要があると考えます。地域というフィールドにある個別福祉施策に横串を刺して有機的に関連づけ周辺領域までをカバーしたものを地域福祉と考えます。「福祉（ウェルフェア）」から「地域の誰もがよりよく生きること（ウェルビーイング）」を志向したい。

例えば、加齢に伴うADLの低下、要介護状態になっても最期まで在宅で過ごしたいという希望を叶えたい。思わぬ事故により障害者となっても今までどおり自分の意向が反映された生活ができるようにしたい。いじめ、不登校、発達障害、児童虐待、外国につながるこどもたちへの日本語・学習支援、貧困の連鎖、引きこもり、若者の自立支援等こども若者を巡る状況も厳しい。

誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するために解決すべき政策課題が山積している。そこには交通安全や防犯などを含めた広い意味での「福祉」の取組が重要なのです。

地域福祉保健計画は、さまざまな地域課題を行政と住民が協力して取り組んでいく大事な計画です。また、地域福祉保健計画は行政だけではなく地域の関係者みんなが集まって策定し、実行していく計画。「参加」と「協働」の計画です。

## （7）地域福祉は地域自治へつながる

横浜市は、今後の市政運営の基本政策として「参加と協働による地域自治の支援」を掲げています。その現状と課題を中期4か年計画から抜粋すると、

「少子高齢化の進展や人口動態は市内各地で異なり、単身世帯の増加など家族や地域の在り方が変わっていく中で、課題は多様化・複雑化しています。…（中略）…、実情に応じてさまざまな団体や人々が参加し、連携して地域づくりを進めていくことが求められています。」

また、施策の方向性をみると、

「自治会町内会をはじめとする地域で活動する様々な団体や人々、NPO法人、企業と区役所等が連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進め、つながりを広めていきます。また、この取り組みがより充実するよう、地域の担い手や区の職員がともに地域課題の解決方法などを実践的に学ぶ場を設定します。」

と記述されています。そして協働による地域づくりの例として地域福祉保健計画策定・推進が盛り込まれています。

## （8）地域福祉保健計画における「参加と協働」

前述したように、地域福祉保健計画策定に当たっては、行政だけではなく、地域住民（サービス利用当事者を含む）、福祉事業者などが参画し、計画策定に必要な情報の入手方法、福祉サービスの目標、目標達成のための方策、具体的な執行に係る役割分担、事業の評価方法など多岐にわたる議論を行います。

計画の策定における参加は多段階に渡り、

まず、1番目には地域福祉を巡る現状の課題抽出のための情報入手の段階です。具体的には、住民の意識調査や福祉施策への満足度、住民からの提案調査などがあります。

2番目には計画に盛り込む内容を議論する段階です。集めた情報からどのような課題が抽出され、その課題解決にはどのような方法があるのか、手法・実施主体・規模・期限等を議論することです。

3番目は盛り込む内容を決定する段階です。

4番目は実際に実施に係る参加です。

5番目は実施した内容を評価する段階です。モニタリングや満足度調査、懇談会意見等からみて事業評価を行い計画内容の見直しを行うことです。

ここで重要なのは、地域福祉保健計画を策定する場合に、各段階での住民参加についてその合議体の「地域の代表性」、「合議体委員の選出の民主性」、「議事進行の公正性・公平性」、「計画内容の行政への拘束性」等がしっかり仕組みとして構築されていることです。つまり、自らの地域の地域福祉について住民は参加による自己決定の仕組みができ、自分たちで決めていくという地域自治の考え方が反映されることが肝要です。

一方、計画実施段階の「協働」も重要です。

人間は誰しも面倒なことは嫌いです。誰かやってくれる人がいればありがたい。地域福祉についても、誰かが課題を解決し自分たちはその果実を享受できればありがたいと思ってしまう。しかし、実は地域の課題をどのように解決していくのが一番良いか知っているのは地域です。自分たちで解決しようという意欲もあります。不足するのは人材であったり財源であったり時間や専門知識です。そこで、地域福祉を推進しようという共通の目標をもっている事業者や行政と協力しそれぞれの強みを活かして取り組む「協働」という動きが生まれました。他者依存ではなく自らの力で課題解決に取り組む「地域力」が発揮されるようになります。地域課題といっても、防災・防犯、交通安全、福祉・衛生、教育、にぎわい創出、文化、商店街振興、施設整備・管理運営、自治会町内会、環境など、様々な分野があります。地域福祉の取組が次なる課題発見のアンテナを強くし、協働で取り組むネットワークも重層化します。

つまり、地域福祉の取組は参加と協働による地域自治の推進の取組に結びついていくといえるでしょう。

## (9)「参加と協働の地域づくり」から地域自治へ

地域福祉保健計画の策定・推進がまさに「参加と協働の地域づくり」の一つで、地域自治につながっていると考えられます。

しかし、地域自治を議論する際には、地域自治を保障する行政（区役所）の役割をしっかりと検討しなければなりません。地区レベル、区レベルで地域福祉を推進していく民主性・公正性・公平性等を担保した意思決定部門のあり方、そのうえで区役所の役割として情報提供や財源確保、決定事項の拘束性等の議論が重要になり、今後の課題となります。現在中区で進めている「元氣な地域づくり推進協議会」の設立・運営がその嚆矢になると考えます。

現時点で言えることは、地域福祉保健計画の策定・推進は横浜市が進めている特別自治市構想のなかの区役所の在り方と密接に関連する極めて重要な計画であるということです。

## 資料編



# 1 用語解説

(「第3期横浜市地域福祉保健計画」より)

エ	NPO 法人	「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。
オ	親と子のつどいの広場	マンションの一室や商店街の一角などで、NPO 法人などの市民活動団体が運営。親同士の交流、情報提供、子育ての相談などを行う。
キ	協働	公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組むこと。
ク	グループホーム・ケアホーム	障害者や認知症高齢者などが地域の中で共同生活をする中で、自立した生活を実現していく施設。
ケ	ケアマネジャー(介護支援専門員)	「介護保険法」に基づく資格。介護保険サービスが適切に受けられるよう、介護サービス計画(ケアプラン)を立てたり、介護サービス提供者や施設とサービスを受ける人とその家族との連絡調整にあたる。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	コミュニケーションボード	文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、ボードに書いてあるイラスト(絵・記号)を指差すことで自分の意思を周囲の方に伝えるもの。
コ	コミュニティビジネス(CB)	ソーシャルビジネス(SB)のなかでも活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するもの。地域でボランティア的展開をしている事業や、あるいは必ずしも社会性や革新性が高くない、地域での小さな事業活動をCBと呼んでいる場合もみられる。
コ	子育て支援者	横浜市から委嘱された「子育て支援者」が、親同士の交流や子育ての不安を解消できるよう、子育ての「先輩」として子育て相談等を行う。
コ	孤立死	家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある人が、相当期間放置されるような死。 *介護者、支援者が亡くなることにより、その援助を受けていた人が亡くなるケースを含む。 *死亡から発見までの期間は定めない。 (全国的に見ても明確な定義がない状況のなかでの本市の考え方)
シ	市民活動支援センター(区民活動センター)	さまざまな分野の市民活動、ボランティア活動を応援する拠点。市民活動に関する相談の受付、資料や情報の提供、ミーティングコーナーや会議室等の提供などを行っている。
シ	市民活動	営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれのあるものは除く。

シ	社会福祉協議会 (地区・区・市)	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	障害者地域活動ホーム	障害児者の地域生活を支援する拠点施設。相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）などを実施している。
シ	小規模多機能型居宅介護	利用者の住み慣れた地域で主に通所によるサービスを提供する。適宜、スタッフが利用者宅を訪問したり、利用者が宿泊することもできる。訪問や泊まりのサービスは通所でなじみのあるスタッフにより提供される。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活改善セミナーを受講した方が食生活改善を目的に活動している。
ス	スポーツ推進委員	スポーツ基本法、横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、市長から委嘱される非常勤職員で、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担っている。活動の拠点を地区において、地域の人たちとの連帯と委員相互の協力のもと、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションの振興事業の企画・立案・実施並びに普及活動など、地域の多様化に即した事業を展開している。
セ	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
セ	精神障害者生活支援センター	地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や情報の提供、地域交流活動などを行っている。
セ	成年後見制度（後見制度）	判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）の権利を保護し、支援するための制度。従来は禁治産・準治産制度があったが、硬直的で利用しにくいものであり、自己決定の尊重を背景に、平成12年4月に民法の一部改正により施行された法定後見制度と契約型の制度として創設された任意後見制度から成り立っている。
セ	青少年指導員	青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみの青少年健全育成を図るため、自治会町内会等からの推薦に基づいて、市長が委嘱している。
セ	セルフネグレクト	飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する力がないため、安全や健康が脅かされる状態。
ソ	ソーシャルインクルージョン	「社会的包摂」などと訳され、どのような課題のある人たちも排除せずに社会の一員として包み込み、ともに助け合って生きて行こうという考え方。
ソ	ソーシャル・キャピタル	地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等。
チ	地域支えあいネットワーク（連絡会）	基本的には地域ケアプラザを事務局として、地域の福祉保健活動を実施している団体、グループ、個人等が連携を図ることにより、それぞれの活動の推進とともに、課題の共有から地域課題への取組が進み、支えあいの地域づくりの発展を目指す柔軟なネットワーク。 平成12年度から「地域支えあい連絡会」を全市統一的に開始、平成17年度からの「地域支えあいネットワーク推進指針」、平成25年度からの「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づき、区や地域の実情や特性に応じた柔軟な対応によるものと転換。
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う各区に1か所ある地域の子育て支援の核となる施設。地域で子育て支援に関わる方のための研修会やネットワークづくりも行っている。

チ	地域福祉コーディネーター	地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人。地域ケアプラザの地域交流部門には「コーディネーター」が配置されている。
チ	地域包括支援センター	介護保険制度の中に位置づけられた機関で、高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。横浜市では、地域ケアプラザ等（特別養護老人ホーム併設を含む）において、地域包括支援センターの機能を担う。
テ	DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力や暴言など。
テ	テーマ型活動	子育て支援団体、障害者・高齢者等の支援団体や当事者団体、福祉や介護、環境保護といった特定のテーマで活動する団体・グループ・NPO法人など。目的や活動分野をテーマに沿って絞り、小地域から市域以上まで様々なエリアで活動に取り組んでいる。
ノ	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作り出すこと。
ハ	バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方。
フ	福祉保健活動拠点	地域における市民の自主的な福祉保健活動の場を提供する施設。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域において活動している。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。
ホ	ボランティアセンター	個人や団体を対象としたボランティア・市民活動に関する総合的な相談窓口。ボランティアのコーディネートや活動上の相談への対応などを行っている。また、広報紙やホームページなどによる情報提供、多様な課題に取り組むボランティア・市民活動についての調査・研究事業、団体に対して資金的な支援等を行っている。
ミ	民生委員・児童委員	<p>民生委員は、自治会町内会等の代表で構成される地区推薦準備会で推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で、地域福祉増進のための幅広い活動を行っている。また、行政機関の業務に対する協力も職務のひとつとなっている。民生委員は児童委員を兼務しているため、一人の民生委員を「民生委員・児童委員」と呼んでいる。</p> <p>児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。</p> <p>主任児童委員とは、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する、民生委員・児童委員。</p>
ユ	ユニバーサルデザイン	“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画【平成14年12月24日閣議決定】より）」。
ロ	老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。概ね60歳以上の会員のクラブ。区によってはシニアクラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。

## 2 参考条文（社会福祉法（抄））

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

最終改正：平成26年6月4日法律第51号

（目的）

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

**第3条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第 108 条** 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

\* 第 109 条の「市町村社会福祉協議会」と「地区社会福祉協議会」は、横浜市では、それぞれ「横浜市社会福祉協議会」と「区社会福祉協議会」のことです。

### 3 計画推進に関する具体的な取組・事業一覧

計画推進の2本の柱について、それぞれ3つの土台ごとに、具体的な取組と主に担当する機関及び区役所の課名を記載しています。

計画推進の柱 その1 中なかいいネ！ で “えん” 結び！	
柱1-1 交流 誰もがゆるやかに見守られて生活を送ることが当たり前の地域となるよう、人と人がつながる場や機会を増やします	
柱1-1-1 住民同士が交流できるきっかけや機会を増やします	
①子育て・介護・障害当事者など同じ悩みを持つ人同士、またサロン・食事会などバラエティに富んだ出会い・交流の場を提供します	
○親子の居場所づくり (地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、育児支援センター園、子育て広場、私立常設園、中区グランマ保育園、子育て支援者、親子のひろば、赤ちゃん学級)	こども家庭支援課
○外遊び応援事業	
○介護者のつどい	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○生活教室 ○家族教室 ○難病対策事業 ○ポレポレグッズ推進事業 ○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課
○高齢者食事会 ○高齢者サロン	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
②気軽に参加できるイベントや趣味の会・文化交流の実施など、誰もが集えて交流できる工夫・環境整備を行います	
○ケアプラザ祭り等	各地域ケアプラザ
○多文化交流・多文化理解事業 ○ハローよこはま ○街の先生の活用	地域振興課
③地域の防災・防犯の取組やまちの美化運動等を通して、住民同士が顔を合わせ、交流ができるよう支援します	
○地域防災力向上事業(防災訓練系)	総務課
○まちづくり推進事業(地域まちづくり活性化事業)	区政推進課
○公園愛護会活動 ○ハマロードサポーター	土木事務所
柱1-1-2 地域でつくる交流の場が継続できるよう支援します	
①誰もが地域でいつまでも活動ができるように、研修・学習や活動の機会を提供します	
○元気づくりステーション	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ

○初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業	区政推進課
○子育てサークルリーダー研修	こども家庭支援課
○活動の場づくりのための学習会 ○出前講座	中区社会福祉協議会
②まちの活性化、次代を担う青少年の健全育成に向けて、地域住民の交流促進や各団体の連携・協働を促します	
○元気な地域づくり推進事業 ○商店街交流会事業	地域振興課
○学校・家庭・地域連携事業	こども家庭支援課
○助成金あり方検討 ○空き店舗を活用した居場所づくりの検討 ○ふれあい助成金（あり方検討を含む）	中区社会福祉協議会
柱1-1-3 ご近所同士、ゆるやかに見守りあえるよう支援します	
①地域のつながりを促進するために自治会町内会や老人クラブへの加入促進を図り、誰もが地域の担い手になれるような取組を進めます	
○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課 中区社会福祉協議会
○老人クラブ加入促進	高齢・障害支援課
○地域活動の担い手体験事業	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○自治会町内会活動支援、加入促進	地域振興課、戸籍課 中区社会福祉協議会
○助成金あり方検討会 ○地区社協代表者会議・区障連理事会等団体支援 ○地域の見守り推進事業 ○自治会町内会活動支援	中区社会福祉協議会
②地域の困りごとの解決や地域でゆるやかな見守りができるように「訪問」「見守りキーホルダー」「放課後の居場所ネットワーク」等、各種事業の充実を図ります	
○認知症サポーター企業認証 ○中区徘徊高齢者等探してネットワーク	高齢・障害支援課
○中区みんなで見守り推進事業 ○見守りキーホルダー	福祉保健課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ等）	こども家庭支援課
③災害時要援護者支援事業・防災訓練等を通じて、地域の見守りを進めます	
○地域防災力向上事業 ○災害時要援護者支援事業	総務課 高齢・障害支援課 福祉保健課
柱1-2 情報 情報のやりとりを工夫し、見守り・見守られることが大切であることを伝えます	
柱1-2-1 必要な人に必要な情報が届くようにします	
① チラシやホームページなどの広報媒体、掲示板、回覧などの活用、そして必要な場所での配布を行うなどして、誰もが情報を得られるようにします	

○ホームページの活用	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○広報よこはま「なか区版」の発行	区政推進課
○「中なかいいネ！通信」の発行	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○「ふくしなか」「レッツ・ボラ」等の発行	中区社会福祉協議会
○なか国際交流ラウンジとの連携	地域振興課
○地域子育て支援拠点（中区すくすくモバイル） ○こんにちは赤ちゃん訪問	こども家庭支援課
<b>②外国人、障害がある人など誰もが情報を得られるように表記方法を工夫します</b>	
○なか国際交流ラウンジ事業	地域振興課
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○多言語での情報発信（広報紙発行、ホームページ） ○ウェルカムキットの配布	区政推進課 戸籍課 保険年金課
○福祉保健活動拠点	中区社会福祉協議会
○多言語情報コーナーの充実	戸籍課
○庁舎等建物管理	総務課
<b>③関係機関・団体のつながりを強化し、機関・団体から住民へ情報発信ができるようにします</b>	
○地区社会協議会	中区社会福祉協議会
○自治会町内会	地域振興課、総務課
○ケアプラザ所長会・コーディネーター会議等 ○地区民生委員児童委員協議会	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○保健活動推進員	福祉保健課
○老人クラブ、友愛活動員 ○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○消費生活推進員 ○青少年指導員 ○スポーツ推進委員 ○防犯情報配信事業	地域振興課
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業	こども家庭支援課
<b>柱1-2-2 地域の情報を受けとめる力を強めます</b>	
<b>①地域の困ったことなどを気軽に相談できる体制を整備し、困ったことに気づき、受けとめられる技術の向上に努めます</b>	
○相談窓口	区役所各課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○ボランティアセンター事業 ○移動情報センター、送迎サービス ○あんしんセンター	中区社会福祉協議会
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
<b>②相談を受けとめる関係機関等のネットワークを強化します</b>	

○DV等被害者支援	戸籍課 こども家庭支援課
○中なかいいネ！推進会議	福祉保健課
○移動情報センター推進会議 ○福祉施設・団体別の会議	中区社会福祉協議会
○みんなでSTOP ザ虐待事業 ○中区要保護児童対策連絡会	こども家庭支援課
○高齢者虐待防止事業連絡会 ○中区徘徊高齢者等探してネットワーク ○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○生活困窮者自立支援事業	生活支援課、区役所各課
<b>③区民や福祉活動団体が的確に地域の情報を受けとめることができるように研修を行います</b>	
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○みんなでSTOP ザ虐待事業	こども家庭支援課
○福祉啓発、福祉教育	中区社会福祉協議会
<b>④自治会町内会、地区社会福祉協議会、委嘱団体等と活動を共にすることで、つながりから生まれる情報を受けとめます</b>	
○自治会町内会活動	地域振興課、総務課
○地区社会福祉協議会	中区社会福祉協議会
○民生委員児童委員 ○主任児童委員 ○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員	福祉保健課
○友愛活動員	高齢・障害支援課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員 ○消費生活推進員	地域振興課
○環境事業推進委員	環境事業局中事務所
○地域防災拠点運営委員会	総務課
<b>柱1-2-3 見守り・見守られることの大切さを伝えます</b>	
<b>①安心してこのまちに暮らすことができるように、様々な機会（学習会、研修会等）を通して、見守りあうことの必要性を伝えます</b>	
○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○福祉教育	中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ

○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
②広報紙や啓発チラシ、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、住民同士が見守りあうことの必要性を様々な機会を捉えて広報します	
○広報・ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○コミュニケーションボードの普及啓発	中区社会福祉協議会
○見守りキーホルダー	福祉保健課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
③障害や認知症等により見守りが必要な人たちへの理解を住民や区内の商業施設、企業に伝えます	
○広報・ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○福祉教育	中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○民間事業者と連携した見守り体制づくり (孤立予防対策)	福祉保健課
<b>柱1-3 人財 見守りを通じて安心して生活できるよう、担い手を増やします</b>	
<b>柱1-3-1 新たな地域の担い手を増やします</b>	
①認知症や障害について正しく理解し、支援が必要な人を見守る人を増やすために、身近な場所で講座や学習会などの啓発活動を進めます	
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○ボランティア講座 ○障害者週間キャンペーン ○権利擁護事業	中区社会福祉協議会
○まちづくり推進事業	区政推進課
○広報紙・ホームページでの情報発信	区政推進課、高齢・障害支援課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○地域活動の担い手体験事業	福祉保健課
②児童・生徒を対象とした福祉体験や、若者や親子が参加しやすい地域行事の実施などを通して、地域の中で見守りができる人材を育成します	

○福祉教育 ○被災地支援を通じた担い手育成 ○コミュニケーションボードの普及啓発	中区社会福祉協議会
○地域防災力向上事業	総務課
○地域子育て支援拠点（子育て応援ボランティア、 横浜子育てサポートシステム）	こども家庭支援課
③趣味を活かした活動の推進、シルバーエイジの活動参加、防犯・防災などの地域の安心・安全への協力者を増やすために、区民利用施設や関係機関で連携して人材育成に取り組みます	
○ボランティア講座の開催 ○老人クラブとの連携	中区社会福祉協議会
○趣味を活かした活動者への促し	中区社会福祉協議会 地域振興課
○地域防災力向上事業	総務課
柱1-3-2 担い手がいきいきと活動できるよう支援します	
①活動の「やりがい」が高まるよう、活動の紹介や共有、活動の機会の増加、適切なマッチングを図ります	
○広報よこはまやホームページ等による活動の 発信や紹介	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○中なかいいネ！発表会	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○中区社会福祉大会（各種表彰制度） ○ボランティアセンター	中区社会福祉協議会
○なか区民活動センター	地域振興課
○「あなたのまちの支え合い」の発行	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○地域子育て支援拠点（子育て応援ボランティア、 横浜子育てサポートシステム）	こども家庭支援課
②活動の内容がより充実するよう、担い手のスキルアップや情報共有、学びあいや交流を進めます	
○地域子育て支援拠点事業 ○みんなでSTOP ザ虐待事業（地域の見守り力アップ事業）	こども家庭支援課
○ボランティア活動者交流会	各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○元気づくりステーション	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
③安心して活動に取り組めるよう、様々な団体が連携して活動できる組織や体制を整えます	
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設間の連携事業 ○中区活動団体補助金	地域振興課
○なかふれあい助成金 ○活動団体への補助金 ○活動費支援	中区社会福祉協議会
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課

<b>柱1-3-3 地域で活動する人同士の連携を通じて担い手を育てます</b>	
①住民や関係機関がつながりを持ち、情報交換・課題の共有を行うことで、それぞれの強みを活かした連携ができるよう、連絡会や研修会を開催します	
○徘徊認知症高齢者等地域支援事業連絡会 ○高齢者虐待防止事業連絡会 ○関係機関連携推進事業 ○認知症キャラバンメイト連絡会	高齢・障害支援課
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○生活困窮者自立支援事業	生活支援課、区役所各課
○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○みんなでSTOP ザ虐待事業（地域の見守り力アップ事業） ○中区要保護児童対策連絡会	こども家庭支援課
○学齢障害児余暇支援事業実施団体連絡会議 ○高齢者食事サービス団体連絡会	中区社会福祉協議会
②防災・防犯などの取組をきっかけに住民の自助・共助の力を高められるよう、自治会町内会、地区社会福祉協議会等の活動を支援します	
○地域防災力向上事業 ○災害時要援護者支援事業	総務課 高齢・障害支援課 福祉保健課
○区役所職員の地区担当制による地域支援	区役所各課
○自治会町内会	地域振興課
○地区社会福祉協議会 ○家具転倒防止金具取付ボランティア講座	中区社会福祉協議会
○各委嘱委員への支援	区役所各課

<b>計画推進の柱 その2 中なかいいネ！ で 元気いっぱい！</b>	
<b>柱2-1 交流 地域で行われる活動に参加し、続けていくことで、心身ともに健康が保たれ、まちの健康につながるよう働きかけます</b>	
<b>柱2-1-1 参加する場やきっかけを増やします</b>	
①広報や講座の開催等を通じて、介護予防や健康づくりについてPRし活動参加のきっかけとします	
○広報よこはま ○ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○介護予防講演会・教室 ○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課
○ウォーク&健康フェスティバル	福祉保健課
○文明開化ウォークラリー	地域振興課

②こどもから高齢者まで、幅広い世代の人が健康づくりの活動に参加できるよう、様々な機関や団体がきっかけづくりを行います	
○スポーツ交流促進事業 ○スポーツ・青少年事業（体育協会） ○青少年指導員活動支援事業 ○ランニング等普及事業 ○区内小学校縄跳び推進事業 ○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○老人クラブへの活動支援	高齢・障害支援課
○健康ナビゲーション事業 ○食育推進イベント	福祉保健課
③生活の支援が必要な人たちも、地域での健康づくり活動に参加しやすい場を今まで以上につくります	
○介護者のつどい	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○中途障害者地域活動センター、リハビリ教室	高齢・障害支援課
○福祉保健活動拠点の運営	中区社会福祉協議会
○仕事チャレンジアシスト事業	生活支援課
④商店街や企業などと連携して、健康的なまちづくりに取り組みます	
○企業・団体・商店街との連携	区役所、中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○ボランティアセンター事業	中区社会福祉協議会
柱2-1-2 活動が継続できるように支援します	
①ウォーキングやラジオ体操等の運動を、無理なく楽しく継続できるよう、研修や講座の開催、講師の派遣などを通じて応援します	
○ラジオ体操の普及	地域振興課
○てくてくウォーキング事業	福祉保健課
②健康づくりに関する活動が安全・快適に続けられるような環境整備を行います	
○健康みちづくり	土木事務所
③地域の中で健康づくりの活動を行っている団体等に対して、財政的な支援を行います	
○アルコール依存回復プログラム	生活支援課
○区民活動支援事業 ○中区活動団体補助金	地域振興課
○町ぐるみ健康づくり支援事業	福祉保健課
○中途障害者地域活動センター ○元気づくりステーション ○リハビリ教室	高齢・障害支援課
なかくふれあい助成金	中区社会福祉協議会

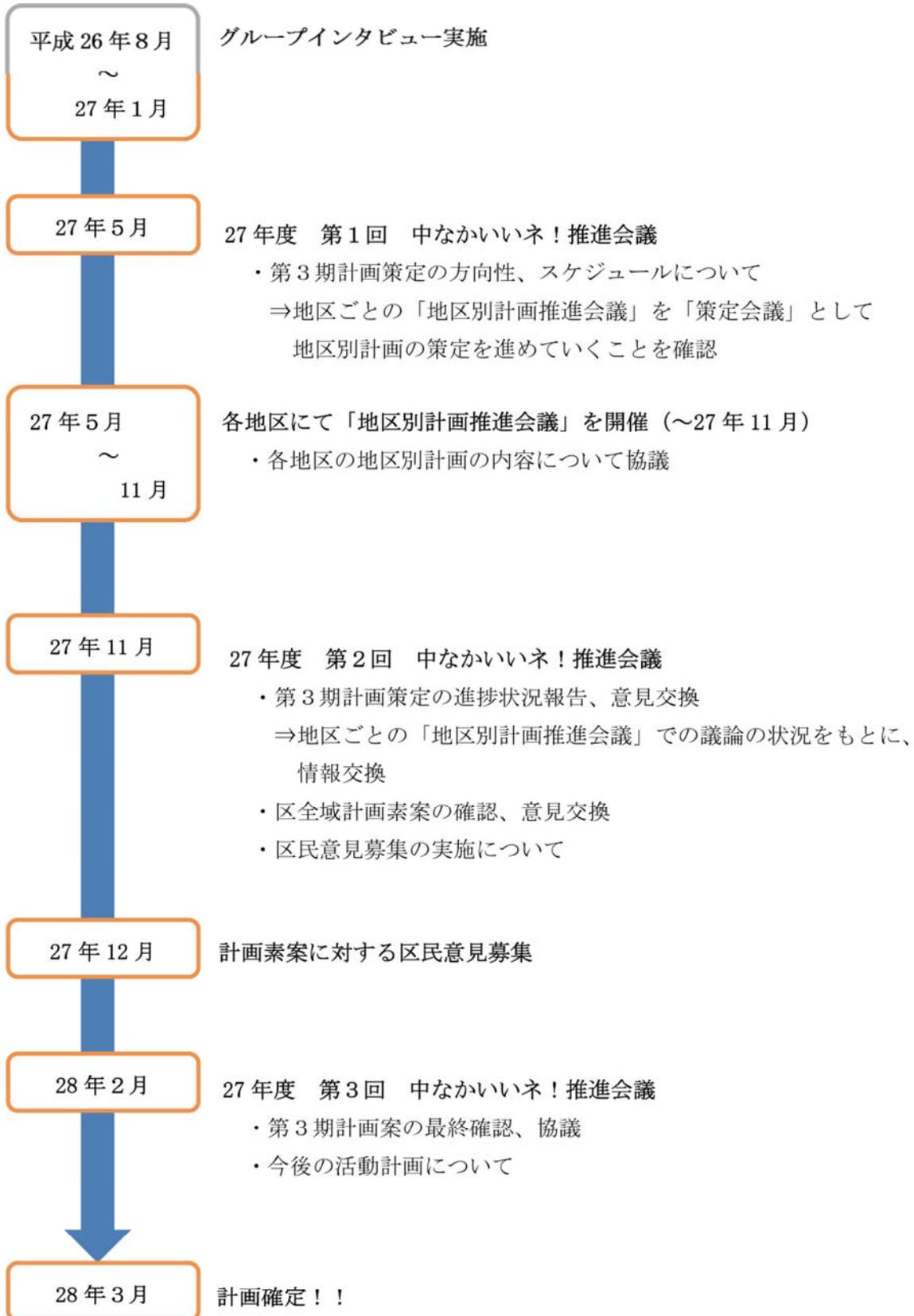
④地域ケアプラザや地区センター、コミュニティハウス、中区福祉保健活動拠点（なかふく）など、活動を継続するために必要な場所の提供を行います	
<b>【活動場所提供施設】</b> <input type="checkbox"/> 地域ケアプラザ <input type="checkbox"/> 福祉保健活動拠点 <input type="checkbox"/> 地区センター <input type="checkbox"/> コミュニティハウス <input type="checkbox"/> なか区民活動センター	福祉保健課  地域振興課
<b>柱2-1-3 安心して健康的に生活できるまちづくりを支援します</b>	
①まちの防災・防犯・交通安全の取組や、歩道・公園の美化活動等、安全で健やかに過ごせるまちづくりに取り組みます	
<input type="checkbox"/> 地域防災力向上事業	総務課
<input type="checkbox"/> 災害時ペット対策推進事業	生活衛生課
<input type="checkbox"/> 災害時医療体制の構築	福祉保健課
<input type="checkbox"/> まちづくり推進事業	区政推進課
<input type="checkbox"/> 安全なまち・防犯対策推進事業 <input type="checkbox"/> 放置自転車・交通安全対策事業	地域振興課
<input type="checkbox"/> 公園愛護会、ハマロードサポーター	土木事務所
②まちの美化活動に取り組む地域団体や、環境事業推進委員、美化推進委員等の活動を支援します	
<input type="checkbox"/> ヨコハマ3R夢プラン推進事業 <input type="checkbox"/> 環境事業推進委員事業	地域振興課 （環境事業局中事務所）
③「中区クリーンアップ DAY」や「中華街をきれいな町にする会」の活動等を通して、住民・事業者・警察・行政等が一体となり、安心・安全・きれいなまちづくりに取り組みます	
<input type="checkbox"/> ヨコハマ3R夢プラン推進事業 <input type="checkbox"/> 放置自転車・交通安全対策事業 <input type="checkbox"/> 安全なまち・防犯対策推進事業	地域振興課
④地域の魅力や資源を活かしてまちの元気につながる取組を応援します	
<input type="checkbox"/> 中区商店街魅力アップ事業	地域振興課
<input type="checkbox"/> 魅力マップ活用事業（中区の歴史を碑もとく絵地図）	区政推進課
<b>柱2-2 情報 誰もが自分らしく暮らしていけるよう、健康に関する理解を深める取組を行います</b>	
<b>柱2-2-1 ころとからだの健康に関する適切な情報を伝えます</b>	
①すべての区民が日常生活の中で役立てられるよう、認知症や介護予防、ころの健康や食の安全などの正しい知識の普及を図ります	
<input type="checkbox"/> ころとからだの健康に関する各種講座、相談、健診等	区福祉保健センター 各地域ケアプラザ
<input type="checkbox"/> 広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ

○公共施設以外でのチラシ等の掲示	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○食中毒予防の取組 ○中区生活衛生協議会運営支援 ○よこはまなか・ビル環境協議会運営支援	生活衛生課
②広報よこはま「なか区版」やホームページ、関係機関の広報誌などを利用して、健康に関する情報を定期的に発信します	
○広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
③正しい食生活について関心を高め、生活に取り入れることができるよう、学校や企業などと連携して健康に関する知識を伝えます	
○食育推進事業・イベント ○健康経営企業応援事業 ○健康応援団事業 ○給食施設研修会・巡回訪問事業	福祉保健課
○食中毒予防の取組	生活衛生課
柱2-2-2 関係機関が協働し、気軽に相談できるよう取組を進めます	
①様々な人々の健康に関する困りごとについて、区民が身近な所で相談ができるよう取り組みます	
○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）総合相談 ○地域ケアプラザ出張相談会	各地域ケアプラザ
○中区障害者支援拠点 みはらしポンテ ○中区障がい者生活支援スペース ぽ〜と	高齢・障害支援課
○地域子育て支援拠点のんびりんこ	こども家庭支援課
②行政や専門機関・事業者・学校等が連携して、地域包括ケアシステムの構築に努め、介護・保健医療に関する相談を地域ぐるみで受けとめられるよう取り組みます	
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○中区在宅医療相談室	高齢・障害支援課
○介護と医療の連携検討会 ○介護事業所自主連絡会支援 ○介護者のつどい	高齢・障害支援課、 各地域ケアプラザ
○生活困窮者自立支援事業	生活支援課 区役所各課
○国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	保険年金課
柱2-2-3 つながりによる健康づくりの大切さを伝えます	
①近所づきあい、自治会町内会への参加、趣味やサークル活動等、身近な場所での人とのつながりが、お互いの体やこころの健康につながることを、学習会や講演会等学びの機会を通じて伝えていきます	
○介護予防講演会・介護予防教室	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○生活教室	高齢・障害支援課

○食生活等改善推進員支援・養成事業 ○健康ナビゲーション事業 ○食育推進事業（食育講座） ○健康教室	福祉保健課
②地域で開催されている子育てサロンや高齢者サロン、食事会、体操教室等を支援するなかで、集う楽しさやつながる喜びを広げていきます	
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設運営事業	地域振興課
○つながり de 健康づくり	福祉保健課
○福祉保健活動拠点	中区社会福祉協議会
○ボランティアポイント制度（いきいきポイント）	高齢・障害支援課
<b>2-3 人財 地域に住んでいる人も働いている人も健康づくりの担い手になれるよう支援します</b>	
柱2-3-1 身近な人と人とのつながりや活動を通じて、新たな担い手を発掘します	
①趣味や特技を活かして活動する新たな担い手を発掘します	
○街の先生の人材活用 ○生涯学習支援事業との連携 ○なか国際交流ラウンジ事業 ○なか区民活動センター	地域振興課
○公園愛護会活動	土木事務所
○ボランティアセンター事業 ○送迎サービス ○移動情報センター事業	中区社会福祉協議会
○広報紙・ホームページなどの広報媒体	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
②「健康づくり」に関係する団体や区民が連携し、地域での活動の担い手を発掘していきます	
○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員（ヘルスマイト） ○元気フェスタ、ウォーク&健康フェスティバル等の健康イベント	福祉保健課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員	地域振興課
柱2-3-2 仲間と一緒に健康づくりを楽しみながら続けていける担い手を育成します	
①地域ケアプラザや地区センターなどの区民利用施設における健康講座や教室などを通じた自主活動グループの立ち上げや、活動継続の支援を行います	
○区民利用施設運営事業	地域振興課
○元気づくりステーション ○介護予防事業	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○地域ケアプラザ自主事業	各地域ケアプラザ
②保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等、地域で健康づくりを支える担い手が生き活きと活動できる環境づくりに取り組みます	

○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員（ヘルイスメイト）	福祉保健課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員	地域振興課
○老人クラブ	高齢・障害支援課
③広報よこはま「なか区版」など、区・区社協・地域ケアプラザの広報紙やホームページで、健康づくり活動の魅力や効果を発信し、仲間の輪の広がりや担い手の活力アップにつなげます	
○広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○中区みんなで健康づくりホームページ	中区社会福祉協議会 福祉保健課
柱2-3-3 活動団体、関係機関、企業等と連携した健康づくりの取組を広げます	
①地域の飲食店や企業、事業所・関係団体などと連携し、市民が利用しやすい健康づくりの環境整備を行います	
○食中毒予防の取組 ○中区生活衛生協議会運営支援 ○よこはまなか・ビル環境協議会運営支援	生活衛生課
○健康経営企業応援事業 ○給食施設研修会、巡回訪問事業 ○健康応援団事業 ○食育推進事業	福祉保健課
○介護予防事業関係者連絡会	高齢・障害支援課
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設運営事業	地域振興課
②学校や企業とともに、地域ぐるみでまちの美化活動を進めます	
○ハマロードサポーター ○公園愛護会活動	土木事務所
○ボランティアセンター事業	中区社会福祉協議会

## 4 検討経過



## 5 中なかいいネ！推進会議 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
伊藤 正	第4地区北部
井上 圓三	関内地区
植草 章江	中区青少年指導員協議会
大嶋 生雄	第1北部地区
金子 豊	中区社会福祉協議会
鎌倉 崇	第4地区南部
鬼頭 和秀	新山下地域ケアプラザ
木村 博之	(公財)横浜市国際交流協会国際交流ラウンジ
齊藤 憲明	第3地区
佐々木 茂雄	中区ボランティア連絡会
佐藤 眞理子	寿地区
清水 浩一	明治学院大学
鈴木 聖一	新本牧地区
高田 信二	中区民生委員児童委員協議会
田中 智	横浜商工会議所
千野 光康	第6地区
中村 徹	第1地区中部
丹羽 博利	本牧・根岸地区
程島 正雄	中区民生委員児童委員協議会
巻口 徹	中区福祉保健センター
松浦 徳治	中区老人クラブ連合会
松澤 秀夫	第2地区、中区保健活動推進委員会
水木 尚充	中区中学校長会
三村 嘉延	埋地地区
梁田 理恵子	中区主任児童委員連絡会
依田 龍治	石川打越地区
米山 満	中区スポーツ推進委員連絡協議会
渡部 専枝郎	中区障害者団体連絡会

## 6 グループインタビュー 実施概要

第2期の振り返りを行うと共に、第3期計画にみなさんの意見を反映するため、地域の活動者・団体を対象に、「活動を通しての課題・今後取り組んでいきたいこと」などの話を聞きました！

- 実施期間：平成26年8月～平成27年1月
- 実施回数：12回
- 参加団体数：延べ41団体  
(分野：子育て・青少年・高齢者・健康づくり・障害児者・外国人・ネットワーク)
- 参加者数：延べ101人

### 見守り

- ☆日頃からつながりがあると、災害など何かの時につながれる。
- ☆道で会って「こんにちは」とあいさつすることも大切。
- ☆向こう三軒両隣で見守りができているところもある。今後この関係がさらに重要になる。
- ☆障害者に対しても「これをやっちゃだめだよ」と注意したり、アドバイスしてくれる人を増やしたい。
- ☆町内会の中に何でも、ちょっと相談できる係みたいなものがあるとよい。
- ☆制度では担いきれない時に、地域のつながりや支援が必要。
- ☆日常生活の中で、声かけ・見守りをしていく。
- ☆学校に入ると、地域のつながりが増え、地域で育てられていると感ずることが増える。
- ☆町内会に入らない人やマンションが増え、住民の把握ができない。
- ☆高齢者が集まれる場所が少ない。
- ☆友愛活動では、元気な高齢者が地域の高齢者を支えるという形が進んできた。
- ☆年々増えている認知症高齢者の見守り・支援体制の構築が必要。

### 健康づくり

- ☆ラジオ体操が浸透してきている。
- ☆意識が低い人、関心の低い人の参加が課題。
- ☆ゲームの普及で体力が低下している。
- ☆一人になると食生活が偏る。おすそわけも難しい。
- ☆健康な人には、ウォーキングなどをきっかけに参加へのアプローチをするとよい。
- ☆スポーツを始める動機づけは、それぞれの社会生活で気持ちの余裕が持てたり、仲間づくりが上手くいくことが必要。
- ☆地域の子どもたちにスポーツをするきっかけ作りとして、年2回簡単なスポーツ体験を実施している。
- ☆子どもや病気の家族の食事のバランスを考えることが必要。
- ☆中学校のアンケートでは朝ごはんを食べない子どもが多かった。
- ☆家族揃っての食事は心の安定につながる。
- ☆介護者の集いや認知症カフェで、現在介護を携わっている方同士話をすることが精神的な支え・リセットになる。
- ☆親子のひろばなどの集まりに来て、周りのお母さんの話を聞くと安心できる。
- ☆ふれあい給食会では食事だけでなく心のケアがあるのがよい。

## 取組を支える3つの土台

### 交流

- 町内会同士の連携、協力で解決できることもある。
- 防災訓練は地域の人と直接触れ合えるよい機会。
- 中区は転入者が多く、土地勘なく、周りに知人がいない人が多い。
- 自治会と障害者施設の関わりが深く双方のイベントに参加し交流している。
- 地域と障害者団体の交流の場があるとよい。
- 偏見を解消する歩み寄りのきっかけがほしい。
- 知らないこと、分からないことが差別につながる。
- 制度の充実の反面、近所の人に協力してもらうなどのつながりが薄れてしまった。関わりを重ねていくうちに理解してくれるようになる。
- 小学生と中学生、大学生と結びつける若い異年齢交流があると、楽しんで活動してくれる。
- 商店街や学校などと一緒に事業を実施することでつながりがもてた。
- 関係者や関係機関・団体の横のつながりがほしい。
- 地域のネットワーク化をしたい。

### 情報

- 連絡会で情報交換し他のグループと連携した活動ができている。
- 関係者が連携して、色々な場で事業のPRができるとよい。
- 町内会に入るメリットが知られていない。
- 人手不足対策には、ネットやラインなどの活用や、分かりやすい広報の作成など周知の工夫も必要。
- 支援する際に、いろいろな視点で見る必要があるが個人情報共有が難しい。
- 情報過多で正しい情報の選択が難しく、余計に不安になってしまう人もいる。
- 子どもを通じて、保護者や地域に情報を伝えることができる。
- 制度について分からないし、どこに相談すればよいかも分かりづらい。
- 回覧板にルビなどがあれば、読むことができるので、地域行事等に参加したり、手伝える。

### 人材

- ボランティア活動を通じて、喜ぶ顔が見られる達成感や様々な人につながる楽しみを広めたい。
- 無償のボランティアの活動継続が難しいなど、ボランティアに対する考え方が変わった。
- 誰もが、できることを、出来る時に、できるところで関われる活動があると、新しい団体や人とつながれる。
- ボランティアを始めるきっかけがあるとよい。
- 中学生に手伝ってもらおうと力を発揮してくれる。
- 学校を動かすには、その効果・メリットを継続的に伝えていく等の働きかけが必要。
- お手伝いをしてくれる人を増やすためにも、行事をやっているというPRは必要。
- 広く周知するのではなく、その内容に興味がありそうな人に個別に声をかけている。
- 若い人が入ってこないため、高齢化が進んでいる。
- 若い人が参加したくなるようなプログラムを実施。
- 定住する人が少なく、担い手の世代交代が難しい。
- 転入者をどう巻き込むかが課題。
- 日頃利用者として来てくれている人に支援者になってもらいたい。

## 7 計画素案に対する区民意見募集 実施結果概要

### 1 意見募集の実施期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）～平成 28 年 1 月 8 日（金）

### 2 意見の応募方法

- 計画素案（冊子）添付のはがき
- 電話、FAX、Eメール

### 3 寄せられた意見の数

11 件

### 4 意見の内容と区としての考え方

寄せられた意見の概要	区としての考え方（対応）
第 1 章で「できたこと」が多数紹介されているが、各地域に認知症カフェの取組が広がっている。認知症対策は今後の重要テーマと思われるので、ぜひ記載してほしい。	第 1 章に認知症カフェの取組についての記載を追加しました。
区全域計画の中に自分の住む地区の取組が取り上げられるとモチベーションアップにもつながる。ぜひ具体的な地区名や取組を積極的に記載してほしい。	極力具体的な地区名や取組を明記する方向で修正を行いました。
第 1 章の中で、「できたこと」と「課題として残ったこと」という項目の表現があるが、「課題」というよりもっと前向きな表現の方がよい。	より前向きで、次につなげる項目という趣旨にかなうよう、「今後に向けて」という表現に改めました。
第 4 章は、施策や事業が詳しく書かれ、どこに相談すればよいかよくわかるが、できればアイコンをもっとわかりやすく表示してほしい。	アイコンの表示について、よりわかりやすい表示に変更しました。
計画冊子としては詳しく、良くできているが、日頃地域活動に触れていない方にも読んでいただくためにはもう少し簡易なものも必要。	概要版（リーフレット）を作成し、各地区でご活用いただきたいと思います。

寄せられた意見の概要	区としての考え方（対応）
<p>医師会との連携による取組について追記すべき。また、医師会としての取組をぜひ記載してほしい。</p>	<p>中区における健康づくりの取組については、横浜市全域で取り組んでいる「健康横浜21」に基づいて実施していくことから、第3章に大幅に追記し、その中で保健医療関係団体との連携について記載しました。また、医師会としての取組内容はコラムとしてご紹介させていただきます。</p>
<p>歯科医師会との連携による取組について追記すべき。また、歯科医師会としての取組をぜひ記載してほしい。</p>	<p>中区における健康づくりの取組については、横浜市全域で取り組んでいる「健康横浜21」に基づいて実施していくことから、第3章に大幅に追記し、その中で保健医療関係団体との連携について記載しました。また、歯科医師会としての取組内容はコラムとしてご紹介させていただきます。</p>
<p>薬剤師会との連携による取組について追記すべき。また、薬剤師会としての取組をぜひ記載してほしい。</p>	<p>中区における健康づくりの取組については、横浜市全域で取り組んでいる「健康横浜21」に基づいて実施していくことから、第3章に大幅に追記し、その中で保健医療関係団体との連携について記載しました。また、薬剤師会としての取組内容はコラムとしてご紹介させていただきます。</p>
<p>地域ではいわゆる担い手として頑張っている人とやらない人がわかれてしまっている。いろいろな人に参加してもらえるような取組や仕組みを考えるべき。</p>	<p>地域活動における担い手の確保は大きなテーマです。今回の計画でも区や区社会福祉協議会、地域ケアプラザなどが中心となって進めるべき「3つの土台づくり」の一つとして「人財」というテーマ設定をして重点的に取組を進めていくこととしています。</p>
<p>様々な施策が網羅的に掲載されていて、日頃の活動の中でのバイブルとして活用したいと思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後も皆さんの活動のよきパートナーとして頑張っていきたいと考えます。</p>
<p>地域の担い手はやることが多く大変である。心身ともに負担になるが、困っている人たちを支援する視点を忘れてはならない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。計画の内容は、ご指摘の視点を踏まえたものとしたつもりではありますが、今後も常に大切な考え方として、忘れずに進めてまいります。</p>







**【問い合わせ】**

横浜市中区役所 福祉保健課 事業企画担当

電話 045-224-8330 FAX 045-224-8157

.....  
社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会

電話 045-681-6664 FAX 045-641-6078